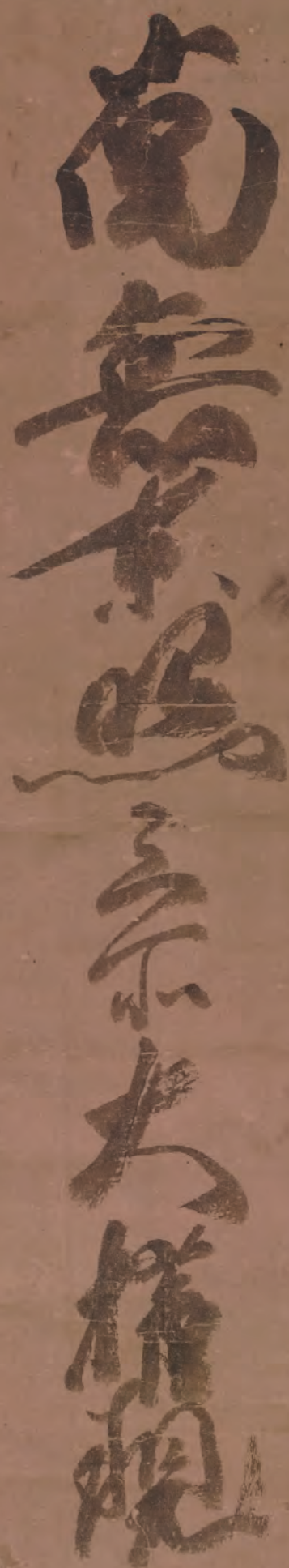


因幡東照宮別当寺院

# 大雲院資料調査報告書

【一】 歴史資料編 (第一冊 概説)



大雲院

2023.03

鳥取市教育委員会

因幡東照宮別当寺院

# 大雲院資料調査報告書

【二】 歴史資料編

(第一冊 概説)

2023.03

鳥取市教育委員会



## 刊行にあたって

鳥取藩は、江戸時代には現在の鳥取県とほぼ同じ範囲を領地とし、石高三十二万石を数える、外様の大大名・池田家によって統治されてきました。

その居城であった鳥取城の南西に位置する鳥取東照宮は、紀州徳川家の治める和歌山より西に所在する、現存最大の東照宮と言われています（明治維新以降、禰谿神社と呼ばれていた時期を経て、現在は東照宮に復しています）。徳川家康を神格化し東照宮信仰を確立した慈眼大師天海が、その創始に直接かかわった最後の東照宮でもあります。国の重要文化財である鳥取東照宮の本殿・幣殿及び拝殿と唐門は、昭和十八年の鳥取大震災、昭和二十七年の鳥取市大火災を乗り越えた本市に残された貴重な歴史的建造物です。

乾向山東隆寺大雲院は、初代鳥取藩主・池田光仲によって創建された東照宮別当寺院で、明治維新後の神仏分離令により鳥取市立川の現在地に移転するまで、鳥取藩の祭礼や宗教行政の要として大きな役割を果たしてきました。また、江戸幕府においても、輪王寺宮と東叡山寛永寺・比叡山延暦寺・日光東照宮を中軸とする宗教体制の中で、大山寺・三仏寺・摩尼寺といった山陰地方の古刹のまとめ役としての役割を果たし、明治時代には天台座主を輩出するなど、重い立場の寺院でした。以前より貴重な資料を所蔵されていることは専門家の間では知られていましたが、今回、所有者にご許可いただき、文化庁・鳥取県の支援を受けて、初めて総合調査を実施することができました。令和四年度の本報告書より、その成果を順次公表していくこととなり、江戸時代の宗教史のみならず、本市及び山陰地方の地域史の研究において寄与するものと考えます。

関係各位の尽力に敬意を表すとともに、調査にご協力いただいた大雲院様、わけても懇切なご指導をいただきました先代住職田尻光照様（故人）に深く感謝申し上げます。

鳥取市教育委員会

教育長 尾 室 高 志

## ご挨拶

一六五〇年、現在の樗谿の地に東照宮の別当寺として誕生した本院は、江戸時代の終焉と共に鳥取の表舞台から降りて久しくなりました。今では中国観音霊場としての色を濃くしており、市内の人々も鳥取藩主と本院、はては徳川との関係を知らない人がほとんどです。

明治の神仏分離のため、末寺の靈光院に移転したことにより起きた、それぞれが保有する数多くの仏像・什物の混在。そんな中、明治時代に一度、什物整理に着手された不二門智光座主猊下の努力もあり、一時は整然と管理されておりました。しかし、昭和に入り第二次世界大戦や鳥取大震災、戦後の混乱のため、土蔵や諸堂の倒壊、土地の維持管理がどんどんと難しくなる中、再び什物の整理をすることができずに現在にいたりました。

そんな苦しい状況下でも、歴代住職たちが、いつかは日の目を見ることを願い、守り継いできた寺宝たちを、この度様々な専門家の方の力で再び日の目を見ることができました。

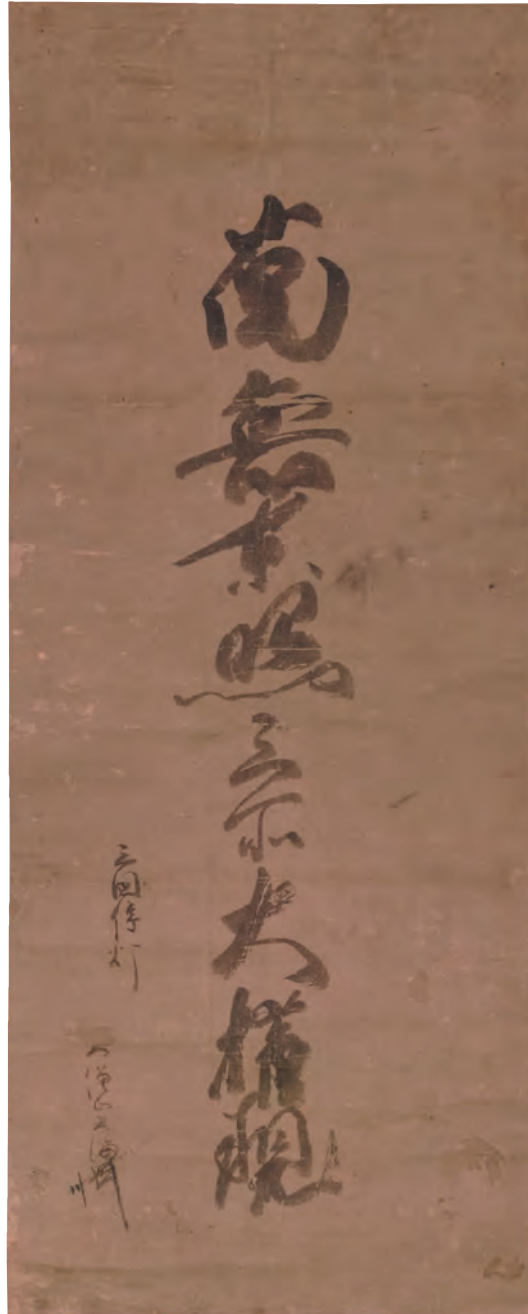
本誌が、大雲院や鳥取藩、天台宗などへの関心を呼び起こし、また、後世の研究人たちの一助になることを願うものであります。最後に、平成二十九年の本格調査開始から、本誌の発行を心待ちにしながらも令和四年にこの世を去った、當山十八世光照大和尚の墓前にこの成果を報告することができ、本当に嬉しく思います。

執筆者の方々、協力者の方々、気候災害やコロナ禍でも真摯に調査・研究に尽力してくださり、心より感謝申し上げます。

令和五年三月

乾向山 東隆寺 大雲院

第十九世 田尻光淳 拜



口絵1 東照三所大権現神号（天海筆） 箱別-1

南光坊天海による東照三所大権現の御神号。因幡東照宮の創始にあたっては、別当寺院大雲院の原型となる栗谷長寿院の創始など、天海の活動は重要な役割を果たした。

この時期は御三家・親藩だけでなく外様大名が公式に東照宮の勧請を企図するようになっており、鳥取藩主・池田家から見れば本家にあたる備前岡山藩の藩主・池田光政による岡山東照宮勧請に倣ったかたちでそれが進められたと考えられている。鳥取藩における東照宮勧請についても、岡山藩の影響は考えられるが、現時点でそれを確証するものはない。むしろ、鳥取藩の預かりとなっていた同門の池田輝澄の果たした役割の方が重かったように思われる。別当寺院の初代に充てられる淳光院公侃は池田輝澄の六男であり、度々院号の替わる東照宮別当寺院の定号となった「大雲院」は、輝澄の戒名「大雲寺殿」にちなむ。(佐々木)



口絵2 慈眼大師御状 箱A-12

池田光仲（勝五郎）の祈願所を大乘坊に申しつけたことを荒尾内匠に伝える天海の書状。  
 慶安3年の東照宮勸請に先立ち、鳥取藩と天海の間で様々な調整が行われていたことがわかる（287「大僧正天海書状（折紙）」として宇高良哲・中川仁喜編『南光坊天海発給文書集』に収録）。（佐々木）

尚々、内匠殿御下向之由承候使者以  
 不申此方可有逗留候間其内可申承候  
 已上  
 先日者岩越次郎左衛門  
 為御使御越忝候  
 就其勝五郎殿  
 祈願所大乘坊へ  
 御申付令満足候  
 即長寿院と  
 院号申付候弥  
 御懇頼入候来  
 春上り候ハ、押付  
 御下可然候勝五郎殿  
 当地ニ御坐候間此  
 地にて御祈祷之  
 様子をも我等念入  
 可申付候 恐惶謹言  
 大僧正  
 十一月朔日 天（花押）  
 （表書） 荒尾内匠殿  
 和田飛驒守殿  
 （貼紙）「慈眼大師御状」

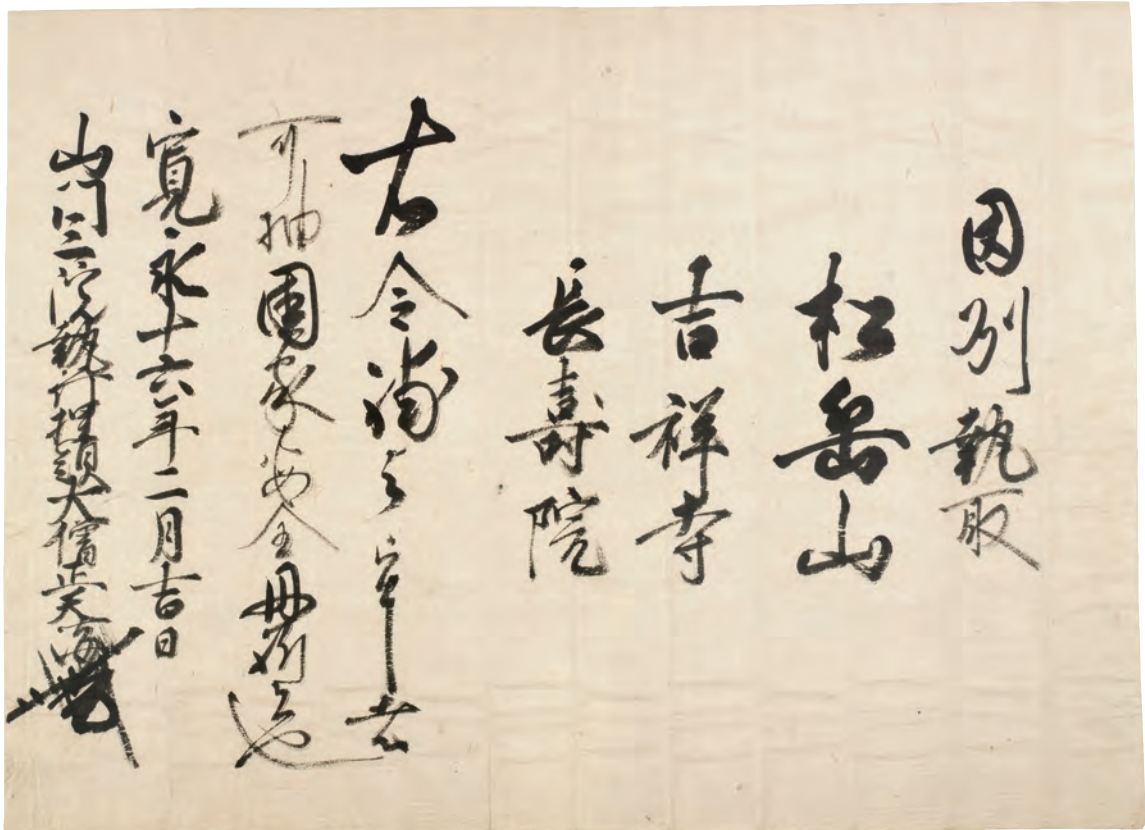


口絵3 光仲様御書（於国元長寿院客殿護摩堂致建立候儀云々） 箱A-9

天海よりの書状を受けて、因幡国に長寿院の客殿・護摩堂を建立するとした池田光仲よりの返書。写しではなく原本であるが、因幡東照宮創設に係る由緒の文書として、一連の鳥取藩差出の文書と併せて東叡山より譲渡されたものと考えられる。（佐々木）

尊書拜見仕候然者於  
 国元長寿院客殿護摩  
 堂致建立候儀被聞召付  
 被為入御念被仰下忝奉存候  
 何様伺公之節可得貴慮候  
 恐惶謹言  
 十月七日  
 光仲（花押）





口絵4 慈眼大師寺山号（因州執取松岳山吉祥寺長寿院） 箱A-5

因州鳥取に松岳山吉祥寺長寿院の創設を許可した文書である。この翌年、天海は「因幡国上美郡鳥取郷松岳山吉祥寺長寿院法度」を発給しているが、「法度」は大雲院資料中には現存しない（昭和18年の鳥取大震災で被災し滅失したものと思われる）が、東京大学史料編纂所影写本「鳥取大雲院文書」によって内容・形態を知ることができる。この資料は279「山門三院執行探題 大僧正天海吉祥寺山号許可状」として、また「長寿院法度」は294「山門三院執行探題法印大僧正天海掟書」として宇高良哲・中川仁喜編『南光坊天海発給文書集』に翻刻されている。（佐々木）

【参考】東京大学史料編纂所所蔵影印本

掟 因幡国鳥取  
松岳山吉祥寺長寿院

- 一 天下安全国家長久御祈祷不可有怠慢事
- 一 穴太一流密教可有執行事
- 一 住持職非器量者、堅不可申付事
- 一 台家之出家、行儀作法肝要可申付事
- 一 不遂堅義并開壇紋白袈裟纒帽子不可着事

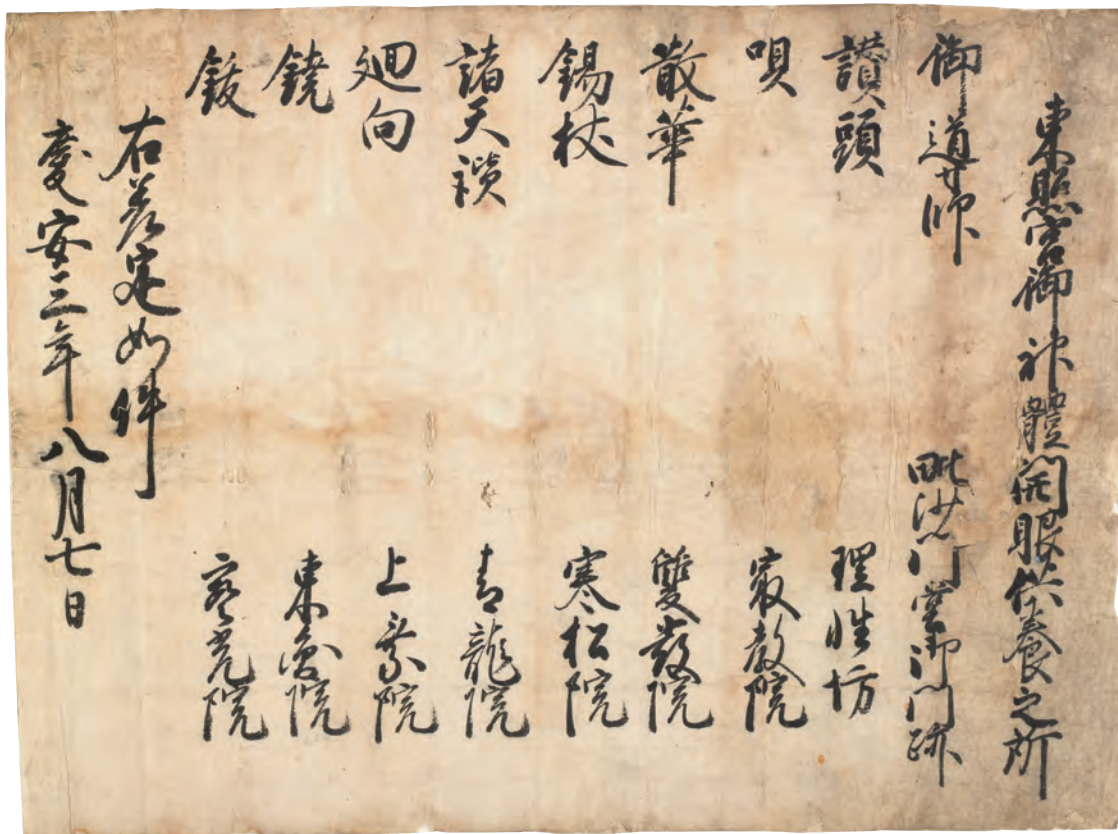
右之旨堅可相者也

寛永十七年五月日  
山門三院執行探題法印大僧正天海（花押）

因州執取  
松岳山  
吉祥寺  
長寿院

右令補与畢者  
可抽国家安全丹祈者也

寛永十六年二月吉日  
山門三院執行探題大僧正天海（花押）



口絵5 慶安三年御神体開眼差定（開眼供養式配役につき） 箱A-1

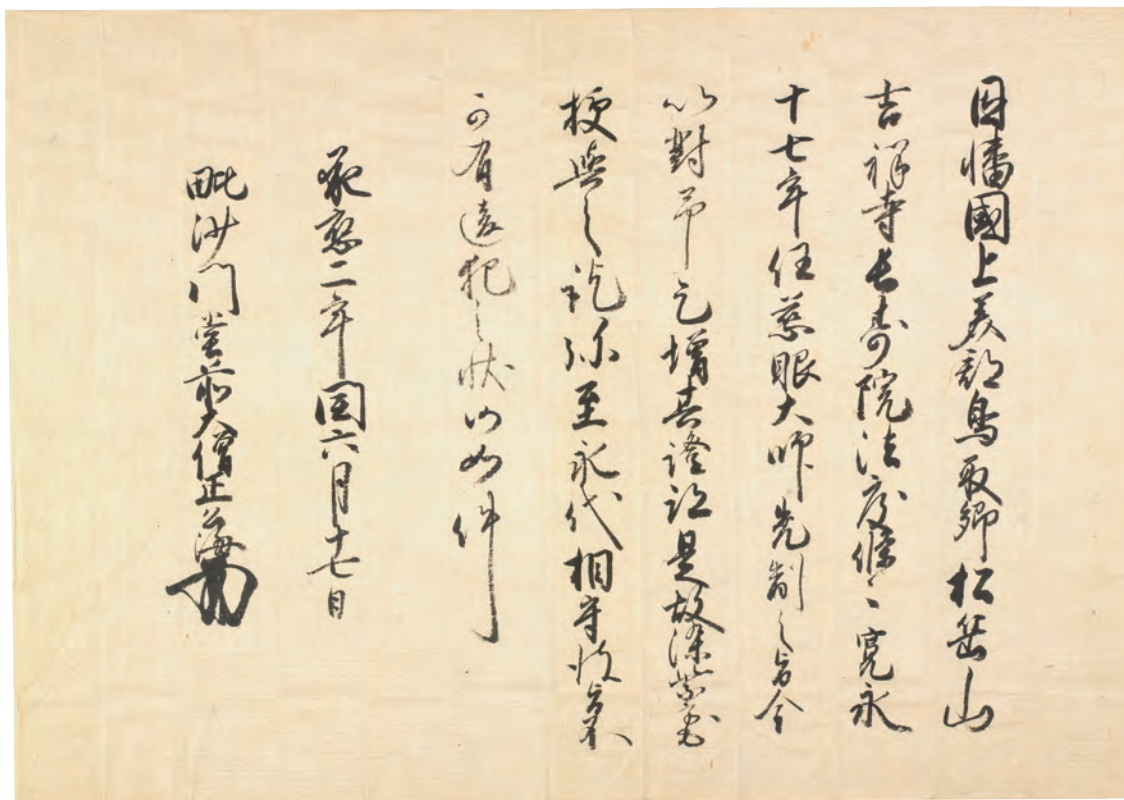
慶安3年8月7日に東叡山寛永寺で行われた因幡東照宮の御神体の開眼供養の役割を定めたもの。導師は毘沙門堂公海が務めている。開眼供養された神体は、宮殿に入れられ、神輿によって鳥取へと運ばれた。なお、本地仏の薬師如来の開眼供養は御神体の遷宮儀礼の翌日、9月18日に鳥取で行われている。

料紙は奉書紙ではなく中高檀紙である。（佐々木）

東照宮御神體開眼供養之所	御導師	讚頭	唄	散華	錫杖	諸天讚	廻向	鏡	鉞	右差定如件	慶安三年八月七日
毘沙門堂御門跡	理性坊	寂教院	雙巖院	寒松院	青龍院	上乘院	東圓院	東雲院	寶光院		





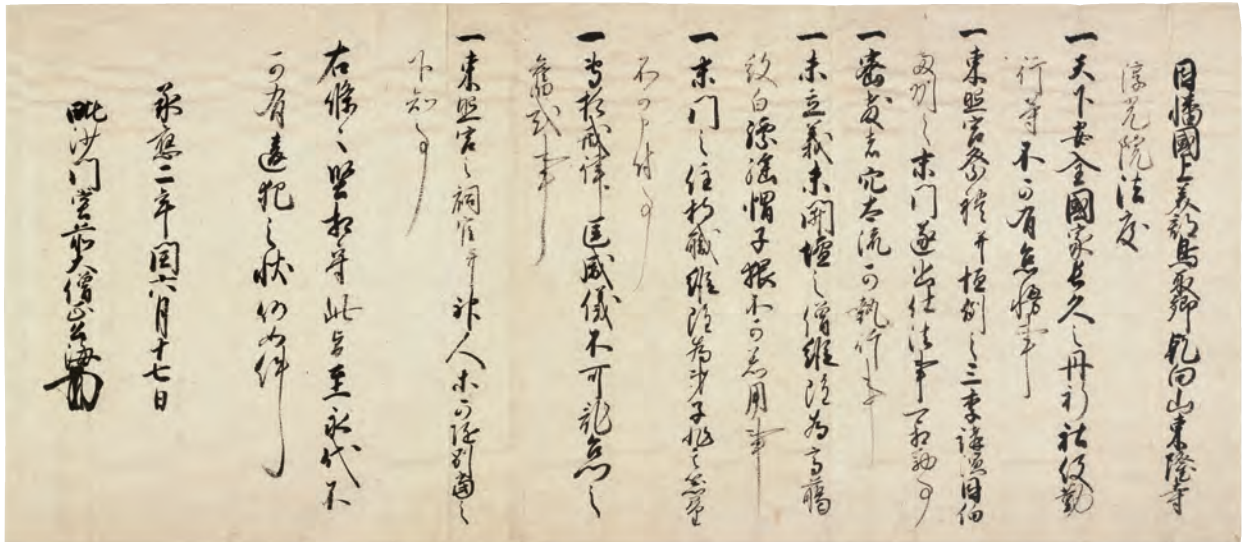


口絵8 〔達書〕（長寿院法度条々） 箱A-6

天海が因州に長寿院を創設した際に発給した法度の効力を追認する毘沙門堂公海の達書。これに加え、因幡東照宮の勧請に際して別当寺院となった淳光院への法度（口絵9）を追加する形で同時に発出している。

文中「因幡国上美郡鳥取郷松岳山吉祥寺長寿院法度」は、先に述べたように原本は現存しないが、東京大学史料編纂所影写本「鳥取大雲院文書」によって内容・形態を知ることができる（グラビア◇ページ参照）。（佐々木）

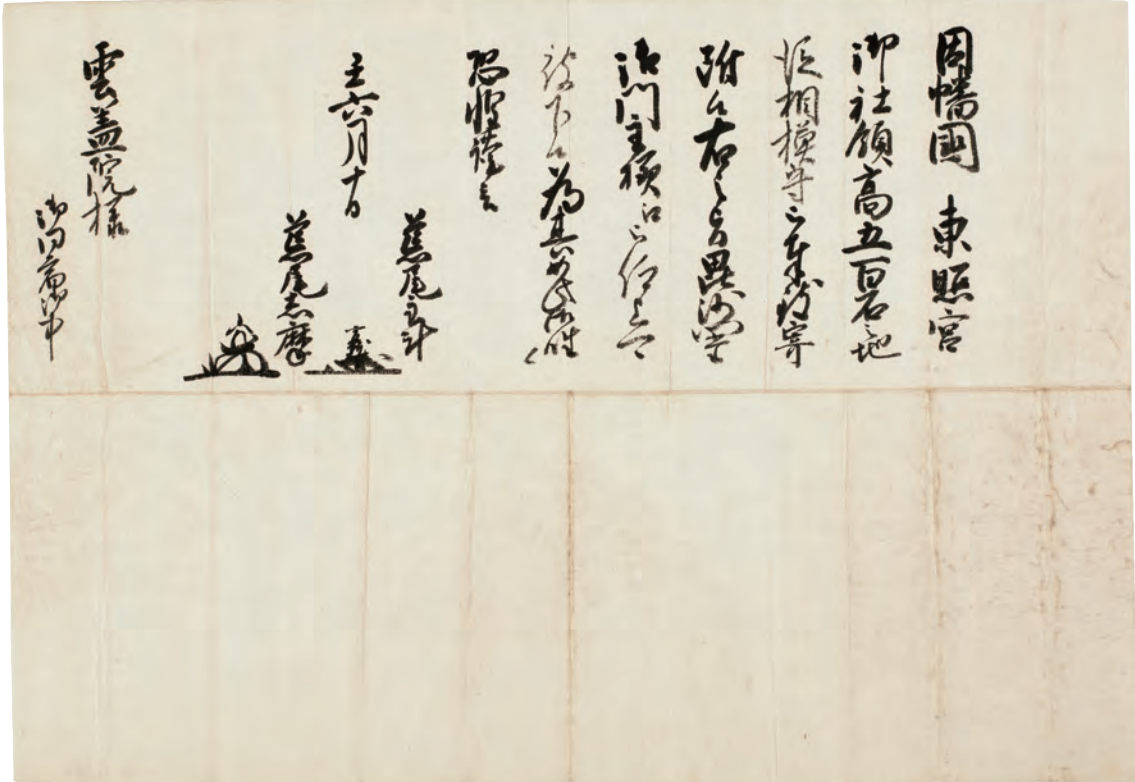
因幡国上美郡鳥取郷松岳山  
吉祥寺長寿院法度條々寬永  
十七年任慈眼大師先制之旨  
今以對予乞增其證跡是故染筆  
授與之訖弥至永代相守候旨不  
可有違犯之状仍如件  
承應二年閏六月十七日  
毘沙門堂前大僧正公海（花押）



口絵9 因幡国上美郡鳥取郷乾向山東隆寺淳光院法度 箱A-2

口絵8の書面により伝達され、毘沙門堂公海より改めて示された東照宮別当寺院としての乾向山東隆寺淳光院の法度である。山号・寺号はこれにより確定したが、院号はこの後慈雲院・唯識院など住職によって変わることがあった。大雲院が定院号となるのは文化12年、9代住職良航の時代であった。なお大雲院の院号は初代とされる公侃が池田輝澄の六男であったことから、輝澄の法名「大雲院殿一閔徹心大居士」より採られている。料紙は薄手の檀紙で、幕府の用いるものとは異なる。(佐々木)

<p>因幡国上美郡鳥取郷乾向山東隆寺 淳光院法度</p> <p>一 天下安全国家長久之丹祈禱役勤 行等不可有怠慢事</p> <p>一 東照宮祭礼并恒例之三季講演因伯 兩州之末門遂出仕法事可相勤事</p> <p>一 密教者穴太流可執行事</p> <p>一 未立義未開壇之僧縱雖為高藤 紋白縹謡帽子猥不可着用事</p> <p>一 末門之住持職縱雖為弟子非其器量 不可申付事</p> <p>一 專於戒律匡威儀不可乱台門之 舊式事</p> <p>一 東照宮之祠官并神人等可隨別当之 下知事</p> <p>右條々堅相守此旨至永代不 可有違犯之状依如件</p> <p>承応二年閏六月十七日 毘沙門堂前大僧正公海 (花押)</p>
--

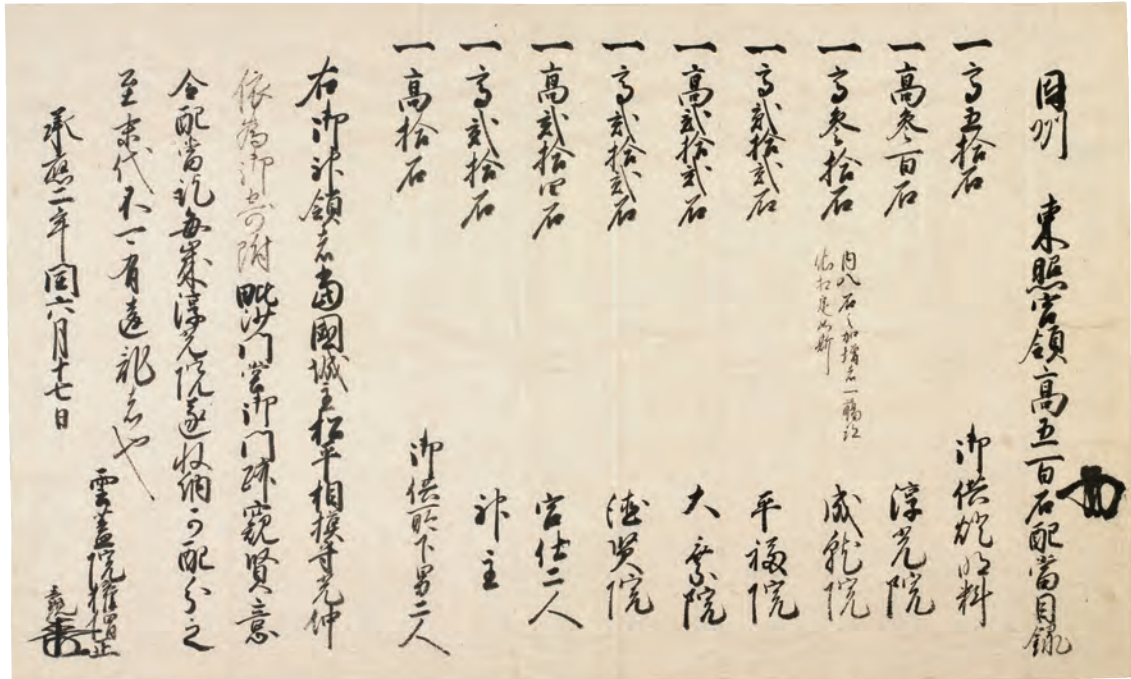


口絵10 〔書状〕 箱A-3

(因幡国東照宮御社領高五百石之地相模守寄附、毘沙門堂御門跡様江仰上られたきにつき)

東照宮および別当寺院の維持のための社領の寄進について、鳥取藩家老荒尾主計・荒尾志摩より紀州雲蓋院に、毘沙門堂門跡への取り次ぎを依頼したもの。(佐々木)

因幡国東照宮  
御社領高五百石之地  
従相模守被奉致寄  
附候右之旨毘沙門堂  
御門主様江被仰上可  
被下候為其如此御座候  
恐惶謹言  
閏六月十日  
荒尾主計(花押)  
荒尾志摩(花押)  
雲蓋院様  
御同宿御中

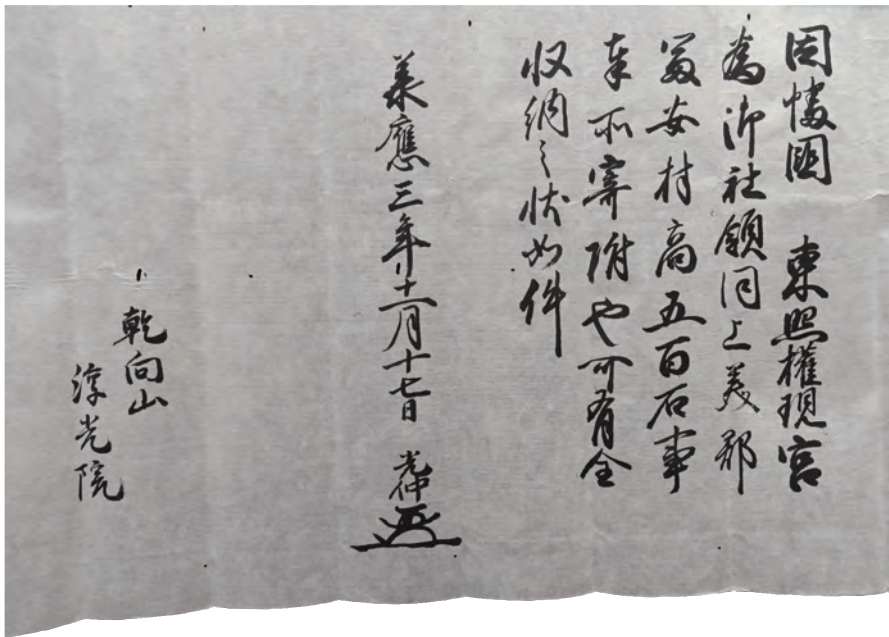


口絵11 〔目録〕(承應二年配当) 箱A-4

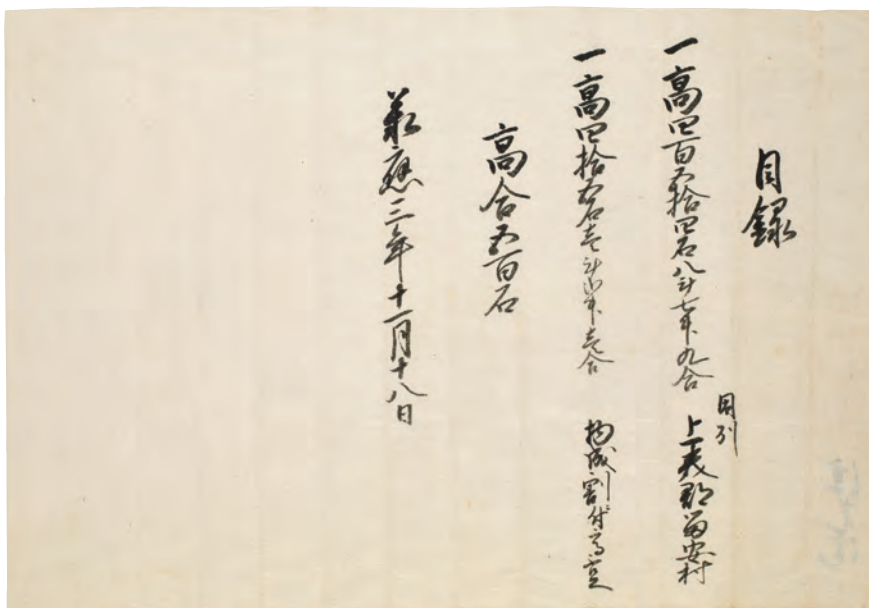
毘沙門堂門跡・公海が口絵10による寄進を受け、「因州東照宮領」の配分を定めた配当目録。こちらにも紀州雲蓋院が発給しており、実質的な交渉窓口となっている。(佐々木)

因州 東照宮領高五百石配當目録 (袖判)
一 高五拾石 御供燈明料
一 高參百石 淳光院
一 高參拾石 (割注・内八石之加増者一 藤跡/依相定如斯) 成就院
一 高式拾貳石 平福院
一 高式拾貳石 大乘院
一 高式拾貳石 德賢院
一 高式拾四石 宮仕二人
一 高式拾石 神主
一 高拾石 御供所下男二人
右御神領者当国城主松平相模守光仲 依為御寄附毘沙門堂御門跡窺賢意 令配當訖每歲淳光院遂收納可配分之 至末代不可有違乱者也
雲蓋院権僧正 豪侃 (花押)
承應二年閏六月十七日





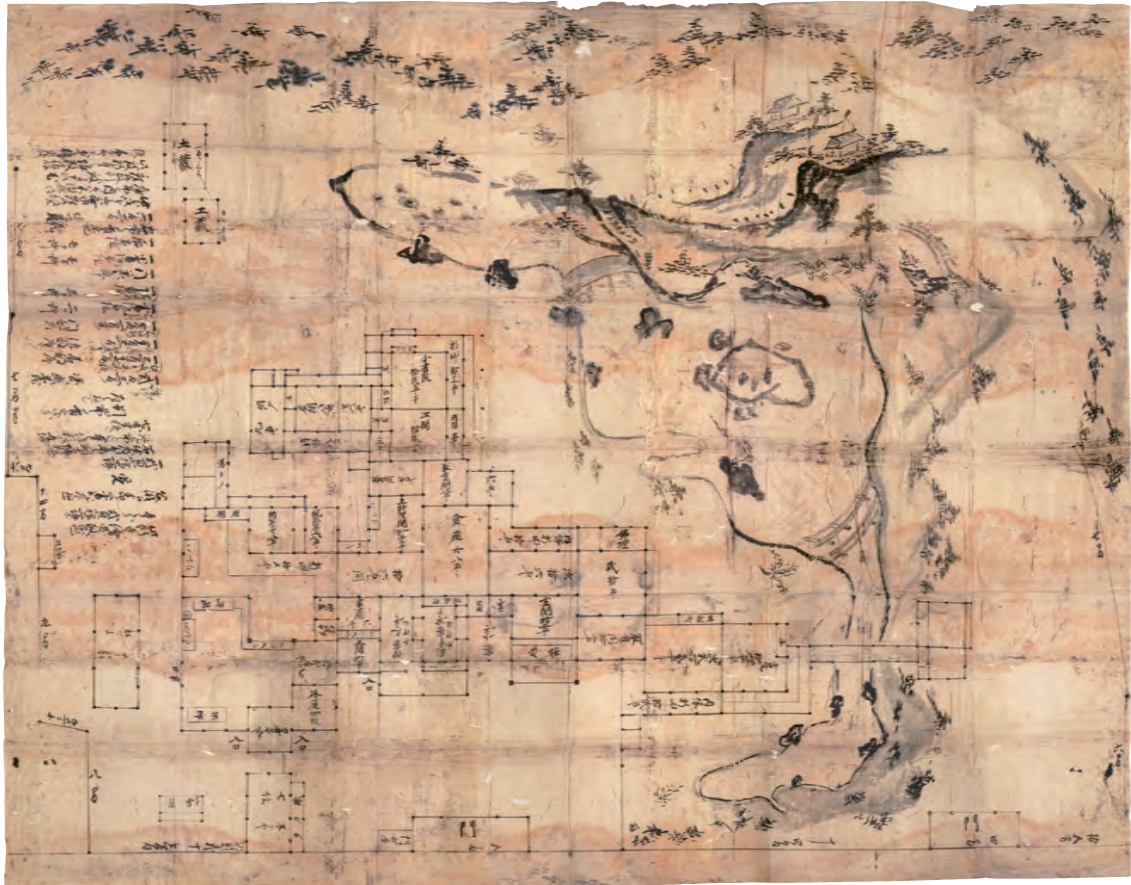
口絵12-1 (池田光仲寺領寄進状写) 箱27-42



口絵12-2 目録(淳光院領知書上) 箱A-10

池田光仲が淳光院に宛てた寄進状及びその目録で、寄進状(口絵12-1)と目録(口絵12-2)とは別の箱に保存されていた。料紙の違いから、現存する寄進状と目録は別個体の可能性があり、東京大学史料編纂所に戦前の調査で作成された寄進状の謄写本が所蔵されているが、あるいはその頃まで目録と一組の寄進状も現存していたものかと思量される。(佐々木)

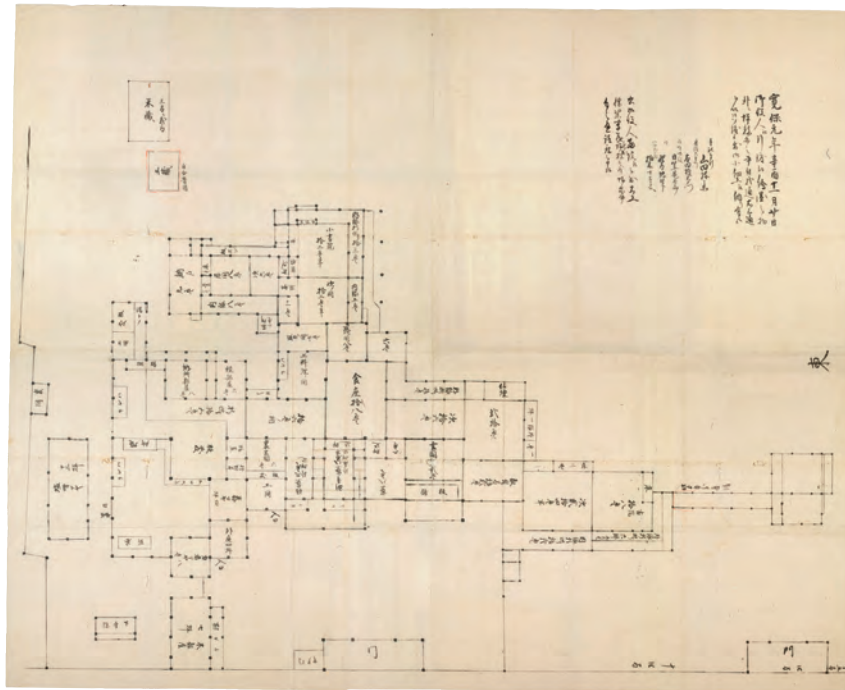
(詳細は本報告書「東照宮神領のなりたちと富安村」を参照)



口絵13 大雲院絵図（本坊古大絵図） 箱33-1

寛保元年（1741）に復興した大雲院本坊（庫裏）と庭園を描いた絵図。享保5年（1720）の石黒火事で全焼した本坊は享保11年に再建されるが、再び享保20年の長田火事（権現堂火事）で全焼。6年後の寛保元年に再々建された時の本坊と庭園を描いている。基本的には明治時代までこの本坊が修繕を繰り返し存続した。

参道から幅五間の門を潜ると、正面には寺務の中心を司った「副寺寮」。その左には「僧寮」「土間・裏玄関」がある。副寺寮の右側にある玄関は藩主専用とみられる。「寮」は玄関と副寺寮を繋ぐ中間に位置している。大雲院の絵図の中では唯一庭園部分を描いており、火災後に庭園も整備されたことがうかがえる。広大な林泉回遊式の庭園が現在の樗谿公園に広がっていた。詳しくは、箱33の解説を参照。（伊藤）



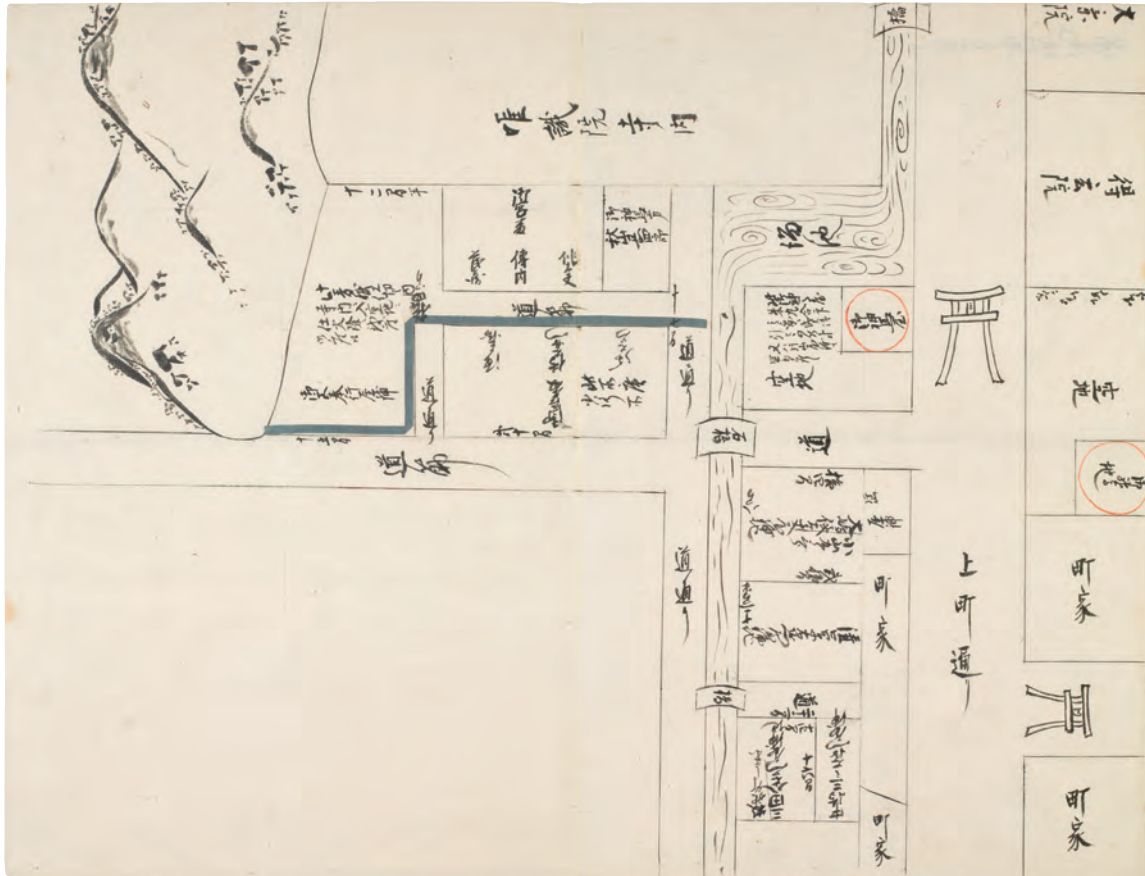
口絵14〔大雲院本坊絵図〕(寛保元年) 箱34-29

大雲院は享保5年(1720)の石黒火事に次いで、享保20年の長田火事(権現堂火事)でも本坊・本堂を焼失した。本図は寛保元年(1741)に施工された〔大雲院本坊絵図〕である。絵図の端書には「寛保元年辛酉十一月廿日御役人え引渡候絵図之控」とみえることから本坊竣工後の完成図であることがわかる。また本図は庭園描写のある口絵13(箱33-1)の〔大雲院絵図〕の本坊構造と一致する内容になっている。

一方、類似する絵図として、本図よりもやや古く、享保20年8月に家老衆に提出された〔大雲院本坊絵図〕(箱34-28)を残すが、藩は度重なる火災で財政が逼迫し、享保20年の図では施工できなかった。

大雲院は郡奉行の米村所平を通じて両国相對の勸化にて資金を募り、藩と共に本坊復興につとめた。上記資料に描かれた大雲院本坊は、火災後6年を経て竣工したものである。(伊藤)

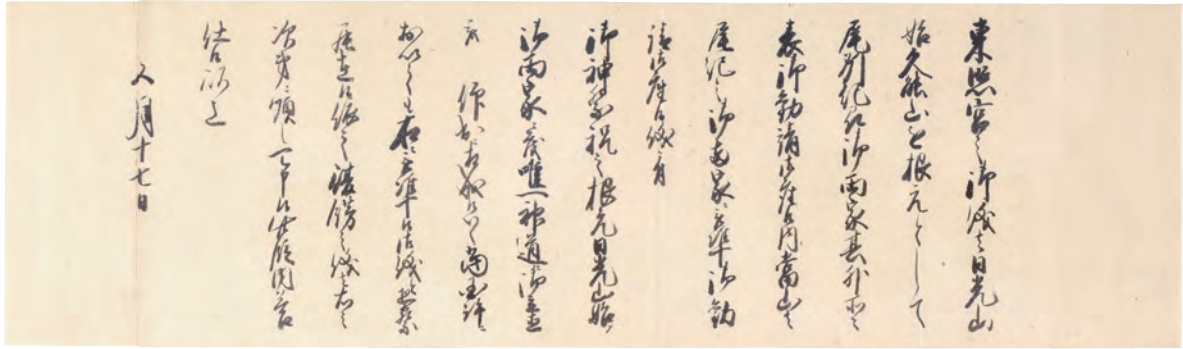
寛保元年辛酉十一月廿日 御役人え引渡候絵図之控 外二坪数等之書付式通右三通 ヲ以引渡候則御小細工え納り有之候	寺社奉行 山田弥兵衛	普請奉行 太田権右衛門	同吟味役 日笠甚太郎	同 野間惣四郎	御小屋番 柏木十太夫	右御役人当院え之出大工 棟梁等も罷出坪数其外場所書 有之通請取之申候
---	---------------	----------------	---------------	------------	---------------	--



口絵15 〔東照宮門前火事焼跡絵図断簡〕 江戸時代中期 箱34-33・34

淳光院の主要な建造物は、享保5年（1720）の石黒火事・享保20年の長田火事と短期間に焼失を繰り返し、大師堂や庫裏はその度に再建されたが、本堂はついに再建されないまま明治維新を迎えた。

この資料は、火災時の東照宮門前の状況を描き、再建にあたっての防火対策を記したものである。淳光院の範囲は当時の住職の院号「唯識院」で表記されていることから、六代住職である唯識院湛洞（在職正徳4年～寛保元年）の時代のものであることがわかる。湛洞は上記の火事の両方を体験したことになるが、享保20年の長田火事の際の再建は七代住職である慈雲院湛純によるものであることから、この図は石黒火事からの復興時のものである可能性が高い。右手に見える鳥居は当時東照宮の神職を務めていた総幣頭永江家の奉仕する長田神社の参道への鳥居、正面側が東照宮の鳥居である。（佐々木）



口絵16 〔内答書〕 箱22-160

(唯一神道、国許において尾州・紀州御両家に準じる儀と恐察)(慶応4年5月17日)

東照宮之御儀者日光山  
始久能山を根元として  
尾州紀州御両家其外所々  
表御勸請御座候内當山者  
尾紀之御両家二被準御勸  
請御座候儀二付  
御神祭禮之根元日光山始メ  
御両家二茂唯一神道二御立直  
被 仰出二相成候ハ、當国許二  
おいても右二被準候儀と愚察  
罷在候依之復鋸之儀者右之  
次第二順し可申候此段内答  
仕候以上  
五月十八日

「神仏判然令」と呼称される明治新政府の一連の布達の皮切りとなった明治維新後の慶応4年(明治元年)(1868)3月13日付神祇事務局布達第165号と、同年3月28日付太政官布達第196号を受けて、神仏分離とそれに便乗する形での廃仏毀釈の動きが全国的に広まっていった。幕末期より神葬祭運動が継続しており、神職の発言力の強まっていた鳥取藩においても、別当寺院としての大雲院の立場は苦しいものであった。この「内答書」は、今後の対応について藩の寺社方より内意を伝えられた大雲院光範が、明治維新以来の状況を踏まえ、内々の回答として作成したもので、東叡山に提出されたものの控である。箱22-157～箱22-161までの5点は、東叡山寛永寺の執当・覚王院義観、龍王院堯忍両名宛に状況を報告し、対応について協議する一連の文書である。光範は、根本である日光山・久能山に次ぐ、尾州・紀州の東照宮と並ぶ、因幡東照宮の高い格式について述べている。結局、寺院としての大雲院は明治2年に因幡東照宮と分離し、観音院への一時移転を経て、明治3年に現在地にあたる末寺・靈光院と合併して存続することとなった。東照宮の祭祀用具・記録類は大部分が仏教的なものとして大雲院に移され、神社として必要な祭礼具が東照宮に残されることとなった。その後、因幡東照宮は明治7年に池田光仲・池田忠継(岡山藩初代藩主・鳥取藩藩祖)・池田忠雄(岡山藩2代藩主、光仲の父親)を合祀する県社・樗谿神社となり、明治11年最後の鳥取藩主である池田慶徳を祭神に加えて存続している。なお、樗谿神社は平成23年10月には再度改称し、現在は「鳥取東照宮」となっている。(佐々木)

## 凡 例

- 一、本報告書は、大雲院資料調査に係る調査報告書である。
- 一、本調査は、鳥取市を事業主体として、文化庁および鳥取県の補助を受けて平成三十年より実施している。当該資料群には文書資料、美術工芸資料、典籍資料等多様な資料が含まれる。本報告書はこのうち歴史資料（文書資料）に係る報告書の概説編である。
- 一、本報告書に係る調査は平成二十九年年度に着手し、令和四年度まで実施した。調査終了後、美術資料・典籍資料の調査に際して発見された古文書については、令和六年度刊行予定の典籍編で補足する。また、報告書の最終巻には、電子データを採録する。
- 一、因幡東照宮別当寺の院号については、初代公侃に始まる「淳光院」・九代良航以降現在まで定号となっている「大雲院」のほか、「唯識院」「慈雲院」「光雲院」が用いられてきた。歴代の個別の住職を指す場合はそれぞれの院号を用い、通史的に別当寺を指す場合は便宜上「大雲院」を用いた。
- 一、目録番号・箱番号については、記載を統一するため英数字を用いた。その他の本文は原則として縦書については漢数字、横書きについては英数字を用いた。
- 一、解題・解説への資料の引用にあたって、固有名詞については極力資料に準じた用字とした。仮名遣い・用字については原則として資料の表記に依ったが、電子データとしての検索性を勘案し、助詞・動詞等は適宜当用漢字を用いて表記した。
- 一、概説・箱解説の執筆者については文末に担当者名を記し、巻末に一覧を付した。
- 一、本調査成果に基づく資料については、本調査終了まで当面の間は非公開とし、閲覧等の問い合わせについては鳥取市教育委員会文化財課が窓口となる。事業完了後については、画像データ及び電子データの閲覧等を含め所有者・関係機関と協議の上、取り扱いについて調整することとしている（令和五年時点の問い合わせ先は第二分冊の「凡例」に記載した）。
- 一、本調査に当たっては、所有者である宗教法人大雲院様をはじめ、文化庁、鳥取県地域づくり推進部文化財課、鳥取県立博物館、（公財）鳥取市文化財団など多くの関係機関に多大なる協力をいただいた。大雲院の先代住職である故・田尻光照師には物心両面で調査を支えていただいた。

## 協力者一覧（順不同）

文化庁・鳥取県

宗教法人大雲院・宗教法人天台宗（国宝殿・叡山文庫）・公益財団法人香雪美術館

大阪大学・鳥取大学・公立鳥取環境大学・東京大学史料編纂所・同志社大学・大正大学

京都国立博物館・鳥取県立博物館・鳥取県立図書館

鳥取地域史研究会・公益財団法人鳥取市文化財団・鳥取市歴史博物館

宗教法人観音院・宗教法人摩尼寺・宗教法人教蓮寺

宇高良哲・藤田和敏・曾根原理・浅川滋男

# 目次

刊行にあたって	鳥取市教育委員会	教育長	尾室高志
ご挨拶	乾向山 東隆寺	大雲院	第十九世 田尻光淳
口絵			

## 一、はじめに【本調査の目的と経過（事務局）】

調査に至る経緯	2
調査の目的	2
調査の経過	3
今後の展望	5

## 二、概説

(一) 大雲院資料（歴史資料）の全体像	(佐々木)	8
(二) 東照宮の勧請と大雲院の歴史	(岸本)	10
(三) 鳥取藩の社寺統治と大雲院	(来見田)	21
(四) 鳥取藩領の天台宗寺院と大雲院	(原島)	33
(五) 天台宗組織と大雲院	(原島)	38
(六) 大雲院の宗教儀礼	(坂本)	45
(七) 東照宮神領のなりたちと富安村	(伊藤)	47
(八) 東照宮別当寺大雲院の本坊と堂舎	(伊藤)	52
(九) その他（幕末・維新期の動向と神葬祭など）	(岸本)	65

## 三、箱ごとの概要

## 四、便覧

一、はじめに



## 調査に至る経緯

因幡東照宮は、慶安元年（一六四八）勸進、同三年完成。初代鳥取藩主池田光仲（家康の曾孫）が勧請した。天台宗の天海上人が直接創設に関与した東照宮であり、紀州以西では現存する最大の東照宮である。建造物のうち、「禰谿神社本殿・幣拝殿・唐門」が国の重要文化財に指定されている。明治維新後祭神を改め「禰谿神社」と改称していたが、近年再度名称を改め「鳥取東照宮」となっている。

鳥取県鳥取市立川の乾向山東隆寺大雲院（以下「大雲院」）は、因幡東照宮の別当寺院として慶安三年に設立された。当初は淳光院といい、徳川家康の曾孫で、東照宮を創設した鳥取藩主池田光仲の従弟・公侃が住持となった（院号が大雲院に固定されるのは江戸時代中期、文化十二年（一八一五）以降である）。

寛永十六年（一六三九）に東照宮勸請に先だつて創設された長寿院（天海による命名）を前身とし、東照宮勸請の慶安三年に別当寺として確立された。院室号については、創建当初から江戸時代中期頃までは住職交代に伴って異動があるが、九代良航が住職であった文化十二年以降「大雲院」に一定する。当初は因幡東照宮の領域内に塔頭とともに置かれていたが、明治七年（一八七四）、神仏分離により東照宮が禰谿神社と改称し、大雲院は東照宮門前から移転させられることとなった。成就院（現・鳥取市岩坪）など塔頭は在地に移転し、大雲院本体は末寺であった靈光院（鳥取市立川）を併吞

する形で移転した。現在の大雲院本堂は靈光院本堂であり、護摩堂・御霊屋が東照宮門前時代の建築物を移設したものである。

大雲院は因伯の寺院の筆頭として、藩の宗教行政に大きく関与したほか、高格の天台宗寺院として、三朝町の三仏寺や大山町の大山寺（大山寺領は鳥取藩領から独立して存在した）といった古来の名刹と本山との取次など、宗門内の制度とも深くかかわっている。東照宮に奉仕する長田神社も、大雲院の配下として「惣幣頭」として神職の支配を担当した。東照権現神像など天台宗に関わる東照宮の什物は、大雲院に移されている。

所蔵資料のうち「紙本金字法華経卷第二、第四」は国の重要文化財に指定（昭和十七年六年二十六日指定 伏見天皇宸翰を料紙とした反古経）されている。

## 調査の目的

本調査は、以上のような特質を持つ大雲院に所蔵されている資料の全体像を把握し、近世の東照宮祭祀および天台宗の活動に係る資料、外様大名である鳥取藩主池田家の宗教面での領国支配に係る資料を総合的に保存・活用することを目的とするものである。

大雲院は因伯二国においては江戸時代の筆頭寺院であり、天台宗の拠点でもあったという重要性は広く知られており、戦前以来、調査は断続的に行われてきたが、いずれも資料群の全体像を把握するものではなく、個別の目的によって実施された調査であった。いず

## 一、はじめに

れも良質な資料群の片鱗をうかがわせるものではあったが、大雲院資料の全体像を知ることが難しかった。大雲院住職である田尻光照師（故人）により整理と保存の努力は継続されていたが、資料の内容が多岐にわたり、また寺院単独での取り組みであったため、多大なご苦労をされていた。その成果により写真集『鳥取東照宮別当寺大雲院』（一九九六年・私家版）を刊行されており、当時鳥取県立博物館学芸員であった坂本敬司氏らにより一部調査・検討が行われている。また、写真家池本喜巳氏により大型カメラによる写真が撮影されており、当時の記録としての意味もある。学術的には、宇高良哲氏・中川仁喜氏により、所蔵する天海文書の調査が行われ、その成果が公刊されているほか、東北大学学術資源公開センター曾根原理助教を中心とする東照宮祭祀関係資料の調査や、公立鳥取環境大学浅川滋男教授による建造物・仏教美術資料の調査も行われ、その成果が残されている。また、鳥取市歴史博物館『東照宮展』や、鳥取県立博物館の展覧会などに際しても、展示に要する内容の調査は行われている。

## 調査の経過

平成二十九年度より準備にとりかかった。以前より大雲院資料の研究に取り組まれていた鳥取大学地域学部・岸本覚教授、鳥取市歴史博物館学芸員・伊藤康晴氏、鳥取県立博物館学芸員・来見田博基氏、鳥取県史編さん室長・岡村吉彦氏（当時）、倉吉文化財協会・

眞田廣幸氏に協力をいただき、次年度以降の調査委員会の設置に備えた。平成三十年度より国庫補助事業として調査に着手し、文化庁文化財部・平出真宣文化財調査官の助言を得て作業に着手した。鳥取大学地域学部で基本的な資料の取り扱いを習得した大学生、大学院生に調査補助委員として資料撮影・封筒への仕分けと基本事項の記述などの補助作業に参加していただいた。調査の本格化にあわせて、当年度より坂本敬司委員・原島修委員に参加いただき、調査作成に中軸となつてあたっていただいた。坂本委員は鳥取県立博物館学芸員・鳥取県史編さん室長として大雲院資料の現状を以前から知悉しておられ、調査の推進にあたって貴重な知見を提供いただいた。原島委員は複数地域での古文書調査経験を本事業に活かしていただいた。

各年度の調査体制および実施状況は次の通り。

## 平成二十九年 度

※調査準備会の開催

参加者 岸本 覚（鳥取大学）

伊藤 康晴（鳥取市歴史博物館）

岡村 吉彦（鳥取県史編さん室）

来見田博基（鳥取県立博物館）

眞田 廣幸（倉吉文化財協会）

オブザーバー 鳥取県文化財課 玉木秀幸文化財主事

事務局 鳥取市教育委員会文化財課

佐々木孝文 課長補佐兼文化財専門員

事務局 鳥取市教育委員会文化財課

富田 恵子 課長  
佐々木孝文 課長補佐兼文化財専門員

## 平成三十年度

調査委員長 岸本 覚（鳥取大学）

調査委員 伊藤 康晴（鳥取市歴史博物館）

中川 仁喜（大正大学）

岡村 吉彦（鳥取県史編さん室）

来見田博基（鳥取県立博物館）

坂本 敬司（元鳥取県史編さん室）

原島 修（歴史学よろず請負業）

眞田 廣幸（倉吉文化財協会）

調査補助委員 倉坪 優希（鳥取大学地域学部）

松田 桃子（鳥取大学地域学部）

前田 晃希（鳥取大学地域学部）

松崎 晴美（鳥取大学地域学部）

鈴木 陽花（鳥取大学地域学部）

平岡 卓樹（鳥取大学地域学部）

近田なつめ（鳥取大学地域学部）

谷掛 大樹（鳥取大学地域学部）

オブザーバー 鳥取県文化財課 玉木秀幸文化財主事

※当年度より国・県の補助を受けて事業を実施

## 令和元年度～令和四年度

調査委員長 岸本 覚（鳥取大学）

調査委員 伊藤 康晴（鳥取市歴史博物館）

中川 仁喜（大正大学）

岡村 吉彦（鳥取県史編さん室）（～令和三年）

来見田博基（鳥取県立博物館）

坂本 敬司（元鳥取県史編さん室）

原島 修（歴史学よろず請負業）

眞田 廣幸（倉吉文化財協会）（～令和二）

久保 智康（京都国立博物館）（令和二）

※令和三年度に部会制を導入し、岸本委員長は以降歴史資料部会長を兼ねる。眞田廣幸氏・久保智康委員は別に設置した美術・典籍資料調査部会の委員へ移行（部会長・久保智康氏）

調査補助委員 近田なつめ（鳥取大学地域学部）（～令和元）

谷掛 大樹（鳥取大学地域学部）（～令和元）

田中楓美子（鳥取大学地域学部）（令和二～）

西澤 幸則（鳥取大学地域学部）（令和二年～）

上垣 佑真（鳥取大学地域学部）（令和三年～）

オブザーバー 鳥取県文化財課 玉木秀幸文化財主事（～令和二）

鳥取県文化財課 杉原 諒文化財主事（令和三～）

事務局 鳥取市教育委員会文化財課

富田 恵子 課長（～令和二）

佐々木敏彦 課長（令和三～）

佐々木孝文 課長補佐兼文化財専門員

## 今後の展望

令和二年度に美術・典籍資料部会を準備し、令和三年度より美術・工芸資料の調査を本格化させた。総合調査として、報告書は三分冊で刊行する見込みであり、本報告書はその第一分冊となる。

鳥取市では、現在、「鳥取市歴史文化基本構想」に基づき、史跡鳥取城跡や因幡東照宮（重要文化財禰谿神社本殿・幣殿及び拝殿・唐門が所在）といった近世の文化財を、「城下町とつとり」をコンセプトとして関連付けて活用し、市民の文化的資質の向上及び観光等による地域経済活性化を推進している。因幡東照宮の門前、別当寺院・大雲院のかつての所在地である禰谿公園には、隣接して鳥取

市歴史博物館が設置されており、本調査の成果を順次活用していく計画である。目録作成後の管理等については、資料の確実な閲覧・出納の体制を所有者または市で調べ、学術調査や教育普及、観光などに活用したいと考えており、鳥取県立博物館や「とつとりデジタルコレクション」など鳥取県の関係事業での活用を視野に所有者・関係機関と調整を図っているところである。所有者において、収蔵庫を新築されており、当面の保存環境の心配はないが、特に脆弱な資料については、鳥取市歴史博物館等適切な施設に寄託するなどして保存を担保することを検討している。

## 《追記》

本文中の資料番号の表記については左記の通りである。凡例を補足する。

一、【一、概説編】【三、箱ごとの概要】において、引用資料の番号は、第二冊『大雲院資料目録』の目録番号を採用し、適宜、資料名の上下に配置、あるいは番号そのものを記した。《目録番号》《封筒番号》の区別は、第二冊「凡例」を参照されたい。

一、【三、箱ごとの概要】において、当該箱内の資料を示す場合は、「1」あるいは「1」と、目録番号のみを記した。当該箱以外の資料を示す場合と【二、概説編】では、「箱A-1」と、箱番号も併せて明示した。一、【二、概説編】【三、箱ごとの概要】において、資料が、包紙や紙袋などで一括されている状態を示す場合に限り、目録番号は用いず、封筒番号の親番号を採用し、冒頭に「F」を付し、「箱10-F1の一括」などと記した。

一、「黄紙」と表記しているのは、近世中期以降の鳥取藩の公文書用の料紙を指す（必ずしも公文書のみで使用されているわけではない）。



## 二、概説

- (一) 大雲院資料（歴史資料）の全体像  
（佐々木）
- (二) 東照宮の勧請と大雲院の歴史  
（岸本）
- (三) 鳥取藩の社寺統治と大雲院  
（来見田）
- (四) 鳥取藩領の天台宗寺院と大雲院  
（原島）
- (五) 天台宗組織と大雲院  
（原島）
- (六) 大雲院の宗教儀礼  
（坂本）
- (七) 東照宮神領のなりたちと富安村  
（伊藤）
- (八) 東照宮別当寺大雲院の本坊と堂舎  
（伊藤）
- (九) その他（幕末・維新期の動向と神葬祭など）  
（岸本）

## (一) 大雲院資料（歴史資料）の全体像

### 一 資料の伝存の経緯（保存状況の変遷）

因幡国の東照宮別当寺院の寺号は乾向山東隆寺といい、大雲院は文化十二年（一八一五）以降現在まで続く定院室号である。創建当初は「淳光院」と号し、寺院名としてはこれが用いられたが、住職の院号は代ごとに慈雲院、唯識院、光雲院などと変化している。寺院名と住職の院号の双方が文化十二年に統一されたようである。本報告書では、基本的に東照宮別当寺院を「大雲院」、現在大雲院が所蔵する資料群を「大雲院資料」と呼称するが、必要に応じて文化十二年以前の寺院名を「淳光院」としている場合がある。寺院としては同一のものである。

大雲院の成立や近世における歴史的経過は本項（二）以下の諸氏の論考に詳しいためここでは詳述しないが、本資料群は、東照宮創設の準備段階として天海僧正存命中に創建された長寿院の時代から、明治維新を経て神仏分離令による移転を経て末寺靈光院を併呑するまでの間に作成・収蔵された文書・絵画・仏像・典籍、東照宮の祭礼具を含む美術工芸品で構成されている。これらの中には、東照宮・別当寺院の創建当時より保存されてきたもの、東照宮・別当寺院の運営によって作成された聖俗双方にわたる文書・記録類、数度にわたる江戸時代の火災により消失し再興されたもの、歴代将軍

の死去に際して順次製作されたもの、何らかの理由で寄進されたものなど、多様な資料が含まれている。

大雲院は、記録で判明する限りでも、享保五年（一七二〇）・享保二十年・天保九年（一八三八）の三度にわたって主要な建物を焼失する大火に見舞われており、その都度多くの文書や佛像・工芸品が失われたが、因幡東照宮・別当寺院創建の際の文書や東照権現の祭具などは最優先で持ち出されたようである。什物台帳や、藩への被害報告など現存する資料から、少なくとも領知判物などは明治初年までは欠けることなく伝存していたようである。また、焼失した仏像や祭具なども時間をかけて復興したようで、絵画類などは天保九年大火以降の作品も少なくない。

明治維新の後、神仏分離の動きを受けて、大雲院は東照宮門前を追われることになるが、その際、別当寺院としての什物・文書類、天台宗の教義による東照宮祭祀の祭具・文書などを持ち出している。因幡東照宮には、三十六歌仙の扁額や藩主の奉納した宝刀（いずれも鳥取県指定文化財）など、仏教的な色彩の薄いものが残され、仏教色の強い者は別当寺が保有することとなったようである。なお、因幡東照宮はこの際「樗谿神社」と改名し祭神を改めたが、近年「鳥取東照宮」として旧に復している。明治二年（一八六九）の観音院への一時移転、明治三年の現在地への移転と靈光院との合併を経て、これらの資料は散逸することなく維持されていた。明治九年には、後に第二四代天台座主となる不二門智光が住職となり、伝存している資料の整理（大雲院資料と靈光院資料の区分を明

確にした台帳の作成)や本堂(旧靈光院本堂)の改修を行っている。古文書資料のうち主要な部分については、昭和初期に東京大学史料編纂所が調査を行っており、その時点で現存していた文書資料の謄本を作成している。また、昭和十七年(一九四二)には、所蔵品のうち「金字法華経」(巻第二、第四)二巻が国の重要文化財指定を受けている。当該資料は鳥取藩領内の伯耆国日野郡の豪農・緒形四郎兵衛の寄進であり、伏見天皇の消息(正和年間一三一一―一七)がある料紙を用いた反古経である。刊行された観光案内などでももれなく紹介されていることから、昭和中期頃までは、かつての東照宮別当寺院であり、多数の寺宝をもつ大寺として、地元でも高い知名度を誇っていたものと推察される。

## 二 調査時の状況(平成二十九年)の状況

このように、近世―近代を通じて大雲院の資料は比較的良好な状態で伝来してきたと考えられるが、その後、昭和十八年の鳥取大震災で被災し、一部が水損などで失われることとなった。歴代住職は戦後の農地解放で寺院財政が悪化する中、残された資料の保存に取り組まなければならなかった。これらの資料は、各分野の研究者によって、宗教史や藩政史の資料として活用されることはあったが、資料群の規模が大きすぎると見られていたこともあって、総合的な調査は行われてこなかった。この間も、所有者による写真集『鳥取東照宮別当寺 大雲院』(平成八年 大雲院奉賛会)の刊行や、

鳥取市歴史博物館の展覧会図録『東照宮の誕生―神になる徳川家康―』『東照宮の名宝―諸大名と東照宮―』(いずれも平成十五年・鳥取市歴史博物館)、鳥取環境大学浅川滋男研究室による調査報告『大雲院仏教美術品目録』(平成二十八年・公立鳥取環境大学保存修復スタジオ)など、断続的に所蔵資料が紹介される機会があり、これらを通して、鳥取市教育委員会においても、当該資料の調査・保存の必要性を認識するに至ったことから、平成二十九年より所有者・関係者と協議して調査事業に着手することとなった。平成三十年度からは、文化庁文化財部文化財第二課・鳥取県文化財局文化財課の指導助言及び事業費の補助を受けて本格的に調査を実施し、令和四年度に至って『大雲院資料調査報告書(一) 歴史資料編』(以下、「本報告書」という)の刊行するはこびとなった。

最初の成果報告となる本報告書には、文書を中心とする文字資料約五七〇〇点について、目録と収蔵状態の解説、分野ごとの概説等の調査成果を収録した。対象とした資料は、判物、達書、書状等のほか、記録類・覚書等であり、書籍・書画に分類すべきもの、明治四年の靈光院合併以降の文書は原則として除外している。

なお、この間の令和元年、所有者である大雲院の田尻光照住職(故人)により、境内に収蔵庫が新築され、調査・資料整理の円滑な進捗と、資料の保存環境が整備された。所有者には、資料保存の不断のご努力に加えて、本事業調査へ手厚いご協力をいただいており、感謝に堪えない。



### 三 今後の保護の方向性

引き続き令和六年度を目途に美術工芸品・絵画・仏像及び典籍について調査を進め、各分野の報告書を刊行して、因幡東照宮別当寺院・大雲院の資料の全体像を示していく計画である。

資料目録及び撮影した資料画像等の成果については、全点を報告書に掲載することはできないが、令和七年度を目途に博物館等公的機関で電子データ等を閲覧できるよう、所有者・関係機関と調整することとしている。それまで当面の間、本調査に係る問い合わせは鳥取市教育委員会文化財課を窓口として対応することとしており、所有者である大雲院では対応されない。また、原資料についても原則非公開となるので、注意いただきたい。ただし、大雲院本堂は一般公開されており、行事への参加・見学は可能である。

(佐々木)

## (二) 東照宮の勧請と大雲院の歴史

### 一 東照宮の勧請

元和二(一六一六)年四月十七日徳川家康が駿府城で死去した。家康の遺言に従い、その日のうちに久能山に移されて神龍院梵舜主導のもとで葬祭を行い、元和三年(一六一七)東照社を建立し日光に改葬された。しかし、その間神号をめぐって吉田神道の梵舜と天台宗の南光坊天海とで論争となり、その結果天海が主張する山王一実神道に基づく権現号となった。その後神号は、候補を絞り最終的に徳川秀忠によって東照大権現号に選定された。そして、元和三(一六一七)「東照大権現」の神号と正一位神階の宣下が行われた。三代將軍家光の時期になると、日光の東照社の大造替ぞうたいによって、寛永十三年(一六三六)四月莊嚴華麗な社殿が完成した。さらに、正保二年(一六四五)には宮号みやごうが宣下され、東照宮となった(野村二〇一九、『久能山誌』)。そのイメージは、「徳川の政権の所在する東から神々しく照らす日の光であり、山のごとく微動だにしない規範となるもの」(『久能山誌』二〇一六)であり、加えて「異国から日本国を守護する軍神」(野村二〇一九)としての意味づけもあった。宮号宣下の宣旨では、「自今以後五畿七道諸国郡司等よ克く崇めあか克く敬ひ、其勤を懈ゆるる無かれ」と記され、東照宮は遺言である「関八州の鎮守」から、「日本の神」となったと言えよう(『日光市史』

中巻、『天海僧正と東照権現』一九九四。

近世期には、大名家から庶民にいたるまで各地で東照宮が勧請されるようになり、現在まで勧請された東照宮は五五〇以上になるという（中野二〇〇八、高藤一九九二）。因幡東照宮の成立は、その前提として寛永十六年（一六三九）光仲が栗谷へ長寿院を建立し、祈願所とし天海弟子栄春が鑑院を勤めたことが前提となる。初代鳥取藩主池田光仲は、徳川家康のひ孫にあたることもあり、東照宮への崇敬は高かった。慶安元年（一六四八）初入国のときには、日光東照宮に代参を立て、同年家康三十三年忌を契機に東照宮勧請を幕府に願い、同年十二月許可がおりることになる（「因府年表」）。そしてついに慶安三年（一六五〇）四月十七日因幡東照宮が建立され廟前石灯籠二十基が献上された。

同年八月に上野寛永寺にて開眼供養が執行されるが、勧請の導師は毘沙門堂御門主公海大僧正（のちに天海の遺志を継ぎ寛永寺二世）、奉幣を輪王寺宮一品尊敬法親王が勤めた。同月神輿が寛永寺を出立、九月十二日に鳥取城下に入り、同月十六日に遷宮、十七日に神事が行われた。天海の弟子であり、当時紀州東照宮別当寺雲蓋院（天曜寺）を兼帯していた双庵院豪俣が公海代理として随従し、神事の戒師となった（『東照宮展』前期・後期二〇〇三、中川二〇一八）。東照宮勧請に関わる基本文献は、『鳥取県史』（五巻文化、六巻「鳥府志」）、『鳥取藩史』（寺社志）第四巻などがあり、関連資料のほとんどは鳥取県立博物館が所蔵し、基本的にはその見解を超えるものはない。大雲院資料では、「東照宮遷宮之記」（箱22-

1、箱24-58〔写〕、「東照宮遷宮記」（箱24-52）、翻刻は『東照宮展』前期にあり）ほか多数の写本が確認でき、さらに勧請をめぐる段取りは、南光坊天海・初代鳥取藩主池田光仲や重臣たちが協議のうへで進められていたことがあきらかになってきた（箱A解題）。

社地は始め長寿院を予定していたが、狭隘のため樗谿に変更することになる。東照宮と同じく慶安三年（一六五〇）創建の別当大雲院は、もともと公侃大僧都乾向山東隆寺淳光院として同年八月十七日公海大僧正より補与されたものであった。後述するように、院家預かりの寺として複数の院室号が呼称される時期があるが、本報告書では、凡例にあるように、通史的には原則として大雲院で統一することにした。

【格式】東照宮別当寺としての淳光院は、藩主の祈願所であると同時に、歴代將軍家の位牌安置所でもあり、天台宗の触頭でもあった。それゆえ、その役割に相応しい寺格が与えられていた。別当寺淳光院は寛永寺直末の格式が与えられ、藩が使者を立てて上野輪王寺宮に上申して住職が任命されることになっていた。寛永寺涼泉院は、初代藩主池田光仲が檀越で、大山復興に尽力した天海の高弟胤海（一六一三〜八九）の創建である。また、戒師となった豪俣は紀州東照宮別当天曜寺（雲蓋院）の三代住職になっている。因幡東照宮の格式は、こうした初代公侃の関係を中心に形成され、それを受け継いでいったと言える。

大雲院には、東照宮神領として邑美郡富安村知行高五百石が与えられた（池田光仲寺銀寄進状写）箱27-42。その配当については

箱27解題にあるように、淳光院が三百石で、四坊中は成就院が三十石で、あとは二十二石、神主は二十石等であった。神領の配当や大雲院による村落支配の有り様については概説(七)「東照宮神領のなりたちと富安村」を参照いただきたい。

また、東照宮の禰宜は長田大明神の社家永江氏が任じられ、永江氏は因幡・伯耆両国の総幣頭として幕末まで領内神職を取り締まる役割を担うことになる。淳光院は、藩内菩提所・祈願所「四ヶ寺」(淳光院・興禅寺・龍峯寺・慶安寺)のなかでも、年頭御礼の席順は一番である(以上について詳細は本報告書概説(三)「鳥取藩の社寺統治と大雲院」参照)。恒例・臨時の祈祷などあらゆる面において、領内第一位の格式を誇っていた。

【祭礼】承応元年(一六五二)九月十七日の神幸は極めて盛大に実施された。その様子は、様々な資料に掲載され、その後四月十七日とあわせて両月隔年ごとに行われるようになり、藩内最大の祭礼として定着していくことになる(『鳥取藩史』第四卷、久留島一九八九)。祭礼については、本報告書概説(六)「大雲院の宗教儀礼」を参照いただきたい。

祭礼における大雲院の役割は、正徳五年(一七一五)に記したものを享保十三年(一七二八)書き改めた「毎歳御祭礼要用帳 拾冊之内」(箱15-67)がとくに詳しい。これには、寛政三年(一七九一)、文政十二年(一八二九)、安政二年(一八五五)などの追記が入っていることから、代々活用されていたことがわかる。また箱15-F5にはこうした関連資料がまとまっている。

なお、祭礼については、「東照宮祭礼絵巻」(全三巻、鳥取東照宮蔵、『東照宮展』後期掲載)、鳥取県立博物館所蔵「旧鳥取藩士野田家資料」にある「因州東照宮祭礼御予参行列図巻」(来見田二〇〇八掲載)が知られているが、今後は大雲院文書と合わせての分析が重要となるだろう。

## 二 大雲院の概要

### 【院内の組織と職務】

大雲院本坊を實質運営していたのは、表1にあるように二十二二人である。この人別関係は箱8の嘉永五年(一八五二)のものを取り上げた(箱8-202-227)。安永期以降六年ごとに行われた天台宗の人別改めについては、箱6にまとまって入っている。嘉永期の大雲院には、僧侶十、侍二、下部十、坊中塔頭としては成就院(看住一)、大乘院(住持一、下部二)、平福院(後の吉祥院、住持一、下部三)、得玄院(住持一、下部二)が所載されている。実際にはもっと多くの関係者や出入りがあったと思われる。また、人別改めについては、箱6の解題を参照いただきたい。

大雲院資料を通じて見えてくる、そのおもな職務は、東照大権現・徳川家康に関わる法事・祭礼である。毎年の命日はもちろんのこと、五十年ごとの年回忌は本山・鳥取藩と連携して大がかりに行われた。また、表2にあるように、歴代將軍の位牌が本寺に対応して安置されており、それに関わる法事や年回忌も重要である。歴代

將軍の法事については箱12・箱16にほとんど集まっている（詳しくは箱12・16解題）。とくに年回忌のまとまった資料が多く、鳥取藩政資料とあわせて研究成果が期待できるところであろう。また、鳥取藩主の葬送儀礼についても文書が残っており、初代光仲以降の葬送儀礼を考えていくうえで貴重な手がかりとなるだろう（箱14解題、岩淵二〇一一）。

日常業務としては、鳥取城の正月・五月・九月の祈禱や、年越祈禱あるいは藩主一族・上級家臣などの厄除け・病氣平癒など多様な

表1 大雲院・坊中の構成員

提出寺院名	人別構成
大雲院	僧侶10人、侍2人、家来高草郡布施村根帳門助、家来邑美郡吉成村根帳有助、家来高草郡今在家村根帳長助、家来八上郡山田村根帳善助、家来高草郡三谷村根帳清十郎、家来同郡同村根帳甚左衛門、家来同郡福井村根帳栄重郎、家来同郡晩稲村根帳吉右衛門、同郡加路村根帳磯右衛門、家来岩井郡濱大谷村六郎左衛門
吉祥院（坊中）	吉成院現住、家来立川三町目根帳和十郎、家来八東郡落岩村根帳喜左衛門、家来久米郡大立村根帳新左衛門
得玄院（坊中）	得玄院現住、家来八東郡姫路村根帳若平、家来同郡篠波村根帳鹿蔵
大乘院（坊中）	大乘院現住、家来八東郡姫路村根帳平次郎、家来同郡山路村根帳利平
成就院（坊中）	成就院看住、家来気多郡早牛村根帳与助

※「人別書（大雲院并塔頭・円護寺につき控）」（箱8-213）等より作成

表2 江戸と鳥取の歴代將軍菩提所

神号・法号	將軍名	死亡年月日	江戸の菩提所	鳥取藩内の菩提所
東照大権現	家康	元和2年4月17日	日光・寛永寺	大雲院
台徳院	秀忠	寛永9年1月24日	芝増上寺	慶安寺
大猷院	家光	慶安4年4月20日	上野寛永寺	大雲院
巖有院	家綱	延宝8年5月8日	上野寛永寺	大雲院
常憲院	綱吉	宝永6年1月10日	上野寛永寺	大雲院
文昭院	家宣	正徳2年10月14日	芝増上寺	慶安寺
有章院	家継	享保元年4月29日	芝増上寺	慶安寺
有徳院	吉宗	寛延4年6月20日	上野寛永寺	大雲院
惇信院	家重	宝暦11年6月11日	芝増上寺	慶安寺
浚明院	家治	天明6年9月8日	上野寛永寺	大雲院
文恭院	家斉	天保12年1月30日	上野寛永寺	大雲院
慎徳院	家慶	嘉永6年7月22日	芝増上寺	慶安寺
温恭院	家定	安政5年8月8日	上野寛永寺	大雲院
昭徳院	家茂	慶応2年8月20日	芝増上寺	慶安寺

※岸本2017より引用

役割を見いだすことができる（祈禱関係については箱11・13・33および解題）。藩主自らの直拝もしばしばあった（箱3解題等）。こうした大雲院の宗教的な役割は、本報告書概説（六）「大雲院の宗教儀礼」を参照いただきたい。

ところで、大雲院の職務については、寺院内の寺務一切を取り仕切る存在と思われる「副寺」「副寺寮」に注目すべきである。副寺に関する資料は大雲院資料全体としてもかなりの分量になると思われる。基本的な仕事に関しては、文化元年（一八〇四）のみとはなるが、朱筆の書き入れがある「副寺年中要用記」（箱24-9）が手がかりになる。副寺に関することを大雲院資料から検索してみると、藩主等の参詣・年回忌・法事等にもなう鳥取藩寺社方とのやりとりや、その際の末寺や東叡山・比叡山との連絡、法事・祭礼当日の段取り・献立等の役割がある。また、再建費用・借財関係など財政的な一切、富安村関係等々膨大な役割を持つ。箱12が年回忌関係で副寺関連が多いが、その他の箱にもかなり散見される。また、財政関係などについては大雲院納戸・神領富安村に関わるものがあり、箱13・15解題を参照いただきたい。とくに箱27のまとまりは、寺院による村支配の在り方を考える上で重要な資料となるだろう。

副寺は、坊中四院か院内からしかるべき僧侶を選抜したと考えられる。その根拠を見いだすのはなかなか難しいが、大乘院が副寺を退役し、跡役に得玄院が申しつけられたものが残っている（御届書）箱22-317）。また、「副寺役得玄院観空」（箱11-195）、「副寺成就院観実」（箱11-245）と書かれた資料なども見いだせる。その他例えば「副寺輪光院円應」（箱12-175）、「副寺浄林坊 出役得玄院」（箱12-203）、「副寺実境坊」（箱12-208）など四院以外と思われる僧もいる。近世大雲院を考えるうえで欠かせない組織であり、副寺の分析こそが大雲院全体の職務を明らかに

する重要な手がかりとなるだろう。

また、役職として「副寺輪光院、宮僧善恩坊、中教坊」（箱12-15）、「副寺宮仕兼宮仕実印坊、練固坊 加役越明坊」（箱3-50）とあるように宮僧や宮仕・加役などといった社僧も見えるが、大雲院全体の役職体系や意志決定を含めて今後の解明が待たれる。

【本末関係】東叡山・比叡山および大雲院末寺については、本報告書便覧および概説（四）「鳥取藩領の天台宗寺院と大雲院」、（五）「天台宗組織と大雲院」、箱5・箱6・箱7・箱9解題を参照いただきたい。寛永寺と比叡山との関係については資料を数多く見いだすことができ、今後の近世天台宗の研究に資することを確信している。例えば、寛永寺については、大雲院が寛永寺直末という位置づけもあつて、箱14などにも輪王寺宮との関係が具体的にわかる資料が多数残されている（箱14解題）。幕末期の寛永寺組織に関わるものとしては、「東叡一山臈次補略」（箱3-105）が参考になる。

また、鳥取藩領とは異なる大山領三千石は、滋賀院への上納金（「被<sup>のぼせ</sup>登金」〔『鳥取県史』三近世政治〕または「大山収納銀」として、比叡山滋賀院管理のもとで配当される仕組みをもっており、財政基盤として極めて重要な位置づけをもっていた（藤田二〇二〇）。近世後期における大山財政は、焼失した本坊等の再建や借り入れなどにより悪化の一途をたどっており、このことが、比叡山にも多大な影響をもたらしていたと思われる（『鳥取県史』三近世政治）。

大山への御朱印渡しに関しては、本来上野寛永寺による受領であるが、享保期から直接大山に交付することとなり、その仲介として

鳥取藩が役割を担い、大雲院が請取の際の立ち会いを勤めることになった（「家老日記」享保四年八月二十九日、九月十一日）。朱印状請取の仲介、大山領に係る諸相論・事件における大雲院の役割は今後さらに明らかにしていく必要があるだろう（概説（五）「天台宗組織と大雲院」・箱7解題）。箱21・22にも寛永寺執当覚王院・円覚院や比叡山との数多くそのやりとりを示した資料があり（箱21・22解題）、幕末期の大山については概説（九）「その他（幕末・維新时期の動向と神葬祭など）」参照のこと。

末寺関係で充実しているのは、人別関係資料（箱6解題）であるが、実に多様な近世天台宗の地域寺院の実態を知ることができるのである。大雲院宛に提出されたものが多い。箱17は美徳山三仏寺関連のものが中心である（箱17解題）。近世当初は淳光院兼帯となっていた摩尼寺については、比叡山安楽律院の末寺となって以降も人別関係（箱6）・普請関係（箱24）など少なからず残っているものがあるが、大雲院歴代が眠る浄国寺に関するものは断片的である（箱4・6・8）。

次に、大雲院住職や末寺の色衣に関する資料が多いのもこの資料の特徴であろう。箱Dには、代々木蘭色衣の着用に関する資料がある。これは、住職の代替わりごとに、輪王寺宮の許可を受けて行われていたことを示し、同時に大雲院の寺格を象徴するものとなっていた。箱3「法衣類帳」（箱3・31）は萌黄色衣に関する書上であり、箱14には、「輪御門主御上洛御悦御窺献上記并院主大僧都浅黄衣御礼献上記」（箱14・72）など輪王寺宮と関連する一件資料もある。

さらに、箱6には坊中四院の吉祥院や成就院の色衣、箱9には観音院の木蘭色衣聴許に関わる資料、箱10には坊中四院の吉祥院・平福院の色衣関連および霊光院のもの、箱15には三徳山、箱21には観音院関係等があり、末寺への色衣の斡旋を積極的に行っている様子うかがうことができる。こうした事例の分析は、輪王寺宮の寺院支配や僧侶のコントロールを容易にしたことが想像できるし、大雲院も、自らの末寺を支配していくのに欠かせない機能を持っていたと考えられよう。色衣について詳しくは、概説（五）「天台宗組織と大雲院」を参照していただきたい。

**【堂舎の変遷と什物等の記録】** 創建当時の建築物としては、現在鳥取東照宮（旧樗谿神社、因幡東照宮）の本殿・唐門・拝殿・幣殿が現存しており、重要文化財に指定されている。また隨身門から社殿石段までの間に創建当時の家臣らが寄進した石灯籠が残っている。大雲院および坊中四院の跡地は、現在樗谿公園および鳥取市歴史博物館等の建物となっている。

東照宮と大雲院を詳しく描いたものは少なく、絵図で確認できるのは、従来では鳥取県立博物館所蔵「鳥取城下大絵図」（元禄年間以前）鳥取藩政資料八四〇 写真1）であり、それ以外には「東照権現宮図」（「因幡民談」国立公文書館所蔵 写真2）、「稲葉佳景無駄安留記」（鳥取県立図書館所蔵 写真3）などが知られている。大雲院資料のなかには、本坊と周辺絵図について詳しく描いた絵図が残されており、箱33・34の解題が詳しく論じている。最も貴重なものが、寛保元年（一七四一）に大雲院本坊の状況を描いた絵図（口



写真3 稲葉佳景無駄安留記  
(鳥取県立図書館蔵。写真版  
鳥取歴史博物館蔵を掲載)



写真1 鳥取城下大絵図  
(鳥取県立博物館蔵)



写真4 箱8-F20  
一括冊子類袋



写真2 東照権現宮図  
(「因幡民談」国立公文書館蔵)

絵13・14) であろう。

近世中期以降の境内の堂舎を書き上げたものとしては、延享二年(一七四五)の「因幡国東照宮社領并社中境内堂舎等書上帳」(箱6-23)、安永五年(一七七六)東叡山書上控の「因幡国東照宮社領并社中境内堂舎等書上帳」(箱6-21)等がある。また、末寺のものを書き上げた安永五年「因伯兩州天台宗寺社領境内分限書上帳」(箱8-34)などもあり、箱2・4・5・9等には末寺の堂舎・什物・由緒などを書き上げたものもあり、貴重である。

仏像・位牌・仏具管理については、古くは貞享期の「護摩堂諸道具帳」(箱8-40)、「御宮御道具請取帳」(箱8-41)、「嚴有院様御位牌并御仏具帳」(箱8-42)など箱8-F20(写真4)には一括の冊子類がある。その他、「掛物類帳」(箱3-108)なども確認できる。天保十二年(一八四一)「因幡国東照宮 社領境内堂舎等分限書上帳」(箱24-59)は、近世後期の東照宮・四坊中の堂舎から歴代住職・宝物までの全体を知る貴重な資料である。

以上、東照宮と大雲院周辺の景観や坊中の変遷等については『東照宮展』(後期)および本報告書「概説(八)東照宮別当寺大雲院の本坊と堂舎」が詳しく論じている。

### 三 歴代住職

歴代住職の概要については、基本資料として「摘要記」(番外)、「乾向山過去帳」(箱別1-5)、「因幡国東照宮 社領境内堂舎等分

限書上帳」(箱24-59) および『鳥取東照宮別当寺 大雲院』(大雲院奉賛会、一九九六年)を参照とし、繰り返しにもなるが本報告書の箱解題、概説をもとに簡単に記す。その他『鳥取県史』、『鳥取藩史』第四巻などを参照した。

【初代】公侃こうかんは、松平輝澄六男(池田光仲従兄弟)である。「乾向山過去帳」には輝澄の「御子様方御女子共御順之事」として記載されているが、「御子様之御順不書出方可然由近習目附被申聞候二付不書出候」と欄外記載があり、御家騒動に関わって改易・鳥取藩預かりとなった微妙な立場を伺わせている。しかしながら、池田輝政と徳川家康娘督姫との間から展開された池田家のひろがりから見ると、鳥取池田家と輝澄流の系統は、他が絶家するなかで非常に重要な家筋であった(『大名池田家のひろがり』二〇〇一)。そのことが公侃の位置づけを大きなものにしていった。

慶安三年(一六五〇)九月中旬淳光院で得度し、寛永寺二世公海の弟子となり式部卿公侃となる。その後比叡山薬樹院胤海に師事、梶井宮より城南院の院室に預かる。その後胤海の弟子となり延宝三年(一六七五)には東叡山涼泉院と大山西楽院・鳥取淳光院の三寺の兼務となり、実成院の院室に預け替えとなる。なお明暦三年(一六五七)、初代鳥取藩主池田光仲が寛永寺涼泉院の檀越となっている(横田一九六六)。

二、概 説  
ところで、承応二年(一六五三)淳光院は、栄春が二代住職となるが、明暦三年(一六五七)寂したことで、急遽明暦四年(一六五八)三月中旬から万治二年(一六五九)まで公侃が鳥

取淳光院に入り住職を勤める。その後涼泉院に戻り、元禄三年(一六九〇)五月五日に寂する。

初代住職公侃は、鳥取藩主池田家・藩内天台宗寺院との関係もさることながら、寛永寺や比叡山そして大山等、さまざまな面で近世の因幡東照宮と別当大雲院の中心的な骨格を形作ってきた人物である。初代住職については、概説(三)「鳥取藩の社寺統治と大雲院」、(五)「天台宗組織と大雲院」および「大僧都公侃院家由緒記」(箱15-115)、「乾向山過去帳」等参照のこと。

【二代〜四代】二代栄春(明暦三年(一六五七)十月十二日寂)は、慶安三年(一六五〇)から承応二年(一六五三)までの四年間鑑院を勤め、その功績により公侃弟子とし、同年淳光院の住職となった。しかし、明暦三年(一六五七)寂したため、翌年公侃が急遽江戸より入り、わずか一年であるが住職をつとめた。万治二年(一六五九)円了房広海(延宝二年(一六七四)八月十日寂)を公侃の弟子とし、淳光院の鑑院となり、寛文二年(一六六二)に三代目の住職となった。

延宝三年(一六七五)広海の弟子であった観海(享保三年正月十四日寂)が公侃依願により四代目となった。元禄元年(一六八八)隠居後、観海は、心静院となり摩尼寺を兼帯している。この時期には、摩尼寺の復興が本格的に始まり、元禄三年(一六九〇)の作廻願を観海が提出している(「因府年表」)。こうした時期の資料が、貞享二年(一六八五)「護摩堂諸道具帳」「御宮御道具請取帳」「巖有院様御位牌并御仏具帳」(箱8-37-57)などであり、当時の大



雲院を知る上で数少ない貴重な資料となっている。

初代の公侃およびその弟子にあたる二代から四代までと、それ以後とは大雲院の歴史のなかでも大きな画期となっていると思われる。二代から四代までの墓地は摩尼寺で、以後は摩尼寺末寺の滝山浄国寺というところにも表れている。また、五代観洞から九代良航まではそれぞれ二十四年～三十一年という比較的長期にわたる住職期間をもち、安定的な時代であったとも言えよう。院室号も五代観洞が宝永四年（一七〇七）十一月「慈雲院」を預けられて以降、六代湛洞「唯識院」・七代湛純「慈雲院」・八代徳讓「唯識院」とそれぞれがもらい受ける（おもに箱D）。院室号は隠居すると返却することとなっており、本来の学頭坊である寺号・淳光院は院室号のない期間用いた。九代良航から「常院室」として「大雲院」となる。門跡寺院の末寺としての位置づけを有する院室号は、寛永寺に輪王寺宮が入って以降の直末である大雲院の存在を示すものであることから非常に名譽なこととなった。とくに常院室については、「因州唯識院常院室願用書留」(箱16-151・152)・「常院室控」(箱16-153)・「常院室已後御礼録記」(箱16-154)と箱16にまとまった資料がある(箱16解題)。なお、常院室は、例えば尾張東照宮の別当尊寿院も七代妙橋のときから永代の院号として定着しており、大雲院場合もこうしたものに準じた対応であったと思われる(『愛知県の地名』)。

【五代～十四代】五代観洞は、元禄二年（一六八九）住職に就任し、宝永四年（一七〇七）院室号「慈雲院」となって、正徳四年（一七一四）隠居して享保十七年（一七三二）十一月三十日寂する。

観洞は、四代観海の流れを受け継ぎ、隠居後比叡山安楽律院で修行し、享保三年（一七一八）初代摩尼寺住職となる。比叡山安楽律院の末となった摩尼寺は、その末寺に浄国寺が置かれ、以後大雲院住職の菩提寺となった。隠居後の時期は、ほかに岩井郡牧谷村龍王寺、靈光院など末寺も建立されるなど大雲院の歴史にとっても画期となる時期であった。箱D、箱8・25には観海・観洞の資料がわずかだが残っている。

六代湛洞は、五代観洞の弟子で正徳四年（一七一四）住職に就任、享保三年（一七一八）「宮様」上洛にあわせて上京し院室号「唯識院」を預かり、「浅黄衣御免」となる(箱14-72「輪御門主御上洛御悦御窺献上記并院主大僧都浅黄衣御礼献上記」)。寛保元年（一七四一）隠居し、宝暦四年（一七五四）六月二十二日寂する。享保五年（一七二〇）の石黒火事によって、寺院坊中ならびに観音院・靈光院も残らず類焼した。また、享保二十年（一七三五）には長田火事がおこるなど、享保年間には火事・洪水などが頻発し、ほとんどこのとき焼失・散逸したものであると思われる。大雲院資料の大部分が、これ以降のものであることを考えると、享保期の災害の影響は甚大であった。再建した坊舎も再度焼失するなど、この時期は大雲院や城下末寺には受難が続いた。

なお、「松岳山乾向山草創記」(箱8-24)は、湛洞が草創記のことを観洞から聞いた内容を書き記したもので、「本寺東叡山寛永寺円頓院、法流穴太流山門正覚寺派也」とあり、寛永寺は周知のことだが、台密十三流の穴太流あのはなどの指摘は、大雲院が比叡山とどのよ

うな関係にあるのかを示すものと言えよう。「山門蓮華院暦代」「山門行泉院暦代」が「乾向山過去帳」(箱別15)に掲載されているが、大雲院資料のなかに登場する比叡山行泉院・正覚院・蓮華院(箱2・5・21・22・25)などの関係をとくほぐす貴重な資料の一つと言えよう。

七代湛純は、湛洞の弟子で寛保元年(一七四一)住職に就任し、同年院室号「慈雲院」を預かる。明和四年(一七六七)隠居、寛政元年(一七八九)七月八日寂する。寛保元年には大師堂以外の再建が進み、大師堂は寛延三年(一七五〇)から「自分再建」となり、宝暦元年(一七五一)六月に再建・遷座供養がなされている。湛純に関する資料としては、富安村関係で箱4、上洛関係が一点箱14に残っている。

八代徳讓は、湛純の弟子で、明和四年(一七六七)に住職となり、院室「光雲院」を賜うが明和五年「唯識院」に改める。寛政九年(一七九七)十月四日に寂する。この時期には、御霊屋が天明七年(一七八七)に再建されている(箱15解題)。徳讓は点数こそわずかだが、天明寛政期の資料を箱2・11・14に見いだすことができる。ちなみに前掲「大僧都公侃院家由緒記」(箱15-115)は、徳讓が記したもので、寛政十年(一七九八)江戸よりの依頼で作成された旨が書かれている。「乾向山過去帳」の公侃に関する記事は、この写しであろう。

九代良航は、徳讓の弟子で、寛政九年(一七九七)住職に就任し、院室号「唯識院」とする。文化十一年(一八一四)常院室号「大雲

院」を輪王寺宮に願い出、翌十二年二月聴許(箱D-2)により、以降「大雲院」に固定される。文政四年(一八二二)隠居、文政八年(一八二五)三月十四日に寂する。資料はさほど多くはなく、各箱に散見される程度である。大雲院の歴史に関わるものとして「因幡国乾向山東隆寺淳光院草創已来之記録抜書(下書)」(箱8-29)があるが、初代住職から四代までの記載の下書きがある。とくに文化十一年(一八一四)段階でもこうした草創期の確認や「因幡国乾向山東隆寺淳光院開基初代大僧都法印公侃由緒記」として記されるところが興味深い。

十代韶鎮は、良航の弟子で文政四年(一八二二)住職に就任し、文政十年(一八二七)六月二十八日寂する。七年間で、五代以降では最も短い在職となった。韶鎮は、「年中雜記簿」など冊子類(箱24-10-13)を書き残している。箱Cには、大僧都就任の勅許関係の資料も残っている。

十一代観讓も、良航の弟子で文政十年(一八二七)住職となり、嘉永四年(一八五二)二月十日に寂する。この時期、天保九年(一八三八)五月大師堂と御霊屋が焼失したが、再建に乗り出している。観讓は、箱10に藩主斉訓初入国の記録である「御成之記」(箱10-44)、箱24に「要用雜記」(箱24-22・23・24)など冊子類での記録を残している。韶鎮と観讓による雜記の残存から推定すると、この時期にはある程度住職本人によって寺務が行われていた側面がある。その後、代筆として記録所・納戸(おそらく副寺など)へと移っていったと思われる(この点は箱24解題参照)。当該期は、前

述「因幡国東照宮 社領境内堂舎等分限書上帳」(箱24-59)作成など寺院全体の確認作業が行われた時期である。当初は住職、次第に記録所など組織的に文書・典籍や仏像・仏具等の整理が行われていったのであろう。柿渋袋(写真4)での文書資料のまとめ方など、近世後期において大雲院資料の保存をどのように進めようとしていたのかは非常に興味深い。その後の大雲院の組織を考えていく上でも重要である。

ここまでの歴代住職の隠居・継目に関するまとまった資料が箱16にはある(箱16解題)。正徳五年(一七一五)の五代観洞から六代湛洞(箱16-F2)、元文五年(一七四〇)の六代湛洞から七代湛純(箱16-F1)、明和四年(一七六七)の七代湛純から八代徳讓(箱16-F3)、寛政十年(一七九八)の八代徳讓から九代良航(箱16-F9)、文政四年(一八二二)の九代良航から十代韶鎮(箱16-F6)、文政十一年(一八二八)の十代韶鎮から十一代観讓(箱16-F8)である。歴代住職をつないでいく記録保存は大雲院資料の大きな特色の一つと言える。住職の代替わりについては箱16解題参照。

十二代光讓も、良航の弟子で、嘉永四年(一八五二)住職に就任し、慶応元年(一八六五)隠居、慶応四年(一八六八)八月二十三日寂する。維新後の混乱する各地を巡り、ちようど京都や大和巡りをして帰国した祝いの席で、急変して翌日没したのである(「慶応四戊辰年 日次記 乾向山記録所」箱24-43)。あまりに突然の死であった。光讓の資料は書状関係が箱5・6・28に、継目関係資料

が箱21に残っている。

十三代光範(奥光範)は、光讓の弟子、慶応元年(一八六五)住職に就任し、明治二年(一八六九)東照宮奉仕を辞職し、観音院への移転、明治三年(一八七〇)現地への移転、靈光院の吸収合併に携わった。光範は、明治六年(一八七三)十月七宗合併教院以降の講師並に院長を兼務し、明治八年(一八七五)七月本宗中教院設置以後取締役事務を担当するなど激動期の大雲院と鳥取宗教界を支えてきた。明治九年(一八七六)一月隠居し、明治十年(一八七七)六月四日寂する。光範の資料は書状関係が箱21・22に残っている。

十四代不二門智光は、明治九年(一八七六)住職となる。本調査では近世に絞ったかたちで進めた関係で対象外としたが、大雲院資料のなかにはいくつか資料が散見される。不二門智光は、新たな時代の因幡諸寺の立て直しに尽力し、明治四十二年(一九〇九)第二四四代天台座主就任するが、大正七年(一九一八)四月十一日に寂する。不二門智光が、大雲院資料や什物等全般に大きく関わったことは間違いない。おそらく近世の整理よりもさらに本格的に取り組んだものと考えられ、近代の大雲院を調査するなかで具体的に明らかになってくると考えられる。不二門智光の時期の、文書・美術・工芸等の整理から古典籍収集そして教学に関わる記録類の写本などは圧巻である。

(岸本)

### (三) 鳥取藩の社寺統治と大雲院

本稿では、鳥取藩と大雲院との関係を理解する前提として、鳥取藩における社寺支配について概略を記す。なお、この点についてはすでに『鳥取藩史』の「寺社志」や「職制志」に詳述されていることから、その内容を要約して紹介することを最初に断っておきたい。

#### 一 寺社方について

因幡・伯耆の寺社・僧侶・神職に関する一切の事項および宗門改を管理したのが、鳥取藩の寺社方である。両国における寺社の数は、寛延二年（一七四九）の御国目付答申書によると、寺院が因幡二〇八ヶ寺、伯耆二一六ヶ寺。神社が因幡二二八四社、伯耆五九六八社となっている。これら領内社寺の最高位にあったのが、慶安三年（一六五〇）に創建された東照宮であり、その別当寺の地位にあった大雲院である。ここでは最初に鳥取藩の組織のなかでも、とりわけ大雲院との折衝や取次を担当した寺社方についてみていく。

寺社方の長役は寺社奉行であり、表3はその歴代就任者の一覧である。定員は基本的に一人役であるが、事務多端により相役を願い出て二名役とされた時期もあった。格式は諸奉行筆頭で禄高は二〇〇石〜七〇〇石、役中の功劳や勤続年数により、鉄砲十挺預か

り物頭へ進められることがあった。在任期間は、平均すると八年程度だが、十年以上の在任者も多く、とくに江戸中期にはその傾向がみられ、経験や知識を要する職務であったことが推察される。また特定の家が二代にわたり寺社奉行を勤める例（山田家、吉田家、上山家、伊藤家、河田家）があることも、職掌に関連するものと思われる。寺社奉行は在職中の手当として、身の回りの世話をする仕人三人（のち四人）と、銀二十枚（宝永五年一七〇八以降）が付与さ



写真5 慶応元年頃の寺社役所の所在地

れた。さらに享和二年（一八〇二）からは、役中御心付として銀一貫目を給されることが慣例となった。

決められた役所はなく、奉行役宅で業務を行ってきたが、文久二年（一八六二）十二月になり、西垣秀賢拝領屋敷の一円（現在の鳥取市西町二丁目付近）を召し上げて寺社役所とした（写真5）。さら

表3 寺社奉行一覧

人 名	就任年月	西暦	前 職 等	退任年月	西暦	退 任 理 由	在任期間
山田弥兵衛	慶安元年	1648	—	寛文4年7月	1664	依願	17年
吉村清左衛門	寛文4年7月	1664	—	貞享3年3月	1686	依願	23年
佐治孫右衛門	延宝5年3月	1677	—	延宝7年	1679	病氣依願	3年
北村又六	天和3年3月	1683	江戸御番衆	貞享元年	1684	依願	2年
山田佐助	貞享元年12月	1684	江戸御番衆	元禄11年8月	1698	御使番へ転	15年
佐治平兵衛	元禄11年8月	1698	火之廻り	元禄16年2月	1703	病氣依願	6年
広沢十郎兵衛	元禄16年3月	1703	江戸護持院火ノ番	宝永2年6月	1705	病氣依願	3年
佐久間甚左衛門	宝永2年6月	1705	江戸護持院火ノ番	宝永3年7月	1706	病氣依願	2年
森官右衛門	宝永3年7月	1706	—	享保9年3月	1724	病氣依願	19年
山田佐十郎（後弥兵衛）	享保9年3月	1724	御近習	寛延元年7月	1748	病氣依願	25年
羽原兵左衛門	寛延元年7月	1748	京都副使	明和4年8月	1767	病氣依願、一年後御免	20年
吉田十左衛門（後平馬）	明和3年8月	1766	学館詰	安永7年9月	1778	御勤役へ転	13年
石川善左衛門（後伝左衛門）	安永7年7月	1778	—	寛政6年閏11月	1794	勤方不宜、閉門	17年
吉田十左衛門	寛政5年6月	1793	—	享和2年5月	1802	不束御免	10年
岩越十之進	享和元年3月	1801	町奉行	享和2年9月	1802	死去	2年
隠岐九（久）右衛門	享和2年5月	1802	裏判御吟味役	文化4年11月	1807	御勤役へ転	6年
上山六之丞	文化元年9月	1804	御徒頭	文化8年閏2月	1811	在方長役へ転	8年
天野五郎右衛門	文化8年2月	1811	御目付	文化13年11月	1816	等閑御免	6年
伊藤左内	文化13年10月	1816	御目付	文政元年12月	1818	物頭へ転席	3年
伊田和十郎	文政元年12月	1818	—	文政5年10月	1822	御勤役へ転	5年
加須屋与十郎	文政5年10月	1823	在御吟味役	文政8年4月	1825	病氣依願	3年
河田十右衛門	文政8年4月	1825	御目付	天保7年12月	1836	物頭へ転席	12年
多田林蔵	天保3年12月	1832	学館詰	天保13年12月	1842	御普請奉行へ転	11年
加藤金右衛門	天保13年11月	1842	学館詰	嘉永元年2月	1848	御普請奉行へ転	7年
伊藤久太郎	弘化4年7月	1847	学館奉行	嘉永3年12月	1850	病氣依願	4年
渡辺平太	嘉永3年12月	1850	御目付	嘉永5年12月	1852	病氣依願	3年
黒部権之介	嘉永5年12月	1852	御目付	嘉永6年5月	1853	御目付へ転	2年
安養寺又允	嘉永6年5月	1853	学館御目付	安政2年2月	1855	死去	3年
宮崎鉄馬	安政2年2月	1855	学館御目付	元治元年9月	1864	伊勢守御付人へ転	10年
河田関助	元治元年9月	1864	御目付	慶応元年3月	1865	同姓河田精之丞御預け、依願	2年
野間武兵衛	慶応元年3月	1865	御目付	慶応元年7月	1865	御船手へ転	5ヶ月
景山加那次郎 ※1	慶応元年7月	1865	町奉行と兼務	慶応元年9月カ	1865	御普請奉行へ転	3ヶ月
小谷彦次郎	慶応元年9月	1865	御徒頭	慶応3年10月	1967	不束御免	3年
上山庄兵衛	慶応3年8月	1867	御徒頭	明治2年6月	1869	藩制改正、神務司管事へ	3年

※1 景山加那次郎は当分仮役兼帯

表4 御宮奉行一覧

人 名	在 任 期 間	年 数	前 職	後 職
安田善右衛門	慶安3年12月～万治3年11月	10年		
安田儀右衛門（善右衛門）	万治3年11月～寛文12年8月	13年		病氣ニ付役儀御免
野呂八左衛門	寛文12年8月～延宝2年3月	3年		
生駒権左衛門	延宝2年3月～貞享3年11月	13年	御道具奉行	老齢により免
馬場甚太夫	貞享3年11月～貞享4年3月	5ヶ月		老齢により免
桑原一郎右衛門	貞享4年3月～元禄6年3月	7年	普請方	御宝蔵加番
中山平五郎	元禄6年3月～宝永4年	20年	御宮目付	造酒正様御右筆へ転
鈴木助右衛門（少助）	宝永4年7月～享保12年	21年	御宮目付	若殿様御部屋御附人へ転
西村清兵衛	享保12年閏1月～元文元年	10年	御目見徒	病氣ニ付悴善内へ振替
西村善内（清兵衛）	元文元年～宝暦6年	16年		江戸詰
上原茂右衛門	宝暦6年7月～宝暦9年11月	4年	寺社方下役	病氣ニ付役儀御免
桐谷元助	宝暦9年11月～明和7年7月	12年	御宮目付	病氣ニ付役儀御免
清水伝兵衛	明和7年11月～寛政4年	23年	数類役	格式取立、悴名代として江戸詰
小長谷庄兵衛	寛政4年10月～文政4年12月	30年	寺社方下役	格式取立、悴名代として江戸詰
井上与助	文政4年12月～文政11年5月	7年	寺社方下役	病氣ニ付役儀御免
福沢元左衛門	文政11年6月～天保3年12月	5年	寺社方下役	退身
松本喜兵衛	天保3年12月～天保9年8月	5年	寺社方下役	御蔵目付へ役替
橋尾太三郎	天保9年8月～天保14年3月	5年	御宮目付	老年・病氣により退任
北村弥右衛門	天保14年3月～万延元年12月	18年	寺社方下役	格式取立、忝人扶持御足し
鈴木平一	万延元年12月～慶応元年12月	5年	寺社方下役	会見郡法勝寺村御番所土着士
松原角平次	慶応元年12月～明治2年	4年	御宮目付	格式取立

に翌年六月に隣地の一部を加え、揚り屋などを備えた役所が新築された。なお、寺社方の公務日誌にあたる「寺社方日記」は、元文二年（一七三七）から元治元年（一八六四）までの間で四十五冊が伝存している。

次にその下僚についてみていく。寺社奉行の下で事務を執る御徒格の役人は寺社方下役と呼ばれ、定員は四～五名であった。俸禄は勤務年限により多少の相違があるが、概ね三人扶持十八俵を基本とした。

このうち御宮奉行（一名）は、寺社方下役のなかで筆頭の者が兼務した（表4）。当初は御宮守と呼ばれる番方の職務であった。在任期間は一定しないが、寺社奉行と同様に江戸中期までは長くなる傾向がみられる。年功により跡目取や取立があり、地位上昇に結びつく職であったといえる。役宅は晒場附近にあり、大雲院および長田神社の社家で東照宮の神職を勤めた永江氏と連絡して、社内の庶務を司り、諸祭礼にも奉仕した。また社宝や神具類の管理なども担った。御宮目付（一名）は寺社方下役の筆脇が兼務し、宗門改を補助した。同役を経て御宮奉行となる例も少なくなかった。御神馬賄は、東照宮の御神馬を管理する役である。延宝六年（一六七八）以降、御柄杓役の中間市兵衛が勤めた。のちに市兵衛は苗字付に取り立てられ、秋山を称して代々世襲した。俸禄は三人扶持十四俵を給された。元治元年（一八六四）に岡村吉兵衛が跡役となったが、明治元年（一八六八）十二月に神馬が廃止となり、翌年に同役も廃止となった。無苗の御宮番（六名）は、昼夜交替で石階上の横にあ

る番所に詰めた。創建当初より奉仕し、晒場の長屋に居住して、耕作に従事することもあった。このほかに東照宮中御門番（一名、家業家）、下奉行（二名）らがおり、慶応元年（一八六五）に苗字付となった。寺社方下役は、職務内容や居住地からも、寺社奉行以上に大雲院や東照宮と密接に関係していた存在といえよう。

## 二 藩内における寺社の格式と待遇

### ① 四ヶ寺・八ヶ寺

鳥取藩の寺院には、それぞれの宗派内の格式とは別に、池田家との間で菩提所、祈願所、その他の由緒等の関係により、四ヶ寺・八ヶ寺という特殊な格式が定められていた。

四ヶ寺は、藩内において最も重い待遇を与えられていた寺の総称で、序列順で次の通りになる。

- 大雲院 五百石 上町 將軍家の位牌所。東照宮の別当寺
- 天台宗（寛永寺直末）
- 興禅寺 二百石 栗谷 光仲から慶栄まで歴代の菩提所
- 黄檗宗（万福寺末）
- 龍峰寺 二百石 栗谷 光仲以前の歴代藩主の菩提所
- 臨濟宗（妙心寺末）
- 慶安寺 二百石 寺町 光仲の祖母良正院の位牌所
- 浄土宗（知恩院末）

四ヶ寺のなかでも大雲院が最上位にあり、興禅寺がそれに準じた。慶安寺が上位の三ヶ寺と同格となったのは正徳四年（一七二四）であり、四ヶ寺の寺格成立はこれ以降になる。なお、御目見のときの披露所は大雲院と、その他三ヶ寺とは待遇に差が設けられた。八ヶ寺は、四ヶ寺に次ぐ待遇を与えられた八つの寺の総称である。

- 日香寺 五十石 江崎 光仲の母芳春院のため創建
  - 芳心寺 三十俵 江崎 光仲夫人芳心院等の菩提所
  - 日蓮宗大石寺末
  - 真教寺 寺町 光仲の祖母良正院の位牌所 浄土宗
  - 最勝院 二百俵 寺町 祈願所 真言宗仁和寺末
  - 観音院 六十俵 上町 祈願所 天台宗大雲院末
  - 円城院 六十俵 外市 祈願所 真言宗高野三昧院末
  - 法泉寺 十俵 立川 光仲の娘円明院の埋葬所 日蓮宗
  - 妙要寺 寺町 良正院の娘縁了院の位牌所 日蓮宗
- 右の寺を八ヶ寺と称するのは、妙要寺が七ヶ寺並の待遇を許された明和四年（一七六七）以降であり、四ヶ寺よりも約五十年遅れて成立する。これ以前の順席は流動的であり、たとえば日香寺が筆頭となるのは、正徳二年（一七一二）八月以降で、ついで正徳四年に芳心寺が次位となり、法泉寺が円城院の次席となるのは宝暦十二年（一七六二）であった。八ヶ寺は、年頭の御目見では同列に扱われ、法事の際には、諷経焼香を命じられた。八ヶ寺の成立以降も、真宗

表5 因幡国の直触寺院一覧

法美郡	岩倉村	大雲寺	永代直触
	卯垣村	安禪寺	
	卯垣村	栄久寺	
	定ヶ谷	善久寺	
邑美郡	吉方村	梅翁院	平直触
気多郡	紙屋村	弥勒寺	
	山根村	願正寺	
高草郡	賀露村	西念寺	
八東郡	若桜宿	西方寺	
	才代村	心了寺	
智頭郡	古用瀬村	金剛幢院	
八上郡	下船岡村	光賢寺	
	片山村	最勝寺	

伯耆国の直触寺院一覧

河村郡	下浅津村	香宝寺	永代直触
	美德	三仏寺	
久米郡	和田	定光寺	
八橋郡	中山	退休寺	平直触
河村郡	長瀬村	勝福寺	
	竹田	曹源寺	
日野郡	阿毘縁村	解脱寺	
	谷川村	道寧寺	
会見郡	天万村	大安寺	
	小松村	雲光寺	
	米子	感応寺	
	日下村	瑞仙寺	
汗入郡	淀江村	精明寺	
八橋郡	公文村	光徳寺	

福寺は、黄檗宗の寺院で池田家（分知家を含む）の菩提寺である。歴代藩主の法事、法名の授与などをを行い、藩からは毎年銀五貫目と五十俵が付与された。白髭太夫（内宮）と上部左近太夫（外宮）は、池田家を檀家とする伊勢御師である。池田家は毎年年末になると伊勢神宮に代参の藩士を派遣し、御祈祷料、御祝儀を奉納した。対して白髭太夫は、年末に鳥取城に登城し、御祓類・曆などを

寺が年頭御礼の席次について八ヶ寺並の待遇（「寺社方日記」明和七年）を求めるなど、寺格上昇を巡る菩提所の動きがみられた。藩主に対する年頭御礼は、四ヶ寺、八ヶ寺、祈願所に限らず、鳥取寺院の大半に許されたが、その順席（寺席）は、四ヶ寺、八ヶ寺を先とし、その他は宗派順（天台・真言・臨済・曹洞・黄檗・浄土・日蓮・真宗・時宗）を原則とした。その際の披露物や披露所も寺席に応じて細かい規定があった。なお、池田家との由緒がある寺院（日野郡阿毘縁村の解脱寺など）は、一代一度の御目見が許された。

## ② 寺社奉行直触の寺院

在方の寺院については、宗旨庄屋を經由しない、寺社奉行直触の待遇（別触）をうける寺院表5があった。別触の寺院には住職の世襲が認められる永代直触と一代限りの平直触の違いがあった。このほか町方寺院が、在方の末寺を町方塔頭と同列に扱いたいときには、塔頭並とする待遇を願い出た。例えば、広徳寺が岩倉村の栄久寺を塔頭並に願うといった事例がみられる。

## ③ 他国の寺院・宗教者

池田家との関係を有し、米銀を付与された寺社や宗教者は他国にも数多く存在し、それらについては、表6にまとめられた。これらの寺社に対しては毎年付与されるものもあれば、願いによって臨時に付与されるものがあった。いくつか紹介すると、江戸牛島の弘福寺は、黄檗宗の寺院で池田家（分知家を含む）の菩提寺である。歴代藩主の法事、法名の授与などを



献上して、神領米六十六俵余を拝領するのが慣例となっていた。

#### ④ 鳥取藩の御祈願所

御祈願所は、池田家の諸願に対して祈祷を行い、御札を差し上げる特定の寺社や宗教者であり、鳥取城下では大雲院や八ヶ寺の最勝院、観音院、円成院に加えて、養寿院（真言宗）、金剛院（真言宗）明光院（真言宗）、靈光院（天台宗）が命じられた。このほかに智頭郡鷹狩村の大安興寺、伯耆大山寺、特定の神社、山伏、陰陽師なども奉仕した。

このうちの山伏は、寺社奉行の管理する「山伏本帳」によって、所付、宗派別、境内の面積、本末関係などが把握された。各郡に年行司があり、事務をつかさどった。山伏頭役は御目見を許され、諸役を免除された。人員は三人から四人ほどで、基本的に世襲であるが、交替することもあった。寺社奉行への伺達は、年行司・山伏頭役を経る場合と、宗旨庄屋を経る場合があった。御祈願所を命じられた山伏は、鳥取城下での町方人足役を免除されていた。このうち善祥院は、承応元年（一六五二）より幕末まで誓詞用の牛王を配渡する山伏で、御心付として金二百疋を遣わされていた。享保元年（一七一六）に御祈願所となり、正月・五月・九月の祈祷に際して御札を差し上げ、毎回銀二枚を遣わされた。このほかに延寿院、多聞院（のち清教寺）、宝良院（のち永照寺）なども御祈祷所を命じられた。また城内青木の馬場で祀られていた青木大明神は、快長院が四月・八月・十二月に御浄を行い、祈祷料として銀十一匁五分

（のち金二百疋）を受け取っていた。この小祠の修復は普請奉行が行った。

鳥取藩で祈祷に奉仕した陰陽師としては、土御門家配下の平山氏をもって触頭とした。平山氏は寛政末年までに毎年の御甲冑御召物、御首途吉方の卜占、正五九月と御年越の御祈祷、臨時嘉例の吉辰の選進など諸種の御祈祷卜占を命じられた。しかし、寛政十一年（一七九九）に博奕宿の露頭により追放になると、かわって尾張より来国した戸田氏が陰陽師となった。戸田氏は白河家の配下（神明流）にあり、享和元年（一八〇一）に行徳村に祭壇所を設け、神明春日大明神を祭祀（行徳神明社）した。また文化三年（一八〇六）には伯耆国の陰陽師大脇（今岡）浪江を陰陽師に召し抱え、厄除祈祷などの卜占に奉仕させた。

#### ⑤ 神社と神職

鳥取藩は大小の神社を属性によって大社・本社・末社に分類して把握した。大社は、歴史的な由緒があり、複数の村にまたがる氏子を持ち、池田家と特別な関係のある有力な神社が指定された。なかには宇倍神社、布施山王社のように、御祈願所を兼ねることもあり、さまざまな特権や格式を付与された。

各郡に所在する社については、名称、所在地、建物の規模、神職名などを委細に記録した「神社改帳」により管理把握した。これには宗旨庄屋から寺社奉行に出されるものと、幣頭から総幣頭役へ提出されるものがあつた。江戸時代を通じて十回以上の作成（改定）

二、概 説

表6 米銀を付与された他国寺社

国 別	寺 社 名	本 寺	国 別	寺 社 名	本 寺	
下 野	日光安居院		紀 伊	高野山金剛蔵院		
	牛嶋 弘福寺			高野山悉地院		
江 戸	日野 松蓮寺		大 和	吉野山東南院		
	増上寺塔中 源流院	増上寺	近 江	池田村神主（檜尾社）		
	三田 長延寺			多賀大社成就院		
	秋葉 満願寺		山 城	良正院	知恩院	
	上野 涼泉院	寛永寺		天球院	妙心寺	
	浅草寺			善応院	相国寺	
	浅草 梅園院	浅草寺		盛岳院	妙心寺	
	木母寺			愛宕 長床坊		
	池上 本門寺			護国院	妙心寺	
	品川 本光寺			本禅寺		
	千駄ヶ谷 仙寿院			大清庵	大徳寺	
	小梅 常泉寺			本願寺		
	大久保 光清寺			下加茂社		
	高輪 東禅寺			大通寺		
	禅海庵			伏見 本教寺		
	市ヶ谷涼月寺			宇治黄檗山 万福寺		
	山王社家（日吉山王神社）			山崎 観音寺		
	築地 稲荷			鞍馬 妙寿院		
	御屋敷社 観明院			石清水八幡中坊		
	御広式 稲荷		石清水八幡太西坊			
遠 江	新居 笹瀬弥三郎		摂 津	住吉祢宜		
駿 府	富士 大石寺		播 磨	船越山南光坊		
	富士 三沢寺			宍粟 青蓮寺		
美 濃	龍徳寺			法楽寺		
尾 張	熟田社家 松岡市太夫			春日寺		
	吉岡常幸太夫（尾州二宮社家）			曾根神主（曾根天満宮）		
	美濃万歳 平野斎宮			男山八幡神主		
伊 勢	朝熊岳金剛院			垂井神主		
	上部左近（伊勢外宮御師）			広峯山神主		
	白髭太夫（伊勢内宮御師）			備 前	清泰院	
	御師幸田大夫（伊勢外宮御師）				蓮昌寺	
	大神楽		備 中	吉備津宮		
	松坂神主			松山 威徳寺		

【凡例】

- ・「京都寺社」、「城州八幡山中坊・大西坊」、「紀州高野山 金剛蔵院・悉地院」、「播州寺社」、「備前清泰院・蓮昌寺」、「多賀成就院」、「勢州寺社」、「尾州熟田・美濃万歳」、「国々寺社」、「江戸寺社・日光安居院」を元に作成（鳥取県立博物館蔵）
- ・寺社は時代により多少の変動がある。

が行われているが、明和四年（一七六七）、寛政七（一七九五）、天保十五年（一八四四）のものが比較的よく伝存し、また嘉永、安政に作成されたものは詳細な内容を持っている。神職については「神職本帳」に、社領については藩初に作製された「社寺領帳」に記録された。文化元年（一八〇四）の「神職本帳」によると、神主の数は、因幡一〇五人、伯耆一七五人となっている。神主一人に対して一定の区域（持宮場）が定められ、大小の神社に奉仕させた。神主一人あたりで見ると、二十〜三十社の持宮をかかえていたことになる。

神職の首班である総幣頭は、東照宮に奉仕した永江氏の累世職とされていた。慶安三年（一六五〇）の東照宮勸請の際に長田社の神主である永田外記をもって同社の祀官を勤めさせ、両国の惣幣頭を兼務させたことに始まる。寺社奉行の支配を受け、職務は社家一般の取り締まりにあたった。また幣頭の人選にあたり、一般の神主への連絡を行った。幣頭は一郡を管轄した（郡によっては構に一人）神職で、宗旨庄屋の支配を受けたが、安政四年（一八五七）以降は、勤中直触となった。神主は、各構の幣頭の支配を受け、人別としては宗旨庄屋の支配を受けた。出願には宗旨庄屋、幣頭それぞれの奥書を添えて、郡奉行、総幣頭にそれぞれに出された。このほか神主に対する最高の待遇としては永代直触があり、藩主への御目見、年頭御礼が許された。退職後は嗣子が相続することが許された。永代直触となった神主は、構の幣頭支配を離れて惣幣頭の直支配を受け、寺社奉行に直接願書が提出することができるほか、吉田家への裁許状執奏の出願は永江氏を通じて行った。因幡では伊福部氏ら七

家、伯耆で山崎氏ら五家（いずれも慶応二年一八六六）がこうした待遇を受けた。平直触はこうした待遇が一代限りのもので、因幡で八家、伯耆で九家が該当した。御目見については、一代限の特例があり、御祈禱を臨時に命じられた場合は、おおむね一代一度の御目見が許された。

有力な神社に対しては、正遷宮の屋根葺替として藩から付与される正遷宮料の規定があり、宇倍神社と倉田八幡宮に銀十枚。松上社、賀露社、布施山王社は、銀七枚と定められていた。また御浄料として屋根葺替以外の造営修繕が遣わされた。

### 三 寺院に対する寺社方の事務

#### ① 伝達経路

寺社方から大雲院など四ヶ寺への伺達は、第三者を介さず直接に行われたが、四ヶ寺の末寺に対しては、左のように本寺を経由する本寺触が適用された。

寺社奉行 ↓ 本寺（四ヶ寺） ↓ 各寺触口（四ヶ寺直支配）

四ヶ寺以外の寺院に対する諸伺達は、町と在方で左のような手順の違いがあった。

（鳥取）	寺社奉行	↓	寺社奉行直触寺院	↓	各寺院
（米子・倉吉）	荒尾家	↓	町奉行触口寺院	↓	各寺院
（在方）	寺社奉行	↓	宗旨庄屋	↓	各寺院

## ② 宗派内での事項処理について

各寺院は本末関係を藩内外に有し、各宗派の規則に従っていた。その関係について藩が介入することは容易にできなかった。各宗派は各国に触頭（録所）を任命し統括した。曹洞宗総持寺派を例にとると、江戸の関三ヶ寺（竜穩寺、総寧寺、大中寺）が各国に録所を定めて末寺を統括した。因幡国では景福寺、伯耆国は総泉寺（元禄四年に池田光仲の依頼で東伯耆は定光寺が録所となる）が録所と定められた。寺社方は、本末間に相論が生じた場合、双方の証明書類をもとに判断した。本末関係に異同があった場合は、末寺側の願い出により本山がこれを許可し、江戸寺社奉行ならびに藩へ報告することになっており、基本的には藩は許可承認以外には関与しなかった。

## ③ 寺院の創設と関連する施設の管理

一般に寺院が新寺を建立する場合、引寺という古寺号を転用する方法がとられた。引寺は享保期以降、鳥取城下附近で次々と行われ、寺地も増加していった。それに伴って年貢の取り立ても複雑化したことから、宝暦十二年（一七六二）に幕府の法令に基づき、引寺が禁止された。引寺によらない大雲院の創設は、極めて例外的な措置であった。

寺院に類する施設をみていくと、庵は、寺社奉行の「元帳」によって管理された。庵主は毎年宗門書上の台本紙を提出し、交代には届

け出が必要とされた。庵を寺に取り立てる場合は、古寺号を用いる必要があった。僧侶が在中で借宅しているものや、宅地を買い取って居住しているものに庵号を使用することは禁止されていた。大雲院（唯識院）に関しても、滝山村にあった先住観洞の庵について、その遷化後に「卯垣山福泉寺」（観音院の末）という廃絶した古寺号を用いて、摩尼律院の支配となる寺（祥雲山浄国寺一心院）の取り立てを寺社奉行に願い出ていた事例がある（鳥取藩政資料「家老日記」元文三年）。

隠居所は、住職が隠居するために、村や町との自由交渉でおかれたものである。所有権は寺院側にあり、寺社奉行の「元帳」にも記載されないが、藩に届ける必要があった。隠居所は次第に増加し、鳥取城下では住職在任中にも拘わらず、遊樂の目的で設置する例が増えてきたことから、藩によって取り締まりが強化され、文化九年（一八一二）に隠居所を一旦すべて停止し、理由があるものだけに許可を与える方針に転換した。辻堂は、村が管理所有するもので、僧侶は仏事法事の依頼には対応してはいけなものとされていた（天和元年十二月「在方御法度」）。

## ④ 寺院の修築

有力な寺院に対しては、藩の負担で寺の作事が行われた。これを御上作廻と称した。その手続きは住職の願い出を受けた寺社奉行が家老へ上申し、許可を受けたものについて作事方へ指示が出された。ただし所定外の普請は寺側の負担（自分普請）で行われた。ま

た材木の寄進、人足の付与、物品の寄進（瓦道具類）、修理銀米の寄進などの補助もあったが、特別な寺や臨時の場合に限られた。材木の伐採地は藩が郡奉行を通じて在方に命じ、人足は在中廿日役からまかなわれた。

なお、御上作廻を受けない修繕については、寺院が開帳、勸化（奉加、托鉢）、転読、念仏、興行（相撲、軽業、曲馬、芝居、講談、福引など）を行うことがあったが、いずれも藩への届け出が必要であった。たとえば、大雲院（唯識院）の塔頭得玄院が、末寺牧谷龍王寺の本社庫裏修繕を行うため、勸進相撲興行の開催を願った例（「寺社方日記」文化四年）などがある。これには本寺の大雲院（唯識院）からも添願が提出されている。このほか、資金工面の方法として、御上融通などもあった。このうち、開帳は十二年ごとに願い出ること（「寺社御定」貞享元年）になっていたが、江戸後期には規制も緩み、願い次第に実施できることになった。摩尼寺では、住職の代替わりなどにあわせて本尊帝釈天の開帳が行われた。また大雲院の塔頭成就院が、庚申堂修復のため摩尼寺の開帳を願い出た例（「家老日記」元禄十年）や、大雲院副寺が龍王寺の本尊大権現の出開帳を願った例（「家老日記」明和九年）などもある。出開帳は興行地の役人の承諾があれば可能であった。新堂建立による入仏供養も同様であった。開帳の際には、鳥取町外一里まで町目付を見分のため派遣し、警固の足軽十名を普請奉行に遣わし、終了報告を家老へ上申することになっていた。ただし安永八年（一七七九）以降、風儀上の問題から夜参詣は停止された（金剛院愛宕権現の夜参

詣は特例で承認された）。

### ⑤ 住職の任免等

一般寺院に対する住職の更迭は、本寺による末寺支配にかかわるもので、本寺と檀家の願い出により、藩が命じる形式をとった。手続きとしては、住職から提出された隠居願と後住願を寺社奉行が家老に上申し、その裁定を受け、願い出のあった寺院に指令した。他方、四ヶ寺、菩提所、御祈願所などの有力な寺院については、藩主が裁定した。さらに大雲院の住職が入山する場合は、藩主裁定の前に、上野寛永寺に願い出て、承認を受けておく必要があった。

無住の寺は、檀徒が後住を願い出る形式をとった。ただし事情により無住となった場合には、二年が経過した後に、本寺に通達して、後住を定めた。この間兼務、看坊、輪番、留守居などを置くことも行われた。大雲院が天台一宗である摩尼寺に看坊や留守居を置いた例などがこれにあたる。また檀徒のない大雲院の場合、塔頭が無住となった際には、別の塔頭から転住させている（「家老日記」安永九年）。弟子の養成については、由縁がない者の取り立てを認めず、檀那寺から「弟子書付」を提出させた。

### ⑥ 寺社領の支配と金融について

寺社領には領所と蔵米の区別があった。領所は慶安寺を除く大雲院、興禅寺、龍峰寺に対し、藩主の御判物が下付された。寺領における収納は、物成を下札に従って庄屋より交付するものと、寺社自

らが任意に取り立てるものがあつた。東照宮領の富安村や三仏寺領の三ヶ村では、平免外と定められ、基本的には各寺により取り立てが行われた（時代により変更がある。概説（七）を参照）。富安村では全村が寺領となり、収納は村庄屋が担った。村役懸り米等は一切免除とされた。領内の人事は大雲院が支配し、宗門改、四季判形改、人別改等は郡奉行が行つた。一方、蔵米は御齋米、御祈禱料、御施餓鬼料などを指した。在方三步御借米（貸米）は、祠堂料、祈禱料の増加をはかることを目的とし、米高により、年々の利米を交付するものであつた。その編入は藩、他国大寺院、大檀越、寺院などの願いによつた。藩士米村広治が、立川観音堂を維持するため、三步米に編入した千石のうち三百石を在方が召し上げ、利米九十石を年々立川村下札に記して、同所に下付した例がある。貸米の利率は利下げの傾向にあつたが、荒尾氏の菩提所である顕功寺のように固定利率の寺もあつた。

#### ⑦ 大赦について

将軍家や池田家の慶事や法事に際し、囚人への大赦が恒例として行われた。大赦では町方、在方、個人、寺院など様々な身分の者が願主となつた。とくに囚人を法会執行の場所（本堂か庭の前）に引き出して、改めて助命のうえ追放（追返し）に処す引き出し大赦は、公儀法事に限られていたことから、大雲院に事例が多かつた。院家は、本堂正面に出席し、役僧より今回の大赦のために慈悲をもつて一命を助ける旨を囚人に宣告した。御目付や寺社奉行は町目付を従

えてこれに立ち会つた。大赦の対象範囲は町人農民に限らず武士にも及んだ。なお、天保十三年（一八四二）以降は将軍家に関わるものを大赦、池田家に関わるものを御赦と記して区別した。

#### ⑧ 大山寺との関係

伯耆国の古刹大山寺は、本坊の西楽院が寛永寺の末として一山三院四十二坊と称される寺院組織を支配した。藩領外として扱われた西伯耆三郡十八ヶ村に三〇〇石の朱印地を有する領主でもあつたが、鳥取藩の御祈禱所を命じられ、毎回の被遺物があつた。

他方、大雲院は天台宗の一宗触頭であり、かつて大山寺の本坊西楽院を寛永寺城南院（公侃）が兼任したこともあり、寛永寺との伺達の間にあつて斡旋することがあつた。幕府から大山寺に発給される御朱印状の受け渡しは、大山総代を鳥取城に召致して行われたが、この席には大雲院も立ち会つた。一方、大山寺も東照宮の祭礼、遷宮、御神忌、法事などには必ず僧徒を参列させた。また奉加勸進、普請再建にあつては、大雲院を通じて藩に援助を求めることも多かつた。

### 四 維新後の宗教行政

明治新政府による藩治職制の公布により、鳥取藩でも行政組織の改革が行われ、明治二年（一八六九）六月に神務司が新設された。これまでの寺社方の職務は神務司に引き継がれ、寺社奉行にかわる

管事には、上山庄兵衛と宮田民右衛門が任命された。さらに同年十月の組織改正で神務局となると、少参事には加藤尚が任命された。

こうした行政改革に先立つ明治元年（一八六八）三月から十月にかけて、明治新政府は神仏分離に関する諸達を出し、神体として仏像を祀っている神社から仏像や仏具を排除するよう指示を出した。これを受けて、たとえば同年十二月には松上神社の本社に祀られていた仏像が大雲院に移された。翌二年九月には、「神仏混合無之様」との趣旨から、大雲院に対しては、東照宮への奉仕が停止され、観音院への引き移りが命じられている。また塔頭四ヶ寺は廃寺となり、成就院跡地は、神務司御用座敷に転用された。こうした動静のなかで、寺院に対する領地の召し上げや冗費の削減も進められた。明治元年十一月には四ヶ寺、八ヶ寺に付与されていた將軍家御齋米が廃止（一部半減）され、翌二年九月には東照宮奉仕の停止を理由に御神領を公収し、改めて十一月に神領現米四十石と永江氏への祭事料（現米二十石）を差し引いた余石が大雲院に給されることになった。その後、明治三年（一八七〇）二月に立川の靈光院が院室と定められ、大雲院は立川へと移住した。

一方、神務局は明治四年（一八七一）二月に廃止され、寺社に関する事項は民政局の所管となり、廃藩を迎えた。

（来見田）

#### 【参考文献】

「寺社志一〜四」『鳥取藩史稿本』（鳥取藩政資料 No.37〜40）  
「職制志三」 『鳥取藩史稿本』（鳥取藩政資料 No.15）  
鳥取県立博物館 企画展図録『殿様の愛した禅 黄檗文化とその名宝』  
（令和元年）  
社団法人霞会館ほか『鳥取と伊勢のつながり 参宮・遷宮・伊勢神宮』  
（平成二十一年）

このほかに「家老日記テキストデータベース」（とっとりデジタルコレクション）を活用した。

## (四) 鳥取藩領の天台宗寺院と大雲院

### 一 因伯両国の天台宗寺院概況

江戸時代、因幡・伯耆両国に存在した天台宗寺院のうち、由緒や寺格、規模から考えると、大雲院・大山寺・摩尼寺がその代表格とあって差支えないだろう。天台宗内部でもこの三ヶ寺は格式が高く、大雲院と大山寺は東叡山寛永寺直末、摩尼寺は比叡山延暦寺安楽律院末で、それぞれこの地域の本寺として、複数の末寺を抱えている。

なかでも、慶安三年（一六五〇）東照宮の勧請とともに、別当として創建された淳光院（大雲院）は、因伯両国天台宗の触頭として、また鳥取藩政下にあつては、天台宗のみならず、因伯両国の仏教諸宗派を併せた総寺院の筆頭として遇されるようになるのだが、それ以前、江戸時代初期の因伯両国における天台宗の様子はどのようなものであつただろうか。現状判明する限りで、江戸時代に存在した大雲院末寺と、その由緒を簡単にまとめたのが巻末便覧<sup>3</sup>である。これと併せ、各寺の伝承等を検討したところ、慶安三年淳光院建立以前の十七世紀前半頃に、天台宗寺院として確実に存在、あるいは存在が推定されるのは、大山寺・摩尼寺・観音院・安養寺・吉祥寺・三仏寺・長谷寺・大日寺・智積院の九ヶ寺のほか、大雲院の前身である長寿院のみであつた。

しかし、時代が下つて、十八世紀末から十九世紀初め頃になると、大雲院とその末寺十六ヶ寺と孫末寺三ヶ寺、摩尼寺と末寺一ヶ寺、大山寺と末寺三ヶ寺、計二十六ヶ寺の天台宗寺院があつたことが便覧<sup>2</sup>で確認できる。

このうち、摩尼寺とその末寺浄国寺を除く因幡国全域、伯耆国では大山寺とその末寺三ヶ寺を除く、久米・河村・八橋三郡の天台宗寺院の全てが大雲院の末寺、および孫末寺となつてることがわかる。

### 二 本末関係

便覧<sup>2</sup>には、十八世紀末から十九世紀初め頃の、因幡・伯耆両国の天台宗寺院の本寺末寺関係をあらわしたが、これによると、大雲院創建後、天台宗寺院そのものが相当数増えていたこと、慶安三年（一六五〇）の大雲院創建より以前から存在した三仏寺や長谷寺などの古刹も大雲院の末寺となつていくことがわかる。これらの寺院が何時頃大雲院の末寺となつたのか、新たに増加した寺院は何時頃創建（中興）され、末寺化したのだろうか。

既存の因伯天台宗寺院については、大雲院創建以降に末寺化していったことは確かだが、それは、東照宮別当という特別な地位にある大雲院の格式権威を高めるため、政治的な意図をもって、あるいは本山寛永寺側の意向をもって本末関係を築いた、という推測もできないわけではないが、実際にそのような強制力が働いたのだろうか。

幸い大雲院には、本末調査に関わつて末寺で作成、大雲院で取り



纏めた後、寛永寺や藩に提出された寺院明細・縁起書の写しが多数残されており、そのうち、「寺院草創原由等書上控全」（箱32-23）、「両国当院末寺名記」（箱6-20）を主に、その他の資料も併せて、各末寺の由緒、また、何時頃大雲院と本末関係を築いたのかを確認してみたい。

先ず注目したいのは歴代の大雲院住職やその弟子などによる中興と末寺化である。

大雲院五世観洞は正徳四年（一七一四）に隠居すると、岩井郡牧谷村龍王寺、立川村靈光院、滝山村浄国寺（摩尼寺末）を再興し、靈光院は享保二年（一七一七）に淳光院末寺となったという（浄国寺の由緒については（三）「鳥取藩の社寺統治と大雲院」参照）。東源寺は寛文四年（一六六四）、淳光院四世観海弟子亮真により中興、天和二年（一六八二）に大雲院末寺となったと伝える。転法輪寺は承応三年（一六五四）、大雲院堅者法印禅海によって中興、末寺となっている。蓮花寺は大雲院創建以前の中興であるが、寛永二十年（一六四三）、大雲院の前身寺院である長寿院栄春の弟子周伝による中興と伝えており、以上六ヶ寺が、大雲院あるいは前身長寿院の直接の関与によって中興、そのまま末寺化したものと分類できる。

なお、中興という言葉が使われているが、これは、寛永八年（一六三一）幕府によって新寺建立が原則禁止されたため、新たに寺院を増やす手段としては、引寺、すなわち再興・中興という名目をもって、すでに廃絶した寺院の古寺号を受け継ぐという方法が採られるようになったため、大雲院が因伯地域において天台宗勢

力、すなわち寺院数を伸張するにあたってはこうした手法を採らざるを得なかったわけである。地所や、本堂などの各種建造物、本尊などをそのまま引き継ぎ、山号・寺号もそのまま使用する場合もあるが、中興にあたって寺号を改めたり、本堂新築するなど、実質的には新寺建立とかわらない事例もあり、様々である。

次に、大雲院創建以前から存続し、その後末寺となった寺院のうちから、一例として倉吉長谷寺の由緒を見てみよう。

長谷寺は、慶長年間（一五九六～一六一五）領主中村伊豆守の招きにより、大山寺の僧禅智坊俊快が天台宗寺院として中興したと伝えられているが、二世住職良快は中興俊快の、三世良海は二世良快の弟子と伝えられるから、師弟間での住職相承が確認でき、さらに五世超海は、長谷寺から大山寺明静院へ転住したと伝えられることなどから、明記された資料は見当たらないものの、中興以降しばらくは大山寺の末寺、あるいはその影響下にあつたものと推測される。元禄十年（一六九七）には、大山下山善神を勧請し、鎮守社を建立していることから、十七世紀中は、いまだ大山寺との強固な関係性がうかがわれる。

しかしながら、五世超海が大山明静院に去つたあとは、一時的に無住になったようで、鳥取藩政資料「御目付日記」（鳥取県立博物館蔵）元禄十三年正月廿八日条によると、「一倉吉長谷寺無住二付、淳光院末寺石（岩）井郡岩本村網代寺観照院住職二申付度旨、淳光院願二付、長谷寺江観照院罷越候由、佐治平兵衛、去ル十六日、御家老共へ申達ス」とある。五世超海が長谷寺を離れた時期は詳らか

ではないが、元禄十年の下山善神勧請以降と考えるのが妥当だろう。長谷寺六世と伝えられる観靈は、長谷寺にのこる歴代住職位牌や古記録によれば、網代寺より転住、享保二十年（一七三五）没と伝えられるから（『長谷寺の歴史』）、前記「御目付日記」の記事と矛盾は無い。観靈を網代寺から長谷寺へ転住させることについては、淳光院（大雲院）より寺社奉行佐治平兵衛に願い出、家老に上申されている。これを契機に長谷寺が大雲院末寺となったのではないかと推測される。

なお、網代寺は大教房円養により慶安二年（一六四九）中興（箱5-89）と伝えられるが、上記記事から察するに、元禄十三年の時点では、すでに大雲院末寺となっていたようである。

その他、吉祥寺は慶長年間（一五九六～一六一五）中興、弥勒寺は正保三年（一六四六）中興と伝えるが、これらの大雲院末寺化年代は不明である。中興年代が不明な寺院のうち、大日寺は戦国時代の兵火で衰微し、中興仙旭は寛永四年（一六二七）没と伝えるので、十七世紀初め頃の中興と推測される。座光寺については「万治二己亥年（一六五九）権律師周観再興」（箱32-23）との記述もあるが、異同もあって（『鳥取県の地名』）確定は難しいが、十七世紀半ば頃には再興されていたらしい。現光寺は、中興年代は不明だが、延享二年（一七四五）〔伯耆国久米郡倉吉薬王山現光寺由緒書上〕（箱7-237）には「本寺因州淳光院」と記されているので、十八世紀前半までにはすでに末寺となっていたようである。

以上、大雲院を頂点とする本寺末寺関係が何時頃完成したのか、

明確にすることは出来得ないまでも、まとめると、以下の様に分類することができる。

I 大雲院創建以前から存続し、その後末寺となったもの

観音院・安養寺・吉祥寺・三仏寺・長谷寺・大日寺・智積院

II 大雲院住職、あるいはその弟子などによって再興され、末寺となったもの

大雲寺・龍王寺・東源寺・蓮花寺・転法輪寺

III 大雲院創建前後の中興あるいは中興年代不明

網代寺・座光寺・弥勒寺・現光寺

先に、江戸時代初期と後期を比較すると、天台宗寺院数に開きがあり、この間に相当数の増加があったと指摘した。ただし、縁起や後世の記録類の記載に頼っていること、各寺の履歴が不明確なところもあるため、必ずしもこの間に増加したもののばかりとは断言できないものの、大雲院創建以降に顕著な増加を示していることは確かである。

因伯天台宗寺院の大雲院末寺化は、個々の末寺の由緒などを検討してみると、どうやら大雲院創建後すぐ、意図的になされたと言うよりは、因伯地域における天台宗勢力拡大の手法として、大雲院主導による引寺・中興が進められ、宗勢の拡大を図るなかで、既存の天台宗寺院も、個別の事情や、何らかの契機をもって、徐々に末寺化が進行していったものと考えるほうが妥当ではなからうか。

### 三 その他の末寺・孫末寺

明治七年（一八七四）に大雲院末寺となった教善院は、寛保元年（一七四一）中興、八東郡奥野村観音院の断絶後、教善院と改号、邑美郡湯所村に移転したという。本山派修験道聖護院門跡直末と伝えられるから、江戸時代には修験の寺であった（箱32-23）。明治五年太政官布告による修験道廃止に伴い、修験者は真言宗あるいは天台宗に所属することになったが、天台宗寺門派に繋がる本山派寺院であったことから、これを契機に大雲院末となったものかと推測される。

その他、本末関係がやや詳らかではないものの、大雲院支配下にあったと考えられる寺院として円護寺・観音寺（岩井郡大羽尾村。現勧学寺）・慈桂（恵）庵の三ヶ寺がある。このうち円護寺は摩尼寺の子院として再興後、元禄八年（一六九五）に大雲院末寺となつたとも伝えるが（箱32-23）、近世の天台宗本末帳類には末寺としてその名は見えない。庵室あるいは隠居寺の類いで、本山側では寺院として認識していなかったかもしれない。天保十二年（一八四一）六月「天台一宗分限御改御触書等書留」（箱6-22）によると、年代は詳らかではないが、塔頭大乘院隠居某によって再建後、塔頭吉祥院支配となったが、自力での維持が難しくなったため、吉祥院より願い出、大雲院直末に加えたとも記されている。このほか八橋郡東高尾村にあったとされる観音寺は、天保六年再建、同十六年破却と伝える。

慈桂庵（慈恵庵とも。湯所村）は、「扶桑台宗本末記」（『続天台宗全書』寺誌一・一九八八）には、観音院末とも記されている。現存する位牌で最古のものには、「新生出誓慈桂靈位／明和六丑天十月十九日」とあり、代々尼僧により相続されていた。

孫末寺のうち、円成（城）寺は、天明〜寛政年間（一七八一〜一八〇一）頃は観音院の末寺であったが、その後大雲院塔頭吉祥院末の時期もあり、前述円護寺などの例も併せ、宗内で所属する本寺がかわるといった事例もあったようだ。

### 四 因伯天台宗寺院の住職

因伯地域の大雲院末寺住職は、殆どが履歴不明であるが、履歴が明らかなる者は大雲院の弟子であることも多い。例えば観音院は、池田光仲の鳥取転封に従って岡山より随伴した中興宣伝以降、二世豪弁（宣伝弟子）・三世豪宣（豪弁弟子）・四世豪英（豪宣弟子）・五世豪提（豪英弟子）までは、前住の弟子が次代住職を継承していることが確認できるが（箱32-23）、この系統は五世で絶え、慈雲院（大雲院）観洞弟子洞明が、享保十年（一七二五）に六世住職に就任すると、以降は概ね大雲院の弟子が観音院住職に就任していることが確認できる。前出長谷寺の住職についても十一世慧鄰・十六世統禅などは大雲院住職の弟子であったことが確認できる。

父子相続など、円滑な住職交代を維持することが難しかった前近代では、無住寺も多く、一人の僧が複数の寺を受け持つ兼帯も常態

化していた。尤も、無住寺といっても、江戸時代を通じて常に住職が居なかつたとは限らず、従つて、時期によつてとの注釈付きであるが、長谷寺は智積寺・現光寺を、龍王寺は常智院を、観照院は大羽尾村観音寺などを兼帯している事例が大雲院資料で確認できるほか、大雲院塔頭である得玄院は東源寺を兼帯していた。円護寺については、時期によつて得玄院・吉祥院が兼帯していたようで、無住となつた末寺の兼帯が、塔頭の役割のひとつであつたことがわかる。

末寺間での転住例も多く見られ、観音院の例をあげると、九世全澄は龍王寺から、十世洞応は蓮華寺から、十六世業堅は三徳山正善院から観音院に転住している。長谷寺では、六世観靈は網代寺から、七世泰忍は転法輪寺から、八世演貞は現光寺から、十世義令は龍王寺から、十一世慧鄰は東源寺から龍王寺へ、さらに長谷寺へと移住しており、大雲院末寺間で頻繁に住職交代が行われていた様子がかがえる。また、観音院では、八世湛山は成就院から、十一世義純は得玄院からなど、大雲院塔頭からの転出例も確認できた。

## 五 寺院人別

安永三年（一七七四）に作成された「因幡国伯耆国天台宗人別改」（箱6-62）には、大雲院とその末寺・孫末寺に居住していた僧俗の人数が記されており、便覧4にまとめた。箱6解題で記したように摩尼寺・大山寺とその末寺はこれに含まれない。

当然のことながら、唯識院（大雲院）が最も多く、塔頭を含め、出家十三人、俗人十五人の計二十八人で、俗人には家来や下男・料理番なども含まれる。概説（二）―二および表1に嘉永五年（一八五二）の、概説（七）に天保九年（一八三八）の人別詳細が紹介されているので、そちらも参照されたい。次いで多いのが観音院、靈光院で、観音院には道心者が三人居たようだ。その他は住職一人から僧俗合わせても数人の規模で、当時無住寺が四ヶ寺あつたようだ。龍王寺は留守居として看坊を置いていた。

（原島）

### 【参考文献】

- ・寺院本末帳研究会「丹波国・但馬国・因幡国・伯耆国・出雲国・石見国天台宗寺院名前帳」（水戸彰考館所蔵寺院本末帳）『江戸幕府寺院本末帳集成 中』雄山閣出版 一九八一
- ・天台宗典編纂所編「扶桑天台宗本末記」（『続天台宗全書』寺誌1天台宗本末帳 天台宗教学振興資団 一九八八）
- ・天台宗典編纂所編「比叡山延暦寺本末帳」（『続天台宗全書』寺誌1天台宗本末帳 天台宗教学振興資団 一九八八）
- ・天台宗典編纂所編「東叡山寛永寺子院歴代主僧記」（『続天台宗全書』史伝3日本天台僧伝類Ⅱ 天台宗教学振興資団 二〇一八）
- ・『鳥取県の地名』（日本歴史地名大系32 平凡社 一九九二）
- ・『鳥取県宗教法人名簿』（鳥取県行政監察監公益法人・団体指導課 二〇一一）
- ・眞田廣幸監修・長谷寺開山一三〇〇年記念誌委員会編『長谷寺の歴史 一三〇〇年の祈り』（打吹山長谷寺 二〇二一）

## (五) 天台宗組織と大雲院

### 一 寛永寺と大雲院

初代藩主池田光仲は、寛永十六年（一六三九）栗谷に松岳山吉祥寺長寿院を建立するに際し、江戸上野寛永寺の天海僧正に住職の派遣を要請すると、天海は侍者の大乘坊栄春をこれに任じ、これにより寛永寺と鳥取藩の間に誼が結ばれることになる。その後、慶安元年（一六四八）に東照大権現の勧請が幕府に許可されると、樗谿に東照宮を建立、別当として、同三年乾向山東隆寺淳光院を新たに建立し、淳光院には東叡山寛永寺直末の格式が与えられる。開山実成院公侃は、鳥取藩主の縁戚池田輝澄の六男である。

天海の没後は、弟子の公海が寛永寺に住し、鳥取藩による東照宮勧請に際しては、名代として双巖院豪侃を派遣したが、公侃はこの豪侃を戒師として得度剃髪し、のちに公海の弟子となる。公侃の経歴は「(二) 東照宮の勧請と大雲院の歴史」を参照されたい。

公侃は、淳光院とともに、延宝七年（一六七九）から元禄二年（一六八九）まで大山寺学頭西楽院、さらに寛永寺塔頭涼泉院を兼帯したことから、以後、大山寺と寛永寺・鳥取藩との取次ぎや仲介を大雲院が行うようになり、また、大雲院・寛永寺間で行われる伺いや達しは、涼泉院が取次ぎするようになる。大雲院資料を繙くと、鳥取藩・寛永寺・涼泉院・大山寺・大雲院の間で、一見かなり複雑

な遣り取りを行っているように見える。しかし、この関係性が、開山公侃との縁や師弟関係に起因するもので、のちに定式化したものであることを知っておくと理解の助けとなる。

### 二 寛永寺の組織

承応三年（一六五四）後水尾天皇第三皇子である守澄法親王が、東叡山山主を公海大僧正から引継ぎ、輪王寺宮、日光御門主となつて以降、東叡山の山主は幕末まで、皇子または天皇猶子によって相承されることになる。代々、概ね天台座主にも就任し、東叡山・日光山の両山主でもあったため、三山管領宮とも称された。上野宮、一品法親王とも呼ばれる。

輪王寺宮は一山を代表しながらも、象徴的な存在であったため、宮に代つて山内の統轄や運営にあたる組織が整えられた。門主の補佐や山内の教学を掌る学頭は、代々塔頭凌雲院の住職が宛てられた。歴代將軍靈廟を管轄する別当や、寺領管理を掌る目代、輪王寺宮家臣である坊官（俗人）、など、様々な役職があるなかで、本稿の主眼である大雲院との関わりが深い執当に注目したい。

執当の定員は概ね二名、二年任期で、月番制をとっていた。執当は寛永寺子院、いわゆる東叡山三十六坊から選ばれるのだが、子院は相続寺十一院、転住寺二十五院の格式に別けられている。相続寺は、慈眼大師の弟子筋が法統を相続するので、高い格式を持ち、いったん住職になると寺を動くことがほとんど無い。対して転住寺

は、出世のたびに転住する、いわば実力主義の実働部隊で、執当職は転住寺から選任されることになっていた。在職時は大僧都であるが、執当を勤め上げると、概ね権僧正に昇格、寛永寺内で出世、あるいは大寺の住職に任せられるなど、天台宗における出世コースともいえる重職であった。

輪王寺宮の下で寺務を掌る執当の職掌は広く、寛永寺の重要な財政基盤のひとつとなっていた御府庫金（幕府から低利で借りた金を諸大名に貸し付ける）の運営を含む寺務全般を掌るほか、全国に散らばる末寺支配を掌ったため、末寺への通達のほとんどは、執当連署をもって発給された（後述）。また、宮の聴許を要するような願い（後述）などについても、執当宛てに嘆願書を出した。執当連署をもって発給された輪王寺宮執達状には、宮によって聴許された体で記されているが、実際のところ、これらの多くは執当の権限で処理されたようで、寛永寺内のみならず、全国の末寺に対しても非常に大きな権限を有していた。

ちなみに、大雲院開山公侃の戒師と伝える双嚴院豪侃は、執当職を最初に拝命したうちの一人である。

### 三 寛永寺取次涼泉院

涼泉院は東叡山三十六坊のひとつで、寛永五年（一六二八）創建、開山は胤海僧正、大雲院開山公侃が二代目を兼帯した。鳥取池田氏は壇越としてその経営を支え、歴代藩主が寛永寺の將軍廟所で拝礼

するに際しては、宿坊として装束着替所の役割を担った。

先に、大雲院・鳥取藩と江戸寛永寺との間で行われる伺達の取次ぎは、この涼泉院が行っていたことを記したが、口絵10掲載の承応二年（一六五三）閏六月十日付〔書状〕（箱A-3）によると、藩主相模守光仲が、因幡東照宮へ社領五百石を寄進したことを、毘沙門堂御門主公海へ仰せ上げられたとき旨、荒尾主計・同志摩両名より、雲蓋院へ取次ぎを依頼していることがわかる。また、この社領五百石の配分を定めた〔目録〕（口絵11、箱A-4）も雲蓋院が発給している。雲蓋院は、天海を開山とする紀伊東照宮別当で、因幡東照宮における万治二年（一六五九）の祭礼には、この雲蓋院三代住職豪侃が導師を勤めるなど、親密さをうかがわせるが、当初、寛永寺への取次ぎの窓口は雲蓋院であったようで、涼泉院を取次ぎとするのは、明暦三年（一六五七）池田光仲が涼泉院の檀越となり、その後公侃が住職を兼帯して以降かと思われる。

さて、それでは、本山寛永寺から地方の本山・末寺への達について、実際にどのような行われていたのか、ここでは、天保十二年（一八四一）に行われた寺院分限調査を例にみていこう。

まず、寛永寺執当より、地方の本山宛てに、ここでは大雲院となるが、次のような書状が発給される（箱6-2）。

一簡致啓達候、然者、此度被仰出候別紙帋通差遣候間、此段承知、末門寺中、其外支配下江も可被相達候。恐々不宣。

正月廿四日

功德院亮長（花押）

龍王院純海（花押）

右の本文中に「別紙彙通」とあるが、これは支配末寺の分限、すなわち朱印・除地高、境内山林の坪数丁数、本堂・門など建築物、その他書上げるべき条々を事細かに記した雛形で、奥には「有合紙二而帳面二相認、来ル丑年六月中迄二、龍王院方江可被差出候」と結ばれている(箱6-1)。この書付にはさらに、「天保十二丑年正月、涼泉院ヨリ相達ス。閏正月両国諸末寺中へ相触ス事」と奥書されておられ、執当から直接ではなく、取次ぎの涼泉院を経て、大雲院に渡っていることが確認できる。大雲院はこの旨をさらに末寺に伝達している。

地方の各末寺から、色衣着用など、本山の許認可が必要な嘆願等について、詳細は次項で紹介するとして、上記とは逆の順序で上申されており、順序としては以下のような連絡網であったことがわかる。

寛永寺執当⇕取次(涼泉院)⇕本寺(大雲院)⇕末寺

#### 四 触頭と末寺支配

幕藩体制下における宗教行政機関のひとつに触頭があった。江戸にあった各宗有力寺院がそれぞれ触頭となる一方で、各地方にも触頭を置き、これらを経由することで、全国津々浦々、末々の寺院まで幕府の宗教行政が行き渡る連絡網が形成され、遺漏無く命令伝達が可能となった。この連絡網では、幕府寺社奉行より発せられた

触、あるいは各宗本山からの指示・命令伝達などに利用され、また、末々の寺院からの上申や報告なども、触頭寺院がまとめて取り次いでいるが、同時にこの機能は藩の宗教行政の連絡網としても利用されている。

大雲院は因伯両国における天台宗の触頭で、末寺だけでなく、大山寺・摩尼寺の連絡、仲介なども勤めていた様子が、寺蔵文書によって明らかである。

末寺との間で行われる事務手続きや取次ぎについて、ここでは直触格・国色衣着用願と、住職交代の事例について見ていこう。

天保三年(一八三二)大日寺檀家惣代・庄屋より、大日寺直触昇格と国色衣着用の許可を求める願書が、大雲院塔頭四ヶ院宛てに提出されると(箱4-181)、直触格については、翌四年七月、大雲院より寺社奉行河田十右衛門・多田林蔵宛てに願書(箱4-183)が提出され、同八月、一代限り直触格を認める〔被仰渡書〕(箱4-182)が発給された(直触格については(三)「鳥取藩の社寺統治と大雲院」参照)。

この時の国色衣についてはどのように処分がなされたのか、対応する資料が残っていないので不明であるが、国色衣の許可については観音院の事例を、〔観音院洞応色衣御免願一件留書帳〕(箱9-53)によって一連の流れを見ていこう。

明和元年(一七六四)に観音院で住職交代があった際には、翌二年二月十九日、慈雲院(大雲院)より飛脚をもって涼泉院宛てに観音院色衣着用の願書が送られ、同月晦日着、直ちに涼泉院より執当

へ願ひ上げたところ、三月四日には聞届けられ、木蘭色衣聴許の旨、輪王寺宮執達状(写、箱9-57)が、同月晦日鳥取へ到着した。

願書の移動には藩主抱飛脚が用いられており、この執達状は涼泉院より鳥取藩江戸上屋敷飛脚部屋に渡され、江戸から鳥取への帰国便に託されて鳥取に運ばれた。涼泉院宛の添状には「観音院参府為仕可願上候処」とあるように、本来は参府のうえ願ひ上げる筋であったようだが、上記資料には、遡って元文四年(一七三九)観音院七代義潭住職就任の折、参府の支度が整わないという理由で、当時の涼泉院住職定玄法印に書中で内談したところ、願書は飛札でも構わず、その際の宛所は、執当ではなく、取次ぎの涼泉院宛にするように、また事成って、執当宛の御札を差し上げる際には、直接、執当宛の書状を差出すようにとの指示があった旨、細かな指示や経緯が記されており、今回もこの先例に倣ったようだ。

ちなみに、冥加金として、観音院より御門主へ白銀三枚が献納され、執当覚王院・信解院へは白銀二枚、取次ぎの涼泉院には白銀二枚・御菓子料金二百疋が進上されている。俗に「執当別当ぬすつと」などともいうが、こうした手続きに際しての礼金が、寛永寺執当や取次ぎをつとめる塔頭の役得として、経営に資していたであろう実態ものぞき見える。

直触格・国色衣とも、許可状には概ね「一代限」という文言が見え、例えば住職の交代があったとしても自動的にその格式が引き継がれるわけではないことがわかる。また、直触格について、鳥取藩が発給する許可状には大抵、「難被仰付儀二者候得共」と、いかに

も勿体ぶった表現が使われているものの、これも概ね同時に「先格之通被仰付」という文言が見えるから、ほとんどは先例に任せて許可されていたようだ。

また、色衣着用の許可は、単に同宗内での寺格の上下関係を示すにとどまらず、城内で行われる祈祷などへの出勤にも拘わつてくる。

塔頭吉祥院の色衣着用を願ひ出ている願書には、「当山一臈者、因伯両国末寺之上座仕来、院代役相勤申候、寺中四ヶ寺之内二而知行多ク付居申候、城内正五九月祈祷大般若転読之節、城下真言宗も不残出勤仕候、其砌、若差合有之、拙僧登城不仕候得者、一臈導師相勤申候、真言宗六ヶ寺共二色衣二而御座候付、黒衣二而導師相勤申候義は不調法之至奉存候(後略)」(箱6-40)とあるように、城内での祈祷に際し、もしも大雲院住職が登城できない場合、代つて一臈、すなわち塔頭のうち年功長老僧が導師を勤めなければならず、その際、同時に出勤する真言宗六ヶ寺は皆色衣であるから、黒衣で導師を勤めるのは不都合である、という理由をもって、国色衣の着用免許を寛永寺に願ひ出ていることがわかる。

大雲院塔頭となると、末寺とはいささか事情が違うようだが、いずれにせよ、観音院など色衣を許されている末寺には、城内祈祷への出勤の義務もあったため、他宗との兼ね合いを考える必要があったようだ。

なお、国色衣とは、その国内のみで色衣を着用することを許可するという限定的な格式であるが、先の「輪王寺宮執達状写」には、



「因伯両国応着之旨被聴許訖」とあるように、鳥取藩では因幡・伯耆二国での着用許可となる。

末寺の住職就任や交代も本寺の掌る重要事項であるが、ここでは湯屋村東源寺晃存を牧谷村龍王寺に転住させた際の事例を「牧谷龍王寺無住二付岩井東源寺晃存転住申付候控」（箱9-1）をもとに紹介する。なお、鳥取藩領内における住職任免手続きのあらましについては（三）「鳥取藩の社寺統治と大雲院」を参照されたい。

龍王寺は暫くの間無住で、牧谷村役人より度々住職派遣が求められていたが、天明五年（一七八五）東源寺住職晃存を龍王寺へ転住させることとなった。「当人請相済候」とあるから、一応は本人の意向を確認し、その旨を牧谷村・湯屋村庄屋宛に通達、その後社奉行石川善左衛門宛にて、その旨、家老中へ仰せ達せられ、御聞届け相済む様にと、取り計らいを依頼していることから、ほぼ事後承諾であったようだ。本山への許可願いや通知などは行われていないから、末寺住職の任免については、藩の許可を要するものの、ほぼ本寺大雲院の専決事項であった。

寺院名の変更については、文化二年（一八〇五）六月、智積院を智積寺と改号、院号を法蔵院に改めるにあたっては、先に藩へ許可をとったあとに、涼泉院あてに願書を差し出し、執当中への手続きを依頼している（箱4-51）などの例も見られる。住職個人はともかく、寺院名については、寛永寺が全国の末寺を把握する上で必要不可欠だったからだろう。

## 五 大山寺との関係性

大雲院と大山寺は、ともに東叡山寛永寺の直末であるが、前述のように、大雲院は因幡・伯耆両国における天台宗の触頭であったこと、さらに大雲院開山実成院公侃が大山寺学頭西楽院を兼任していた縁から、寛永寺・大山寺間、あるいは鳥取藩・大山寺間の何達や連絡は、大雲院が取次ぎ、斡旋することになっていたが、その中で注目すべきは、大山領御朱印御渡しへの関与であろう。

大山寺は慶長十五年（一六一〇）以来、將軍代替わりに際して寺領三千石の黒印あるいは朱印状を幕府より交付されていた。江戸時代前期には直接西楽院、あるいは寛永寺経由であったが、享保四年（一七一九）八代吉宗以降は制度が変わり、大山寺への御朱印は鳥取藩を経て渡されるようになる。大雲院資料には、天保十一年（一八四〇）十二代徳川家慶への代替わりに伴う朱印状御渡しや、安政四年（一八五七）・文久二年（一八六二）の朱印状御渡しに際して、大山寺と大雲院間で交された書状や記録などが残るので、それらから一連の流れを追っていきたい。

前述したように、江戸時代中期以降、大山への御朱印は、幕府より鳥取藩江戸屋敷に渡されるようになる。御朱印御渡しに際し、鳥取への到着予定日が決まると、鳥取藩社奉行より大山寺へ案内の書状が発給されるが、同時に、寺社奉行より大雲院へ、先格の通り鳥取へ出府すべき旨、大山寺へ通達するよう要請がなされると（箱7-101）、大雲院は、御朱印到着予定日を知らせ、鳥取出府を促す

書状を大山寺宛てに発する（箱7-103他）。この前後の詳しい遣り取りは、西楽院留守居了知院、三学頭代らとの間で交された多数の大雲院宛書状からうかがうことができる（箱3-7）。

大山寺は、寺社奉行・大雲院よりの報を受けると、大雲院には承知の旨、ならびに取り持ちを依頼する書状を送り（箱3-144他）、西楽院留守居ならびに三学頭代、駕籠・長持人足等合わせ、例えば安政四年には上下三十八人（『大山町誌』）の大所帯で大山寺を出立、概ね四日の道中で鳥取に到着すると、一行は大雲院に入る。

大山寺一行到着の報を寺社奉行に届け出ると、寺社奉行より大雲院へ、登城の日時を伝え（箱3-143）、当日時刻になると威儀を正し、大雲院と共に登城。城内での御朱印受け取りの儀が終ると、大雲院で豪華な饗応があり（箱7-105）、また、事務手続きを取り仕切った副寺得玄院へは金二百疋が贈られている（箱7-106）。

また、大山寺領三千石は、鳥取藩領域と接していたため、藩領に接する大山寺領村落と鳥取藩領村落との間では、水利、草山利用などに関し、江戸時代を通じて常に争いごとが絶えなかった。年代が詳らかでないものも多いが、寛政十年（一七九八）、文化十四年（一八一七）、慶応元年（一八六五）などの記録が残り、揉めごとが収まってはまた起こりを繰り返していたようだ。

伯耆国汗入郡と会見郡にまたがる孝霊山の草刈り場では、鳥取藩領村落と大山寺領村落との入会い紛争が激しく、また長きに涉って繰り返し起こっていた。領主である鳥取藩、大山寺双方とも、年貢

収納にも関わる問題でもあって、互いに容易に引くことは出来ない事柄ではあったものの、騒動が大きくなって幕府の耳に入るのは出来るだけ避けたかっただろう。享和三年（一八〇三）「良航院家代大山鳥取領和順一件記」（箱7-46）や「寛政十戊午年七月草山一件士領掛合駈記」（箱7-44）などに詳しいように、大雲院が仲介に入ること、穏便無事に取りはからおうとしていた様子もうかがえる。

元治元年（一八六四）には、鳥取藩領で強盗を働いた者二人が、大山寺塔頭安養院へ逃げ込む事件が発生したが、この時も大雲院より大山寺本坊留守居了知院宛てに、速やかに安養院に働きかけ、引渡しに応ずるよう促す書状の遣り取りが行われている。

注目したいのは、同年九月十四日付「書状」（箱7-71）で、在方道丸八郎より大雲院役僧宛てに、罪人を速やかに引き渡すよう、大山寺側に、大雲院よりも働きかけて欲しいと依頼していることである。鳥取藩では、大山寺への仲介には大雲院があたることが周知されているとともに、非常時には寺社奉行を介さず、担当部署より直接大雲院へ交渉していたことがわかる。大雲院はこれを受けて、九月十八日付「書状下書」（箱7-74）で、了知院に対し、上記の旨を通知している。

この事件は、引渡しを藩側と大山側が交渉する間に罪人に逃げられてしまうという顛末となったが、後日、安養院の処分につき、大雲院より了知院へ送られた同年十月十三日付「書状下書」（箱7-73）には、「（前略）御政道ニ対し、其科御取斗被成度義ニ御座候、

当表へ対し候而も、不成外御因縁も有之、〔且御外護之太守御方之義〕（抹消）、已後不都合之義出来候而も不直、両様御含御取斗被成度奉存候、右等表書を以御懸合申候儀者、意味合二も相拘り候間、此段、御内々申進候間、安養院義、無何心匿置、故障之義申立、不念二付、貴院之斗を以、其科被申付候段、当地迄御書中被成候得者、此一条も品能相済可申と奉存候（後略）」と記す。大山寺の外護に鳥取藩主が尽力していること（箱7-126）を「不成外御因縁も有之」と暗に諭し、今後、鳥取藩との関係が悪化しないよう、安養院に科を申付け、その旨を鳥取へ報告すれば、「此一条も品能相済」だろうから、善処することを「御内々」に忠告している。

また、これも後日談になるが、同年十月に、在方芦川源次郎・道丸八郎らより、今回の事件を受け、大山侍安田京曾・伊沢加治馬宛てに以下の書状（箱7-72）を送っている。

一筆致啓上候、弥御堅固被成御勤、珍重奉存候、然者、領内之者二不限、他国者等、於領内悪事相働、探索中、右悪党共、間二者其御山内江駈込、行衛見失ひ、又蹤跡相知居申候共、御山内之事候得者、其手之者共直様捕方之儀差支、其筋を經及御懸合候中、終二其場逃去候類有之趣相聞候、都而罪科有之者、他国江致逃亡候節、早速其手之者差向候得者、自他相送之事二付、従向方茂俱ニ手配り等致し貫、召捕候儀有之、然ル処、国内江重キ御寺領有之を見懸、大法を犯し候罪人共駈込、探索付兼、終二行衛見失ひ候様罷成り候而者、勸懲之法憲難立、実ニ国政ニも相掛り候訳柄ニ成行、甚致心配

候儀ニ御座候、当時世之形勢不穩候二付而者、諸国々無頼・不審体之者共入込、悪事相働候程も難斗、依之、領内締合之儀、此節猶更嚴重相斗らひ度折柄二付、以後、犯罪之者、若御山内江駈込ミ、居所相知れ、其手之者罷越し、其御向江致御付届候ハ、早速御引渡被下候様、万一御領分之もの御不審之廉有之、御尋与相成候節者、勿論前同様居所相知れ次第、早々御引渡可致候、此等之始末、今般当方扱振之儀、御本山江御懸合仕可然哉ニも相考候得共、非常臨時御所置之儀者、御山内御役人中御引受、御取斗可被成候事哉と相心得候間、其儀無御座候、且御寺法之儀者、一向不致承知事ニ候得共、前件之次第柄、千万御汲取、向後可然御取斗被下候様、厚御談可致旨、重役共申付候間、此段、得御意候、急御答可被成下候。恐惶謹言。

芦川源次郎

道丸八郎

安田京曾様

伊沢加治馬様

「品能相済」（箱7-73）という文言には、できるだけ穏便に済ませようとする意図が働いているようにも感じられ、鳥取藩と大山寺、大雲院と大山寺の、微妙な関係性が文中から垣間見え、興味深い。

（原島）

【参考文献】

- ・鳥取県編『鳥取藩史』第四卷（鳥取県立図書館 一九七二）
- ・鳥取県編『鳥取県史』5（鳥取県 一九八二）
- ・大山町誌編さん委員会『大山町誌』（大山町役場 一九八〇）
- ・浦井正明「東叡山寛永寺の成立と展開」（圭室文雄編『政界の導者 天海・崇伝』吉川弘文館 二〇〇四）
- ・浦井正明「徳川家と日光山、輪王寺宮」（菅原信海・田邊三郎助『日光その歴史と宗教』春秋社 二〇一一）
- ・三田村鳶魚「寛永寺の上野」（『三田村鳶魚全集』第八卷 中央公論社 一九七五）
- ・上野繁昌史編纂委員会「寛永寺と上野」（上野繁昌史編纂委員会編『上野繁昌史』上野観光連盟 一九六三）
- ・横田知恵子「寛永寺の寺務組織について」（『学習院史学』三 一九六六）
- ・玉林繁『上野と下谷』（東台社 一九三二）
- ・宇高良哲「天台宗の初期の執当最教院晃海と双巖院豪侃の役割について―特に紛争時の対応を中心に―」（『歴史と文化 小此木輝之先生古稀記念論文集』青史出版 二〇一六）
- ・宇高良哲「天台宗触頭寛永寺執当譜年次考」（『触頭制度の研究』青史出版 二〇一七）
- ・小此木輝之『安楽律院資料集』第2（文化書院 二〇〇三）

（六）大雲院の宗教儀礼

大雲院が関わる主要な宗教儀礼として、以下の七種があげられよう。①東照宮祭礼、②東照宮御神忌修行、③将軍家御法事、④御城御祈禱、⑤御年越御祈禱、⑥臨時御祈禱、⑦鳥取城内の宝寿神・不動尊・八幡宮の浄め。以下、それぞれについて概説する。

① 東照宮祭礼

東照宮祭礼は、鳥取藩内最大の祭礼であり、藩と鳥取町を挙げた行事である。通常は、毎年九月十七日に行われ、前日には宵宮の祭事があった。祭礼当日は、東照宮から鳥取城下近郊の古海河原の御旅所まで、神輿が御幸し、多くの武士や町人が行列に加わり、沿道は多数の見物人でにぎわった。将軍・藩主の死去や国内情勢によって、神幸を行わず、「地祭」とされることもあったが、毎年必ず執行する祭礼である。東照宮祭礼については、『鳥取藩史四寺社志』にその詳細な様子や歴史的な沿革が詳述されているため、それを参照いただきたいが、東照宮別当寺である大雲院も当然この祭礼に関わった。たとえば、城下近郊の古海河原の御旅所に神輿が御幸する行列では、大雲院やその関係の僧侶が先頭を歩き、また、御旅所では僧侶による法事が行われた。また、祭礼に先立つ諸々の打合せは、大雲院で行われた。但し、この祭礼は、藩を挙げての祭りであり、藩の各部署や鳥取町人がそれぞれの役割を担当したため、必ずしも

大雲院が主体となった祭りではない。そのためか、大雲院資料の中には、祭礼自体に関する記録は、さほど多くは残されていないようである。

## ② 東照宮御神忌修行

東照宮祭礼とは別に、東照宮徳川家康の法事が、祥月命日である四月十七日に毎年大雲院において行われた。とりわけ、五十年ごとの御神忌は殊に莊重に執行され、江戸時代には、五十回（寛文五年一六六五）・百回（正徳五年）・百五十回（明和二年）・二百回（文化十二年）・二百五十回（元治二年）の五回の御神忌修行が行われている。御神忌は、七日間をかけて行われ、その間、藩内には、獵師の他は殺生停止の触が出された。儀式の次第は、四月十一日に神輿を護摩堂（後に大師堂）に移し、十五日まで仏事を行い、十六日に神輿は本社に還御、十七日に祭礼が行われた。その間、日を定めて、男女の惣参詣も許された。

## ③ 将軍家御法事

大雲院には、寛永寺に葬送された将軍、すなわち、三代家光（大猷院）・四代家綱（嚴有院）・五代綱吉（常憲院）・八代吉宗（有徳院）・十代家治（浚明院）・十一代家斉（文恭院）・十三代家定（温恭院）の位牌が安置され、各将軍の祥月命日には毎年法事が行われた。法事の費用として、毎年「御齋米」が鳥取藩から大雲院に支給されている。大規模な法事は、将軍逝去後に位牌が大雲院に到着し

た当座の法事と、一周忌・三回忌・七回忌・十三回忌・十七回忌・二十一回忌・二十五回忌・三十三回忌・五十回忌・百回忌・百五十回忌・二百回忌で、法事は三日間にわたって行われた。大雲院資料中には、各将軍の年回法事の記録が、箱12にほぼまとまって残されている。

## ④ 御城御祈禱

毎年正月・五月・九月に鳥取城で行われる御城御祈禱に、大雲院と塔頭四ヶ院が登城して奉仕した。期日は、通常各月十九日だった。この御祈禱には、他に観音院・最勝院・円城院・三仏寺・大安興寺・養寿院・金剛院・明光院等も出仕した。

## ⑤ 御年越御祈禱

毎年の元日、あるいは節分の日及び翌朝に、大雲院の本堂で行われ、この祈禱には家老が参候することが慣例となっていた。年越の祈禱は、各寺院・神社でも行われたと思われるが、鳥取藩が公式に行う御年越祈禱は、大雲院のみである。

## ⑥ 臨時御祈禱

藩主及びその家族、分知家の御厄除・御年賀の祈禱も、大雲院の重要な役割で、誕生時や、いわゆる厄年に当たる年に行われた。また、藩主等の御病氣平癒の祈禱も行われ、表向に命じられたもの以外に、内々に依頼された祈禱もあった。このような祈禱は、鳥取藩

から御供銀や必要な諸道具が大雲院に与えられて、執行された。

その他に臨時に行われた祈禱として、凶作・飢饉の際の五穀成就の祈禱、干ばつ時の雨乞祈禱等がある。

さらに、城内の諸施設や藩関係の施設の普請の際、その地鎮祈禱、完成後の浄め祈禱を行うことがしばしばあった。

これらの臨時祈禱に関する文書は、箱11にまとまって残されている。

### ⑦ 鳥取城内の宝寿神・不動尊・八幡宮の御浄め

鳥取城内には、複数の神仏が祀られていたが、その内、三ノ丸御庭に設けられていた宝寿神(弁天)・不動尊の御浄めを大雲院が行った。両宮が、いつ勧請されたかは不明であるが、宝寿神は享保十四年(一七二九)閏九月の「御目付日記」(鳥取県立博物館蔵)に記載が見え、御庭不動は文化四年(一八〇七)十月の「寺社方日記」(右同蔵)に見える。両宮の浄めは、ほぼ毎月行われていたようで、通常は伴僧が登城して行ったが、正遷宮の際は、院主自身が登城して、祭祀を行った。また、弘化三年(一八四六)八月に城内に勧請された八幡宮は、大雲院が勧請に当り、その後毎月の浄めも行った。その他に、天台宗寺院として、天海を始めとする高僧の年回法事を行っていたこと、また、個々の藩士の依頼による祈禱も行われていたことが、大雲院資料に残る資料から推測できる。

(坂本)

## (七) 東照宮神領のなりたちと富安村

東照宮神領五百石が設定された因幡国邑美郡富安村は、鳥取城下の西、藩主参勤交代で通行する智頭往来に面した村落で、城下町と村落の結界である棒鼻を出て最初の村落である。鳥取城からは約三キロの距離になる。集落は往来から一町二十七間東に入った田土の中にかつてはあった。江戸中期の戸数は四十三軒、往来沿いに茶屋が十三軒あったとされる(因幡志)。

近世初期の拝領高は四百六十石余。正保期も同様である。元禄郷帳でも表高は四百五十九石余で五百石に満たない。江戸後期の天保郷帳においてはじめて五百石とされた(明治前期「旧高旧領取調帳」は五百十九石余)。

東照宮神領として設定された富安村はすべてが東照宮神領であったが、実際には承応三年(一六五四)の池田光仲の判物(写)の宛名が「乾向山淳光院」となっていることからわかるように別当寺である大雲院に与えられた(箱27-42)。判物と目録の内容は以下のようになっている。

### 【箱27-42】

因幡国 東照権現宮

為御社領同上美郡

富安村高五百石事

奉所寄附也、可有全

収納之状如件

承応三年十一月十七日

光仲（花押）

乾向山

淳光院

【箱A-10】

目録

因州

一、高四百五拾四石八斗七升九合

上美郡富安村

一、高四拾五石壹斗貳升壹合

物成割二付高不足

高合五百石

承応三年十一月十八日

藩内における年貢収納・配当の準備は、前年の承応二年十一月に家老和田三信（撰津守）が算用方の吉村四郎兵衛に指示して着手されるが（「家老日記」）、その五ヶ月前、同年閏六月に藩主池田光仲は「因幡国東照宮御神領高五百石之地」を東叡山（寛永寺）毘沙門堂門跡公海に寄付しており、その配当が「因州 東照宮領高五百石配当目録」（箱A-4）として定められたことを請けて光仲は大雲院に領知判物を発給した。目録にあるように当時の富安村は五百石に満たない村高で物成割れになっている。通常の藩領との入り組み、相給になることを避けたものと思われる。

表7 江戸前期・中期の東照宮領高五百石配当

承応2年(1653)閏6月		正徳3年(1713)3月	
箱A-4 「因州 東照宮領高五百石配当目録」		箱27-227 「邑美郡富安村高物成帳」	
高50石	御供燈明料	高60石	御宮
高300石	淳光院	高300石	本坊
高30石	成就院	高30石	成就院
高22石	平福院	高22石	得玄院
高22石	大乘院	高22石	大乘院
高22石	徳賢院	高22石	平福院
高24石	宮仕二人	高12石 高12石	宮仕 宮仕
高20石	神主	高20石	永江大炊
高10石	御供所下男二人		

計500石

計500石

配当目録は慶安三年（一六五〇）東照宮勸請の際に毘沙門堂門跡公海の名代として戒師を務めた紀州東照宮別当寺雲蓋院権僧正豪俣によるものである。同日付で公海より下された「淳光院法度」の賢意を汲んで雲蓋院豪俣が末代までこの配当の違乱なきよう目録に仕立て、毘沙門堂門跡の袖判を据えて発給している。東照宮（東叡山）の神威により所領の配当がなされたと理解される。

東照宮神領富安村高五百石の配当内容について、江戸前期（承応二年）と中期（正徳三年）の変化について一瞥しておく。前期当初から神領五百石のうち六割の三百石は大雲院本坊の得分である。そ

のほか御供燈明料、塔頭四ヶ院、宮仕二人、神主（永江氏）、御供所番人二人の配当を合わせて二百石、合計五百石である。江戸中期の記録には、御供燈明料とされていた箇所が「御宮」とされ十石が増加して六十石になり、「御供所下男二人」分十石が無くなっているが、実際には寺内の人別は増加する一方であった。

宝暦四年（一七五四）頃の文書と推定される「御内々口述之覚（当院建立之節願書差出候控文言）」（箱15-61）によれば、別当が開山した頃は、寺内僧侶は五・六人が暮らす程度であったが、次第に寺用も多くなりこれまでの人数ではつとめ難くなり、「四五十年來段々二相増シ、唯今ニ至リ僧侶十四五人も抱置申候、万事是ニ応し前々とは違ヒ申候」とある。四十〜五十年以来、すなわち宝永・正徳期頃より段々増加して、宝暦期には僧侶が十四・五人になり、以前とは事情が違々と述べている。当資料は願書という性格もあるが、江戸中期の大雲院には概ねそのくらいの僧侶が在籍したとみていいのではないか。更に江戸後期天保九年の自火災時の報告にある寺内僧侶の人別は（住職を除く）、副寺（大乘院観円）を筆頭に、宮僧二名、宮僧加役、大師堂執事二名、中堅と見られる僧侶二名、幼少の寺坊主が五名、塔頭の弟子の計十四名である。その外に本坊における「納所」「用部屋」とに分かれて二名程度の寺侍がいて対外的な窓口となり、大雲院の記録をまとめたりした。彼らは外部から「御用」「御家臣」などと称され、大雲院の寺務を取り捌いた。そのものには「下部」として五名程度の下仕えが帰属している。江戸後期の大雲院には住職（院室）以外に、二十名以上が常時いたことにな

る（表1・便覧参照）。江戸前期と後期では「神領五百石」の意味合いは大きく異なるものと考えなくてはならない。

東照宮神領富安村の年貢収納は当初より別当大雲院が直接行なう自分取立であったとされ、物成は四ツとされていた（『鳥取藩史』）。寛文八年（一六六八）には郡奉行配下にて代官納による取捌とされたが（「寺社方御定」）、その後鳥取藩の年貢収納制度が検見（毛見）から請免（定免）に移行して物成は四ツ七分とされ、再び大雲院による自分取立となっている。しかしながら文政二年（一八一九）には、自分取立が行き届き兼ね難渋との理由から、在方役所による年貢収納を大雲院が願い出て許可され（十年毎に更新手続き）、幕末期まではこの体制であるが、万延元年（一八六〇）には再び自分取立に変更されている（「在方諸事控」）。この年貢収納に関して度々変更される背景には、大雲院内部の年貢収納事務を行う人員・労力など、経済的な背景があることは間違いなさそうであるが、村落内部はどのような具体相があるのか、大雲院の村落支配について、江戸中期と幕末期の事例について見ておくことにする。

天明四年（一七八四）の「御記録」（箱27-44）は、天明期の凶作（天明の飢饉）における富安村の年貢未進を要因とする一つの騒動の記録であると言つてよい。この頃の富安村の耕地・名請に関する土地台帳類はみられないが、質入れや売買により隣接する他村や城下の者たちが名請する土地が所々あり、年貢収納も複雑化していたという（「御記録」）。この騒動により、未進になっている年貢が



神領分なのか、又は他村の者が出作する「御上之御年貢」なのかも不分明であり、大庄屋の手代も乗り込んでの騒動となった。大雲院の聞き取りにてその内実は五十石もの未進があり、富安村の者たちの過半は縄付きになるような状況であると大雲院側も認識する事態となったが依然詳細なことは分からず、大雲院側は大庄屋手代に対して「大きな不足二付、中々拙僧とも力ニおよび申間敷、御上之御威勢を以当村中、今一往鑿穿（穿鑿）致くれ候様相頼候処、其段承知之趣、則再吟味之上、漸拾三石、八日夕翌九日迄二踏出シ候段、書付ニ認め相廻シ候」と先ずは未進分の補填に着手している。背景の要素まで十分に汲み取れないが、大雲院側の力が及ばず、最後は「御上之御威勢」に頼った形で問題の解決が図られているのがわかる。凶年時とは言え、この年貢未進の一件で大雲院はその対策として「一山集会評議」を開いて次のような掟書を作成している。

【箱27-44】

掟

- 一、御神領開作之儀、他領入交リ候事堅停止
- 一、御田地質入并売買不可致事
- 一、例年開作地割等、応分限評議可定事
- 一、御年貢上納御定法、不可相背事
- 一、出火之節御定之人数・役人共召連年行事迄可為着頭事
- 一、御用人夫無滞差出可申事
- 一、浪人并無宿之者、村内徘徊停止之事

- 一、家作間数等は年行事間届を以可申付事
  - 一、博奕之儀、互ニ遂吟味、御法度堅可相守事
- 右之外、従御上御触流之趣、弥以無懈怠可相守者也

天明四辰十一月日

年行事 吉祥院

成就院

大乘院

順守すべき九ヶ条の掟書である。第一条で御神領である富安村は、その特異な立場から、「他領」すなわち他村の名請人が富安村内の耕作に混交することが禁じられたものである。ここでいう「他領」とは言うまでもなく、在方役所の支配を受ける通常の鳥取藩の領地のことを指している。そうした土地所有の根本が天明期に少しずつ変容してきていることをこの一件は示している。そうした部外者の土地所有をこの掟書により排除することが目的であった。そのためには第二条にあるように、田地の質入、売買を禁じるのは当然で、従前の村落耕地の枠組みを維持しながら例年の作柄や物成の状況に依りて評議することも定めている。四項目以下はこれまでも周知されている定法であろう。

また大雲院はこの騒動で帳簿類の管理についても富安村に指示している。庄屋の後役を申し付けるまでの間、「御図帳面村根帳等は、(略) 大切な帳面故、取集メ筆筒二入、致封印、年寄甚四郎にえ預置候」としている。こうした措置は大雲院での記録管理にも通じる

手法なのかも知れない。

掟書を出した翌日、大雲院年行司三院（塔頭）は富安村庄屋宅に赴いて村中呼び集めて掟書の文言を読み聞かせ、直ぐに磯右衛門宅（前庄屋宅）を永代の御役所と定め、上ノ間に法度書（掟書）を貼り付け置いたとある。磯右衛門の後役となる庄屋弥市郎の閉門も許され、大庄屋・宗旨庄屋に通達されている。従来、東照宮神領の富安村は、他村に比べ管理の緩い村落であったのかも知れない。御神領という特異な村落であり、支配秩序が成熟していないように思われ、この騒動を機に掟書を定めるなど、村落支配のあり方が見直されている様子がうかがえる。

天明期の騒動で他村の者が富安村内の耕作の名請人になることを禁じたのであるが、幕末期の状況はいかなるものであったか。箱27の解題にもあるが、大雲院には嘉永七年（安政元年・一八五四）の土地の基本資料となる「田畑字寄地続帳」（箱27-2）と「田畑地続絵図」（箱27-1・3）がある。当村落はすべてが東照宮神領で別当の大雲院支配によるが、名請人としても「副寺様」すなわち大雲院が登載され、土地所有が二重的構造になっている。新たに名請人として「副寺様」と表記する付札も相当数貼付されていることから、江戸後期から幕末・維新时期にかけて大雲院が直接所有する土地が当村内で増加傾向にあったと推察される。

次に「家老日記」（控帳）安政四年八月二十七日条に見える同じく幕末期の富安村の状況を伝える記録を見ておく。

【家老日記 安政四年八月二十七日条】

一大雲院儀、御神領邑美郡富安村之儀、近来締り合不宜二付、此以後左之通被仰付、在方えも申渡候間、諸事文政二年年限を以奉願、年貢米在方取立被仰付候、右年限中之振合二相心得候様、寺社奉行江申渡之、在方江も左様相心得候様申渡之。

富安村之者共、大雲院え対し、不法之働致し候者は、聊之儀二而も、其罪条具サ二同院より在方江申談候得は、在方二而当否取糺し、及返答候上、取捌可申、尤諸凶事并公事訴訟・田地懸り合、都而非常之儀は、在方より是迄之通り、勝手二取捌可申事。

安政四年（一八五七）の記録である。富安村の者たちが大雲院に對して、近来において「不法之働」をすることから発せられた達である。大雲院からの申し立てによるものと考えられる。大雲院資料中には、管見の限り関連の文書は見られない。

江戸後期の御神領富安村の年貢収納は大雲院の願いで文政二年（一八一九）以来、在方役所の取立に替わっていたが、万延元年（一八六〇）に再度自分取立に復することになる。右安政四年はその三年前である。不法の働きの具体的な内容については今一つわからないが、年貢米取立に関わることであろうか。締り合の悪い富安村の行いに對して、大雲院と鳥取藩双方が在方役所の所管であることを強調して、富安村の者には、その罪状によって在方役所の取糺しで裁くことを通達しているのが理解される。ここには先に見た天

明期に「御上之御威勢」で対処しようとした大雲院の姿勢に共通する要素があるように思われる。大雲院による村落支配は、通常の在方役所の支配に比すと緩慢さが多少あるのかも知れない。また大雲院自身の認識として、在方役所を上位に置付けているように思われる。

東照宮別当寺大雲院と同神領の由緒をもつ富安村の関係性について述べた。東照宮神領という鳥取藩領内では特異な位置にある富安村は、その由緒の影でその姿は従来見えにくかったと感じているが、大雲院資料の検討から今後明らかになっていくものと考えている。

(伊藤)

## (八) 東照宮別当寺大雲院の本坊と堂舎

### 一 東照宮の勸請と別当寺・塔頭四ヶ院

当初、東照宮の創建は、鳥取城に近く、徳川家康・家光の位牌を安置した長寿院のある栗谷に定められたというが、土地が手狭であり、再検討されて「大日ノ谷」、現在の樗谿に定まったとされている(「因幡民談記」)。近世以前、当地には「王寺」という播磨国書写山(圓教寺)の末寺があったといわれ、「王寺谷」とも称された。その王寺の跡地付近に東照宮は造営されたといい、東照宮勸請以前には「寺ノ礎、大キナル五輪、其外寺ノ具足下モ多ク土ノ中ヨリ出シト云」とある(同書)。

別当淳光院(大雲院)のあった谷の入り口付近には、それ以前は「乾家の軽卒屋敷」があったといわれるが行徳村に所替となり(「鳥府志」、慶安期の東照宮の建造のため付近は東照宮神域として一円普請された。鳥取藩政資料(No.645<sup>4</sup>)中にある「御宮大雲院坊中」(鳥取県立博物館蔵)には、慶安三年(一六五〇)に普請の成就した諸施設を次のように列記している。

#### 【資料1】

此深溪を開き、御本社并御唐門・御幣殿・御拝殿・御本地堂・護摩堂・御輿蔵・平地門・随神門・御供所・舞楽殿・宝蔵・中門・別当寺・坊中四ヶ院、溪之入口ニ御鳥居等を造立、慶安三

## 庚寅年御普請成就

東照宮諸社殿・諸施設のほか、「別当寺」の淳光院、のちの大雲院（以降「大雲院」に統一する）。本堂とされる「護摩堂」。「坊中四ヶ院」とは大雲院の塔頭、成就院・平福院・徳賢院・大乘院をいう。成就院・平福院（のち吉祥院）は、東照宮別当寺成立以前からの寺院で、寛永九年（一六三二）藩主池田氏の国替で備前岡山から移って来た寺院。徳賢院・大乘院は、東照宮勸請の際に構築に建立した寺院である（箱別15「乾向山過去帳」）。

成就院（一時蓮正院とも）は、国替の経緯は不明ながら、住職寛海は備前より随従したとされる。大雲院開山と同時期にその南側の参道に移ったとみられる。本尊は備前から護持してきた青面金剛とされる。のちに吉祥院（平福院）が成就院の位置（下手から三舎目）に移転したため、最も上手側（四舎目）を開いて移転したものとみられる。現在の鳥取市歴史博物館の所である。四ヶ院創立期から成就院は塔頭の筆頭に位置付けられているが（七「東照宮神領のなりたちと富安村」参照）、江戸後期には吉祥院が上位になったとみられる（嘉永二年「申年物成米配渡控」箱15-98）、文久期に成就院は「無坊」となっており、大乘院が入っている。成就院は同三年四月十八日に「岩井郡牧谷村龍王寺え転住申付、龍王寺は暫時成就院兼帯」を大雲院より申し付けられている（「家老日記」）。その後龍王寺は明治初年に廃寺となったが、同じく明治二年に廃寺となり大雲院に引き継がれていた吉祥院の院号を受け継いで再興された。そ

の後明治十七年に高草郡岩坪村に分離再興された。

平福院は岡山城下の酒折宮（現在の岡山神社）の南隣にあり、藩主池田氏の国替に伴い鳥取城下に引き寺された（岡山にも残る）。慶安期以前に成立した鳥取城下絵図には栗谷長寿院の前に平福院を確認できる。当時は長寿院の塔頭であったのかも知れない。その後別当大雲院の開山に伴い同院の西隣に移り、さらに享保九年（一七二四）に本坊寺内に取り込まれた（箱15-61）。寛延元年（一七四八）に吉祥院と改号して参道の南側、それまで成就院のあった所に移り、塔頭四ヶ院が並んだ。本尊は薬師如来とされる。明治二年に廃寺となり大雲院に合併されたが、その後岩井郡牧谷村の廃寺となった大雲院の末寺龍王寺を継承して吉祥院を号した。

徳賢院（のち得玄院）は、寛文六年（一六六六）二月に不届の儀があり、大雲院より両国追放とされているが、半年後、東照宮本社の屋根葺き替えの正遷宮に僧侶がいないので大雲院に呼び戻されている（「家老日記」）。本尊は阿弥陀如来。参道に並ぶ塔頭のうち、最も下手の鳥居側に位置した。

大乘院は当初より得玄院の東隣（下手から二舎目）であった。本尊は阿弥陀如来。幕末期、文久二年（一八六二）二月に大雲院の命で「成就院え移転申付」となり、「大乘院跡之義は、御宮僧真浄坊、暫時看坊御宮役兼帯勤申付候」とされ寺社奉行に報告。大乘院看坊となった真浄坊は、翌年十月に本任職を寺社奉行より申し渡されている（「家老日記」）。

塔頭住職は、東照宮に常時二名置かれた宮僧の中から大雲院が任

命する例が多い。成就院や吉祥院など上位の塔頭が一時的に無住になると大雲院により他の塔頭の転住が命じられた。塔頭四ヶ院は別当寺の副寺(司)・年行司といった役割を担って藩や所領との窓口として別当を支え、時には大雲院末寺の住職を兼務し(その逆もある)、後住になる例もみられる。

## 二 創建当初の大雲院本坊と本堂

創建当初の本坊は二百八十一坪七歩五厘、本堂(護摩堂)七十二坪、そのほか蔵などを加えて計三百六十六坪七歩五厘であると諸資料から導かれる。江戸中期(寛保期)以降の本坊より「九坪七歩半」広がったとされる(箱34-31・箱15-61・箱33絵図「覚」参照)。

大雲院の本堂とされた護摩堂は一年遅れて慶安四年に建造されたとみられる。慶安四年三月の護摩祈禱は御宮でされているが、同年十二月二十七日には「御宮護摩堂にて初而護摩執行二付」とあり(「万留帳」)、この頃に堂が完成したものと見られる。当初の護摩堂は大規模で「八間四面之御造営」と伝え、「御祈禱執行之本堂、且御神忌并御法事相勤候道場」とされた(箱15-17)。しかしながら立地が「悪敷」場所であり、延宝四年(一六七六)十二月には早くも破損している。修復工事の着手時期は不明ながら同六年七月に修復が成就している(「家老日記」)。旧地は大雲院境内のもっとも東側の奥、ヤマと植栽の迫る場所ではなかったかと推測される。再建場所は寺院境外になる所で、江戸後期成立の地誌「鳥府志」にあ

る「護魔堂之趾」すなわち「中の御門の前なる築地の処」とされる。当初將軍家の位牌は護摩堂に安置されており、ここで御神忌・年回忌の法事を営んだ。享保二十年の二度目の火災焼失以後、再建されず仮安置された。江戸中期(天明七年)以降は、位牌安置の場である「御霊屋」と、法事を営む「大師堂」に空間的には分離した形で新建や再建、焼失や再々建を繰り返すことになる(後述)。

## 三 江戸時代中期の火災と復興

大師堂は大雲院五世観洞の時期、元禄三年(一六九〇)に建てられたとされる(番外「摘要記」)。場所は移転前の旧護摩堂付近(境内の東)ではなかったかと推測される。この堂は大雲院の中でも性格を異にしており、「自信信仰之大師、御影安置致し候二付、御国主様之御建物ニ而は無之、自分作廻之堂」であった(箱15-44)。東照宮別当寺院という特異な性格にあつて、大師堂はいわば城下庶民と唯一接点のある大師信仰の窓口であった。江戸中期に成立した「因州記」には、「此夜(年末大晦日)、年ヲ取ルト云テ諸社ニコモルモノモ有、近來芳(吉)方ノ観音、淳光院ノ大師堂等ニ多シト云」とあり、大師堂に年越の御籠おこもりをする風習が定着していた。また江戸後期に成立した「鳥府志」は、正月三日には御籤を受ける者で暁更からにぎわったという。「年内の吉凶を占ふに、甚験ありとて、世俗殊に尊信す」と記している。参道に面して大師堂参詣のための門(大師堂門)が独立して存在したことが種々の絵図から判明する。

江戸中期、鳥取城下は享保五年（一七二〇）・同二十年（一七三五）の二度火災に見舞われた。大雲院も二度類焼している。享保五年四月一日の通称「石黒火事」の記録、「享保五子年大火之記」（鳥取県立博物館岡嶋家岡嶋家資料「書籍」45）によれば、南風にあおられた火の手は東照宮の鳥居付近に集まった人々の行く手を阻んで多くの死者が出たといひ、東照宮と大雲院の境にあたる中の門まで焼いたと記している。つまり大雲院の堂舎は最も神社側に建つ護摩堂まですべて類焼し、隣接する中の門も焼けたが、一町四十間余り先の東照宮の社殿に火の手は及ばなかった。この時に類焼した本坊は創建当初の建物であったと考えられる。

護摩堂について、『鳥取藩史』は「是堂享保五年回祿の後再建なく」とするが、天保期頃に大雲院が作成した「摘要記」には、享保十一年十二月に再建されたことを以下のように記録している。

【資料2】

同<sup>（藩）</sup>午十一年

- 一、四月十九日寺社奉行山田弥兵衛今般本堂・寺共御普請被仰出、坊中一坊銀三メ目宛ニ而請取候様被仰出、御請取致候事
- 一、十二月二日寺内え引移り、十七日入仏供養等致し、御札登城、御神酒・御札・供物等差上候事
- 一、右二付堂寺普請出来之旨東叡山え注進之事

四月十九日「本堂」の護摩堂と、「寺」すなわち本坊の双方共に再建されることになり、一坊につき銀三貫目を受け取り普請に取り掛かった。その後普請を終え十二月二日に本坊に引き移り、十七日に入仏供養。普請が出来たことを東叡山にも報告したという内容である。先にも触れたように、大雲院の本堂の護摩堂は、享保二十一年に再度焼失して、以後再建されなかったことから混同されたものと思われる。

古大工町の大工棟梁善八が作成した享保十一年十一月の「東隆寺本坊造立牒」には部材や原材料、諸職人手間賃、請取銀などが記され建築の具体相がわかる。奉行は末寺の靈光院がつとめた（箱15-112）。なお享保十一年の復興事業では大師堂は再建されていない。

享保二十年五月十三日に起きた「長田火事」（権現堂火事）による類焼は復興を長引かせた。同月二十一日には本坊再建に向け、総経費四十二貫七九匁余となる普請の見積もりが立てられ（箱15-111「東隆寺本坊普請簿」）、再建を急ぐ旨の願書も提出されたようだが、藩では勝手向き不如意にて俄かに着手は難しく、大雲院は米村所平を通じて両国相對の勸化を許可してほしいこと、藩からも十四・五貫目程度の合力があれば、残りは大雲院で再建することなどを内々に相談した。藩もこれに応じる形となった（「家老日記」享保二十年六月十二日条）。大雲院ではそれに対応する本坊の指図（設計図）を作成して八月には寺社奉行を通じて家老に提出した（箱34-28）。「享保廿乙卯年九月日」の年記をもつ同年九月の「勸化銀集覚帳」（箱15-110）には、各郡を管轄する大庄屋・町年寄と

りまとめの勸化金の集計を載せている。

本坊の再建は火災から六年後の寛保元年（一七四一）十一月である。塔頭四ヶ院の坊舎も出来した（「摘要記」）。この時に竣工した二百七十二坪の本坊の図が「大雲院絵図」（箱33）である。部屋の名称と畳数が書き込まれ、「前々之寺之坪数九坪七歩半狭シ」とある。「前々之寺」は創建時の本坊であるから、当初の本坊は二百八十一坪七歩五厘であろう。本坊に合わせて回遊式の庭園も同時に整備されたことが伺える絵図である（詳細は箱33解題参照）。

寛保元年に大師堂は再建されていない。池泉に掛け渡された長い廊下で繋がる施設（離れ）には、この部分のみが部屋の名称と畳数が入っていない。のちに建造される御霊屋のような間取りと理解できるが、本坊の別の絵図（箱34-29）には「自分普請」の堂舎であることを付記しており、大師堂を想定して描いている可能性も拭えず、当絵図の離れは現段階では不明としておく。

大師堂が再建されるのは、宝暦元年（一七五一）六月二十八日である（「摘要記」）。前年の寛延三年（一七五〇）より自分再建に取り掛かった。別の記録には宝暦二年に「自分再建仕候、六間二五間半之大師堂御越年御祈禱始、御神忌等間狭乍不都合御借用二而可成二相勤来候二付」とある（箱15-17「袖控」）。おそらく宝暦元年中には出来し、「御越年御祈禱」を従来通り大師堂で執行したものである。宝暦期、二代目の大師堂も自分再建によるもので、「六間二五間半」の堂であったこと、東照大権現の御神忌などは護摩堂が再建されていないことから大師堂で執行されていたことが伺える。

既に述べたように、護摩堂は享保二十年の火災類焼以後、再建されなかった。箱10-12に描かれた護摩堂（五間四面）は、天明元年二月より再建出願をなし、同三年九月二十二日に一度は藩に聞き届けられ、諸役人の地所見分の上、縄張地形に取り掛かっていたが、翌月に五代藩主重寛が死去したこともあり、物入にて施工に至らなかった（同「袖控」）。以後大雲院は護摩堂再建を繰り返し藩に訴えていくことになるが聞き入れられなかった。護摩堂で執行していた將軍年回忌などの祈禱・法事は大師堂が概ね担っていくこととなる。

享保五年の護摩堂焼失以後、將軍家の位牌は本地堂などに仮安置されていたが、独立した安置施設として新たに「御霊屋」が建造されたのは天明七年（一七八七）九月である（箱15-36）。建物全体は五間に三間半程度であったことが付随する図面で確認できる（箱15-38）が、参考までに他の絵図（鳥取藩政資料<sup>6570</sup>「大雲院之図」）を参考に位牌が安置されたであろう部屋（次の間を含まない空間）の大きさを検証するならば、三間に二間半程度の参道側の部屋がそれであろうと考えられる。本坊の書院から東に延びる渡り廊下の先に位置するこの部屋には「御玉家」と記されている。当該期「御霊屋御新殿遷座供養一件」（箱15-36）という記録を残した副寺実境坊は、將軍の位牌を「御位牌様」と称している。「御位牌様方、是迄永々せま処二御出被遊候処、此度繕構二御霊屋御建被下候義二御座候得は、格別二御遷座も仕度御座候」と記し、御霊屋の新規建造が悲願であったことが知られる。同記録には遷座供養に詰めた家老

ほか、家中の者、「大衆」とする者たちに出された料理ほか、遷座供養に必要な物品、菊花代金、当日に出勤した者への賄い料に至るまで、唯識院副寺が寺社役所・裏判所などに請求してすべての経費が藩負担で執行されたことが事細かに記録されている。なお「御霊屋」の読みであるが、昭和期以降の大雲院では、「ごれいや」と称されている。現在もそのように称しているが、江戸時代に作成された絵図には、先に見たように「御玉家」と記す絵図もあることから（藩政資料6571「大雲院御絵図」、江戸期は「みたまや」と呼称した可能性がありそうである。

大雲院の境内敷地は開山当初から次第に拡張していった。宝暦期に作成された「御内々口述之覚（当院建立之節願書差出候控文言）」（箱15-61）によれば、享保九年（一七二四）に大雲院に隣接した平福院を本坊寺内に入れ、元文二年（一七三七）に御宮奉行屋敷・御宮番屋敷を本坊寺内に入れたことで段々広くなったとしており、関連の絵図も残されている（箱34-33・34）。本坊の拡張や周辺の変化は享保期の二度にわたる火災後の復興と大きく関わっている。右資料などからは、塔頭や御宮関連の屋敷を境内に入れつつ、空地や火余地の設置を大雲院が働きかけた様子がうかがえる。

享保二十年（一七三五）の火災以後、本坊の再建は寛保元年（一七四一）。大師堂は宝暦元年（一七五一）。御霊屋が天明七年（一七八七）に建造（新規）されるまで約五十年の歳月をかけた復興である。以後天保九年（一八三八）に自火災で堂舎の一部を焼失するまでは、概ねこの堂舎環境が存続する。

#### 四 江戸後期の自火災と大師堂・御霊屋の再建

天保九年（一八三八）五月七日はよく晴れた南風の強い日であった。昼九ツ時過（午後十二時過頃）、大師堂の東脇の千手観音像（旧護摩堂本尊）安置場より出火した。直ぐに一同駆け付けたが、強い風で早くも内陣に燃えひろがり、縁の下から火が廻っているように見えた。天井や外陣にも火が移り、一同手を尽くしたが「黒煙走立、火先強ク吹返し、風甚敷、残念乍ら不力及」消火できなかったが、庭に本尊・元三大師・御祈祷本尊などを出した。御霊屋の方も將軍家の御尊牌（位牌）を長持に入れて運び出した。大師堂の諸道具・三ノ間にある弁天尊などを取り出そうとしたが早くも火先が吹き付け、諸道具類は丸焼けとなった。三ノ間を切って（取り壊して）大師堂の火は鎮火したが、御霊屋に火が入り焼失。門前の杉ノ馬場通の並木を焼き、対面の吉祥院も半焼であったという。背後の山は一町も焼いたが、それ以上は拡がらなかった。

以上が「大師堂・仮御霊屋焼失一件控記」（箱15-44）の冒頭に報告されている天保九年大雲院の自火災の概要である。火災は香爐の火の不始末で、脇に掛置いた軸物に着火したことが原因のようである。同記録には焼失した建物を「覚」として寺社奉行に届けられている。



【資料3】

覚

- 一、御霊屋 三間四面
- 一、同御三ノ間 式間四面
- 一、同御供所 式間二卷間
- 一、大師堂 六間四面
- 一、廊下 拾式間半 横一間

焼失後の大まかな記載のようであるが、御霊屋・大師堂は先に見た江戸中期に建造された間取りとほぼ一致するとみられる。火災時の記録にある三ノ間は、いわゆる次の間であり右の池泉に掛け渡しされていた長い廊下と繋がっていることから、本坊に火災が及ばないように三ノ間を切って類焼を防いだのである。

御霊屋・大師堂の諸道具をほぼすべて焼失したことから右記録の他にも同年五月「御霊屋・大師堂焼失御道具類御達控」（箱15-45）を残している。焼失した品々の新規調達を願う内容であるが、仏具類は寺社役所（多田林蔵）宛に、日常食器類等は裏判所宛に差し出されている。同年十二月の「覚」とする挟み込みの文書には、鳥取藩お抱えの金工・大工・鞍打師である小倉園三郎の名を記した書付があり、唐銅の台燈籠・花立、鑿・香爐・前具・御神鏡などの物品をあげていることから、大雲院に現存する仏具類の中には、天保九・十年頃に小倉によって制作されたものが残されていると推察される。

大雲院は六月と八月の二度にわたり鳥取城下桶屋町の大工棟梁・（水田）源助に大師堂などの「積り書」を作成させている。大師堂に関する六月の積り書は七間に六間の大唐破風を備えた仕様であるが（箱15-48）、八月の分は四間四面の内容に縮小されており、末尾には「此度大師堂御再建御普請被為仰付難有奉畏候、然ル上は右之通無相違随分念入差急出来仕候、若し於途中故障之義も御座候節は、請人引請少も無差支取斗、懸御手支申上間敷候、尤諸代銀之義は御渡し可被為下候、仍而為念仕様帳如件」とあり、「大雲院様御用御副寺様」宛となっている（箱15-49）。施工を前提とした内容であり、この積り書（仕様帳）が実際に施工された自分再建の帳と考えられる。末尾には源助のほか大工・木挽・日雇棒頭らの名がある。翌十年七月十八日頃には出来したようで、寺社奉行に出された届の下書が残されている（箱15-18）。内陣四間四面であるから、宝暦元年の「六間二五間半」に比せば「全備」とはいかないが、累代の遺借もあることから、内陣のみを自分再建で「差急出来」させたことが理解される。棟札の写によれば（箱15-4）、本願人は「当山第十一世法印大僧都観讓」。奉行は「大乘院金剛仏子観円」である。裏面には積り書を作成した大工棟梁水田源助ほか諸職人二十七名を記している。建物は瓦葺であったようである。

江戸後期、大師堂は将軍家・藩主家の祈禱の場として重要度の高い堂になっており、また城下の人々との窓口にもなっていた。事実上、本堂の役割を担っていたと考えられる。建造も「自分建」であるから寺所有ということになる。この点は当時から多少の認識の相

違があつたようである。上野涼泉院宛の書状にも「大師堂之義は当院本堂ニ而は無之、且往古之建物ニ而も無之」とことわりを入れる場面も見られる（箱15-44）。こうした中で十一代將軍徳川家齊が天保十二年閏一月七日に死去する。次の「袖控」とする願書はその翌月に書かれたものである。大雲院と大師堂の役割と位置付け、藩との関係、堂の再建・増築（建継）をめぐる模索など、当時の状況をよく伝える文書なので「願書」という性格ながらやや長いが引用して置く。願書全体の主旨としては、天明期に一度聞き届けられ沙汰止みになった護摩堂の再建か、もしくは天保十年に自分再建した大師堂の建継（増築）を願うものであるが、実質的には端裏書にもあるように「大師堂外陣御縦継願」と言える内容と言える。

【資料4】「袖控」（箱15-17）

（前略）去ル戊五月不斗大師堂焼失仕、依之何卒護摩堂之義、奉願上度奉存候得共、御霊屋等御物入奉懸御厄介候砌、且御法事等之御用向等も間遠ニ御座候ニ付、指控、①先大師堂内陣四間四面自分再建仕、朝暮勤行・御祈祷等相勤罷在候得共、何レ御用支相成候ニ付、先達而も御歎申上候義ニ御座候、然ル処②此度不存寄、大御所様薨御被為在、無程御位牌御安置之上は御一周忌御法会々連々御追福可被仰出奉恐察候、依之当今格別之御時節柄、深奉恐入候得共、不得止事奉願上候、何卒天明年中御聞濟ニも相成候護摩堂、如何様とも御見斗ヲ以急々御再建被仰出、御法会御執行相勤候様被成下候得は、

当山往古之御造営之姿ニ相復、別而難有仕合奉存候、③若又近例之通大師堂御借用被仰出候義ニ御座候得は、前文之通四間四面之建物故、御法会御執行相成不申、尤九尺通り外陣建継候得は、可成ニ相勤可申候得共、先達而も申上候通、④拙僧始役僧共作事等無調法ニ而建損五尺斗、建前低ク相成、只今之通ニ而は外陣建継出来不申候由、仮令建前恰好之善悪、又は明り等之義ニ不拘、無理ニ建継候得は、御法事は可成ニ相勤可申候得共、御神忌之節、御輿御鎮座相成不申、左候而は又其節之御用支、倒惑心配仕候、何分其手御役人中御見分之上、御建継被成下候は御用支ニも相成申間敷奉存候、所詮拙僧共之考方行届不申上、先達而も御歎申上候通、⑤拙院先住代々莫太之遺借引請、種々勘弁、寺続仕候処、戊ノ年出火ニ而、又々増借仕、当今寺続実心痛而已罷在候ニ付、自分ニ而外陣建継之義、力ニ不及申、不顧御時節柄、御願申上候段、幾重ニも奉恐入候得共、護摩堂御再建歟、又は大師堂外陣御建継歟、両条之内出格之御評義を以被仰出、急々御取掛リニ相成候様、偏奉願上候、其上当年々八ヶ年之間ニは、御法事五ヶ度も御回忌御座候義ニ付、旁以此度御造営奉願上度、第一尊牌御崇敬也も相立、且当山莊嚴全備仕、如何斗歟難有仕合奉存候、此等之趣、宜御執成被仰達被下候様、偏頼入存候、已上

丑二月

傍線部①～⑤を順に確認していくことにする。

①では天保九年五月の自火災で大師堂・御霊屋を焼失してから、護摩堂の再建を願っていたが、御霊屋について物入となりご厄介もかけているので、まずは四間四面の大師堂の内陣を自分再建して(天保十年)お勤めしてきたとする。一方、御霊屋の方はすでに藩が再建しており、天保九年十二月には「奥行六間、幅四間瓦葺」で建造されている(箱24-59)。火災翌月の同九年六月十五日付、大工源助作成にかかる「御霊屋積り書」の内容で概ね施工されたものとみられるが(箱15-46)、本書での間取りは「横三間二奥行五間半」となっており、予定よりもやや大きく建造されている。箱15には天保期の藩主九代池田斉訓(藩主在任は天保十二年五月まで)を願主に「卍 奉再建仮殿 台霊増道捐生令法久住利益人天」とする棟札写も残している(箱15-40)。

②では先月の將軍家斉の死去を伝え、程なく位牌(文恭院)も安置しなくてはならないこと、御一周忌御法会と連々の御追福、さらには願書の末尾では「今後八ケ年之間二は、御法事五ケ度も御回忌があることを述べ護摩堂の必要性などを訴えている。

③ではこれまでの藩が執行してきた御神忌や將軍年回忌では護摩堂が無いことから、藩は大師堂を「借用」という形をとって將軍の法要を執行して来ているということ。しかしながら大雲院としては四間四面の堂では十分な執行ができず、大師堂を今後そのまま法要に使用するのであれば九尺通りの外陣建継が必要であることをここで訴えている。

④では、自分再建した大師堂は作事に不慣れた僧侶が建築に携わったので建て損じや建前の低いものになってしまい、そのままでは外陣を建継ぐこともできず、法事は何とか務めるにしても御神忌の節には御輿が堂前に鎮座できないので、藩の役人に検分の上、建継の普請をお願いしたいというものである。十年の内陣の建築では計画・設計にも全く藩の役人が関与していないこともわかる。先に見た天保九年八月の見積書はそのような状況で作成されたもので、大師堂の内陣については純粹に大雲院個人の所有物であったことが再確認できよう。

当文書「袖控」は天保十二年二月に認められているが、結果的には四ヶ月後の同年六月の大雲院の分限書上記録に「(自火災の)翌亥年自力再建、尚又外陣七間二六間二修造中」と見られることから追加的に外陣の建造に着手されたことが理解される(箱24-59)。建築に関する一次資料を欠いていることから経緯の詳細は不明ながら、記録を備えない点を踏まえると大師堂の外陣は、大雲院の訴え通り藩によるものかも知れない。

⑤では、自分再建による大師堂など寺の維持で、先住の代より莫大な「遺借」を引き受けているが、種々勘弁を願い猶予してもらい何とか寺を続けてきているが、戊ノ年自火災により、又々増借しており、寺を維持できるか心配であるとして、藩費による普請の必要性を説明している。

## 五 小括および明治初期の堂舎

右資料「袖控」の内容は、天保期以降の大雲院のあり方に多くの示唆を与える内容であると思われる。本論で叙述した年次的変遷を踏まえ、以下三点に整理し、明治期以降の大雲院の寺堂についても最後に触れておきたい。

一点目は、諸施設の維持に関わることである。当初の本堂である護摩堂が享保二十年の火災で焼失後、再建されなかったこともあり、大雲院はその後の度重なる自他の火災においても「自分」により再建・維持にとめたわけであるが、その再建・修復（拡張）の契機は、將軍の年回忌法要を機に見直されていること。

二点目は、先に見た⑤の「遺借」となっている要因は、中期以降に増加した人員の維持に加え、度重なる火災などへの対応や、大師堂ほか建物の維持などで結果的に莫大なものになっていったということ。その対応として弘化期に始まる大雲院発起講（津田講）や万延・文久期の納戸貸付が位置付けられ、諸方への貸付等は幕末期大雲院の「減借手法」であった（箱13解題）。そうした取り組みの直前の位置にある天保期の自火災は、以降の寺院経営に大きく影響している。

三点目として、右のような経緯で整備された堂舎が、明治期以降どうなったのかという点を、堂舎維持の観点から整理しておく。現在ある大雲院の本堂と庫裡の間にある「元三大師堂」、すなわち大師堂と御霊屋を内包する堂舎は、旧境内地である樗谿から移築した

建物と伝えられていること（先代住職故田尻光昭氏談）。大雲院に伝来する明治三十一年七月「寺院所有物明細帳」（箱別14）には、明治三十一年当時の大師堂と御霊屋の由緒を次のように記している。

### 【資料5】

#### 一、大師堂

桁三間三  
尺梁四間

由緒 明治三年三月当地へ移転。

同年八月工事竣工矣

#### 一、旧幕府御霊屋

桁二間三  
尺梁四間

由緒 同上

大師堂と御霊屋は明治三年三月に現在地に移築して、同年八月に工事を終えたとある。右堂舎を合わせた規模は現在の大師堂および御霊屋とほぼ同じ大きさである（廊下を除く）。大雲院は明治二年（一八六九）九月東照宮祭礼の後、「神仏混合」の無きように先ず観音院に引移った。その後大雲院は翌三年二月に二件の歎願を鳥取藩神務局に働きかけたことが控文書から把握できる。一つは立川の霊光院を大雲院の院室に仰せ付けてほしいこと（箱18-10）。もう一つは樗谿の旧境内地からの大師堂・御霊屋、両堂舎の移転許可を願うものであり（箱8-124）、「自分ニ取作廻、書院先キ廊下通り無差支分追々取払、同院え引移し申度奉存候」と願っている。ここでも「書院先キ廊下通り」が一つの区切りとされている（箱34②解題参照）。さらに二ヶ月後の四月には次のような願書を神務局に追って提出している（箱8-123）。

【資料6】

御当所教蓮寺儀、拙院従前之大師堂譲り請申度旨懇望仕候二付、相譲り申度奉存候、此段御許容被仰付被為下候様奉願候、以上

午四月日

神務局  
御中

大雲院印

結果的にこれらの歎願は願の通りとされ、同年三月に大雲院は未寺の靈光院を吸収する形で立川町四丁目の現在地に移転し、禱谿の

旧大雲院境内の「大師堂」は鳥取城下の教蓮寺（浄土真宗）に売却・移築され、立川の大雲院（旧靈光院）には「御霊屋」のみが移築された。

「御霊屋」は天保九年五月に焼失したのち、十二月には藩が三間に四間程度の仮御霊屋として再建し、同十二年には「奥行六間・幅四間」に拡張したとみられる（箱24-59）。移築前の明治元年十月に作成された「淳光院境内本堂厨惣図」（鳥取県

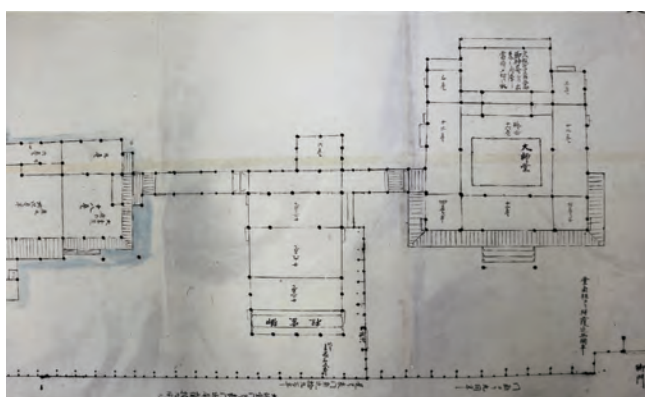


写真6 明治元年の御霊屋（中央）と大師堂（右）

立博物館 6574) にも、内部の仕切りを替えつつ、桁行六間、梁間四間の堂舎が確認される（写真6）。

大雲院は明治三年四月に次の願書を神務局に提出していることが確認される。

【資料7】（箱22-315）

当院厨之続、北東之方え六間二四間老棟ニシテ御霊屋・大師堂相兼、別紙図面之通、造立仕度并八間二老間之廊下取付ケ修造仕度奉存候、右ニ付来ル廿八日迄作事ニ取懸り申度奉存候、此段御断申上候、以上

午ノ四月日

神務局  
御中

大雲院

「六間二四間老棟」の旧御霊屋を立川の大雲院では「御霊屋・大師堂相兼」ねた堂舎として新たに移築することを神務局に願っている。添付されている「別紙図面」（写真7）は、現在の大雲院の「元三大師堂」そのものである。「元三大師堂」は別当寺大雲院時代の御霊屋なのである。現在の間取りも桁行六間、梁間四間であり、【資料7】にあるように「老間之廊下」が付けられている。正面に向かって棟の右側には東照大権現厨子・元三大師厨子・秋葉大権現厨子などを安置する大師堂があり、左の御霊屋には歴代將軍の位牌が

表8 東照宮社殿・別当寺本坊堂舎略年譜 &lt;藩政時代&gt;

年 月 日	西暦	事 項	出 典
慶安3年9月17日	1650	因幡東照宮創建、祭祀執行。別当寺・塔頭ほか諸施設を創建	東照宮遷宮之記(箱22-1) 因幡民談記ほか
慶安4年12月27日	1651	護摩堂創建(八間四面)。初めて護摩執行	因府年表、大師堂・仮御霊屋焼失一件(箱15-44)ほか
寛文6年8月16日	1666	東照宮(御宮)本社屋根替え正遷宮	家老日記
延宝6年7月	1678	護摩堂破損につき修復を完了	家老日記
元禄3年	1690	大師堂創建	摘要記(番外)
元禄3年	1690	御宮の境地に弁財天を勧請	因府年表
元禄11年9月11日	1698	東照宮本社屋根替え正遷宮	家老日記
元禄14年正月26日	1701	大雲院木部屋を焼失、早速鎮火	家老日記
享保5年4月1日	1720	石黒火事にて大雲院本坊ほかすべての寺堂を類焼	摘要記、享保五子年大火之記ほか
享保9年	1724	塔頭平福院を本坊寺内に入れる	御内々口述之覚(箱15-61)
享保11年12月17日	1726	大雲院本坊、本堂(護摩堂)再建	摘要記
享保20年5月13日	1735	長田火事(権現堂火事)にて大雲院本堂、本坊(庫裡)などを再類焼	摘要記ほか
元文2年6月1日	1737	御宮奉行屋敷、御宮番屋敷を本坊寺内に入れる	御内々口述之覚(箱15-61)、岡島家鳥取城下絵図、家老日記
寛保元年11月20日	1741	大雲院本坊、塔頭四ヶ院を再建	摘要記、家老日記ほか
寛保2年9月5日	1742	東照宮本社屋根替え正遷宮	家老日記、御宮諸事摘要記(箱13-92)
宝暦元年6月28日	1751	大師堂再建(六間・五間半)	摘要記ほか
安永3年9月13日	1774	東照宮屋根替え正遷宮	家老日記
天明3年9月22日	1783	護摩堂再建が聞き届けられる。のち物入にて沙汰済み	袖控(箱15-17)、摘要記
天明7年9月29日	1787	御霊屋を創建(五間・三間半)。遷座供養執行	御霊屋御新殿御遷座供養一件(箱15-36)、家老日記
寛政10年11月15日	1798	東照宮本社屋根替え正遷宮	家老日記
享和2年8月25日	1802	東照宮中ノ門修復	家老日記
文化9年7月11日	1812	東照宮拝殿修復正遷宮	家老日記
文政10年7月26日	1827	東照宮修復・屋根替え正遷宮	家老日記
天保7年9月5日	1836	東照宮拝殿向拝柱根継修理ほか	墨書銘(『重要文化財樗谿神社本殿唐門拝殿及幣殿修理工事報告書』)
天保9年5月7日	1838	大師堂より出火。大師堂と御霊屋、廊下を焼失	大師堂・仮御霊屋焼失一件(箱15-44)ほか
天保9年12月	1838	仮御霊屋再建(六間・四間)	分限書上(箱24-59)、袖控(箱15-17)、[棟札写](箱15-40)
天保10年7月18日	1839	大師堂内陣を再建して(四間四面) 寺社奉行に届出	[大師堂内陣再建成就につき祈禱執行届出書](箱15-18)
天保12年12月	1841	大師堂の外陣を建継(七間・六間)	堂舎等分限書上帳(箱24-59)
弘化3年9月10日	1846	隨身門を間広に建替	家老日記
嘉永5年2月18日	1852	東照宮本社・唐門・幣殿修復屋根替え正遷宮	家老日記、嘉永4年墨書銘(同修理報告書)
元治元年4月11日	1864	東照宮隨身門屋根替え出来(13日御浄)	家老日記
明治2年9月(19日)	1869	鳥取藩参事より観音院に引移りを仰せ付けられる	[達書](箱18-11)
明治3年2月	1870	鳥取藩参事より霊光院に移住を仰せ付けられる	[達書](箱18-8)
明治3年2月17日	1870	霊光院住職は大雲院隠居所に引移、大雲院は霊光院を請取	[嘆願書控](箱18-10)
明治3年3月	1870	大雲院、霊光院に移転	寺院所有物明細帳(箱別-4)
明治3年4月	1870	大師堂、城下教蓮寺に移築を願う	[願書](箱8-123)
明治3年4月20日	1870	大雲院、大師堂を教蓮寺に譲渡	『慈光山教蓮寺誌』(p.14)
明治3年4月28日	1870	御霊屋(六間・四間)を大雲院境内に移築作事に取り掛かる	[御届書](箱22-315)
明治3年8月	1870	大師堂・御霊屋の移築工事竣工	寺院所有物明細帳(箱別-4)

安置されている。別当寺時代に比すと規模は縮小されたが、江戸時代さながらの祭祀空間である。大雲院の願いが聞き入れられた背景には、大師堂のように堂舎の一部を「自分」「自力」で建造・維持してきた歴史があるからと思われる。大雲院の歴史は、大師堂及び御霊屋と共に歩んできた歴史でもある。

なお大師堂の移築された教蓮寺は、江戸期には城下若桜町にあったが、明治初期に湯所村丸山に移転しているという。大師堂の移転先が若桜町か丸山なのか判然としないが、大雲院は明治三年四月二十日付で「大師堂 一字」を教蓮寺に売却・譲渡している（『慈光山 教蓮寺誌』）。すでに見たように当月は大雲院が大師堂を教蓮寺に譲る願書を神務局に提出した月であるから、以前より準備されていたのである。その後、教蓮寺は湯所村丸山より高草郡吉岡村（鳥取市吉岡温泉町）に再度移転している。吉岡では宿願であった門徒衆の檀那寺とされた。明治二十年に本堂の解体移送の行い、同二十四年八月に落慶法要が営まれている。本堂は「古材をイカダに組んで湖山池

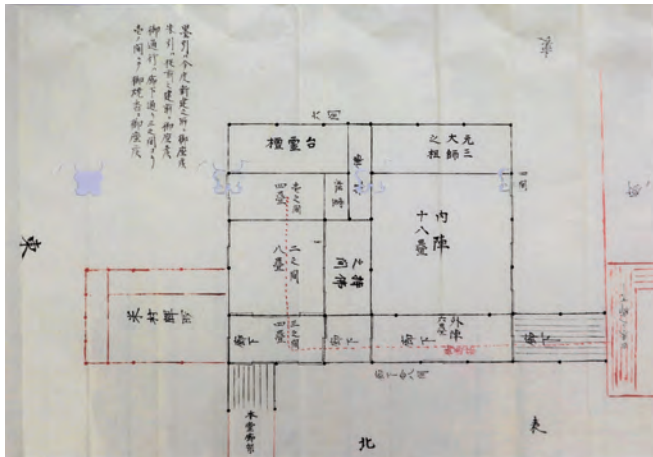


写真7 御霊屋・大師堂堂舎図（明治3年）

表9 大雲院堂舎推移略図 <藩政時代>

	別当寺成立 慶安3年 1650	慶安4年 1651	元禄3年 1690	享保5年 石黒火事 1720	享保11年 1726	享保20年 長田火事 1735	寛保元年 1741	宝暦元年 1751	天明7年 1787	天保9年5月 自火災 1838	天保9年12月 1839	天保10年 1840	明治3年 1870
本坊	創建			焼失	再建	焼失	再建						-----
護摩堂 (本堂)		創建		焼失	再建	焼失							
大師堂			創建	焼失			再建			焼失		再建	城下教蓮寺に移築 のち吉岡村に移築
御霊屋									創建	焼失	再建		立川大雲院に移築

を渡し、吉岡まで運んだ」と伝承されている。本堂（旧大師堂）は昭和十八年の鳥取大震災で倒壊し、昭和二十六年に建て替えられている（『同書』）。

大雲院の本坊はその後どうなったのか。僅かな事例であるが、大雲院近隣の上町の民家に大雲院の一部が移築されたことが伝えられている。屋根瓦には三葉葵紋の軒丸瓦があたり、一部二階で離れを備えた建物が三十年ほど前まで残されていた（個人蔵資料）。明治初期、大雲院本坊は藩により移築もしくは入札売却されたものと思われる。

（伊藤）

【参考文献】

- 坂本敬司「江戸時代の大雲院」一九九六年、『大雲院』所収  
 鳥取市歴史博物館『江戸開府四〇〇年東照宮展』（前期・後期）二〇〇三年  
 鳥取市歴史博物館『櫛裕を歩く』二〇〇七年十月  
 浅川滋男編『大雲院の建造物と仏教美術』二〇一七年、公立環境大学  
 ※本冊第六章（立川大雲院の建造物と厨子）において吉田健人は建築史の視点から江戸期の御霊屋と現大雲院大師堂の間取りの類似性に着目し、御霊屋を櫛裕から立川に移築して大師堂と名付け、その一部に御霊屋の機能を残した可能性を想定しておく必要性を示唆している。  
 岸本覚「鳥取藩における歴代将軍年忌法事と大雲院」二〇一七年、『日本思想史』82号所収  
 小林亮・三谷法明・那和絹子編『慈光山教蓮寺誌』二〇〇五年、教蓮寺・教蓮寺護持会

（九）その他（幕末・維新期の動向と神葬祭など）

幕末・維新期の大雲院が直面した様々な課題は、寺院自体が徳川家勢力の象徴的な存在であり、政治的には新政府側と敵対関係に位置づけられることがまず挙げられよう。また、神葬祭運動の展開など近世後期の寺社を取り巻く宗教環境の変化や、新政府の神道国教化構想やそれにもなう神仏分離政策のなかに必然的に巻き込まれていった側面にも大きく関わっている。

そのため幕末期には、箱B・箱3にあるような政治情報関係には、敏感であったと思われる。とくに、京都の朝廷や比叡山との深い関係を有する寺院としてその最新の情報は重要であったことがわかる。箱Bには、孝明天皇毒殺未遂の風聞に関するものが興味深い。また、箱3には、長州征討（長州戦争）、上野戦争などに関する風聞や風刺ものが多く（箱3-115-123）、箱24には、比較的まとまったものとして「文久二・三年政情記録」（箱24-70）もある。

王政復古後の動向でとくに注目すべきことは、山陰道鎮撫使来鳥をめぐる動向である。箱8には、王政復古前後から西園寺公望など山陰道鎮撫使に関わるおもに藩からの達書などの資料がある。

この時期のリアルな緊張感、大雲院資料の「日次記」を読み解くことで明らかになってきた。鎮撫使来鳥の前から、院内では「此度勅使西園寺三位中将殿被罷越二付、薩州・長州之人数多輩入込之由、右之内東照宮え参詣致度段申出候得は、当時ハ御宮大破二付、



参詣留メ之趣ヲ以テ相断候」と危機感を露わにし、とにかく「山内え立入」を食い止めようとしていたことがわかる（『日次記』箱24-43）。こうした状況で、大山領の接収が進められたのである。鎮撫使一行に対する「見舞金」も寺社司と相談の上「ミネイゲイル三千五百挺御買入二付、此内三拾挺代金五百両也、差上ラレ候而可然旨」として副寺から院家も報告を受けている。院家は「寺院ヨリ御見舞二兵器ハ異ナル事」と難色を示すがもはやそのようなことが受け入れられる状況ではなかったようである（『日次記』箱24-43）。

比叡山からは千両の献金を求められ、「大山西楽院鑑院了知院・一山物代経悟院」は、千両の献金をどうするのか、寺領についても「寺領三千石ハ徳川家ヨリ御寄付之処徳川家ハ当時反逆朝敵ト相成り居候ニ付、左候ハ、寺領ハ徳川家ノ物ニ無之、今般従京都被仰出趣王制復古御一新二付、全ク右寺領ハ朝廷ノ物ニ候」と明確に支配を否定されたと認識している。

そのうえで、薩長両藩士が山陰道鎮撫使一行を代表して、大山に登り、直々に取り調べるとしたのである（『日次記』箱24-43）。こうして、比叡山・寛永寺と大山をつなぐ近世大雲院の役割も終止符を打つことになる。こうした一連の経緯は、「日次記」（箱24-43）がもつとも詳しい。しかしながら、それに付随する資料は極めて少なく、『鳥取県史三』（近世）以上のことを資料的に追うのは難しい。

神仏分離に関わる時期については比較的豊富な資料を有している。もともと大雲院は諸国東照宮のなかでも別格の寺格を持つと意識されていた。例えば「当御宮之儀は尾州・紀州之御両家ニ準し、

表御勸請類例稀成御事ニ而」（『鳥取東照宮由緒書』箱14-29、口絵16）という意識は、随所に見られるものである。それ故、神仏分離令以降の時期においても他の東照宮などとは異なり、御三家と同じような扱いになるとの見込みがあったと思われる。慶応四年（一八六八）五月時点での「日次記」（箱24-43）においてもその認識には変わりはないが、明らかに状況が悪化していく様子を感じている。藩の寺社司とは「東照宮之御儀は日光山始メ久能山等を根元として尾州・紀州御両家其外所々表勸請御座候内、当山は尾紀之両家ニ被為準御勸請御座候御儀ニ付、御神祭根元日光山始メ御両家ニも唯一神道ニ御立直し被仰出ニ相成候得ば、於御当家も右ニ被為準候御儀と恐察仕候」と神仏分離による東照宮の「唯一神道」化を恐れていた。

同年七月に入ると、諸国をめぐる僧侶が帰国し、尾州長栄寺実海律師への面談と東照宮別当所尊寿院との面会を報告した。それによると、「尾州表東照宮ヲ唯一ニ改祭様ト申事ハ少しも咄し等無之」との情報を得ている。さらに「勢州藤堂家・越前」などもほとんど問題なし、さらに「紀州雲蓋院」からも東照宮は格別の存在であるから安心して良いとの情報を得ている。大雲院は、尾張・紀伊に準じるということを前提に考えれば、因幡東照宮も影響はないと考え、「一同大安心尚此上共正法久住四海静謐祈願第一と存候」となったのである。

事態が大きく動きだすのは、明治二年（一八六九）九月頃である。「東照大権現之権現号御改」と院家は復飾、観音院への引き移

りが命じられた。移転に関しては、箱18の資料が多い。例えば、「入用下案（権現号御改成されたく祭式万端御改正され度思召につき）」（箱18-3）、「達書」（朝廷より神仏混合これなき様仰出につき向後東照宮奉仕止められ観音院江引移るべき旨御達）（箱18-11）などである。ここには、権現号改め、祭式改正、大雲院復飾などを命ずる寺社行政の通達類とそれを受けた大雲院の動きが読み取れる。なお、末寺における神仏分離の動向などについては、今回は近世文書が中心となっているため、今後の課題ということになる。部分的にはあるが、例えば三徳山三仏寺の借財関係（箱17）など天台宗末寺との関係が続いていく様子も見るができる。

上野寛永寺は慶応四年五月の新政府軍と彰義隊の戦闘で大半が焼失してしまっていた。天台宗としては、残る山門比叡山の動きが大雲院にも大きく影響していくこととなる。延暦寺は、明治維新後すぐに輪王寺宮の滋賀院住職兼務の体制から、青蓮院・妙法院・梶井の三門跡による支配へと移行していた。そして滋賀院に管領執事を任命して法務・俗務を進めた。しかしながら、明治四年（一八七二）五月には、門跡廃止によって「三御門室」による支配は終止符を打つことになり、明治新政府による宗教政策の変遷に巻き込まれていくことになる（藤田二〇二〇）。

明治元年（一八六八）末、三執事、三行事の役職として前者に東塔西谷行光坊、西塔北谷行泉院、横川兜率谷禪定院、後者は東塔南谷松林院、西塔東谷安祥（詳）院、横川飯室谷長寿院が就任することになる（藤田二〇二〇）。否応なく大雲院もこうした比叡山の改

革に関わらざるを得なくなっていた。箱2には、行泉院・松林院・蓮華院・龍珠院など比叡山と大雲院との関係を示す資料がある。とくに行泉院については、箱21・22・25などにも近世後期から明治初年までの資料が比較的豊富に残っているようである。また、大雲院としては、比叡山の立て直しや同じ法脈に関わる寺院などの支援や借財・家財の整理に関わっていたと思われる。

ところで、近世後期の因幡地域は、神葬祭運動が大きな盛り上がりを見せている。大雲院は、天台宗の触頭という立場から、末寺などの離檀がもたらす影響は無視できないものであった。明和年中以来、とくに加知弥神社神職飯田秀雄や飯田年平を中心に、因幡・伯耆両国神職集団による神葬祭運動が展開された。大きな活動時期としては、明和期、文化期、弘化・嘉永期、文久期がある。とくに弘化・嘉永期の神職集団の活動は、藩の首脳部を巻き込んだ積極的な動きを見ることが出来る。詳しくは、鳥取県立図書館所蔵飯田家文書および田中仁・岸本覚編『加知弥神社飯田家資料稿』十二・十四・十五、神葬祭関係資料（一）～（三）（鳥取大学地域学部、二〇二〇～二年）を参照いただきたい。箱2には飯田秀雄の活動と大雲院とが接点を持つ「釣鐘」一件に関わる資料があり、箱6、箱10には神葬祭関係の願書や一件などがある（箱2・10解題）。この時代の神職集団らによる神葬祭の活動に直面し、天台宗の末寺からの訴えも少なからずあったようで、藩内最高寺格を持つ寺院として対応せざるを得なかった大雲院の苦悩を見ることが出来る。

なお、飯田家の資料は数多く残されているが、両国総幣頭で東照

宮に奉仕する永江家の資料は大雲院資料にほとんど残されていない。興味深いものとしては、嘉永四年（一八五二）に正遷宮の際の役割を書き記した「永江遠江え御遷宮勤向先格書出候様申付此通り差出ス」（箱3-65）であろう。寛保二年（一七四二）、安永三年（一七七四）、寛政十年（一七九八）、文政十年（一八二七）の神事に関わる記事もあり、そこでの永江の役割を見ることができ。大雲院資料を丹念に紐解いていくと、唯一因幡東照宮に奉仕する神職の役割などを具体的に見ることができよう。幕末期においては、箱4には借用関係、箱6には神葬祭関係で永江の名がみえる。

その他、興味深い一件として多賀成就院に関わる文書がある。箱34解題で具体的に論じているように、藩主の祈祷や宗教活動の窓口となるなど鳥取藩と深い関わりを有するものである。多賀信仰の拡大と、天台寺院との交流を考えるうえで、さらなる説明が待たれる。

また、近世の大雲院での献立類の資料が比較的充実していると思われる。延享三年（一七四六）から元治二年（一八六五）ぐらいの時期のものであり、ほとんど藩主が大雲院に御成したときか、年忌法要のときのものが多い。箱3・8・10・12等の献立類や各資料に書き込まれている献立を分析していくと、近世鳥取の食文化を考える一助となる可能性もあろう（箱10解題）。

（岸本）

#### 【おもな参考文献】

- 岩淵令治「近世大名家の葬送儀礼と社会」（『国立歴史民俗博物館研究報告』一六九集、二〇一一年）
- 岸本覚「神社の「鐘」は誰のものか―近世後期因幡地域における神仏分離の諸相」（『立命館文学』六六〇、二〇一九年）
- 岸本覚「鳥取藩における歴代将軍年忌法事と大雲院」（『季刊日本思想史』八二、二〇一七年）
- 久留島浩「祭礼の空間構造」（『日本都市史入門Ⅰ』東京大学出版会、一九八九年）
- 来見田博基「因州東照宮祭礼御予参行列図巻」（『鳥取県立博物館研究報告』四五、二〇〇八年）
- 曾根原理「徳川家康神格化への道」（吉川弘文館、一九九六年）
- 曾根原理「神君家康の誕生―東照宮と権現様」（吉川弘文館、二〇〇八年）
- 柚田善雄「幕藩権力と寺院・門跡」（思文閣出版、二〇〇三年）
- 大雲院奉賛会編「鳥取東照宮別当寺 大雲院」（大雲院奉賛会、一九九六年）
- 高藤晴俊「家康公と全国の東照宮」（東京美術、一九九二年）
- 圭室文雄編「政界の導者 天海・崇伝」（吉川弘文館、二〇〇四年）
- 中川仁喜「天海」（日本史資料研究会編『戦国僧侶列伝』星海社、二〇一八年）
- 宇高良哲「天台宗の初期の執当最教院晃海と双巖院豪俱の役割について―特に紛争時の対応を中心に」（『触頭制度の研究』青史出版、二〇一七年）
- 栃木県立博物館編「天海僧正と東照権現」（一九九四年）
- 中野光浩「諸国東照宮の史的研究」（名著刊行会、二〇〇八年）
- 藤田和敏「近世の天台宗と延暦寺」（法蔵館、二〇二〇年）
- 山澤学「日光東照宮の成立―近世日光山の「荘厳」と祭祀・組織」（思文閣出版、二〇〇九年）
- 野村玄「天下人の神格化と天皇」（思文閣出版、二〇一五年）
- 野村玄「徳川家康の神格化」（平凡社、二〇一九年）

横田知恵子「寛永寺の寺務組織について」(『学習院史学』三号、一九六六年)  
吉田健人・高後敬太・木村鴻汰・浅川滋男「旧大雲院本坊指図の考証と復元」(『公立鳥取環境大学紀要』第十五号、二〇一七年)

### 【参考資料】

- 宇高良哲『南光坊天海関係文書集』(青史出版、二〇一六年)  
静岡市編『久能山誌』(静岡市、二〇一六年)  
『天台宗全書』第二十四卷(第一書房、一九七五年)  
『統天台宗全書』寺誌一天台宗本末帳(春秋社、一九九三年)  
『統天台宗全書』史伝三日本天台僧伝類Ⅱ(春秋社、二〇一八年)  
『鳥取県史』三近世政治(鳥取県、一九七九年)  
『鳥取県史』五近世文化産業(鳥取県、一九八二年)  
『鳥取県史』七近世資料(鳥取県、一九七六年)  
『鳥取県史』六近世資料(鳥取県、一九七四年)  
鳥取県立博物館蔵鳥取藩政資料「家老日記」(とっとりデジタルコレクション)  
鳥取市歴史博物館編『大名池田家のひろがり』(二〇〇一年)  
鳥取市歴史博物館編『東照宮展』前期・後期(二〇〇三年)  
鳥取市歴史博物館編『神と仏 大習合』(鳥取市歴史博物館、二〇一〇年)  
『鳥取藩史』四卷寺社志(鳥取県立鳥取図書館、一九七一年)  
『贈従一位池田慶徳公御伝記』一〜五(鳥取県立博物館、一九八七年〜一九九〇年)  
田中仁・岸本覚編『加知弥神社飯田家資料稿』十二・十四・十五、神葬祭関係資料(一)〜(三)(鳥取大学地域学部、二〇二〇〜二二年)  
『日光市史』中卷(日光市、一九七九年)  
藤田和敏『近世延暦寺三塔僧坊住職事跡一覽表』(『近世延暦寺三塔僧坊住職事跡一覽表』(1)〜(5))  
『叡山学院研究紀要』三八〜四二、二〇一六〜二〇年)の合冊)



### 三、箱ごとの概要

## 【別置資料】

調査中に、収蔵箱（抽斗）以外の場所から見つかった文書で、便宜上「別置資料」としてまとめた。

現時点での点数は六点を数えるが、調査終了後、他にも典籍群の調査や寺務で常用されていた資料等が存在することが判明した。これらについては、本事業の最終年度までに調査を実施し、追補する予定である。

今回の報告書に掲載している資料の内容は、天海筆の東照大権現神号（東照宮創立に先行するもの）、複数の写本が資料群に含まれる、慶安三年（一六五〇）の創設に合わせて作成された「東照宮遷宮記」の最古の写本、寺宝の管理などに利用されていた明治末期の寺院明細帳、当寺院および池田家の過去帳が含まれている。

これらは、明治以降も大雲院が東照宮別当寺院としての由緒を意識し、一定の活動を行ってきたため、寺務に常用されてきたものと思われる。また、東照大権現の神号については、当院の根幹をなす資料のひとつとして、単体として特に大切に扱われてきたものと思われる。（佐々木）

## 【箱A】

箱Aは、因幡東照宮および別当寺院としての大雲院の創始・由緒の根底をなす資料群である。収納されている木箱は、転用されたものと思われるが、四隅の角を丸め着色された桐の印籠蓋箱で、他より材料・造作とも上質であり、現代に至るまで歴代の住職によって

重要視されてきた文書群である。現時点で収納されている資料点数は一三点であるが、後述するように、昭和十八年（一九四三）の鳥取大震災頃までは、少なくとも二点、同種の文書が保存されていたことが判明する。この箱には、寛永十六年（一六三九）に東照宮勸請の地ならしとしての長寿院の創始、慶安三年（一六五〇）の東照宮の開眼供養、その後承応二年（一六五三）の長寿院から淳光院への移行による東照宮別当寺院の確立までの原文書あるいは写しが収納されている。これらはそれぞれ①天台宗宗門における東照宮・別当寺院開基の由緒②領知判物など藩領内での地位に係る由緒を示す文書である。東照宮勸請に先立ち、創始者である南光坊天海自身が鳥取藩主・池田光仲および鳥取藩の重臣たちとの協議にあたっており、本来東叡山に伝存されるべき文書のように思われるが、当院に到来しているのは、由緒を示す根本と考えられたためであろう。これらの文書は鳥取県立博物館所蔵「御宮・大雲院・坊中」（鳥取藩政資料06454）に記載された由緒の典拠ともなっており、この簿冊が編成された寛政五年（一七九三）頃に現在に近い形態にまとめなおされたのかもしれない。残念ながら現在では、寛永十七年の「長寿院法度」および承応三年に発給されたと思われる池田光仲の領知判物を欠く形となっている。明治三十一年（一八九八）の「寺院明細帳」でその存在が確認できるほか、戦前東京大学史料編纂所が作成した影印本が残されており、「長寿院法度」については宇高良哲・中川仁喜『南光坊天海発給文書集』に採録されている。（佐々木）

【箱B】

箱Bは、江戸後期から幕末期にかけて重要と見なされた書類をまとめて漆塗の桐の印籠蓋箱に収めたもので、箱には貼紙で「古書類大雲院」と記されている。

当箱に収納されている文書は一四点を数える。

内容にはやや雑多な面があり、寺院史に関わる古記の抜き書き(4)、東照宮および藩主の儀礼に関わる記録(5他)、諸道具帳等が含まれている。もともとは寺史をまとめる基礎資料のまとまりだったようだが、幕末の情勢を伝える書付も混在している点特徴的である。特に「文久二年孝明天皇毒殺未遂風聞書付并台寸法書付」

(13)などは、情報収集の意図や方法も含め興味深いものであるといえよう。あるいは、江戸時代後期の寺院の由緒書の作成や明治維新後の神仏分離令に対応するために収集された形態かとも考えられるが、聞き取りによれば昭和十八年(一九四三)の鳥取大震災で被災した際に攪乱を受けているとのこと、当初の意図とは関係ない文書が混入している可能性も高い。

いずれにせよ、大雲院の寺史に関わる重要資料として、主要部分は現在まで概ねもとのまとまりを維持して保存されてきたものと考えられる。(佐々木)

【箱C】

箱Cは、無著色の桐の印籠蓋箱で、七点の文書が含まれる。箱には「口宣案 淳光院代」と墨書され、貼紙に「古文書、口宣案等九

通」と朱書されている。もともとは九点の資料が収められていたものと思われるが、現状は二点少ない。ただし、現在含まれる文書がもともと箱や貼紙の示すものと同一であったかどうか、現時点では確認ができない。

現在含まれる七点のうち五点(1-5)は十代・韶鎮(文政四同十年住職)の大僧都就任の勅許に関わるもので、うち四点は奉書紙を料紙とする。これらは箱書の内容と大きく外れるものではないと思われる。残る二点(6・7)は人別改についての末寺等への廻章であり、他の資料と大きく正確を異にするため、あるいは混入したものかと思われる。(佐々木)

【箱D】

箱Dは、木箱入りで、点数は二二と少ないが、輪王寺宮執達状と口宣案が大部分を占め、内容は大雲院住職の色衣着用・僧階、ならびに院室号に関わるもの、將軍戒名の輪王寺宮染筆など、大雲院にとって重要文書の位置付けとなる文書が納められている。

色衣については、代々、木蘭色衣の着用が、輪王寺宮に聴許されているが、この箱には元禄二年(一六八九) 観洞、延宝三年(一六七五) 観海、明和四年(一七六七) 徳讓、寛政十年(一七九八) 良航代における色衣着用聴許の執達状が納められている。このうち観洞・観海は因幡国内に限る国色衣聴許であった。

院室号については、明和五年・寛政十年唯識院の院号下賜、文化十二年(一八一五)には大雲院を常院室号とする旨、聴許の執達状



がある。

僧階については律令官制に基づくため勅許を要するが、大僧都への昇階にかかる宣旨・口宣案は、宝永四年（一七〇七）観洞、文政十一年（一八二八）観讓、天保七年（一八三六）光弁のものがある。

因幡東照宮別当大雲院は、併設する御霊屋に、將軍の位牌を安置していたが、この位牌の文字は輪王寺宮手蹟に倣って製作されており、宮御染筆とされる切紙が、有徳院（八代吉宗）・浚明院（十代家治）のものが納められている。歴代將軍位牌に関する文書は箱16にも多数納められている。

（原島）

### 【箱1】

箱1は箆筒の抽斗を箱として使用し、反故紙などをまとめた資料群で、一一点を数える。内容によって整理した形跡は見られず、幕末～明治初期の大雲院の寺院運営の中で生じ、保存するほど重要ではないが転用可能と考えられたものなどが無作為に収められている。それだけに、当時の寺院生活を知ることができる生活資料的な面も認められる。たとえば、多数含まれる包紙の類には、木版等が出荷者や内容物が示されており、贈答や日常生活で使用された物品を具体的に知ることができる。多くは明治時代のものと考えられるが、中には「献上海そふめん包紙」（103）のように、江戸時代より因幡国の名産とされた海藻の包紙なども含まれている。この海素麴の産地は現在の鳥取市青谷町であったことが、包紙の「青谷 権四郎」という記載により読み取ることができる。その他、宗務に関わ

る下書や、神仏分離令により東照宮門前より立川霊光院に移転する明治三年（一八七〇）前後の混乱期の資料若干が含まれる。

（佐々木）

### 【箱2】

箱2は、文書箆筒抽斗に納められていたもので、点数は一二〇である。抽斗前面の墨書等はない。全体として明治初期のものが多くのが特徴である。本調査では、近世期を中心としているが、資料のまとまりや一連の抽斗にあったため大雲院資料のなかに含めることにした。比較的まとまったものとしては、①明治初期の宗教政策に関わるもの、②同時期の蓮華院の借財引請関係、③同時期の大山・船上山など末寺関係のもの、④同時期の十四代住職不二門智光などに関わるものなどであろう。

①については、比叡山西塔南谷の真藏院亮憲から送られたものに「管領御職掌之義一山え御預ケ引払」となったことが衝撃をもって伝えられている（79「書状副啓」）。また、「三御門室」が一山の支配となったことを受けて、三執事・三行事が任命されたことなど、混乱する比叡山に関わって行泉院とのやりとりを記した文書も多数見られ、興味深い（62・83等）。また、「耶蘇天主教開禁拒絕趣意書」（35）や大教院・教部省関連（15・16・21・36・37等）もあり、明治初期の宗教政策の展開を追うことができるだろう。

②についてはまさに明治維新の激動期の比叡山の動向を示す資料として貴重であろう。蓮華院（葉上流密灌頂室）・龍珠院（旧宝泉院）

は、比叡山東塔北谷にある山坊の一つで、現在は山下坂本の里坊にある。山門蓮華院は、葉上流密灌始祖である榮西からの流れをくむ重要な位置づけがあった（箱別15「乾向山過去帳」）。大雲院としては、同じ法脈に関わる立場として明治四年（一八七二）ごろの神仏分離のなかで借財や家財の整理が進められていたと思われる。塔頭の相続のためにまさに叡山内の法類で借財を引き受けることになっている。この頃から、④大雲院十四代住職となる不二門智光に関わるものが出てきている。蓮華院弟子である智光の改名や比叡山の講師の請書など履歴に関わるものを見いだすことができる（116・117）。

③については、寛政期（一七八九～一八〇一）の大山領内の一件や近世後期の相論（20・33・38）、輪王寺宮家内に太政官から出された神仏分離などの触書（21）の写しなどもある。末寺関係の資料がまとめられている他の箱4などとあわせた検討が求められる。

一点ものとして興味深い資料は、「御達控」（気多郡勝宿大明神社慶安年中鑄立釣鐘、鐘楼共譲受につき）（89）である。もともと、大雲院には「大鐘」がなく、法用のときにも差し支えがあったとしている。そこで、「勝宿大明神社」の「慶安年中鑄立候釣鐘」を譲り受けることになったというのである。ところが安政期～明治初期に記された「稲葉佳景無駄安留記」（鳥取県立図書館所蔵）には、釣鐘が描かれている。実は、このとき釣鐘は反対する住民たちの手により、輸送中に強奪されもとに戻されたのである（岸本覚「神社の「鐘」は誰のものか―近世後期因幡地域における神仏分離の諸相」

『立命館文学』六六〇、二〇一九年）。鳥取県立図書館所蔵「飯田家文書」にはかなり資料が残っているが、大雲院側にも釣鐘が必要な事情を示す資料が残っているのは非常に貴重なものと言えるだろう。

また、「御祭礼大洪水に而御幸無之記」（110）は、寛政七年（一七九五）に洪水によって祭祀が行われなくなったことが記されたものであるが、近世鳥取城下の洪水史の補助資料として興味深い。（岸本）

### 【箱3】

箱3は、文書筆筒B五段目の抽斗に納められていたもので、点数一四四、抽斗先板には「五／因幡国／乾向山／東隆寺／千手堂／壇脇机／右五重／中興開／山觀海」との墨書がある。

内容的には、東照宮遷宮・藩主直拝など、大雲院が別当として執り行うべき東照宮祭祀に関わるものが多く、これらは概ね冊子装となっている。少数だが、九月祭礼に関するものもある。

遷宮関係文書は、屋根葺替えなどの修繕普請に伴い、御神体を一時的に仮殿へ遷した際のもので、文政・嘉永期など、江戸時代後期のものが多数を占めるが、寛保二年（一七四二）、安永年間（一七七二～八一）など、同中期のものも散見する。

藩主直拝関連で最も古いものは貞享四年（一六八七）「請取申護摩木之事」（1）「御宮御直拝請取物控」（8）などで、この二点は、前々年に家督を襲った二代藩主綱清が、藩主就任後に初めて東照宮

拝礼を行った際に使用した物品を記録しただけのものであるが、続く宝永五年（一七〇八）・享保十四年（一七二九）の三代吉泰、寛保二年（一七四二）四代宗泰、安永五年（一七七六）五代重寛の拝礼記録では、藩主が東照宮拝礼を行う旨、寺社奉行を介して大雲院に仰せ渡されるところから始まり、当日までの準備や、拝礼を行うまでの間、藩主が行うべき精進潔斎の様子、当日の装飾や式次第までがこと細かに記録されていることから、藩主による東照宮拝礼儀式の復元に資することができ、なおかつ三代の藩主に涉っていることから、儀礼の時代的変遷をも追うことが出来る、非常に貴重な資料群となっている。

なお、箱24にも貞享四年「東照宮御直拝記録」（箱24-68）があり、前出資料と併せて用いることが出来る。

また、明和六年（一七六九）鶴五郎、寛政九年（一七九七）銀之進など、若殿による参拝次第書もあることから、藩主とそれ以外の一族とでは、儀礼に相違などがあるのか、その検討材料ともなるだろう。

祭祀・儀礼以外で注目されるのは、文久二年（一八六二）と推定される大山寺領知朱印状関連文書である。幕府から交付される大山への朱印状は、江戸時代中期以降、鳥取藩を経て西楽院に渡される手筈となっていたが（『鳥取県の地名』）、この手続きの間に大雲院がどのように介在していたのか、江戸御留守居洞籠之輔（142）、寺社奉行宮崎鉄馬（143）、あるいは西楽院留守居了知院（141他）、三学頭代（137他）らとの間で交された大雲院宛書状からうかがうことが

できる。

その他には、幕末騒乱の様子を記した風聞書の類も散見し、文久三年（一八六三）、鳥取藩内部抗争に端を発した本圀寺事件、元治元年（一八六四）八月の英・仏・米・蘭四ヶ国連合艦隊による下関砲撃事件、慶応二年（一八六六）の第二次長州征討、同四年寛永寺が舞台となった上野戦争などに関するものなどがあり、急迫する時世のなか、情報収集に余念がなかった様子がうかがえる。（原島）

#### 【箱4】

箱4は、文書筆筭A一段目抽斗に納められていたもので、点数二八二、抽斗先板には、抽斗番号以外は箱3と同文言の墨書がある。寺院財政に関わる文書や、触下・末寺に関するものが収納されており、時期的には江戸時代後期から明治時代にかけてのものが多数を占めるが、一部、享保・寛保・延享・宝暦といった江戸時代中期の文書も散見される。

財政文書では、借用証文・売渡証文類のほか、「富安村御勘定目録」（250他）など、江戸時代の年貢収納に関するもの、「上納帳」（130他）「小作地利米書上帳」（144他）など、明治時代以降の小作地に関するものが多く、箱13・15などと併せて、大雲院の経済基盤を理解するうえで欠かせない。

末寺に関するものでは、長谷寺・大日寺・智積寺・座光寺・転法輪寺の縁起書・什物帳・寺院明細帳などのほか、末寺と鳥取藩寺社奉行との間で交された願書・達書類の写も見られる。例えば、天保

五年（一八三四）には三徳山三仏寺より本堂再建の願書（252）が、寺社奉行河田十右衛門・多田林蔵宛に提出されているが、末寺からの願書や提出書類は、いったん本寺である大雲院で取り纏め、あるいは仲介によって寺社奉行へ提出されていたので、この種の文書の写しが大雲院には多数残されている。

末寺については、巻末便覧2・3なども併せて参照されたい。

天台宗に限らず仏教各宗派では、全国にある末寺を把握するため、各国の触頭寺院を通じて、本末関係や末寺の由緒などを調査させているが、その過程で、各末寺が所有する重要文書の写しなども提出させているのだが、寺院の歴史の古さや由緒の正しさを明らかにするうえで、棟札銘を写して提出させることもある。箱4には、天文二十二年（一五五三）船上山智積寺三所権現棟札の写（255）、慶長十八年（一六一三）長昌寺棟札（279）、三仏寺「当山諸堂社棟札写」（96）などがある。

なお、箱24の日記群と本来一連であったと推測、整理の段階で別置されたと考えられる「年中日記」類が、箱3・4にも納められており、以下に示した。

箱3 198・99・100。

箱4 111・112・122・123・127・149・155。その他丁ハズレ、

断簡などに、年中日記の一部と推測されるものがある。

（原島）

### 【箱5】

箱5は、文書筆筒の特に貼紙等のない抽斗に納められていたもので、点数三八七、年代は江戸時代中期のものもあるが、概ね江戸時代後期から近代、新しいものでは昭和十年代までを含む。内容は多岐に涉り、全体として整然と区分けされている印象は受けず、整理から漏れたものがこの抽斗に纏められたようにも見える。ただし、F104・105・109など、包紙・紙袋等で一括された群には、儀式・修行に関するものがまとめられている。

江戸時代中期のものでは、享保五年（一七二〇）の石黒火事、同二十年の長田火事による本坊類焼後、寛保元年（一七四一）に作成された「覚」（96）がある。仏間・書院・内外縁・玄関等、それぞれの坪数を書き上げたもので、同年に作成された「大雲院絵図」（箱33-1）と対応している。いずれも淳光院本坊の再建が開始された際に作成されたもので、いわば前者は仕様書、後者は設計図で、本坊再建計画に関する重要文書である。この時期のものでは他に「明和元年甲申御祭礼」（314）がある。

内容に比較的まとまりが見えるのは宗教関係文書で、儀式に関する書付類では、嘉永二年（一八四九）「開闢已来二百年正当御祈祷法則」（90）、同五年勸讓大和尚一周忌の「法則」（108）、東照宮祭祀に用いる「法則下書」（313）などの法則類が見える。また、講会の式次第「法華八講之事」（38）や、講会の法問・問答書付（F105・109の紙袋一括）もある。

藩主祈祷に関するものでは、「御帰城前御祈祷不動供仁王経」

(94) などが興味深い。

僧侶の修行や身分に関わるものでは、得度した僧侶の証明書のな役割を持つ度牒が二点(3・64)。伝法灌頂を授け、阿闍梨となるための四段階の修行、四度加行に関するものでは、四段階のうち初段にあたる「十八道加行次第」(106)、行中の作法を記した「加行作法次第」(103)や、加行中に慎むべき条項が記された「加行中禁制」(60)などがみえる。

延暦寺・寛永寺で催された大規模法要や、法務による上洛・江戸参府時の往復記録なども納められ、いわゆる土産物帳(11他)や小遣帳(25他)の類、目的地への到着や帰国を報じる書状(52他)のほか、歴代住職による明和四年(一七六七)より嘉永年間(一八四八―一五四)までの、江戸参府五回の惣入用額、参府時の供立などを記した「参府入用見積覚」(20)は、参府時の旅の実態を窺えるとともに、経済資料としての価値も高い。

末寺関係では、東源寺関係が一三点、長谷寺関係が六点、蓮花寺関係三点、観照院(網代寺)については「古海山網代寺本尊縁起写し」(89)などがある。長谷寺のものは、明治六年(一八七三)十七世実円(の死去に伴い、時の大雲院住職奥光範の弟子奥野範澄を、次代住職として就任させる前後の経緯をうかがうことが出来る書状・願書等で構成される(365他)。東源寺は慶応二年(一八六六)大雨による崖崩れで倒壊したが、同四年に始まった再建普請に関し、大工・木挽手間賃の覚書(334他)、「当山再建喜捨浄財上納簿」(343)のほか、「岩井郡湯村東源寺什物帳」(341)なども見える。(原島)

## 【箱6】

箱6は、文書筆筒B三段目の抽斗に納められていたもので、点数二七二、抽斗先板には、番号以外箱3と同文言の墨書と、「当山両国末山人別書上」「当山両州末山分限書上」「坊中記／吉祥院記／付円護寺記」の貼紙がある。内容は、神葬祭に関するものが数点認められるほかは、大雲院塔頭・末寺に関する資料がほとんどを占める。注目されるのは、貼紙の通り、寺内人別改と寺院分限改である。

因伯両国天台宗人別を統合した帳面は、安永三年(午一七七四)「因幡国伯耆国天台宗人別改」(62)のほか、安永九年(子一七八〇)・天明六年(午一七八六)・寛政二年(戌一七九〇)・文政五年(午一八二二)・天保五年(午一八三四)・同十一年(子一八四〇)・弘化三年(午一八四六)・安政五年(午一八五八)のものがある。一部例外もあるが、概ね子・午年の、六年毎に行われた人別改めに際して作成されたものである。

また、元文三年(午一七三八)・明和五年(子一七六八)・天明元年(丑一七八一)・文化七年(午一八一〇)・嘉永七年(寅一八五四)に、末寺毎に作成し、大雲院に提出した、寺院別の人別帳もある。大雲院とその塔頭、および長谷寺・現光寺・観音院・智積寺(智積院・法蔵院)・転法輪寺・蓮花寺・龍王寺・靈光院・善光院・円護寺・大羽尾村観音院・弥勒寺・常智院・三仏寺・大日寺・観照院・東源寺・大光寺などの末寺人別帳が収納されているほか、摩尼寺とその末寺浄国寺の人別帳も見える。

なお、安政五年〔達書〕(102)では、鳥取藩寺社奉行宮崎鉄馬より、

寺中人別改を行うべき旨、ならびに末寺へ通達すべき旨が、大雲院に通知されている。

また、「天台一宗分限御改御触書等書留」(22)によると、天保十一年(一八四〇)寛永寺より分限改、いわゆる寺院明細帳の作成が命じられ、大雲院は末寺に作成を指示、翌十二年に提出させている。この箱には座光寺・善光院の分しか見えないが、他の箱にも分散して収納されており、各末寺の詳細情報が得られる。右資料には「安永度御改被仰出(中略)最早年曆相立候間(後略)」とあるように、宗派による全国末寺調査は近世を通じて度々行われていた。

その他、三徳山三仏寺輪光院の慈綱法印没後、彼の遺財を元本とした運用益、あるいは遺田の地利米を各末寺に配当するといった金融も行われていたことが「慈綱法印遺財田利米勘定目録」(53)などから読み取れる。

また、塔頭吉祥院の色衣着用に関する「輪王寺宮執達状写」(38・44)などもこの箱に納められている。(原島)

### 【箱7】

箱7は、文書箆笥A四段目の抽斗に納められていたもので、点数二五七、抽斗先板には、抽斗番号以外は箱3と同文言の墨書がある。末寺・大山寺関係資料が収納されている。

大山寺関係では、箱3同様、御朱印渡しに関する資料のほか、本坊西楽院再建、草山相論、鳥取藩領・大山寺領間における犯罪人処置などに関するものが挙げられる。なお、大雲院と大山寺の関係性

については概説(五)に記す。

大山本坊西楽院は、近世を通じて数次の焼失に遇っているが、天明元年(一七八一)成就の再建については、「書状控」(128)などで確認できる。年代は詳らかではないが、西楽院再建に向け、鳥取藩の外護助力を請うよう、東叡山より大雲院に仲介を依頼する書状(126)も残る。

また、大山寺領と鳥取藩領との間では、江戸時代を通じて相論が繰り返されているが、「良航院家代大山鳥取領和順一件記」(46)などに詳しいように、大雲院が仲裁に入ることで、穏便に取りはからっていた様子もうかがえる。鳥取藩と大山寺の関係性を考えるうえで、また、右二者間に介在する大雲院の役割も併せて探ることができる重要な資料群である。

末寺に関する資料では、天和三年(一六八三)「喜見山摩尼寺縁記」(257)をはじめ、智積寺・龍王寺・現光寺などの由緒・縁起書、三仏寺・大日寺・智積寺の分限書上帳や、安政二年(一八五五)「下谷村大光寺境内御改帳」(254)などの寺院明細帳類、三仏寺・長谷寺よりの修履願書などが見える。

また、この箱には、船上山智積寺に関する文書が数多く収納され、前記のほか、境内や周辺道路などを記した絵図面、棟札・石碑の写真、願書写など数十点に及ぶ。

寛永九年(一六三二)、池田分家が鳥取に入封すると、慣例として、領内有力寺社に対し本領安堵、領知寄進といった政策が実行されたが、長谷寺には翌十年(鳥取藩四家老寺領寄進状)(253)が交

付されたようである。大雲院が蔵するこの寄進状は写しと思われるが、当の長谷寺ではすでに原本が失われているため、貴重である。

大雲院が所蔵する末寺関係資料群には、右の長谷寺の例や、廃寺となった現光寺、無住となつて久しい智積寺など、すでに失われた可能性が高い資料群が、写しとはいえ存在しており、鳥取の宗教史、天台宗史を紐解く上でも価値が高い。

なお、末寺ではないが、天台宗の高僧慈恵大師良源が、大日・阿弥陀・観音を合祀したとする伝承を持つ松上三所権現（松上神社）については、安政四年（一八五七）〔松上大菩薩正遷宮差定之所〕（245）ほか、大雲院が執り仕切つた神事に関する記録や、鐘銘・棟札の写書などがある。

その他、注目すべきものに、享保十九年（一七三四）多賀成就院に宛てた〔池田吉泰寺領寄進状写〕（108）、元治元年（一八六四）「他見無用之秘書」（166）と題された、東分知家池田仲立より藩主慶徳へ宛てた諫言書の写し、南條元統らより三仏寺に交付された判物などを写し留めた「旧寺領判物写」（175）などがある。また、天明三年（一七八三）三徳山に女の姿をした化物が現れた一件について、村民の口書をまとめた「門前村之者共口上書附之覚」（164）も、当時の人々の精神世界を考察する上で興味深い。（原島）

### 【箱8】

箱8は墨書のない文書筆筒B二段目の抽斗を箱として使っていたもので、内包される資料点数は二四一点を数える。数が多いだけに

比較的内容は多岐に渉るが、概ね下記のようなグループに分けられる。

① 由緒関連の文書、宝物台帳など東照宮別当寺としての基本的な文書（22・29・37・50等）

② 徳川將軍及び鳥取藩主に係る行事関係文書（鳥取城内での儀式を含む）（156等）

③ 人別帳、末寺関係の文書

④ 幕末～明治維新段階の情報収集に係る文書（77）

このうち④は明らかに異質な文書で、かつ一括されていることから、①～③で構成されていた資料の束に後世加えられたものとも考えられるが、③も藩領内の天台教団の組織に関わるもので、④と関連付けられていたものかとも思われる。もう少し広く見るならば、④によって幕末～維新期の社会変動を把握した上で、寺院としての存立基盤を確認し主張できる材料をまとめた箱であるといえるのかもしれない。（佐々木）

### 【箱9】

箱9は、文書筆筒A三段目の抽斗に納められていたもので、点数一四二、抽斗先板には、抽斗番号以外は箱3と同文言の墨書と、「御祈祷御成献立記」「大山記録入」「御霊や御再建差定□」「御法事差定」「摩尼寺／浄国寺記録入」の貼紙があるものの、実際の内容物は、末寺関係文書が大半を占め、観音院洞応へ木蘭色衣着用を聴許する〔輪王寺宮執達状写〕（57）など、特に観音院とその末寺円城

寺・清鏡寺に関する資料、及び龍王寺・東源寺・吉祥寺・観音寺など、岩井郡の末寺に関する資料が比較的多いことが特徴といえる。一部、但馬・因幡境に位置する牛ヶ峰座王権現関係文書も収納されている。

牛ヶ峰座王権現は、銀山・洗井・鳥越の因幡側三ヶ村、越坂・内山・海上の但馬側三ヶ村の氏神で、別当は、但馬海上村牛峰寺と因幡岩常村吉祥寺（当初は観音院）の相勤めであったが、賽物配分や遷宮などについて、因幡側と但馬側で頻繁に揉め事が起こり、なおかつ安政三年（一八五六）には、因幡側氏子が宮掛り諸入用を厭い氏子を離れるという事態に至っており、この間の消息を伝える書状や、願書・棟札写などがある。

また、観音院末寺円城寺の鎮守十二社権現社地の扱いをめくり、寺側と神主兼田大隅との間で起こった相論（110他）、「広徳寺・観音院境論荒増書付」（97）など、末寺が一方の当事者となった相論関係文書も目立つ。（原島）

【箱10】

箱10は、文書筆筭A二段目の抽斗に納められ、点数は一四一である。抽斗前面には「二／因幡国／乾向山／東隆寺／千手堂／壇脇机／左五重／中興開／山観海」の墨書がある。内容としては、①靈光院色衣、②神葬祭関係、③大師堂・御霊屋再興の件、④藩主一族御成と献立類などである。

①の色衣は、高位の僧侶が着用するものである。箱10には靈光院

などの色衣の許可に関わるものが十五点程度ある。同院は、米村所平広次の由緒を持ち、一向宗から天台宗に改宗した。施主米村が靈光院（当時宅間堂）に三百石を寄附したという。このときの「表色衣」願いの由緒が改めて問われたのである（73「書状」（靈光院色衣の件））。

②の神葬祭関係は、近世後期の因幡・伯耆の神職集団による神葬祭運動に、天台宗および藩内最高寺格を持つ大雲院がどのような対応をしようとしていたのかがわかる資料群である。おもに弘化四年（一八四七）の「御両国神職共より神葬祭之儀願出候節養寿院より借り候記写」（68）、「明和年中以来仰両国神職神葬祭願書写、吉田家分頼之書簡共」（69）と、文久三年の「神葬祭一件記」（70）は貴重であろう。近世後期の神職集団の活動は、江戸や国元など広範囲に及んでおり、末寺においても離檀するものが増え、困難な状況を抱えていたと思われる。（32～34）

③大師堂・御霊屋再興の件（84～137等）は、大雲院資料のなかでもかなりまとまったものとして存在している。寺院の歴史は、同時にこうした諸堂再建の歴史でもあるからである。享保二十年（一七三五）の長田火事での焼失によって再建が目指され、まず寛保元年（一七四一）本坊が再建、宝暦元年（一七五一）には大師堂が再建された。しかし、天保九年（一八三八）には大師堂・御霊屋が焼失する。その後の再建の動きに関わる資料がいくつもある（84等）。ここには作廻による取調などに関わるものがあり、大工・左官や家根屋など関係する職人の資料があるのが特徴である。全体と



しては、再興にかかる経費や材料などの選別といった具体的なことがわかり、非常に興味深い。詳しくは概説(八)「東照宮別当寺大雲院の本坊と堂舎」参照のこと。

④は、藩主一族と大雲院関係のことを知る資料として欠かせない。殿様・姫様・分家などの御成りは、大雲院の重要な役割で、その際の献立や「松茸狩」(46～48)などの楽しみは良好な関係を継続するためには無くてはならぬものであったと言える。(岸本)

### 【箱11】

箱11は、古文書筆筭の、特に貼紙等のない抽斗に納められていたもので、点数二八四を数える。

内容は、大雲院が鳥取藩や藩主池田家の求めに応じて行った、藩主およびその家族や分知家に関わる厄除・年賀、病氣平癒祈祷、あるいは凶作時の五穀豊穰祈祷等、臨時祈祷に関するものがほとんどで、大雲院によって意図的に分類整理され、収納されたものと推測される。各祈祷に関する一件記録を縦帳の形でまとめたものが多く、それ以外の形態の資料も、各祈祷に関係する文書として、袋あるいは包紙で一括して保存されたものがほとんどである。

文書の年代は、貞享四年(一六八七)の初代藩主光仲の還暦前の「殿様御厄入御祈祷」(210)が最も古く、慶応四年(二八六八)の「五穀成就御祈祷記」(207)まで、その間、各年代にわたって、諸種の祈祷の記録が残されている。(大正五年の「天台法華宗年分縁起巻一」(277)があるが、これは混入と考えられる。)

縦帳形式の文書の多くには、祈祷の方法、藩との間でやり取りされた文書の写し、藩から祈祷のために受取った銀や物品等が記される。

藩主関係の年賀祈祷(誕生時や、いわゆる厄年の祈祷)では、初代光仲の還暦(4)、二代綱清の還暦(214～219)、東分家初代仲澄の還暦(223)、三代吉泰の四十二歳(247～251)、四代宗泰誕生(231)、東分家二代仲央の四十二歳(256～257)、五代重寛誕生(274)、八代斉稷の四十二歳(159)、東分家八代仲律四十二歳(243)等がある。江戸後期に年賀の祈祷が少ないのは、短命の藩主が多く、いわゆる厄年の祈祷を行う必要がないためである。

藩主関係の病氣平癒祈祷では、二代綱清隠居後の「御煩」(224～226)、東分家初代仲澄の「御不快」(227～228・235)、四代宗泰幼少時の「御不快」(255)、三代吉泰の「御不例」(267)、四代宗泰の「御煩」(275)、東分家五代延俊の「御病氣」(208)、五代重寛世子治恕の「御病氣」(139～141)、六代治道の「御不例」(155)、七代斉邦の「御不例」(156)、九代斉訓の「御疱瘡」(164・165)、九代斉訓の「御不例」(166)、十代慶行の「御不例」(80)等がある。

五穀成就や雨乞の祈祷に関するものは、享保十八年(一七三三)の「御両国安全五穀成就百座護摩」(258～261)、安永六年(一七七七)の「地震二附両国安全」(136)、安永八年(一七七九)の「五穀成就万民安全護摩五十座」(138)、天明二年(一七八二)の「五穀成就万民安全護摩五十座」(43・142)、天明四年(一七八四)の「五穀成就御祈祷」(144・145)、天明八年(一七八八)の「護摩五十座五穀成熟

万民快樂」(148)、寛政八年(一七九六)の「不順二付御祈祷」(154)、嘉永六年(一八五三)の「請雨五穀成就御祈祷」(45・199・200)、安政元年(一八五四)の「請雨御祈祷」(150・151)、安政六年(一八五九)の「請雨御祈祷」(152・153)、慶応四年(一八六八)の「五穀成就御祈祷」(206・207)等がある。

藩内の諸施設の普請に係る地鎮に関するものとして、正徳・享保年間(一七一―一三六)の「二ノ丸・中ノ丸御地鎮」(F5)、享保・弘化年間(一七二―一八四八)の「御城并ニ其外共地鎮」(F6)は、地鎮関係の文書を袋にまとめている。参勤交代時に使用する駒帰御茶屋(269)、藩主が入湯時に滞在する吉岡御茶屋(273)等、城下以外の施設の地鎮にも大雲院が関わっていたことがわかる。

その他、藩主の子女出産場所(御産所)の浄め(205)等、城内の新建施設の浄めに関わるもの、元治元年(一八六四)、長州出兵に向かう藩主慶徳の祈祷を先代藩主夫人が依頼した「中將様長州江御発向ニ付宝隆院様御内々御祈祷記」(203)等、興味深い資料が含まれる。(坂本)

【箱12】

箱12は、古文書筆筒C二段目の抽斗に納められていたもので、点数四八一を数える。

内容は、大雲院に位牌が安置された將軍、すなわち、三代家光(大猷院)・四代家綱(厳有院)・五代綱吉(常憲院)・八代吉宗(有徳院)・十代家治(俊明院)・十一代家斉(文恭院)・十三代家定(温

恭院)の年回法事に関するもので、ほぼ各將軍ごとに、関係記録を二十七点の袋に入れて、まとめている。箱11同様、大雲院によって分類整理され、収納されたものと推測される。

歴代將軍の法事は、死去後に位牌が大雲院に到着した後に行われる当座の法事と、一周忌・三回忌・七回忌・十三回忌・十七回忌・二十一回忌・二十五回忌・三十三回忌・五十回忌・百回忌・百五十回忌・二百回忌の各回忌に行われる。各將軍の各回忌の年と、その関係資料の封筒番号を表10に示した。この表を見れば、延宝九年(一六八一)の家綱当座法事から、元治元年(一六八四)の家斉二十一回忌・家定七回忌まで、大雲院で行われた將軍の年回法事はほぼ全て記録が残されていることがわかる。各回忌の文書は、法事の方法や藩とのやり取りを記録して概要をまとめた豎帳形式の冊子の他、法事に関してやり取りされた書状類、御布施等について記した帳簿類等が含まれている。

この箱に含まれる文書から得られる情報の一例として、四代家綱(厳有院)の十三回忌の元禄五年(一六九二)に作成された「厳有院殿寂語忌法会録」(38)を見ると、まず、法事に至る日々の出来事を日記形式で記し、三日間にわたる法事の読経の順序、読経の際の配置図、列席する僧侶名とその席順、参加する僧侶の御布施額、寺社奉行からの書状の写しが記されている。同じく家綱十七回忌の元禄九年(一六九六)の「厳有院殿御法事帳」(39)は、藩から支給された物品や賄料としての銀の受取状十六通の写しを記載している。同年の「厳有院殿法会図記」は、先の十三回忌の記録と同様、

表10 箱12の歴代将軍の年回法事と関係文書番号

	家光 (大猷院)	家綱 (厳有院)	綱吉 (常憲院)	吉宗 (有徳院)	家治 (浚明院)	家斉 (文恭院)	家定 (温恭院)
当座		延宝9 (13-7)			天明6 (4-8)		安政6 (26)
1周			宝永6 (8-1~3)	宝暦2 (11-4-1、11-5)	天明7 (4-9)	天保13 (13-6、16)	安政6 (23・24)
3回			宝永7 (8-4)	宝暦3 (11-3)	天明8 (15-9)	天保14 (17)	万延元 (25-9)
7回			正徳4 (3-5、8-5)	宝暦7 (11-6・7)	寛政4 (15-2)	弘化4 (18)	元治元 (27-2~4)
13回		元禄5 (3-1)	享保5 (6-1-4、9-1~8)	宝暦13 (12-1・2)	寛政10 (15-6)	嘉永6 (18・19)	
17回		元禄9 (3-2・3)	享保9 (6-2-5、10-2~3)	明和4 (12-4・5)	享和2 (15-12)	安政4 (20)	
21回		元禄13 (3-4)	享保13 (9-9、10-1~3)	明和8 (12-6・7)	文化3 (4-5)	万延2年 (21)	
25回		宝永元 (3-7)	享保17 (7-1)	安永4 (12-8~11)	文化7 (15-1、15-4)	元治元 (3-3、22)	
33回		正徳2 (3-6)	元文5 (7-2)	天明3 (14-2)	文政元 (15-5)		
50回	元禄13 (1)	享保14 (3-8・9)	宝暦7 (7-4)	寛政12 (14-3)	天保6 (15-17)		
100回	寛延3 (1)	安永8 (3-10)	文化4 (7-7)	嘉永3 (12-12)			
150回	寛政12 (1)	文政12 (3-11)	安政5 (5-3~7)				
200回	嘉永3 (2)						

法事の式次第順に、祭壇の飾り方、僧侶の席順等を図入りで詳細に記している。その他の年回についても、ほぼこれに類する記録が作成されており、これらは、後に同種の法事を行う際の前例として参照するために作成され、また、実際に参照されたものと思われる。

(坂本)

【箱13】

収納されている資料は六三二点である。文書筆筒D二段目の抽斗に収納されていた。点数としては最大で書状形式の文書が多い。文書筆筒の抽斗は奥行四四・〇センチ、横幅一〇二・〇センチ、高さ一三・〇センチで、三枚の板で仕切られていた。仕切りの区分は概ね文書配列に反映されている。文書の内容は多岐にわたるが、概ね以下五系統の資料群を中心に構成されている。

- ① 江戸中期の藩主及び家中依頼による祈祷・魔除関係資料
  - ② 東照宮（御宮）・祭祀・維持管理に関する資料
  - ③ 近江国多賀成就院に関する資料
  - ④ 大雲院納戸貸付・発起講に関する資料
  - ⑤ 大師堂・護摩堂及び御供所などに関する資料
- 以下主な資料を紹介しつつ文書群の概要を記しておく。
- ① 江戸中期の藩主及び家中依頼による祈祷・魔除関係資料

一連の祈祷関係資料は、「殿様方并家中より頼来ル御守控」と上書する包紙に一括されていた。殿様の祈祷について特筆すべきは三

代吉泰が大雲院（慈雲院）五世観洞より九字護身法を伝授されていることである。「九字之大事」（59）とする書付には享保十四年（一七二九）正月十六日に大雲院本坊小書院にて授けられたとある。「因府年表」享保十四年正月十六日条には「御用日始め。未の中尅、藩君唯識院へ被為入、御直拜之御相伝被為請之。御帰座及暮夜」とある。このほか当資料群中の藩主家・家中からの依頼による祈祷の事例は十三件程度あるが、そのうち十一件は女性の息災・延命を願うものとなっている。元文二年（一七三七）の「殿様御内々御頼」（65）と記す書付は、当年五十一歳の三代吉泰が内々に依頼した祈祷で、その対象となる人物はみな四十〜五十代の四名の女性の息災を願うものである。

また鳥取藩の上級家臣である渡瀬造酒は、自身の屋敷内に張り付ける魔除けの札を依頼している。「魔除の札、茶ノ間・奥ノ間・台所内柱ニ押度由頼来り」という書付を残している。こうした祈祷関係の資料は精神生活の一端を知り得る点で貴重である。

## ② 東照宮（御宮）・祭祀・維持管理に関する資料

資料88（103）は「御宮用其外被仰渡并御祭礼用書類」と上書された袋に一括されていた文書群。資料89は東照宮が勧請された際の慶安三年（一六五〇）九月十三日付の棟札（祈祷札）で、「奉造宮東照大権現宮一字并御本地堂・護摩堂一天泰平国土豊饒攸」と記している。当初は東照大権現宮（本殿・拜殿・幣殿など）と本地堂・護摩堂が主要な社殿として建造されたことがわかる。祭礼は東照宮が勧

請された翌年（慶安四年）四月に三代將軍家光が死去したことにより延期されたといわれ、資料88が示すように、東照宮が勧請されてから三年後の承応三年（一六五三）九月十七日に初めて祭礼が行われた。同資料はその後延宝七年（一六七九）まで二十六年間の年々の祭祀を歴代住職が勤めて来た履歴として一覧にしたものである。九月十七日と四月十七日を交互に祭礼をしてきたが、当資料によれば、寛文七年（一六六七）の年が「伯耆守在国二付」すなわち綱清（のち二代藩主）が国元にいることを考慮して、本来は四月の予定であったが九月に祭礼を変更し、以後は九月十七日が因幡東照宮祭礼の定日とされた。

「御宮諸事摘要記」（92）は本坊奥納戸が作成した「御宮諸事」に関する慶安三年から宝暦二年（一七五二）までの記録である。社殿修復に関する記録は不明な部分が多いが、当記録によれば寛保二年（一七四二）四月に「御宮修復御遷宮之事、九月五日正遷宮」とあり、大規模に修復されたことが推察される。また弘化二年（一八四五）資料93は、拜殿の階段下にある隨身門の建て替えに関する記録である。当時の隨身門の柱などは度重なる根継修復により見苦しく、また祭礼の際には門の幅が狭く御輿が通行できず門の脇を出入りする状態であったという。この機会に隨身門を建て替えることを仰せ渡したものである。現在の隨身門はこの時に建立されたものであると考えられる。そのほか御輿担ぎの人夫や心得などを定めた「御輿昇掟」（94）がある。

また東照宮境内に備えられた資料516〜518鳥居扁額の文字（東照大

権現宮)や、資料519～522の下馬札の雛形なども残されている。下馬札の方は塔頭得玄院(徳玄院)が寛保二年(一七四二)春より準備したもので、山門(比叡山)坂本にある滋賀院に隣接する瑞応院慈瀨より手本を取り寄せて年末に出来した(520)。得玄院は鳥取藩より金五百疋を拝領している(「家老日記」)。

### ③ 近江国多賀成就院に関する資料

多賀成就院に関する文書は当箱の安政期を中心とする幕末期の文書より、やや古い文化・文政期を中心とする文書群を箱34に収めている。寺院の概要についてはそちらを参照されたい。幕末期になると多賀成就院住職の隠居・後住を決める手続きはより明確なものとなり、資料201はそのことを具体的に示す内容になっている。以下当箱の多賀成就院関連文書の事例から少し補足しておく。

当箱資料201は、天保期以来の多賀成就院住職の義泰が、近年多病であることから安政五年(一八五八)、後住に弟子円印房に仰せ付けられるように大雲院が願うものである。以前は前住が後住を「指繼」(指名)により候補を立てたが、文政末期の後住をめぐる相論により「法類中話談之上」決めることを比叡山(山門)に通達していた(箱34-19)。大雲院は多賀成就院の「法類惣代」として東叡山寛永寺の当該期の執当にあたる信解院法印・住心院法印に差し出す願書(案)となっている。「すでに大檀家松平相模守(池田慶徳)からは別条なし」との内諾を得ているので鳥取藩の寺社奉行とのやり取りも済ませているようであり、類似の書状は比叡山にも出され

たであろう。聞き届けられれば「法類一同あり難き仕合せ」と結び、後住決定までの手順と多賀成就院の位置付け、大雲院の役割が理解される文書である。

### ④ 大雲院納戸貸付・発起講に関する資料

大雲院本坊納戸(乾向山役所)より貸付された万延・文久期の簿冊を残している。資料1・2及び8である。資料1の冒頭には万延元年(一八六〇)十一月の「義定」(議定)がある。元金となる「拝借銀札三拾九貫五百目」は御勘定所より受取とあるが、その借用書は、箱27-190にある。義定の末尾では貸付は確かなる相手とし、「聊損失滞無之様、元利取立等嚴重ニ取計、利之余潤を以借財方元返ニ差入、精々減借手法取計可申、金銀出入此帳面ニ付立勘定可致者也」とある。諸方への貸付は幕末期大雲院の「減借手法」であることがわかる。貸付先は諸寺院・町人・武家など多岐にわたるが、大雲院の末寺の観音院・靈光院、塔頭の吉祥院・得玄院などが「取次」あるいは「引請」と称して窓口となる場合が多い。借主は「田地引当」「家屋敷引当」として担保にする例が見られる。

そのほか大雲院発起講(津田講)関連の資料が見られる。弘化三年(一八四六)十二月の「講儀定之事」を定め、大雲院の奥書を有する(47他)。右議定は家老津田氏の給所である伯耆国汗入郡中西尾村の庄屋又兵衛ほか村役人らが草しており講元金三百両は十口の「御連中様」で構成されている。その筆頭には大山本坊があり、以下に大山西楽院、小谷唯右衛門、観音院、吉祥院、講主取次富安村

庄屋治平（大雲院か）、田中六郎右衛門、木下万作、近藤平右衛門、富安村庄屋治平となっている。東照宮神領（大雲院領）である邑美郡富安村、津田氏の給所汗入郡中西尾村が具体的に関与している点は注目される。

⑤ 大師堂・護摩堂及び御供所などに関する資料

大師堂・護摩堂などに関する資料は分散的ではあるが、ある程度の数量がある。大師堂・護摩堂は享保期の火災で二度類焼しているが、大師堂は宝暦元年（一七五一）六月二十八日に出来して遷宮供養が行われる（番外「摘要記」）。資料362は大師堂再建の経緯を伝える記録で、天保期の大師堂外陣建継に関する資料群の中にあることからその際に作成された記録と見られる。

寛延三年（一七五〇）正月に大雲院（慈雲院）より銀百枚の大師堂建立入用銀を願い出ており（577）、同月二十七日に銀三貫目を仰せ渡している。他に東照宮のある御宮山の松木を資金にするなどしている（582）。翌年五月には新たな大師堂に合わせるため門の付け替えをして翌月大雲院境内に竣工している。

大師堂は天保九年（一八三八）五月七日の自火災で焼失するが、翌十年には四間四面の内陣を大雲院は「自分建」で再建していたが、何かと不都合であり、天保十二年七月三日の資料363によれば、当冬に迎える文恭院、十一代將軍徳川家斉の一周忌の法事を行うのに、大雲院はあらかじめ本来の「法事之道場、護摩堂」の再建か、もしくは自分再建した間数が手狭なので九尺通り外陣建継ぎを寺社奉行

に願っていた。当資料は後者、外陣建継を仰せ付けるものとなっている。そのほか天保十三年とみられる大師堂の塗装を仰せ付ける資料364、また文化期とみられる文書で、本来は護摩堂（本堂）本尊の千手観音の修復を願う文書（366）とそれに対して銀拾枚を遣わす仰渡書（369）が残されている。前者資料によれば、「当山護摩堂千手観世音之尊像之儀は御宮御勸請以前、栗谷二而御祈願所二御取立」の尊像であるとし、大雲院の前身の長寿院以来の本尊であると記している。そのほか幕末期大師堂の屋根修復ほか諸設備維持に関わる資料を含むことを付け加えておく（資料339～346他）。

また大雲院の本坊ほか多くの堂舎を焼いた享保五年（一七二〇）のいわゆる石黒火事のと、大雲院がどのような緊急対応を取ったのかがわかる文書が「口諫」（191）である。端裏書には「火事後御供所二居願書」とある。東照宮の社殿は火災から免れ、拝殿近くにあった御供所も無事であった。御供所が本坊再建までの寺内僧侶らの居所となっており、社役・守役を勤める場所になっていた。しかしながら多くの僧が暮らすには狭く、湯行水をする所も無いので自分普請にて仮造作したいという内容である。再建されるのは享保十一年のことである（箱15①解題参照）。（伊藤）

【箱14】

箱14は文書筆筒B四段目に納められていたもので、収納されている資料は一四六点である。文書筆筒の抽斗の前板にある三枚の付紙には①「□□家・浅田家家名願／永江被仰渡記／小宅家名立記」、

②「池田家法名／当寺由□記」、③「宮様御上洛并薨□記／山門安楽院御改制之記／東叡山御条制／同山涼泉院え／光仲公御判物写」とある。また先板（背面の板）には「四」とあり、続けて「因幡国／乾向山／東隆寺／千手堂／壇脇机／右五重／中興開／山観海」の墨書がある。この墨書は文書筆筒とその抽斗の帰属・配置・製作者を示している（詳細は「大雲院資料（古文書）を収納した文書筆筒」参照）。

当箱収納文書の主な内容は大きく二系統からなっている。①江戸中期以降の東叡山門跡の薨去・上洛・献上物に関する記録類。②鳥取藩主の葬送儀礼に関する記録類などである。分散的に残されている書付・書状類についても、概ね①②に関連する記録類が多いとみられる。③その他としては「公侃院家由緒書」(29)・「御旧記抜書（池田家由緒書）」(31)など由緒書などが含まれていることを付記しておく。以下具体的な内容について一瞥しておく。

#### ① 江戸中期以降の東叡山門跡の薨去・上洛・献上物に関する記録類

東照宮別当職は東照宮勸請の折より上野東叡山門跡の強い影響下にあった。宝永四年（一七〇七）十一月には、三代藩主池田吉泰の願いにより輪王寺宮より別当職（淳光院）に「慈雲院」の院室号が預けられ、以来院家御預の寺として位置づけられている（文化十二年以降常院室「大雲院」を号する）。

東叡山門跡の薨去にともなう記録類は門跡の薨去の一報が大雲院にもたらされることから記録が始まる。大雲院はすぐに寺社奉行を

通じて御家老中へその旨を達し、平福院・成就院などの塔頭を御悔の使僧として江戸に派遣して御経を献上し、輪王寺宮への御機嫌伺をする。こうした一連の手続きや経緯をその時々書き留めたものが資料7～11などの資料ということになる。使僧はその度に和布一折（箱）と金二百疋を献上することを通例としたようである。最終的にはそれらの目録拝受と披露された旨の書状が返書されて一連の御悔みが終わり、控の文書（豎冊）に綴り込まれて保存されている。

「東叡山え年中献上書上 四ヶ寺共」(39) とする大雲院（唯識院）が作成した文書は、寛政七年（一七九五）に大雲院及び四ヶ寺すなわち塔頭吉祥院、末寺観音院、同霊光院、同輪光院が、東叡山両執当すなわち恵恩院法印・楞伽院法印に対して先格の通りに献上した金品の一覧である。年頭・暑中伺いを通例として、代替り・一品宣下の節は年頭格に、上洛の節にも御機嫌伺として上京して献上した。宮様の上洛時に相呼応して鳥取発足から帰着するまでの具体的な記録類は、江戸中期以降の文書が遺されている。資料21・51・53・75・79など比較的まとまっている。

#### ② 鳥取藩主の葬送儀礼に関する記録類

当箱の鳥取藩主葬送に関わるものは各代において分量の違いはあるが、江戸中・後期の藩主のもので、具体的には三代吉泰（天祥院）、四代宗泰（大廣院）、五代重寛（岱獄院）、九代斉訓（瑞徳院）、十一代慶栄（栄岳院）とそれに関連して家督後間もない十二代慶徳の元服に関連する文書を含んでいる。また分知家のものとして、唯

一東館五代延俊の葬送に関する記録を含んでいる(144)。

当箱以外に歴代藩主の葬送に関する文書はまとまったものは無いようであるが、関連する文書としては、例えば箱11には五代重寛が死去する直前、江戸における御不例の状況を国元に伝える記録(箱11-143)などが遺されている。死去以前の御不例・御祈祷関連の記録と、死去後の葬礼に関わる記録は別に管理されていたことが推察される。なお歴代藩主は初期の初代光仲・二代綱清は国元で死去しているが、それ以降は十代慶行のみが国元で、それ以外は江戸で没しており、十一代慶栄は参勤の帰路、京都伏見屋敷で没している。したがって当箱14に遺る葬送関連の記録類はすべて江戸で死去した藩主に対応する国元の記録ということになる。

残存する葬送関係文書の中でも、九代斉訓と十一代慶栄のものが比較的充実しているが、ここでは天保十二年(一八四一)五月十六日に江戸上屋敷において没した九代斉訓を例に、現存する文書を時系列で資料の性格を窺がっておくのがいいだろう。合わせて関連する文書の帰属に若干の錯綜も見られるので文書の原形態についても若干確認しておく。

斉訓の遺骸は内々にすぐ湯灌され、檜の棺を石灰で覆い、さらに銅棺に入れて漆喰で固められたが、喪は発せられず藩主の死去は幕府には伏せられて東館池田仲律の長男亀丸(のちの十代藩主慶行)を後継にする準備がなされた。死去後の六月は「殿様御病氣之御様子二付」などと取り扱われている。斉訓の死去を発したのは七月十日のことで、喪が発せられ、十三日になって国元に向けての江戸発

棺を二十一日と定めている。十六日には「初七日」の儀礼も執り行い、同時に諸事穏便・火之入念・普請無用が江戸在番家老鵜殿藤輔より申し渡されている(16綴⑩)。法名が付されたのは同二十二日で「瑞徳院」とされた(16綴③)。

鳥取に棺が到着して菩提寺の興禅寺に安置されるのは八月十五日のことであるが、そのことは資料98において八月九日付で鵜殿により伝えられている。当文書には「別紙」が添えられる形で寺社奉行の多田林蔵を経由して大雲院に伝えられた。目録の配列に類似文書の錯綜がみられ、資料98に対応する「別紙」触書は資料14。資料13に対応する「別紙」は資料99である。

八月九日には藩主遺骸が鳥取(興禅寺)に入る際の道筋見物の禁止と火の元の入念を触れている。別紙は黄紙に書かれている。二日後の十一日は十八日に葬礼を執行する通知をして(13)、触書も葬礼の節の静謐を保つ旨の前書きに続けて道筋・屋敷前の掃除、見物無用のこと、火の元と静謐の入念を大雲院坊中にも周知することを伝えている。こちらも同様に黄紙である(99)。十七日には「穏便日数」が大雲院にも伝えられ九月六日までとされている(16綴⑪)。

また当初八月十八日に予定されていた葬送は、天候の関係であるう、十八日当日に翌十九日に変更され、併せてそれに続く諸法事も「一日之日後」となることを通達している(16綴⑥)。法事は池田家の菩提寺興禅寺において納経・御諷経の御勤を申し渡されている(16綴⑬)。葬送当日、十九日の御廟所(池田家墓所)に近い仮田河原(奥谷村内の袋川の河原)で執行された棺前の葬礼の配置・座



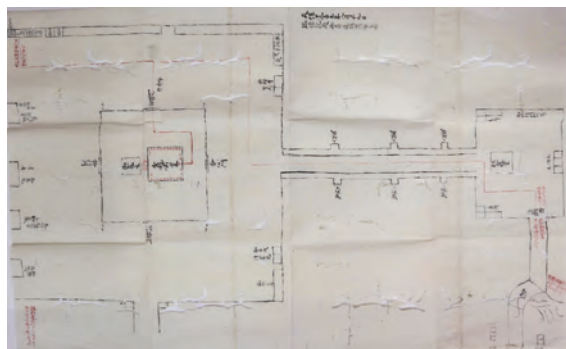


写真7 瑞徳院殿御葬送飯田河原之図（部分）

配については「瑞徳院殿御葬送之節飯田龕前堂ニテ御諷経座記」（15）、ならびに「瑞徳院殿御葬送飯田河原之図」（145）でその詳細を把握することができる。

参考までに葬礼以後の瑞徳院殿（齊訓）周辺のやり取りについても最後に見ておくことにする。齊訓は死去する五か月前に十一代將軍徳川家齊の女、十四歳の泰姫と結婚しているが、資料16綴⑧によれば泰姫の思召により、九月十八日を以て御城（江戸城）に引き取りとされることが達せられている。また齊訓の死去は、当初幕府に伏せられて七月十日とされたが、十月十一日に至り、「瑞徳院様忌日七月十日之処、此已後、五月十六日被成御立替旨、被仰出候間可被得其意候」と達せられ、実際の忌日である五月十六日に振り替えられている（16綴⑤）。

これら一連の資料は齊訓の突然の死去に対する家中の対応をよく伝える内容であると言えよう。「化田河原御葬送一件撮要記」（33）はこうした経緯の内実を後代に遺す目的から編集・記録されたもので、表紙には「乾向山大雲院記録所」とある。

### ③ 由緒書に関する記録類

〔公侃院家由緒書〕（29）に類似する詳しい由緒書は他にもあるが、本資料は、その冒頭に「当御宮之儀は尾州・紀州之御両家ニ準し、表御勸請類例稀成御事ニテ」とある点に特徴があり、大雲院の認識が見てとれる。類似資料に寛政十年三月の「大僧都公侃院家由緒記」（箱15-115）がある。

「御旧記抜書」（31）は、鳥取池田氏の「元祖」とする池田忠継から、忠雄ただお、藩祖光仲を経て四代藩主宗泰に至る池田氏六代の家譜となっている。明和八年（一七七七）に十代將軍徳川家治の御側御用取次・白須甲斐守政賢（「白須賀」とあるが誤写とみられる）に差し出された文書の控とする表書きがある。末尾には寛政十二年（一八〇〇）、文化五年（一八〇八）と筆写されてきたことが記され、本冊は弘化三年（一八四六）大雲院十一世観讓の写本として最終的に残されたものであることが理解される。因州鳥取では広く写本された近世前期池田氏の家譜の一つであると推察される。（伊藤）

### 【箱15】

箱15は文書筆筒B（右）一段目に納められていたと思われる。収納されている資料は一一八点である。当箱収納文書の主な内容は大きく以下の五系統に大別できる。

- ① 江戸中・後期、大師堂・御霊屋などに関する記録

② 弘化三年東照宮参道に造立された銅製の灯笼に関する記録

③ 東照宮神領因幡国邑美郡富安村知行米に関する記録類

④ 大雲院末寺の色衣願書などの記録類

⑤ 東照宮の祭祀にかかわる服忌・触穢に関する記録類

⑥ 由緒書類「涼泉院御由緒書」・「大僧都公侃院家由緒記」など多岐にわたるこれら①～⑥に関連する資料は、当箱以外にも所在するので、詳しくは「資料目録」を参照されたいが、目安として列記するならば、①に関連する資料は箱10に関連の絵図を含み、箱31にも護摩堂・大師堂の絵図を含んでいる。③に関しては箱3～6・13・15・24・27などで、特に箱4・27に多い。④は箱6・10・16。⑤は箱13などにある程度のまとまりをもって所在する。⑥の公侃に関する由緒書は箱14にもみられる。なお当箱の寛政十年「大僧都公侃院家由緒記」(115)は、「江戸の御尋二付、書出」した記録であることが「摘要記」(番外)という記録から判明する。

箱15の文書群で中核をなしている①～③の具体的な内容を一瞥しておく。

① 江戸中・後期、大師堂・御霊屋などに関する記録

主な資料を年代的なまとまりで示せば以下のようなになる。

(1) 享保期二度の火災で焼失した本坊普請に関する勸化集銀及び普請勘定に関する簿冊

(2) 天明七年に初めて御霊屋を建造した際の簿冊・絵図

(3) 天保九年(一八三八)の大師堂・御霊屋の自火焼失及び再建に

関わる簿冊類

(1) に関連する文書、資料110～112であるが、柿洪を引いた包紙に「享保度記」と見出しされ、三冊の簿冊がもとは収納されていた。鳥取城下は享保五年(一七二〇)・二十年の二度火災に見舞われ、大雲院(当時「唯識院」)は二度とも類焼した。享保五年四月一日の通称「石黒火事」の記録、「享保五子年大火之記」(鳥取県立博物館調書家資料「書籍」45)によれば、南風にあおられた火の手は東照宮の鳥居付近に集まった人々の行く手を阻んで多くの死者が出たことを伝えている。この火災は東照宮と大雲院の境である中門まで焼いた(同書)。東照宮社殿に火の手は及ばなかったものの、大雲院は本坊などすべての主要な寺堂が焼失した。本坊が一応の再建をみたのは享保十一年十二月のことである(「摘要記」)。大工棟梁善八が作成したと見られる簿冊には部材や原材料、諸職人手間賃などが列記され、末尾には「請取銀」を記している。

この再建から九年後、享保二十年五月十三日に通称「長田火事」(権現堂火事)で再び火災に見舞われた。表紙に「享保廿乙卯年九月日」の年記をもつ「勸化銀集覚帳」(110)は、各郡を管轄する大庄屋や町年寄らがとりまとめた勸化金の集計簿である。また「享保二十乙卯年五月二十一日」の「東隆寺本坊普請簿」(112)は大雲院本坊再建にかかる経費見積と前記勸化金の一覧を後半部に収めた簿冊である。巻末には「元文二丁巳年十月日」の年記にて算用に相違ない旨、塔頭四ヶ院の奥書を付している。なお資料110は、本資料後半部の基礎となる書上である。

(2)に関連する文書、資料36～39であるが、もとは「天明七年丁未年九月 御霊屋御新殿御成就二付御遷座供養記録入」と上書する包紙にあり、大雲院副寺実境房が取りまとめたことが理解される。享保五年の火災以前、将軍家の位牌は護摩堂に安置されていたが、類焼後は焼失を免れた本地堂などに仮安置されていたという(箱24―59)。その後も護摩堂は再建されなかったが、天明七年(一七八七)に鳥取藩は新規に「御霊屋」を建造した。資料36は同年九月二十九日に遷座された際の詳細な記録である。副寺実境坊は将軍の位牌を「御位牌様」と称している。遷座供養に詰めた家老ほか家中以下の者たちに出された料理ほか、遷座供養に必要な物品、菊花代金、当日に出勤した者への賄い料に至るまで、唯識院副寺が寺社役所・裏判所などに夫々請求している。この時に落成した御霊屋の平面絵図二点と当日の御布施を取りまとめた書上を備える。

(3)に関連する文書は、天保九年(一八三八)五月六日の自火災による大師堂・御霊屋の焼失にかかわる記録と、翌年に「自分再建」による大師堂の建立に関わる記録類が中心である。中でも火災の状況、火災後の対応、再建に至る経緯などを伝えるのは資料44である。香炉の不始末により折からの強い南風で掛物に火が付いて天井に移り、また縁の下からも火が廻ったと記している。大師堂役僧の住定房は「庭に本尊・元三大師・御祈祷本尊を(将軍家位牌)持出した」と証言している。

将軍家の位牌は毘沙門堂に一時避難させ、その後本坊大書院上の間に仮安置された。藩による再建はままならず、大雲院の自分再

建による四間四面の大師堂(内陣)を翌年に再建するにとどまった。のちに将軍家の位牌も大師堂に遷されたものと思われる。なお火災直後には「富安村井上町之者共外立入不相成」とした。とりわけ大師堂焼跡の片付けは富安村の人々が従事したとある。

## ② 弘化三年東照宮参道に造立された銅製の灯籠に関する記録

弘化三年(一八四六)六月に東照宮参道鳥居前付近に造立された唐金灯籠(二基一対の常夜灯)に関する資料は、少ない点数ながらある程度のまとまりをもっている。資料108及び資料109などである。御宮御用となった嶋屋源三郎が世話人となり、大坂高津の著名な鋳物師今村久兵衛が唐金灯籠を製作した。一対の費用は二百七十六両余りで、荷作り・輸送費を含めると三百二両余りに及ぶ。これらの資金は鳥取藩領内の豪農・商が供している。鳥取城下の秋里屋利惣次・槌屋市郎兵衛、八上郡袋河原村の豪農上田半兵衛、汗入郡今津村田中六郎兵衛、日野郡阿毘縁村木下方作、同郡根雨宿近藤平右衛門が各五十両を出資して計三百両。灯油料は向こう十年間五十両を日野郡黒坂村の緒形四郎兵衛が負担した。

燈籠は高さ「壹丈壹尺」(約三・三メートル)の銅製の灯籠で(石組み基壇は四尺あり)、大坂からは船で荷出しされ、揖保川の鯨崎で陸揚げされて陸路を輸送し、千本・三日月・平福・駒帰・智頭・用瀬を経由して二十四日間かけて東照宮まで運ばれた(同資料108)。銅製燈籠は昭和戦争期の金属回収令にともない供出されて現存しないが、資料109の立面図が残されており、明治・大正期の古写真・絵

葉書類などでも確認することが出来る。

なお、灯籠は大雲院の願いにより前年の十月に聞き届けられたもので、関連の資料が箱13に数点残されている（箱13-81・95他）。

### ③ 東照宮神領因幡国邑美郡富安村知行米に関する記録類

東照宮神領は因幡国邑美郡富安村五百石の知行地が設定され、当初より別当寺である乾向山淳光院（大雲院）に宛行われていた。当村は東照宮の御神田といわれ（「因幡志」）、富安村のすべてが東照宮神領であった。

当初の年貢収納は大雲院が直接年貢収納を行なう自分取立であったが、寛文八年（一六六八）には郡奉行配下にて代官納の時期も認められる（「寺社方御定」）。その後鳥取藩の年貢収納制度が検見から請免（定免）に移行する中で再び大雲院の自分取立とされた。文政二年（一八一九）には自分取立が難渋となり藩領村落と同様に在方役所の取立となった。この方針は再び万延元年（一八六〇）に自分取立に変更されるのであるが、当箱15に残された富安村に関する年貢収納関係の約三〇点の文書は、在方役所が管轄した期間において、大雲院と塔頭が作成した文書が中心となっている。

それら具体的な内容について嘉永期の例に少し触れると、年貢米収納の証書である「物成通控」、その配分を記した「知行米通控」（配渡控）などがあり、知行米の配分を受ける塔頭のは「吉祥院知行米請取通」と記録された文書で残されている。大雲院副寺寮が取得する物成米は、例年九月から十二月にかけて十回前後から多い時は

十数回に分けて俵で富安村から納められた。嘉永二年（一八四九）の大雲院（本坊）分の物成は、六百八十五俵余（二百七十五石余）程度となっており（98）、また当該期塔頭の筆頭である吉祥院は三十八俵余り、成就院・得玄院・大乘院はそれぞれ二十八俵余り、東照宮神主の永江氏は二十五俵余りとなっている。このほか役僧などへの配分を含めると、配分した総量は百八十三俵程度が見込まれ（一部石高表記）、大雲院全体では八百六十八俵程度が物成得分になっている。

なお万延元年に再度自分取立に戻されてからの年貢収納関係の記録類は、箱27にほぼまとまりをもって残されている。（伊藤）

### 【箱16】

箱16は、文書筆筒C三段目の抽斗に納められていたもので、点数三九九、住職交代（隠居・継目）・色衣など、大雲院住職の身分や進退に関わるもの、院室号に関わるもの、鳥取城内地鎮祈禱に関わるもの、將軍家位牌に関わるものなどが納められており、大雲院としても特に重要と判断したのか、案件ごとに紙袋に収納され、整然と整理された跡が認められる。住職の世代については巻末便覧5を参照されたい。

隠居・継目関係文書は、代替りごとに紙袋に収納されており、詳細は以下に示したが、文書番号付与の都合により、必ずしも順序通りには配列されていない。

F1 元文五年（一七四〇）

湛洞↓湛純

F 2 正徳五年（一七一五） 観洞↓湛洞

F 3 明和四年（一七六七） 湛純↓徳讓

F 6 文政四年（一八二一） 良航↓韶鎮

F 8 文政十一年（一八二八） 韶鎮↓観讓

F 9 寛政十年（一七九八） 徳讓↓良航

住職の代替わりに際しては、御礼言上のため上洛・出府の旅に出掛けていたが、その際の先触状・見舞帳・土産物帳・人馬駄賃帳・入用帳などもこの箱に収納されており、当時の旅の実態を探るにあたって興味深い。

大雲院住職は、代々木蘭色衣の着用を許されていたが、これも代替わりごとに、輪王寺宮聴許の上でのことであったが、寛永寺や鳥取藩との間で交された願書・達書・書状などが、F 15・20・21の紙袋のうちに散在し、その手続きなどを窺うことが出来る。

院室号の変遷は概説（二）―三歴代住職を参照されたい。文化十二年（一八一五）以降は「大雲院」に固定される。F 14の紙袋一括には四冊の豎帳、「因州唯識院常院室願用書留」（151・152）・「常院室控」（153）・「常院室已後御札録記」（154）があり、「大雲院」を常院室と定める前後の経緯が詳細に記録されている。この四冊にはいずれも表紙に「四冊之内」と副え書きされており、当初から意図して作成されたのだろう。

城内祈祷についてはF 12の紙袋に一括収納されており、二ノ丸・中ノ丸・壱岐守御殿・松ノ丸松御殿などの祈祷に用いた法則や次第書のほか、「二ノ御丸御場所御祈祷中央壇・東西南北壇図」（107）に

は弘化三年（一八四六）に催行された二ノ丸地鎮の際の祈祷壇が図示されており、興味深い。またこの祈祷へ出勤すべき旨、末寺に命ずる廻状（115他）などもみえる。その他、地鎮祈祷のマニュアルともいべき「不許他見安鎮秘書（写）」（112）もある。

東照宮別当としての大雲院は、徳川歴代將軍の位牌所たる機能も有し、歴代の位牌を安置、周忌法会を催していたが、この箱には有徳院（徳川吉宗）百回忌法事、温恭院（同家定）一周忌法事のほか、文恭院（同家斉）の法号到着時の次第を書き付けた「文恭院様御法号御着之次第書」（377）などが見える。これらはいずれも、F 23の紙袋に収納されているが、この袋には藩主とその一族の祈祷に関する資料も同時に収納されており、紫紋幕・薄縁など儀式用具の借用につき裏判所に宛てた手形（373他）や道具類の書上（384他）など、儀式そのものではないが、それを行う上で必要な物品の調達といった、周辺の情報を得ることが出来る。

また、F 13の紙袋一括には、大雲院十一代観讓（仮名少将・前名龍淵）の「得度記」（122）・「大阿闍梨印可状」（141）・「伝法灌頂印可状」（144）・「形見分け書付下書」（150）など、観讓個人に関する文書が収納されている。（原島）

### 【箱17】

箱17は木箱に収められたもので、点数六四、江戸時代後期から明治初期のもので占められる。内容は末寺三仏寺のものが大多数だが、一部、船上山における銅試掘に関する資料（54他）も見受けら

れる。

三仏寺のものは経済文書が多数を占め、「永代祠堂奉差上証文之事」(1)、「美徳山改革見込趣法草案」(2)など寺有財産に関するもの、大雲院よりの貸付金に関する差引勘定(33他)や、「美徳山江貸附取立帳」(35)、明治九年(一八七六)に死去した三仏寺塔頭正善院観瑞の借財算用(24他)など借入金に関するもの、三仏寺より周辺村落への貸付金〔門前・俵原・井土村貸付銀書上〕(50)などがみえる。

その他、大雲院と末寺から教部省への献金額を書き上げた「献財目録」(3)、大教院創建入用金の受け取り覚(47)など、教部省に関するものもある。(原島)

【箱18】

箱18は文書箆筒A五段目に「五／因幡国／乾向山／東隆寺／千手堂／壇脇机／左五重／中興開／山観海」と墨書された抽斗で、「御宮」「不時記」「下馬札(抹消)／書上記／上町不届一件」「御祭礼并／祈祷受取」「物覚記／薬師十二神／随神開眼」「帳」「坊中宮仕永江知行米配渡控／并二同通類／附り富安村収納通控共」と貼紙がされている。内包される資料点数は四八点である。「御宮定書・御宮番所掟書」(3)、正徳五年一七一五)など江戸時代の文書点数は明らかに他から混入されたものと思われるが、他は概ね幕末～明治期の文書である。神仏分離令に伴う移転に関する文書(11)や、藩による祈祷料の召し上げ(39)など、上町

を追われ、観音院を経て靈光院へ移転する別当寺の姿を知ることができる。(佐々木)

【箱19】

箱19は木箱で、過去帳・回章類二三点が収められていた。「東照大権現宮」と大書された〔扁額写〕(13)が目を引くが、その他の資料はほぼ幕末期に天台宗の僧侶たちが結成した「従縁社」という宗典研究の結社に係る資料と、その結社で使用された經典である。扁額の写しに伴う可能性のある資料は他には「東照宮供私記」(8)が見えるだけで、従縁社の活動の中で東照宮も研究対象とされていたために一括されていたとも考えられるが判然としな

【箱20】(対象外)

【箱21】

点数は二九〇点(包紙のみ、白紙を含めて)。全体の約半数は書状である。書状の差出人としては、大雲院の十二代光讓のものが多く、このほかに本山(里坊)、末寺、寺社方の役人からのものが散見される。宛先としては大雲院以外に、樹王院と蓮成房(坊)が多くみられる。樹王院光嚴は、十三代光範の前号である。一方の蓮成房は、樹王院の住職となっており(136)や、「光嚴」(109・132)を名乗っていることなどから推測して、樹王院と同一人物と判断し

いえるであろう。

(来見田)

て差し支えがないと思われる。蓮成房にあてた書状は二十九通に及び、師である光讓が出したもののだけでも九通に及ぶ。内容としては諸事の依頼をするものが多く、子弟の関係をうかがうことができるとして興味深い。これら樹王院と蓮成房に係る文書は、光讓自身が大雲院転住に際して持参し、同寺に伝存したものと考えられる。

このほか、箱21の特徴としてあげられるのは、袋や包紙入りの一括文書である。F 77は包紙一括三九点。F 78は包紙一括四七点、F 80は包紙一括五〇点、F 81が四九点と数がまとまっている。これらの一括文書には、一部に混入した可能性があるものも含むが、大半が時期や内容に関連性を持つ。F 77・78・80は、先述のように、樹王院(蓮成房)の関係文書である。そのため大雲院とは直接関係しない内容も含むが、F 78は主に樹王院が大雲院住持を継承する際の際連文書群である。これらは入院御礼や一色衣着用に関連する具体的な動向を知ることができる好資料であり、時期としては、おおむね慶応三年(一八六七)頃とみてよいものである。F 80は温恭院(徳川家定)の法事に関する文書をはじめ、公儀向きの文書がまとまっている。また263は得玄院が蓮成房(光範)に対して宛てた書状で、座光寺や大乘院などの住持入院や建物の新築に関する不満といった内輪の事情を伝える内容である。住職就任以前における光範と大雲院の関係を示すものとして興味深い。この他に京都の商人からの領収書(273、289)が包紙で一括にされている。以上のことから、箱21は、十三代光範に係る文書を中心としてまとめられた文書群と

## 【箱22】

点数は、四四四点。幕末から明治八年(一八七五)頃までに授受作成されたもので大半が占められており、これは十二代光讓(隠居期を含む)と十三代光範(樹王院時代を含む)の住職期に相当する。伝存状況としては、全体に反古、付紙、断簡類がかなり含まれており、これらについて個々に内容や相互の関連性を把握するのは困難である。また箱21と同様に袋や包紙で一括されているものが複数あり、その点数を示すと、F 26が一四点、F 27が一点、F 33が三〇点、F 37が一点、F 38が一四点、F 61が一〇点、F 66が一八点、F 99が一八一点となっており、一括ごとに関連する内容でまとまっている。

つぎにその主な記載内容について、便宜的に整理した項目にごとにみていく。

## ○蔵書的な資料

1は遷宮記の写本、2は天海執筆の東照大権現の縁起書の写しで、来歴は光慶(のちの光範)が大雲院の蔵書とするため、金台院光謚から借用して書写したものである。

## ○金銀や物品の出入りに関する資料

6は富安村の年貢(物成米)皆済に関する帳簿。7・8、F 42は光範の樹王院(蓮成房)時代に関する文書で、京都の出入り町人との金融関係や、大雲院の末寺・塔頭などとの贈答品に関する文書な

どがある。F 28～32も樹王院時代の文書で勘定関係を中心としたもの。9・10・11は大雲院の財務に関する文書で、9は大雲院での年間における金銀の出入りを「請取方」と「払方」にわけて記録した帳面である。「請取方」としては布施、祈禱料に加えて、末寺から小僧へのお年玉（札二匁）なども記す。他方、「払方」は、祝儀代、洗濯代、商品代金のほかに、小僧へのアメ代といった事項を記し、日常的な活動におけるお金の流れを把握することができる資料である。10・25～27も金銀の支出をまとめたもの。28は諸方からの到来物や進物について、品目と相手先とを書き留めた帳面で、さまざまな品目が進物に用いられていたことがわかる。F 33は商人職人からの領収書や見積書を一括にしたもの。このうち仏像・仏画の作製費用をみると、高さ三寸の聖徳太子二体の代金は二両二歩（91）、一尺の山王権現三体の代金は二両二歩二朱、来迎廿五菩薩図ほか四幅の代金は十両二歩（95）などとなっている。ほかに焼亡した観照院の脇侍（文殊菩薩・普賢菩薩）新調にあたって、京都仏師への見積を依頼する覚（99）などがある。F 66・F 69は城下町商人から購入した物品類の領収書を一括している。244は慶応元年（一八六五）十月から十一月にかけて、大雲院の利銀や上納の受領記録である。

○藩（寺社方）との関係を示す資料

22は、二〇〇年近く神馬賄を世襲してきた秋山家を御放ちとし、岡村善兵衛を跡役とした人事について、大雲院への相談なく強行した寺社奉行宮崎鉄馬に対し、軽率な行動として抗議の意思を示した一件の記録である。この記録からは、寺社方下役をめぐる藩と大雲

院との複層的な関係もうかがえる。268は鳥取藩から東照宮の宮司永江氏宛ての達しであるが、全体のなかでは少し時代が上がるため、のちに混入した可能性もある。

○東叡山寛永寺に関する資料

23・124は、慶応四年（一八六八）二月に鳥取藩が江戸詰の藩士を鳥取へ退去させたことに対して、東叡山の涼泉院が鳥取藩および大雲院に対し、これまでの因縁を強調しつつ、継続的な庇護を求めた願書である。官軍の江戸総攻撃が目前に迫る情勢のなかで、涼泉院の強い危機感を示すものといえる。

157～161は慶応四年五月十七日付で、光範が東叡山の覚王院と龍王院宛に、輪王寺宮への御機嫌伺いと、日光山や久能山に対し復飾を命じられることがあれば沙汰を願う書状である。しかし、書状が書かれた二日前には上野戦争がはじまり、輪王寺宮以下僧侶たちは寛永寺を脱出している。したがって、相手に届くことがなかった書状ともいえそうだが、本書が控えてなければ、未送付の原本である可能性もあろう。

○修法などに関する資料

F 26は包紙で一括されており、修法に関する免状や経文の類である。授与者は昌鵬存善など。F 27は袋に一括されており、仏事の儀礼や作法に関する写本など。一部に「潤慧蔵」の蔵書印が捺されており、台山瑠璃溪沙門介仏子潤慧が所持したものである。

○各方面からの書状

F 37は包紙一括の文書で、慶応三年（一八六七）九月から翌年二



月にかけて授受された年賀状、請求書などがまとめられている。なかでも寛永寺や比叡山の塔頭から出された書状には、混乱する山内の様子や将来への不安が率直に綴られている。125は鳥羽伏見の戦いを巡る幕府と在京諸藩の動静、京都市中の人々の反応を詳細に伝える報告である。差出人は京都近郊に在住する人物であるが、「日本唐と和合扱々珍敷事」と新政府の外交政策に批判的な目を向けている。140～141は同じ時期に出された比叡山の行泉院からの書状である。行泉院もまた政情の大きな変化に翻弄されており、「京地御変革ハ恐多キ事計り（中略）、唯々是迄五千石にて廃しに不相成候様、一山一同祈念罷在候」と心境を吐露している。

F 61は一〇点の文書が包紙に一括されており、内容は鳩居堂など京都で出入りある商人との間で授受された領収書や書状である。京都六角の書肆柳枝軒こと小川多左衛門もその一人であるが、202は、小川が禁門の変により焦土となった京都市中の被害状況や、自身の被災体験を伝えるもので、被災地からの貴重な記録である。237～238は大山寺了知院との間で交わされた東照宮二五〇回神忌に関する書状である。大山寺関係ではこのほかに慶応四年前後の書状がある（258・267・269）。

245は伯耆国日野郡阿毘縁村の鉄山師木下万作、大三郎父子からの年始の挨拶状である。

### ○継目御礼に関する資料

197・209・243・253・254は光範が継目御礼のため東叡山へ下向する際に、道中から鳥取の光讓に宛てた書状である。209・254は智頭宿、

197・243・253は坂本金台院で書かれたもの。内容から慶応三年と推定される。197では京坂の物価高騰、山門の近況、將軍徳川慶喜の評判、薩摩藩や土佐藩兵の動静などを、風聞を交えて詳細に伝えている。249・252・255も一連の文書で、光範から参府時の都合について照会を受けた東叡山等覚院からの返書である。

### ○包紙一括文書（99）の概要

箱22のうちF 99は、一八一点と数がまとまっていることから、個別に内容をみていくことにしたい。年代としては明治三年前後に授受成された文書が中心にまとまっている。

これは大雲院が立川靈光院に移住した時期にあたることから、内容も靈光院に関係した文書が含まれている。

280は、明治三年（一八七〇）の立川靈光院に移住にかかる願書の下書きである。

315・316・398は、靈光院に移転後の明治三年四月に、御霊屋と大師堂の機能を兼ね備えた建物の新築を願い出た際の願書控と計画図面である。現存する大雲院の大師堂と比較すると間取りが共通していることから、同一の建物と考えられる。なお、大師堂は、「明治三十一年寺院所有物明細帳」（大雲院蔵）によれば明治三年三月に上町から移転し、八月に竣工したことが記載されている（詳細は概説（八）を参照）。

このほか上町の大師堂に関連する資料として、379・380・396・399がある。これらは大師堂譲渡に関する当事者間の書状類である。内容から推察すると、大雲院では立川転住に際して、大師堂を処分する

必要に迫られており、有償で譲渡する話が梅翁院（吉成）と教蓮寺（城下若桜町）から同じタイミングで持ち込まれ、競合関係が発生したようである。これに藩士の松原角平次や財原些伝が関与していたことがわかる。ちなみに松原は元御宮奉行であり、296は、藩への格式取立願書の下書きである。このことは大雲院が、松原の昇格に加担していたことを示すものであろう。また財原は、415や箱4-256・箱21-218などから、大乘院に対して負債のある藩士であることが知られる。文書からは大雲院（とくに大乘院）、梅翁院、教蓮寺、松原、財原らの間に行き違いがあり、譲渡をめぐる混乱が生じていたことがうかがわれ、結局大師堂は教蓮寺に移築される方向に話が進んでいることが読み取れる。なお、これらの文書は財原が些伝と改名する明治二年九月以降のものであり、おそらくは明治三年四月と推測される。いずれにしても、明治維新期の大雲院の建物処分をめぐることは、所縁のある藩士が仲介役を担っていたことがわかる。429-431は、一年間に仏前へ供物を供える定日と対象者を書き留めたものであるが、このなかには米村家の戒名がみえることから、霊光院に関する記録には間違いないが、時期的には、それを引き継いだ立川大雲院によって作成された記録とも考えられる。

明治三年前後は、鳥取藩でも改組が行われ、新たな政庁（神務局）との間での書類手続きが多くみられる。386は、明治三年に大雲院が提出した寺僧の改名願控である。実之介から改名した満喜代は、明治四年「因州寺院籍」（藩政資料6510）によると、明治二年に入寺した十一歳の僧童で、改名願いは得度に伴うものでもあったことがわ

かる。改名手続きの通達先が「大坂表」となっているのは、時代の变化を受けてのものである。435は神仏分離に関する諸達として鳥取藩から明治三年五月に通達された文書の写しである。内容は、末寺牧谷龍王寺について、本尊の蔵王権現を神号に改めて吉野社とし、僧侶は仏像仏具を廃して復飾神勤せよとの新政府の方針に沿った通達である。

このほか明治初頭の混沌とした状況を示す資料として、400は、播磨福本藩士からの礼状である。これは池田家の分家筋にあたる福本藩を「諸侯列」の家格に引き上げる相談のため、慶応四年に世子の久米之助（徳潤）が、来藩した際の関係文書である。

434は、明治三年正月五日付で大雲院宛てに出されたと思われる書状である。差出人は不明ながら、観音院で年越しを迎えたことに対して「無々御手狭のみならず、諸般御困被遊候哉」と深い同情を示しつつ、「相応之場所へ御引移」が行われることに強い期待を寄せている。大雲院の境遇に対する周辺認識をうかがいしることができ、興味深い資料である。297や298は、寺領米の配分や勘定であるが、これまで保証されてきた寺領の没収と関わって作成された資料であろう。

また城下町人とのつながりを示す文書も断片的であるが残る。369は、御用商人からの領収書綴、引き札（371）などで、比較的まとまっている。その費目は、紙、饅頭、生麩、縄、針金、蠟燭、位牌、水溜石、洗濯代など様々であるが、寺の必需品や品目ごとの取引先がわかる内容となっている。これらの資料からは、当時の物価を知る

ことができ、さらには城下町鳥取における有力寺院（大雲院）と御用商人との出入り関係（菓子類は、宝来屋など）を把握するうえで貴重な情報を得ることができる。（来見田）

【箱23】（対象外）

【箱24】

箱24の点数は一三八、収納されている木箱には特に記載は無い。半分近くが、「日次記」やそれに類する寺務関係の日記・記録である。箱3、箱4等にも「日記」類があり、これらとあわせて今後大雲院資料に残されている寺務関係文書を検討する必要がある。ただし、この箱24の冊子記録の資料群は、大雲院資料内でもっとも基本的なものと考えられる。理由は、何度も整理・確認した様子が見えるからである。

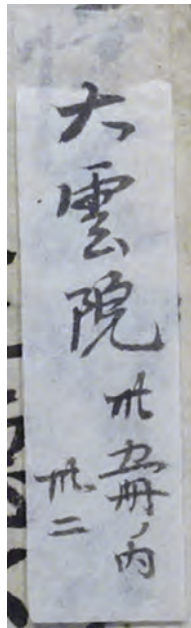


写真8  
付箋「卅五冊ノ内」

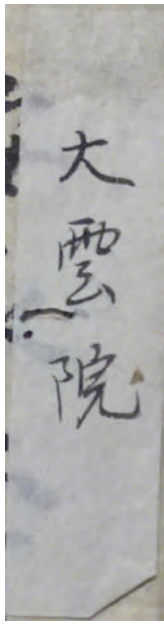


写真9  
付箋「大雲院」

残存する日記・記録資料の時期は限られており、【表11】を作成し、便宜上①正徳〜寛保期六冊、②安永〜寛政期二冊、③文化期一冊、④文政期十四冊、⑤天保期一冊、⑥弘化三年〜嘉永元年二冊、⑦嘉永六年〜明治二年十八冊に区分してみた（1〜44）。この冊子類のほとんどは、表紙に「大雲院卅五冊ノ内□□□」（写真8）の付箋がある。この付箋をもとに確認すると、「大雲院卅五冊ノ内□□□」に該当するのは、三十一冊である。付箋が剥がれたことを想定すると、あと四冊も箱24に含まれていると思われる。【表11】の「35冊該当付箋番号」の年代別の並びに一貫性はないが、④の時期や⑦の時期は比較的まとまっている。おそらく「大雲院卅五冊ノ内□□□」や付箋・表紙墨書などと記されているものは、いずれかの段階で、整理されたときに貼付・墨書したものと思われる。そう考えると、近世後期〜明治初期あたりで整理されたものと思われる、その段階ですでに欠けている冊子は存在しなかったであろう。

また、表書墨書右端に「第二」〜「第十一」（10〜18・20）の記載があるものが十冊ある。管見の限り「第一」はないが、文政期に集中されているものために、文政期以降に整理されたと考えられる。なお、厳密には、「拾冊之内」（3）の墨書や「大雲院」（写真9）（1・7・24・25・26）の付箋、さらには別墨書で「第壹」「第貳」があることから、近世後期以降何度か整理された可能性は否定できない。

資料名は、「日並要用記」「日次記」「年中雜記簿」「要用記」などが多く、時期によって名称も異なるが、寺務関係の日々の記録とし

て作成されたと思われる。④の時期の「年中雜記簿」、⑦の時期の「日並要用記」「日次記」がもつともまとまって表記されている資料名である。

この点は作成者と関係しているものと推定している。作成者として分かっているものを掲げると、「韶鎮」(10～13)、「乾向山副寺寮」(9・21)、「大雲院侍者記」(14)、「乾向山副寺」(19)、「観讓」(22～24)、「乾向山記録所」(26・37・39～44)、「大雲院納戸」(27～36・38)がある。第十代「韶鎮」および第十一代「観讓」のときには直接住職による記録として残されていたものである。第十代ののちは大雲院の事務を統括する副寺や納戸などが中心となって記録していった様子がうかがえる。十二代光讓のときには、「十二世光讓代筆光深」(27)、「大雲院十二世光讓記 侍者代筆」(29・30・31はほぼ同じ記載)と記されたところもあり、もともとは住職が記載する記録であることがわかり、時代を下るに従い代筆によるものとなっていたと推定している。嘉永期からは「乾向山記録所」、「大雲院納戸」などにはほぼ一本化されることが大きな特徴となっている。大雲院における記録活動が、住職中心による活動から組織的な存在へと変わっていったことを証左している。それは記録形態にも反映していたのである。

内容的には、冊数から見てわかるように、④文政期十四冊のものが充実している。さらに年次的には、⑥⑦弘化三年～明治二年二十冊が重要だろう。欠けているのは、嘉永三年～五年であとは幕末維新期の大雲院の動向を追うことができる。①正徳～寛保期、②安永

寛政期、③文化期については、祈祷関係の記録類が多い特徴があり、継続的に記録したようなものには見えない。④文政期のものは、副寺や住職本人による記録として残されていることから、後世に記録して残すことを意識して記載されたもので、各年における寺院の動向を残しているものとして興味深い。④文政期は韶鎮・観讓自身の記録としては重要だが前後する時期の記録が少ない。⑥⑦弘化三年～明治二年は、大雲院の納戸・記録所によるもので寺院全体に関わるものとして構成されていることが重要であろう。

また、箱24には幕末の寺院内の財政の一端を見る資料群がある。目録上では、近世中期ごろからの拝借に関わるもので、おもに嘉永・安政期が中心となっている。89～129の借用に関わる一括資料は、歴代住職の借財や、東叡山や比叡山に納めるべき費用、東叡山の涼泉院の火災による再建寄附などが重なって、様々なところに借財を進めたものであろう。袋表には「安政三辰年当用書類入 拝借願書類入 御用筆筒入 猥り二不許代見」とある。主なものとしては、安政三年(一八五六)八月の千両拝借願いに関するものである。これに関しては、鳥取県立博物館所蔵鳥取藩政資料「寺社方日記」「家老日記」にも記されている。安政二年(一八五五)十二月、大雲院から五ヶ年の間大雲院并末寺への米銀を引当し、「根留」を願って許可されている(「家老日記」)。その米銀は、「一銀貳貫九百五拾四匁五分四厘」「一玄米百式俵壹斗四升九合八勺」とある。また安政三年八月には千両の拝借を願い、まずその半分である五百両が工面されている(「家老日記」)。藩財政も切迫するなかではあるが、

東照宮別当寺の大雲院への援助はやむを得ない側面があった。

その他箱24の特徴を示すいくつかの資料を紹介したい。重要なものとして元禄十一年（一六九七）「東照宮遷宮之記」（52）、慶安四年（一六五二）「東照宮遷宮之記」（58・浄書写本が箱22-1〔口絵7〕にあり）は、東照宮勧請などに関わる基本的な資料である。また、「因幡国東照宮 社領境内堂舎等分限書上帳」（59）は、天保期の大雲院全体の概要を知る基本資料となる。そこには、大雲院の社内の堂舎が細かく記載され、別当所・歴代住職の履歴など基本的な大雲院の歴史を見ることができるといえる。また坊中（吉祥院・得玄院・大乘院・成就院）の住職一覧、判物類の写しが記載され、現住の観讓時代の宝物などの記載がある。天保十二年（一八三一）鳥取藩の命を受けて詳細な調査が命じられ、観讓自身も調査に携わり相当苦勞したことが記されており、とくに近世中期以降の火事による類焼でかなりの什物などが行方不明あるいは焼失・紛失していたことがわかる。

なお、この箱だけでなく、大雲院の資料のなかには摩尼寺（60）（64）に関する一括資料もある。摩尼寺は、秀吉による焼き討ち後池田光政によって再興されるが、藩政初期は不安定な時期が続いていた。元禄三年（一六九〇）に東照宮（現禰谿神社）の別当寺淳光院の隠居心静院の「作廻」出願許可をきっかけに、淳光院兼帯の寺院となる。享保三年（一七一八）唯識院の願いによって、当寺は天台律院となり、近江比叡山安楽律院末寺となった。そのため、安楽律院から代々輪住が派遣されたのである（『鳥取県の地名』）。ここで

は「本堂普請」に関わる鳥取藩寺社奉行宛や大雲院宛の書状類がある。

また、初代藩主光仲による東叡山実成院あての寄進状写（74）、鈴木半右衛門喬元判・山本外記茂承判による東叡山涼泉院宛の寄進状（75）などもある。また、寺社奉行伊藤久太郎宛の拝借関係（77）など拝借関係の書類がある。嘉永元年六月十一日涼泉院の火災による再建援助（84）も重なり、大雲院も大きな負担となつていく様子がうかがえる。また、貞享四年（一六八七）正月十七日に「太守」が直参拝したときの記録は珍しいものである（68）。淳光院観海時代のもので、当時の僧侶名などがわかる貴重なものである。少しであるが、幕末維新期の資料も箱24にはある。一つは、文久二年～三年（一八六二～三）にかけての在京大名の動向や風説などを書き留めたものである（70）。もう一つは、明治二年（一八六九）十二月鳥取藩神務局に宛てて差し出したものである（54）。これは、神仏分離に大雲院自身が乗り出そうとする興味深いもので、鳥取市歴史博物館編『神と仏 大習合』（鳥取市歴史博物館、二〇一〇年）で翻刻し、紹介されている。（岸本）

### 【箱25】

箱25は桐の印籠蓋箱で、内包される資料は四九点を数える。内容は大別して幕末～明治期の寺院経営に関わるものと、江戸時代中期の天台宗門内での動きに関わるものである。注目されるのは後者であり、中でも①因幡東照宮に関する資料、②安楽律院との関係につ

三、箱ごとの概要

表11 箱24 (1～44) 付箋番号等対照表

箱24封筒番号	資料名	区分	年代	作成者	35冊該当付箋番号	その他
1	御内々御祈禱簿	①	正徳5年正月～享保4年			「大雲院」
2	不時要用誌		正徳6年2月～享保4年9月	—	32	
3	御越年之記 (越年に関する祈禱記録)		享保14年正月～同年12月	—		拾冊之内
4	銀覚帳		享保17年12月	—	33	
5	臨時要用記 (臨時寺務に関する記録)		元文6年正月～寛保2年12月	—		
6	惣末寺要用		寛保2年～寛延元年	—	31	
7	臨時要用記	②	安永6年11月～寛政7年11月	—		「大雲院」
8	年中日簿		天明4年正月～同年11月		28	
9	副寺年中要用記	③	文化元年正月～同年12月	乾向山副寺寮		
10	雑簿	④	(文政3年) 8月21日～同4年2月	韶鎮	18	第二
11	年中雑簿		文政4年8月～同年10月10日	韶鎮	19	第三
12	年中雑記簿		文政4年10月11日～同5年正月18日	韶鎮	20	第四
13	年中雑記簿		文政5年正月19日～同年3月15日	韶鎮	21	第五
14	年中雑記簿		文政5年3月16日～同年12月	大雲院侍者記	22	第六
15	年中雑記簿		文政5年12月15日～同6年12月15日	—	23	第七
16	年中雑記簿		文政6年12月15日～同7年12月	—	24	第八
17	年中雑記簿		文政8年正月元旦～同年8月7日	—	25	第九
18	年中雑記簿		文政8年8月8日～同9年7月16日	—	26	第十
19	末山進退諸事御達扣記、 米村広次法事之事		文政8年9月～文政13年4月	乾向山副寺	30	
20	年中雑記簿		文政9年7月17日～同10年5月8日	—	27	第十一
21	末山進退御達書控		文政10年正月～同年10月	乾向山副寺寮	35	
22	要用雑記 第壹		文政10年10月26日～文政12年12月	観遵(改観讓)		第壹
23	要用記録 第貳		文政13年正月～天保2年6月	観讓	29	第貳
24	撮要記	⑤	天保8年正月～同12年12月	観讓		「大雲院」
25	要用記録	⑥	弘化3年正月～嘉永元年12月	—		「大雲院」
26	要用記		嘉永2年正月～同年6月	乾向山記録所		「大雲院」
27	日並要用記	⑦	嘉永6年正月～同年12月	乾向山納戸	15	
28	日並要用記		嘉永7年正月～同年12月	大雲院納戸	16	
29	日並要用記		安政2年正月～同年12月	大雲院納戸	11	
30	日並要用記		安政3年正月～同年12月	大雲院納戸	9	
31	日並要用記		安政4年正月～同年12月	大雲院納戸	12	
32	日並要用記		安政5年正月～同年12月	大雲院納戸	10	
33	日並要用記		安政6年正月～同年11月	大雲院納戸	13	
34	日並要用記		安政7年正月～同年12月	大雲院納戸		
35	日並要用記		文久元年正月～同年12月	大雲院納戸	8	
36	日並要用記		文久2年正月～同年12月	大雲院納戸	7	
37	日並記		文久3年正月～同年10月	乾向山記録所	6	
38	日並要用記		文久4年(元治元)正月～同年12月	大雲院納戸	5	
39	日記		慶応元年正月～同年12月	乾向山記録所	17	
40	日次記 上		慶応2年正月元旦～同年7月晦日	乾向山記録所	4	
41	日次記 下		慶応2年自8月朔日～同年12月晦日	乾向山記録所	3	
42	日次記		慶応3年正月元日～同年12月大晦日	乾向山記録所		
43	日次記		慶応4年正月～同年12月	乾向山記録所		
44	日時簿(事務の日記)			明治2年正月～同年12月	乾向山記録所	

大雲院資料目録より封筒番号・資料名・年代・作成者・付箋・表紙墨書について簡略にまとめたものである。  
区分は執筆者によるもので、その他付箋は「 」、墨書はそのまま表記している。

いての資料、③大雲院住職の格式に関わる資料が注目される。

### ① 東照宮に関連する資料

慶安五年（一六五二）の最初の東照宮祭礼の次第を記した33、元禄期（一六八八―一七〇四）の東照宮の宝物書上の控である資料7など因幡東照宮の状況を示す資料に加えて、鳥取藩主の東照宮祭礼における役割を記した覚書（8・10・32）、東照宮祭礼の協議に関わる34・37が含まれる。比較的広い年代にわたることから、後世、経緯をまとめるなどの意図で集められたものかと思われる。

### ② 安楽律院との関係についての資料

東照宮創設に先立つ長寿院の時代から、東照宮別当寺院と摩尼寺には深い関係があり、隠居寺としての摩尼寺は別当寺五世住職・観洞が、隠居後の享保三年（一七一八）、摩尼寺初代住職となって安楽律とした。資料9・43・44・46などが、安楽律と大雲院の関係を示す資料である。

### ③ 大雲院の格式に関わるもの

乾向山東隆寺と称する因幡東照宮別当寺院は、当初は淳光院を院号としたが、文化十二年（一八一五）に定院室号が「大雲院」に定まるまで、「唯識院」「慈雲院」「光雲院」と、何度か院号が替わっている。

資料35はそのうち「光雲院」の院室号を願い出た際のものである。

また、大雲院の住職は大僧都位であり、勅許を必要とした。資料45は、唯識院と号した湛洞が大僧都の勅許を受けた際の資料である。また、鳥取藩の僧侶の首座でもあった大雲院の住職にとって、位を表す儀礼の際の衣の色は大変重要なものであった。資料40・47・48・49は、安永年間の「萌黄玉虫之一色」の色衣着用に係る手続きを知ることができる一連のものである。（佐々木）

#### 【箱26】（対象外）

#### 【箱27】

当箱に収納されている資料は二三〇点である。その大部分は東照宮神領として創建当初より設定された高五百石の知行地となる因幡国邑美郡富安村に関連する文書でまとまっている。箱27は被せ蓋式の木箱で、高さ二一・三、横幅二七・三、奥行き三五・三センチとなっている。蓋上面には「天保七丙申歳 四月日」「御図帳面畝高并諸記録入」「乾向山役所」とある。

富安村は「東照宮の御神田」と言われ（「因幡志」）、村落すべての耕地が東照宮神領であったが、実際の得分は承応三年（一六五四）十一月十七日付の池田光仲の判物（写）の宛名が「乾向山淳光院」となっていることからわかるように大雲院であった（42）。

東照宮領高五百石の配当内容について一覽を掲げておくことにする。塔頭四ヶ院については、概説（八）を参照されたい。宮仕二人というのは「役僧」「宮僧」などと称された。「神主」は東照宮の神

表12  
因幡東照宮領高五百石配当目録

高50石	御供燈明料
高300石	淳光院（大雲院）
高30石	成就院
高22石	平福院（吉祥院）
高22石	大乘院
高22石	徳賢院（得玄院）
高24石	宮仕二人
高20石	神主
高10石	御供所下男二人

職で惣幣頭を兼ねた永江氏のことである。永江氏も全体からすると僅かに二十石を拝領するにとどまる。

当初より年貢収納は別当大雲院が直接行なう自分取立であったとされ

（『鳥取藩史』）、物成は四ツとされていた。寛文八年（一六六八）には郡奉行配下にて代官納による取捌とされた（『寺社方御定』）。その後鳥取藩の年貢収納制度が検見（毛見）から請免（定免）に移行して物成は四ツ七分とされ、再び大雲院による自分取立となつていく。しかしながら文政二年（一八一九）には自分取立が行き届き兼ね難渋との理由から、十年間を限り在方役所による年貢収納の願を大雲院が出して以後十年ごとに更新した。万延元年（一八六〇）には再び自分取立に変更されるのであるが、この間の関連資料は箱15にも残されているのでこちらも参照されたい。

当箱には文政期から明治期に至る「御勘定目録」がある。毎年、富安村庄屋から大雲院副寺宛に出される年貢物成の皆済目録であるが、前に見た時期による年貢収納方法による書式の違いは見られないうが、資料群としては、万延元年以降の勘定目録とそれ以前のものととは別のまとまりで管理されていた。

年貢収納については再三変更されたが、藩政時代を通じて富安村

が東照宮神領であったことは変わらなかった。富安村の耕地は豊沃といわれ、神領ということで村役懸り米などは一切免除された。村役人などの選出は大雲院の配下であったが、宗門ほか人別改めは他の村落と同様郡奉行配下とされ、通常の村落と同じ扱いである。また大雲院出火の節には富安村の役人ほか定められた人数が駆け付けることになっていた（44「御記録」所収「富安村捷書」）。天保九年（一八三八）大師堂の火災類焼後の片付にも従事している（箱15-44）。

大雲院における富安村支配の上でもっとも重要な基本台帳は資料1・3の田畑地続絵図（村絵図）と、資料2の田畑字寄地続帳である。共に嘉永七年（一八五四）八月に仕立てられており、元は箱15にあった。

資料1「字限絵図」は字毎に記されたもので、資料3「地続全図」は竪一六四・二センチ×横一七一・三センチの絵図である。従来一括して袋に収められており、資料名を上書きし、さらに「紛失無之様可為大件事 乾向山蔵入」と後筆を残している。絵図には地目・反別・名請人を記し、「認メ方」とする凡例を付し、字限絵図は壱々廿五までの小字名一覧を付している。

字寄地続帳は百四十九丁からなる簿冊で、嘉永七年当時の富安村耕地の所有形態、名請人の階層構造などが克明に把握できる内容である。先にも述べたように、当村落はすべてが東照宮神領で別当の大雲院支配によるが、名請人としても「副寺様」すなわち大雲院が登載され、土地所有の二重構造となっている。嘉永七年当初は字土



橋とその周辺に多少見られるが、その後大雲院は耕地を増加させ、字宮ノ廻リ・字天神などの比較的地味の良好な社地周辺の耕地を取得していることが「副寺様」と表記された付紙から理解される。

そのほか富安村における天保期の飢饉に関連する資料などが散見される。「富安村絶人免割帳・富安村絶人闕所帳」(214)、「富安村絶人割付帳」(202)、「飢夫持渡帳・飢夫持人富安村極難済人取札帳」(204)などである。(伊藤)

※領知判物に付属する目録(写)は箱Aにあり(箱A-10)

### 【箱28】

箱28は、木箱に収められており、点数は三三である。木箱に文字の記載はない。明治初期に関する資料が多く、教導職に関わる「神拝式・神教要旨略解」(2)・「十一兼題辨」(23)・「教義学論題(教導職関係の覚)」(26)・「教典訓法章程・旧修験本宗婦人処置之方法」(27)・「試験規則(講究・講義につき)」(28)などがある。明治新政府の宗教政策によってその対応を余儀なくされていく寺院の様子を見て取ることができる。

一点ものとしては、まず「本坊改革ニ付左之通定案」(1)は、本坊での制度改革で、細々とした生活規制を定めた案であり、御霊屋の月二回の出社について記している。

次に、「井上因碩言上写(不顧恐怖奉言上候)」(19)がある。これは松平三河守に宛てたもので、井上は囲碁四家元の一つ井上家十一代である(一七九八〜一八五九)。非常に個性が強く、兵法を

好み、中国への渡航を企てたという。井上は、江戸城本丸造営に際し諸侯への賦課を諫めようとしたというが、本資料はその写しであろう(『国史大辞典』参照)。

また、「当院転住後入院諸方状通記」(10)は、当院第十世韶鎮の文政四年(一八二二)の書状写しである。良航の隠居後、韶鎮の就任と「大僧都」の勅許に関わるやりとりがある。東叡山や冷泉家など関係者の往復書状である。(岸本)

### 【箱29】(対象外)

### 【箱30】(対象外)

### 【箱31】

箱31は、プラスチックのケースにまとめて納められていた資料で、本来は箱5、箱10など「因幡国乾向山東隆寺千手堂壇脇机」の抽斗資料の中に含まれていたものと思われる。点数は二〇。内容としては

① 東照宮祭礼の際の儀式に関わる図面や手順を示す文書(1「東照宮祭礼御旅所参列図」) 6「御神忌大師堂絵図面」、12「御祭礼御行列」) 14「東照宮祝詞」)

② 葬礼など藩主の儀礼に関わる文書(7「化田河原藩主齋場見取図」・16「齋稷公四十二御賀之時大師堂御参詣之図」)や、祈祷に関わる文書(9〜11)。

③ 大雲院の建物の図面(17「護摩堂御建立絵図」・18「乾向山大師堂全図」・19宝形造小絵図)

④ その他(15「天台宗宗務庁等級辞令書」・20「断簡」)

となっている。①は近世を通じて鳥取藩の最大の祭礼であった東照宮祭礼の姿を具体的に知ることができる資料であり、幕藩体制下の東照宮信仰と藩主の関係が示されたものである。②は、藩主の葬儀を始めとする鳥取藩の祭礼の資料で、儀礼の内容の一端とともに、東照宮別当寺院の、藩の宗教儀礼における役割を知ることができる。③④とあわせて、近年、寺史を調べる目的で他の文書群から抽出され、別置されていたものと思われる。(佐々木)

### 【箱32】

箱32もプラスチックケースで、点数は一〇、明治維新後〜明治十年頃の寺院再編に関わるものが多い。まとまったものとしては、①新政府関係の出版物、②吉祥院関係、③不二門智光に関わるもの、④教導職関連、⑤永江家関係である。

①については、「江城日誌」が一〜十一、「内外新聞」第一〜第三、「太政官日誌」第一〜第八、第十三・十四、第十五、第十七、第廿四〜廿七が確認できる。しかしながら「江城日誌」は江戸鎮台の公報で全十二冊、「内外新聞」は官軍側の新聞で、慶応四年(一八六八)閏四月〜八月の第十七号、「太政官日誌」は、慶応四年〜明治九年(一八七六)の九十号まで刊行されており、大雲院にすべて残っているわけではない。だが、大雲院が新たな時代の情報を常に注視し

ていたことが窺える。

②吉祥院は、大雲院の塔頭の一つであるが、明治二年(一八六九)には大雲院に合併していた。それを岩本村観照院に合併して「離立」しようとするものであった。その書類「合併寺院離立御届」(103)、「浦富龍王寺本尊安置出張説教所設置及び吉祥院分離再建一件綴」(109)などには、近世吉祥院の歴史が略述されており、塔頭の有り様を確認することができる。神仏判然の流れと、大雲院の流れをくむ寺院を残そうとする流れも明治十年前後まで存在することは極めて興味深い。

③明治二十四年(一八九一)「什物帳」(24)、明治三十一年(一九〇八)の「寺院所有物明細帳」(48)、同年「寺院所有物明細帳」(48・49)などは、不二門智光による大雲院の什物調査であり、明治段階の寺院所蔵の什物が記載されている。明治期における所蔵状況の確認には不可欠な資料である。

④教部省時代・教導職関連では、「寺院草創原由等書上控 全」(23)が鳥根県時代に大雲院に提出されたものの控えである。

⑤鳥取藩神職の総幣頭である永江遠江は、鳥取藩内社家の統括を世襲する家筋であるが、藩政資料以外では資料が少なくその役割を明らかにするのは難しい。大雲院を通じて東照宮に奉仕する唯一の社家としてその権威は大きい。具体的な活動などはまだ十分な資料に恵まれていないのが実情であろう。50〜56あたりはその活動の一端を見せているものと思われる。

ほかに、一点物でも貴重なものがある。まず「長寿院関係文書写」

(57) が貴重であろう。長寿院建立に関わる東叡山と鳥取藩との関係文書の写しである。その原本の一つが〔書状〕(相模守殿御参詣云々)(63)で、本書口絵「光仲様御書」(箱A-9)も写されており、数少ない近世初期の資料と言えよう。〔書状断簡〕(一切経借用の件他、後欠)(64)も同時期のものと考えられ、東照宮の始まりを象徴する資料の一つである。当時のことが確認できる重要なものの一つと言えよう。(岸本)

### 【箱33】〔大雲院絵図〕(本坊古大絵図)

寛保元年(一七四一)に大雲院本坊を再々建した状況を描いた絵図である(口絵13)。本坊は享保二十年(一七三五)の長田火事(権現堂火事)で類焼したのち、六年余りを経たのちに建造されている。本図の本坊の内容が、「寛保元年」の年記をもつ箱34-29の絵図と同じ内容であることから、本図は寛保元年十一月に竣工した本坊の絵図と認定される。慶安三年(一六四〇)の創建から、享保十一年の再建に次いで三代目となる本坊である。この本坊が明治維新まで存続することになる(但し大師堂及び後に建造される御霊屋は天保九年(一八三八)に自火災で焼失。箱15①(3)参照)。

〔大雲院絵図〕は、元は箱34-28・29等と一緒に袋に収められていたと考えられ(箱34解題参照)、袋に上書された「本坊古大絵図山林泉水共」の絵図に該当すると考えられる。絵図の内容と袋の表記、袋の大きさと本図の古い折り畳み痕の規格も合致する(箱34②参照)。

絵図は縦一五八センチ×横一一七センチ。絵図の端裏には「淳光院古絵図」とあるが、絵図中の墨書とは異筆である。当該期の大雲院の院室号は淳光院ではなく、唯識院であることから同時代の端裏書ではなく後世のものと思われる。箱34から別置となつて久しいらしく、本図のみが虫損や水濡れの痕跡など、劣化の進んだ状態であるが大変貴重な絵図である。

本図には大きく三つの特徴を指摘することができる。第一点目は、本坊を各部屋の名称も含め詳細に描いている点である。その内容から本坊の構造と機能の一端が読み取れる。当時「杉馬場通」などと称された参道から幅五間の門を潜ると正面には寺務を司つた「副寺寮」、その左には「僧寮」「土間・裏玄関」がある。副寺寮の右側の「寮」を挟んで十二畳の玄関があるが、こちらは藩主専用とみられる。「寮」は玄関と副寺寮を繋ぐ中間に立地している。本坊の寺務の中心は「寮」と「副寺寮」であろう。玄関の右奥には縁をめぐらせた書院と次の間が配置されている。外部からの視線は扉で仕切られて見通せない構造になっており、書院は池泉に面した側に床が設定されているのがわかる。書院付きの縁からは池泉に掛け渡された渡り廊下が延びて、別棟の建物に通じている。この建物には部屋の名称を記さないが、同じ内容の絵図、箱34-29には、書院の外縁と渡廊下の境界より別棟側に朱で区切りを付して「此今自分普請」と記している。この表記に従えばこの先にある離れは従来自分普請で建立・維持してきた大師堂ということになるが、その大きさや間取りに疑問もあり、御霊屋を想定して記した可能性もあつて判

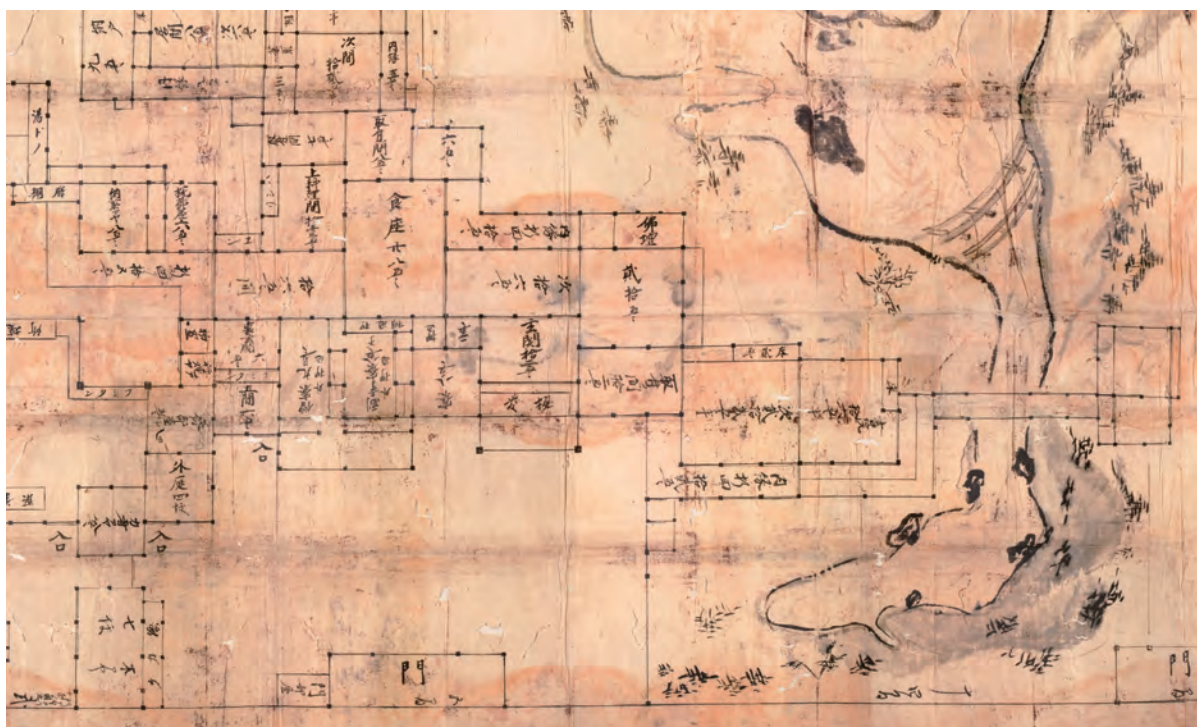


写真10 大雲院絵図（部分拡大）

然としない。いずれにせよ寛保元年には施工されなかった建物を記すものと思われることから詳細は不明と言わざるを得ない。大師堂が自分普請で再建されるのは十年後の宝暦元年（一七五一）六月二十八日のことである<sup>(1)</sup>。本坊北側にも「自分普請」の土蔵が一棟確認できる（口絵13の写真を参照）。なお本来の本堂である護摩堂は再建されていない。大師堂などにおいて御神忌ほか將軍の年回忌法要などを営んでいた。

本坊の奥まった位置には居間・次の間と折回りの縁をめぐらせた小書院がある。時代がやや下るが寛政期頃の小書院には、土方稻嶺の「波に鷹の図」が襖絵などの障壁画として利用されていた可能性がある（県博「杉浦（土方）家伝来資料」）。明治元年の絵図には小書院に「御成間」と記されている（県博6574）。

二点目として、大雲院資料中、本絵図のみが庭園部分を描いている点である。本図により当時の寺院境内の景観を知ることが出来る。享保期の二度に及ぶ火災で庭も荒れていたと思われる。本坊の再建に合わせて庭の整備も図られたことが推測され、その結果本図のような本坊と庭を含めた絵図面が作成されたのではないかと考えられる。書院と小書院が庭の眺望に勝れた位置にあることは一目瞭然である。中島のある大きな池泉は三方に水域がひろがっていて広大である。鶴・亀の蓬莱様式にも見立てられそうだが詳細は不明である。太鼓橋風の欄干を備えた木橋や土橋が掛けられているのがわかる。庭の北東部に位置する築山は、書院ならびに小書院からも見立てがきくように造られている。大名庭園の影響をうけた林泉回遊

式の庭であることが本図から理解することができる。

なお当地が明治期以降、招魂社であった時代には、まだ池泉の一部と築山を残していたが、護国神社と改称され、昭和十七年に新築社殿を建造して境内を造成した際、藩政期以来の池泉は完全に埋め立てられ、土壌も三〇〇六〇センチ程度土盛りされて高くされたという<sup>(2)</sup>。現在公園内に残る池は、護国神社が鳥取市浜坂に遷座転出してから造成された新しいもので本図の池泉と連続性はない。

三点目は、絵図中に「覚」を記録として残している。本堂（護摩堂）以外が再建された形で総坪数は二百七十二坪。創建当初の本坊より九坪七歩半狭くなったと記している。以下はその記載である。なお当「覚」と関連する記録は箱5-96にもある。

此新寺絵図改正也

寺之分式百七拾二坪也

公儀え半切ヲ以書出シ左之通

覚

一、式百七拾二坪

右此度出来之新坪数也

但シ前々之寺之坪数より九坪

七歩半狭シ

別二前々より有之候分

左之通也

焼残り

一、式間二三間ノ

塗り垂シ米蔵

此度出来前より狭シ

一、三間半二二間

木部屋

前々通り此度出来

一、半間二三間ノ

供部屋

右同断

一、巷間二一間半ノ

門部屋

右同断

一、書院雪隠

二ヶ所

右同断

一、下雪隠

三ヶ所

一、門ハ未出来申

一、小書院雪隠

壹ヶ所

一、居雪隠

壹ヶ所

右前々より有来也

一、六間二二間ノ

塩噌蔵

此分只今迄ハ無御座候得共

台所之内二而ハ不作廻二御

座候故、別ニ致さセ申候、尤

此度新寺之坪数九坪余

狭ク、木部ヤも少々狭ク御座候

註 (1) 「摘要記」によれば、宝暦元年の項に「六月廿八日大師堂皆出来、

遷座供養之事」とある。なお箱15-17「袖控」には、「宝暦二年自分再建仕り候、六間二五間半之大師堂御越年御祈禱始、御神忌等間狭、乍不都合御借用二而、可成二相動来候二付」とあるが、ここでは宝暦元年の竣工として扱った。

(2) 鳥取県立図書館蔵、「日本海新聞」昭和17年9月24日「護国神社正遷座祭」

(伊藤)

【箱34】

収納されている資料は三四点である。当箱収納文書の内容は大きく以下三系統からなっている。

- ① 近江国多賀成就院に関する書状類
  - ② 江戸中期大雲院本坊及び周辺絵図と関連記録類
  - ③ 藩主年賀祈禱に関する記録類
- 以下資料の具体的な内容及び伝来の背景について一瞥する。

① 近江国多賀成就院に関する書状類

もとは「文政十三年 多賀成就院住職一件」と墨書する袋に入っていた文書群である。「式袋之内 天保十年改メ」とある。もう片方の袋の文書群については判然としないが、箱13に多賀成就院の文書がまとまりをもっている。全体について言えることであるが、当文書群も十一世観讓の時代（天保十年・一八三九頃）に整理され保存的措置がとられているのがわかる。

多賀成就院関係の文書は、数量的には箱13の方が多いが、ここでは箱13の解題では触れ得なかつた点について以下簡単に述べておく。

多賀成就院は全国的に信仰のひろがりを見せた多賀大社の境内にあり、その信仰を支えた神宮寺（別当寺）の一つである。十五世紀末に創建された不動院のほか、当文書群にも散見される般若院・観音院も含め四ヶ寺が存在した（ともに明治維新で廃絶もしくはその一部が継承移転）。何れも天台寺院である。鳥取藩の記録には寛文期よりみられるが（「多賀成就院」ほか）、正徳五年（一七一五）には藩主御目見の記録も見える（「家老日記」）。

寛保三年願書の「口上」によれば、「享保元年、先大守様御一子御誕生之御祈禱、以御願書を以、御直二被仰附、奉承知、則於当社神前、両部秘法奉抽懇祈勤修仕候処、速二御願被為成御成就候」とある。これが事実ならば三代藩主吉泰の祈願により嫡男誕生（後の宗泰）の祈禱を直々に仰せ付けられたことを契機に、鳥取藩や大雲院との関係が形成されたと理解される。元文五年（一七四〇）代替わりした成就院住職の初入の際には御目見にて二汁六菜の料理で遇され、寛保三年（一七四三）には彦根藩領にありながら鳥取藩は百五十石の知行納所を仰せ付けている（以上「家老日記」）。また多賀大社には「坊人」と称された全国の檀那場で多賀大社の御札を配札する宗教者が多数所属しており、その御札を鳥取藩領内で配札したのが多賀成就院である（箱13-241）。伊勢御師らと同様に凶作年も許可されるなどの重い対応がとられ、江戸時代を通じて藩主・藩

領との深いつながりが認められ、因幡地方では旧家屋根裏から見つかる藁苞にも「多賀大社成就院護符」と銘する御札がよく見られる。鳥取池田家が多賀成就院を重用したのは先に触れたように藩主祈祷に功績しつつ、その祈祷が「法脈正統」として位置づけられた「密法」を伝授された祈祷であることによるものとみられる(2)。

多賀成就院が鳥取藩との関係で宗教活動の窓口にしたのが大雲院である。隠居などによる次期住職の任免にもかかわっており、それらの文書を中心に、書状形式の文書を残している。箱34収納分には、文化・文政期の多賀成就院の住職義海の後住をめぐる一件の文書が含まれている。大雲院の位置付けを理解する事例として一瞥しておくことにする。

義海は老衰病身におよんで、文政十二年五月に弟子仁厚坊義伝に後継を託し、大雲院も義海の意を汲んで仁厚坊の後住の願書を寺社奉行(河田十右衛門)に提出して承認を得ている。しかしながら先住義海が死去すると法類一同は仁厚坊の故障を申し立て、大雲院もこれを受けて願下を寺社奉行に申し立て、多賀成就院は「後住人体」に相応しい人物が決まるまで暫時無住となる。大雲院十一世観讓は、この間の措置として、多賀成就院を「拙僧へ暫時御預ケ被遣被下置候ハ、拙僧ハ不申及、法類共一同重畳難有奉存候」とする寺社奉行宛ての願書草案を残している(26)。最終的に提出されたか否かは不明としなければならないが、多賀成就院と大雲院、鳥取藩との関係を具体的に知らせる内容であろう。その後の住職は「御祈祷密法」を伝授され法脈正統とされた実円房義端が就任することにな

る(2)。従来の住職は「指継」(指名)により候補が立てられたが、今後は異論の無いように「法類中話談之上」決めることを多賀神宮寺法類で話し合い比叡山山門に通達している(19)。多賀成就院は、これ以前にも住職代替わりに関わる金銭などの問題について大雲院取扱にて内済和談が図られている(24)。大雲院が鳥取藩管轄の天台寺院あるいは寺院間の諸問題の内済に重要な役割を果たしていることが理解される。

## ② 江戸中期大雲院本坊及び周辺絵図と関連記録類

江戸中期大雲院本坊及び周辺絵図のほか本坊等の坪数・畳数の書上に関する記録である。柿洪を引いた袋に「覚」と見出しされ、その内訳として資料28～32までを箇条書して上書されまとめられていることが理解される(紙継ぎ剥離にて分離している図あり)。但し最初に明記された「本坊古大絵図山林泉水共壹枚」に該当するものは含まれていないのであるが、従来別置にされている箱33-1の「大雲院絵図」(本坊古大絵図)がそれであると思われる。本図は竪一五八センチ×横一一七センチで、大雲院資料中の絵図としては最も大きな部類に入る。当資料群を収めていた袋は、竪三二センチ(折込部まで)×横二四・五センチであり、大雲院絵図もこの袋に収まるように竪二九センチ×横二一センチ程度に折りたたまれていた形跡を残しており袋の大きさと合致する。当大雲院絵図は本図のみ非常に状態が悪く、随分以前より別環境にあって、本図のみが外的な影響を受けて劣化したものと推察される(「大雲院絵図」の解

説は箱33を参照)。

箱15①の解説にあるように、大雲院は享保五年(一七二〇)の石黒火事で本坊ほか付属の寺坊一切を焼失して、享保十一年に漸く本坊・護摩堂を再建したばかりであったが(「摘要記」、再び享保二十年五月十三日に発生した長田火事(権現堂火事)で大雲院の本坊・護摩堂は焼失する。火元は大雲院の近隣、上町の「権現堂長田大明神の社地の下なる商家(煙草屋)」とされている(「因府年表」)。

享保二十年「大雲院本坊絵図」(28)には「此指図八月廿三日山田弥兵衛ヲ以御老中え差出ス写也」とある。大雲院の本坊は寛保元年(一七四一)まで再建されていないことから、本図は計画図の控ということになる。図面の下地には一寸四方の升目を角筆(へらなどで筋引きした印)にして縮尺をとり、図の端書には「此分、式百六拾坪式歩半」と入れている。また「本坊仮屋において記す」とあることから、三ヶ月後には仮屋が復興していたようである。また本図と合わせて、間取ごとの坪数・畳数を書付にしたものが資料31である。図と合わせて同じ日に家老に提出された控となる。

寛保の「大雲院本坊絵図」(29)の端書には、「寛保元年辛酉十一月廿日御役人え引渡候絵図之控、外二坪数等之書付式通、右三通ヲ以引渡候、即御小細工え納り有之候」とある。本坊が完成したのちに他二通の書付類と一緒に引き渡された絵図の控である。絵図は資料28と同じ様式で一寸四方の角筆で仕立てられており、本図は享保二十年の火災で本坊を焼失したのち、寛保元年(一七四一)に実際に施工された絵図とみなされ、天保期に成立した「摘要記」にも



写真11  
江戸中期の絵図等が入っていた袋

「十一月本坊并坊中四ヶ院普請出来二付、絵図面ヲ以寺社奉行并御普請奉行之相渡」とある。また本図は箱33「大雲院絵図」に描かれている本坊部分(二百七十二坪)と一致する。

本図の「土蔵」部分は朱の線で囲み「自分普請」と墨書され、また本坊から廊下でつながる離れ(施設名の記入なし)部分の境界には、朱の線で区分けして「此自分普請」の墨書がある。

この図面に対応する本坊二百七十二坪の坪数書上帳が「古堂寺坪数新堂寺坪数」(33)である。一方の「新古堂寺坪数并畳数」(32)は「古堂寺」すなわち享保五年の石黒火事で焼失する以前の創建当初の本堂及び本坊三百六十六坪七步五厘(四六二畳)の書上で、うち本堂(護摩堂)は八間四面の七十二坪(百十九畳)を占めているのがわかり、創建時の本坊・本堂の規模がわかる。なお資料29寛保元年の絵図と共に提出された書付のうち、一通は箱5の中に「覚」



(96)として写しが存在している。絵図の端書と同じ「十一月廿日」に成就院・平福院の連名で提出されたことが知られる。

資料30と資料33・34双方の絵図は、享保二十年の長田火事以前の大雲院境内西側（東照宮鳥居周辺）を下地図としたもので、前者は東照宮鳥居付近の「御神馬屋」「御神馬地」を朱で丸く囲む。一方後者の絵図は、類焼した箇所を朱線で囲み、「朱引之分焼跡」と明示し、さらに御宮奉行のある区画に「此青紙仕切之内、寺内二入し、空き地二仕、火除ニ致度御座候」と注記して、実際に青色の細い紙を南北に添付して区画を明示していた様であるが、現状は剥離している部分が多く範囲は明確ではない。本図は「公儀へ差出し、願の通二仰せ付けられた」と大きく墨書されており、本図の作成・提出年を明記しないが、箱15-61「当院建立之節願書差出候控文言」（御内々口述之覚）は元文二年（一七三七）のこととする。当資料によれば貞享期の境内拡張、享保九年には平福院境内が大雲院本坊に取り込まれ、元文二年に御宮奉行屋敷・御宮番人が大雲院境内に入っ

て段々広くなったとしている。

### ③ 藩主年賀祈祷に関する記録類

藩主厄年に関わる年賀祈祷に関する記録であるが、箱34には貞享四年（一六八七）に厄年を迎える二代綱清の年賀祈祷についての次第書が一冊。同様に三代吉泰の年賀祈祷書が二冊含まれている。元は箱11に収められていたものと推察される。

（伊藤）

## 大雲院資料（古文書）を収納した文書箆筒

大雲院資料中の古文書類は、文書群としての組織体を解体しない方針のもとに資料の調査・整理をしてきた。その組織体（文書群）は袋や包紙・紙漉りなどでまとまっており、収納には単体の蓋付の木箱や柳行李などを使用する例もあるが、大多数は四棹程度の文書箆筒に収納されてきたものである。当報告書で区分されている「箱2」から「箱16」及び「箱18」の計十六箱がそれに該当する。どれも抽斗を単位にしており、本報告書で概ね「箱」と称しているのが



写真12 文書箆筒A (左)  
2017年撮影



写真13 文書箆筒B (右)  
2017年撮影

それである。中でも収納数が多く保存管理の中心的な文書箆筒がここで報告する二つの文書箆筒A（左）と、B（右）である（写真12・13参照）。本稿では大雲院の文書管理の全体像を明らかにすることは叶わないが、文書区分にもなっている「箱」について基本的な説明を加え、江戸時代以来の大雲院の文書構成及び文書管理の一端について報告するつもりである。

文書箆筒の製作年代については、現状、箆筒が土蔵最奥部にあり、詳細な確認が困難な状況ながら、抽斗先板（背面の板）の墨書には「中興開山観海」とあることから、四代住職観海の製作と推測できる（下記箱14墨書参照）。観海は延宝三年（一六七五）に別当職（住職）に就任し、元禄元年（一六八八）に隠居。享保三年（一七一八）に示寂していることから文書箆筒は江戸中期の作であると思われるが、当初より文書を収納していたかは確認が得られていない。文書箆筒の抽斗の中には、一つだけ新調されているものを含み、その抽斗底部（右12）には「文政四年巳二月新」（一八二一）の墨書が認められる。当抽斗は他の抽斗よりかなり新しく、一見して年代差のあることが判る外見であり、当文書箆筒が江戸中期の製作であることを承知させるものである。文書箆筒にも文化的価値があることは言うまでもない。

文書箆筒A（左）の大きさは、高さ七九・三、横幅六六・五、奥行四三・二センチである。他方B（右）の箆筒も同規格・同仕様であることから同じ時期の製作とみられる（但し、中仕切板の有無あり）。箆筒は二棹とも上下に五段の抽斗構造であるが、随分以前より箆筒から引き出された状態であった。

抽斗は皆同じ大きさで、例えば文書目録で箱14としている抽斗（右14）は、高さ一四・二、横幅六三・七、奥行三九・七センチ程度であり文書箆筒（B）の規格に一致する。抽斗の前板（前面）には多くの場合、収納されている文書群の見出しとして貼紙があり（写真14参照）、二つの箆筒の貼紙には、三・四人の異なる筆跡が見

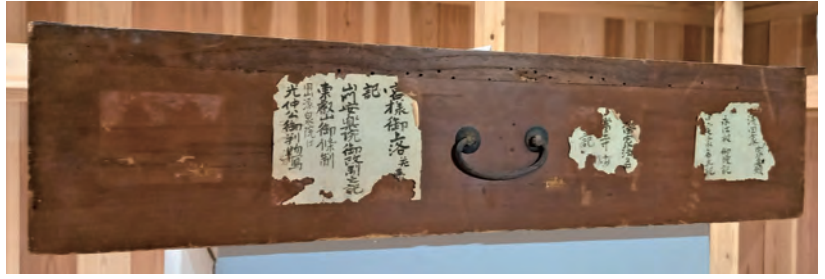


写真14 抽斗 箱14前板部分 2022年撮影

られる。前板中央には引手金具があり、当初の金具は丸型の台金具に把手が付き、修復したものは菱形の台金具を使用したものが見られる。

箱14の抽斗を例に文書箆筒の構造について見ていくことにする。前板に現状残る三枚の貼紙は同じ筆跡で、江戸後期の十一代観讓の筆と思われる。文書箆筒B（右）の貼紙に観讓の筆が多くみられる。引手金具の右側に①「□□家・浅田家家名願／永江被仰渡記／小宅家名立記」、②「池田家法名／当寺由□記」の二枚を付す。引手左側には③「宮様御上洛并薨□記／山門安楽院御改制之記／東叡山御条制／同山涼山院え光仲公御判物

写」とある。大雲院にとり重要な記録を貼紙で見出しにすることは当然のことで、大雲院の記録を扱う認識を示した資料と言えるであろう。当初は貼紙の位置に該当の文書群（文書包み）が収められていたものと推察される。

また抽斗の先板には抽斗番号が付されている。箱14の墨書には、右上に「四」とあり、続けて「因幡国／乾向山／東隆寺／千手堂／壇脇机／右五重／中興開／山觀海」と丁寧な墨書がある（写真15参照）。墨書は文書箆筒と抽斗の帰属・配置・製作者を示すものであ



写真15 抽斗 箱14の先板部分 2022年撮影

るが、文政四年（一八二一）に新調された抽斗に墨書はない。東隆寺は大雲院の寺号であり、「千手堂」については不明な点が多いが、安永五年（一七七六）「因幡国東照宮社領并社中境内堂舎等書上帳」（箱6-21）によれば、東照宮拜殿の右に建つ三間四方柿茸（こけら）の建物であったとされている。享保期両度の火災が及ばなかった場所である。


「右五重」もしくは「左五重」の記載は抽斗の箆筒の帰属、右上部「四」などの漢数字は抽斗の位置を示すものと思われる。箆筒の左右、上下の順番など十分な確証は得られないが、抽斗と箆筒の傷んだ部分の合致する点や、別の箆筒の墨書に「上ヨリ三」とあることを考慮すると、「四」は上から四番目の抽斗で、右の箆筒であると思料された。

なお原形態の文書構成・階層構造については気になる所ではあるが、江戸期の状態を復元することは困難であると思われる。ここでは箆筒と抽斗（箱）が別置となつて久しいこともあり、従前の状態を復元的に以下の表13に示し（一部情報の不揃いの箇所あり）、箱14を例に貼紙表記と収納文書の整合性を表14に示すにとどめておく。

三、箱ごとの概要

表13 文書筆筒収納一覧

	抽斗位置 (上から)	資料 箱番号	奥行	横幅	高さ	資料 点数	付 紙	抽斗の墨書・貼紙	実際の文書内容	備 考
左 (筆筒A)	1	4	397	637	142	282	なし	先板墨書「一/因幡国/乾向山/東隆寺/千手堂/壇脇机/左五重/中興開/山観海」 前板貼紙なし	東照宮神領富安村（年貢収納・小作・借用・土地売買）、末寺（諸願・縁起・寺院明細・棟札写）等	四隅鉄金具。 前板傾斜処理。 中仕切り板なし
	2	10	398	638	143	141		先板墨書「二/因幡国/乾向山/東隆寺/千手堂/壇脇机/左五重/中興開/山観海」 前板貼紙あり。判読できず。	霊光院色衣、神葬祭、大師堂及御霊屋再興、藩主一族御成及献立類等	四隅鉄金具。 前板傾斜処理。 中仕切り板なし
	3	9	398	637	142	142		先板墨書「三/因幡国/乾向山/東隆寺/千手堂/壇脇机/左五重/中興開/山観海」 前板貼紙「御祈禱御成献立記」「大山記録入」「御霊や御再建差定□」「御法事差定」「摩尼寺・浄国寺記録入」	末寺（諸願・色衣・什物・相論）等	四隅鉄金具。 前板傾斜処理。 中仕切り板なし
	4	7	398	637	141	257		先板墨書「四/因幡国/乾向山/東隆寺/千手堂/壇脇机/左五重/中興開/山観海」 前板貼紙「伯耆州末山記」	大山寺（御朱印渡し・相論仲介）、末寺（由緒・縁起・分限改・寺院明細・諸願）等	四隅鉄金具。 前板傾斜処理。 中仕切り板なし
	5	18	397	637	141	48		先板墨書「五/因幡国/乾向山/東隆寺/千手堂/壇脇机/左五重/中興開/山観海」 前板貼紙「御宮[ ]/不時記[ ]」「下馬札（抹消）/書上記/上町不届一件」「御祭礼并[ ]/祈禱受取[ ]/物覚記/薬師十二神/随神開眼/[ ]帳」「坊中宮仕永江知行米配渡控并同通類 附り富安村収納通控共」	明治初期寺院再編（神仏分離・移転・末寺廢絶合併）等	四隅鉄金具。 前板傾斜処理。 中仕切り板なし

	抽斗位置 (上から)	資料 箱番号	奥行	横幅	高さ	点数	付 紙	抽斗の墨書・貼紙	実際の文書内容	備 考
右 (筆筒B)	1	15	不明 (398 前後)	不明 (637 前後)	不明 (140 前後)	118	不明	不明	諸堂（大師堂/御霊屋火災・普請・勸化・絵図）、弘化三年唐金灯籠、東照宮神領知行米、末寺色衣、東照宮祭祀（服忌・触穢）、由緒書（涼泉院・公侃）等	四隅鉄金具。 前板傾斜処理。 中仕切り板なし
	2	8	398	635	142	241		先板墨書なし。新調抽斗。底板（裏面）墨書「文政四年巳二月新」。 前板貼紙「諸大師奉納物記/正覚院灌具奉納/无動寺本堂奉納/日蓮宗不埒一件」	由緒、什物、年忌法要（將軍・藩主・慈眼大師等）、末寺人別改、幕末政治情報等	新調抽斗。抽斗右上部欠損箇所あり。四隅鉄金具なし。 前板傾斜処理。 中仕切り板なし
	3	6	398	637	140	272		先板墨書「三/因幡国/乾向山/東隆寺/千手堂/壇脇机/右五重/中興開/山観海」 前板貼紙「当山/両国末山 人別書上」「当山両州末山 分限書上」「坊中記/吉祥院記/付円護寺記」	寺内人別改、寺院分限改、塔頭住職色衣、神葬祭等	四隅鉄金具。前板傾斜処理。 中仕切り板あり、欠損。後筆「机箱」
	4	14	397	637	142	146		先板墨書「四/因幡国/乾向山/東隆寺/千手堂/壇脇机/右五重/中興開/山観海」 前板貼紙①「□□家・浅田家 家名願/永江被仰渡記/小宅家名立記」 ②「池田家法名/当寺由□記」 ③「宮様御上洛并薨□記/山門安楽院御改制之記/東叡山御條制/同山涼泉院え/光仲公御判物写」	東叡山門跡（薨去・上洛・献上）、藩主葬送儀礼、由緒書（池田氏・初代公侃）等	四隅鉄金具。前板傾斜処理。中仕切り板あり
	5	3	397	639	140	144	なし	先板墨書「五/因幡国/乾向山/東隆寺/千手堂/壇脇机/右五重/中興開/山観海」 前板貼紙なし	東照宮（祭札・遷宮・藩主直拝）、大山寺御朱印取次等	四隅鉄金具。前板傾斜処理。 中仕切り板あり

箱14の場合、原形態の保存率としては、貼紙①については低く、貼紙②は表示資料が概ね確認され保存率は高い。貼紙③については半々程度である。貼紙で示された原形態がそのまま維持されているとは言い難く、資料の移動が多少見られる結果となった。文書筆筒(A・B)全体でも同様の傾向が想定される場所である。

なおここに報告した文書筆筒以外に、少なくとも二つの筆筒(C・D)が文書の収納に利用されていた。文書筆筒Cは「箱12」・「箱16」を収めていたもので、高さ九一・〇、横幅七七・五、奥行四〇・五センチ、四段の筆筒である。箱12は上から二段目と見られ、大雲院に安置されている歴代將軍の年回忌法事に関する文書群である。箱16は三段目で大雲院歴代任職の身分・進退に関する文書群であり、どちらも大雲院としては重要文書群と認識した内容とみられる(箱解説参照)。

他方、文書筆筒Dは「箱13」を収めた四段の筆筒で、高さ七四・〇、横幅一〇二・〇、奥行四四・〇センチである(片開戸付)。箱13は上から二段目の抽斗とみられる。江戸中期藩主祈禱関係、東照宮祭祀関係、近江国多賀成就院など、書状形式の文書を中心に、箱最大の六三二点が保管されていた(箱13解説参照)。文書筆筒C・Dも重要な存在であるので、文書筆筒の全体像を把握することが今後の課題となろう。

(伊藤)

表14 箱14 抽斗貼紙表記と文書内容

貼紙①	□□家・浅田家 家名願	箱14前板の貼紙は一部欠損しており、最初の見出しの家名は不明。一方の浅田家に関する文書は管見では存在しない。大雲院資料全体では、大雲院を経由する家名願は箱4資料21、田淵藤左衛門弟数馬の家名願が見られる程度であり、文書の移動が判明する。
	永江被仰渡記	東照宮創建当初より宮司職を務めた永江氏への「仰渡」や、称宜職の小宅氏「家名立」に関する記録は箱14に見られない。箱9に「前々被仰渡候写し覚」(資料107)があり、寛政～文化・文政期の藩の永江氏に対する仰渡が残される。また一連の文書として小宅の称宜職召出、東照宮昇殿を大雲院に願う文書があることから、箱9資料100～109は元々、箱14に存在したことがわかる。文書は紙縫りで一括されていた。
	小宅家名立記	
貼紙②	池田家法名	「池田家法名」に直接関係する文書は、嘉永3年(1850)に死去した11代藩主池田慶栄、法名「栄岳院」付与に関する葬送関連の文書群で資料100～138に袋で一括されていた。その他葬送関係は3代藩主吉泰(天祥院)、4代宗泰(大廣院)、5代重寛(岱獄院)、9代斉訓(瑞徳院)、慶栄と関連して家督問もない12代慶徳の元服関連文書を含む。また分知家のものに東館5代延俊の葬送関係、一門衆の福本(粟賀)池田家の初代輝澄(法名大雲院)以降の法名書付を残す。
	当寺 <sup>(備)</sup> □記	箱14に現存する「由緒記」関連の資料は、「公侃院家由緒書」(資料29)・「御旧記抜書(池田家由緒書)」(資料31)である。貼紙の内容は前者「公侃」のものか。
貼紙③	宮様御上洛并薨 <sup>(去)</sup> □記	資料1～14は従来包紙で一括になっていたもので、「日光宮様」の上洛記録、「歡喜心院宮様」「安楽心院宮様」らの薨去記録を含むことから概ね貼紙の文書を内在すると見られる。
	山門安楽院御改制之記	包紙に一括されていた資料(139～141)は、僅か3点であるが、上書に「山門安楽院御改制之事」とある。箱14にはこの他に安楽院改制に直接関係する文書は見られないことから、当貼紙内容の文書はこの文書か。後々まで参照された記録の一つとみられる。
	東叡山御条制	明確に該当する資料群が見られないようであり詳細は不明。安楽院改正に関連する文書をいうか。
	同山涼泉院え 光仲公御判物写	当文書は箱14になく、箱15江戸中期の書状、資料70～73を一括する袋の上書に「涼泉院知行高書付在之光仲公御判物うつし等入」とあるが管見では確認できない。箱15資料71涼泉院定女書状(唯識院宛)の内容から光仲判物は本書の別紙であることが判明する。袋の裏面には「天保十年改之」とあり、11世観讓が当判物写など関連文書を袋にまとめ、文書筆筒にも貼紙で見出しを付して整理したことが理解される。天保9年の自火災以降、このような記録の調査・整理に着手したのかも知れない。

四、便

覽

## 便覧1 大雲院年表

年	西 曆	事 項
元和2年	1616	徳川家康没。久能山に埋葬。
元和3年	1617	徳川家康を日光に改葬。東照大権現号付与。日光に徳川秀忠、東照社を建立する。池田光政、摩尼寺山林寺禄を付与。
元和9年	1623	二代将軍秀忠隠居・家光三代将軍就任。
寛永元年	1624	寛永寺創設。天海が寛永寺初代住職となる。
寛永4年	1627	上野東照社が建立され、寛永寺が別当となる。
寛永7年	1630	池田光仲（鳥取藩主池田家初代）誕生。
寛永9年	1632	光仲、三歳で家督相続・鳥取へ国替となり初代鳥取藩主となる。二代将軍秀忠死去、増上寺に埋葬。
寛永13年	1636	徳川家光、現在の日光東照宮建立。
寛永16年	1639	池田光仲、鳥取城下栗谷に長寿院を建立（天海弟子・栄春が住職に就任）。栄春は摩尼寺中興開基となり兼務。
寛永17年	1640	松平（池田）輝澄、播磨宍粟藩を改易となり、池田光仲預けとなる。
寛永18年	1641	光仲、十二歳で国入り。
寛永20年	1643	天海入寂。日光へ埋葬される。天海高弟・公海が寛永寺二代住職に就任。
正保2年	1645	東照宮の宮号が朝廷より付与される。
慶安元年	1648	光仲、家康三十三回忌を長寿院で行う。
慶安3年	1650	池田光仲、因幡東照宮とその別当寺乾向山東隆寺を建立、院号を淳光院とする。公侃（池田輝澄六男）得度し、初代住職となる。
慶安4年	1651	正月十七日、上野東照宮社殿建立にあたり参道左最前列に光仲が銅燈籠を寄進。三代将軍家光没。
承応2年	1653	栄春（長寿院初代）、乾向山東隆寺の二代住職に就任。
承応3年	1654	池田光仲より因幡東照宮に五百石が寄進される。輪王寺宮を中心とする東叡山・比叡山・日光山の寺院体制がこの頃確立される。
明暦3年	1657	栄春、摩尼寺復興に着手するが、入寂。摩尼寺に埋葬される。
寛文2年	1662	廣海、乾向山東隆寺三代住職に就任。摩尼寺を兼務する。初代公侃の父松平輝澄死去。
延宝2年	1674	廣海、摩尼寺にて入寂。摩尼寺に埋葬される。
延宝3年	1675	観海、乾向山東隆寺四代住職に就任。
延宝5年	1676	公侃、寛永寺塔頭・涼泉院二世に就任し、大山寺住職を兼務。
延宝8年	1680	四代将軍家綱死去、寛永寺に埋葬。
天和11年	1682	公侃、一年間大山寺に滞在し三千石の朱印状を取次。
貞享2年	1685	初代鳥取藩主光仲隠居。綱清二代藩主相続。池田仲澄に二万五千石分知し東館池田家を立家。
元禄元年	1688	観海、隠居し摩尼寺復興を志す。約三十年かけて堂宇 仏像など整備。
元禄11年	1689	観洞、乾向山東隆寺五代住職就任。「慈雲院」の院号を受ける。
元禄3年	1690	淳光院初代公侃入寂。寛永寺涼泉院に埋葬。
元禄5年	1692	落雷により鳥取城天守焼失。

四、便 覧

年	西 暦	事 項
元禄6年	1693	池田光仲没。奥谷の墓所に埋葬。
元禄13年	1700	二代藩主綱清隠居。吉泰が三代藩主相続。池田清定に一万五千石分知し、西館池田家を立家。
元禄14年	1701	鳥取、大洪水。
元禄15年	1702	鳥取、大洪水。
宝永3年	1706	観洞、大師堂を建立。
宝永6年	1709	五代将軍綱吉没。寛永寺に埋葬。
正徳元年	1711	鳥取、真教寺火事。二代藩主綱清没、奥谷に埋葬。
正徳2年	1712	鳥取、麩屋火事。六代将軍家宣死去増上寺埋葬。
正徳4年	1714	観洞隠居、比叡山で安楽律院に入律五行する。湛洞、乾向山東隆寺六代住職に就任。「唯識院」と号す。
正徳5年	1715	七代将軍家継死去 増上寺埋葬。
享保元年	1716	鳥取藩士米村所平、後の霊光院の地に阿弥陀堂・観音堂を建立。
享保11年	1717	観洞、霊光院（明治以降の大雲院）を創設。
享保3年	1718	観海死去。摩尼寺に埋葬する。観洞、摩尼寺初代住職となり安楽律派とする。
享保5年	1720	鳥取、石黒火事により乾向山東隆寺も庫裏から本堂まで焼失。霊光院も堂宇残らず焼失。
享保6年	1721	鳥取大洪水。米村所平、霊光院本堂再建。文殊菩薩安置し経蔵を新築。九輪石塔を建立。
享保9年	1724	鳥取、黒川火事。霊光院初代玄成入寂、霊光院は以後十年乾向山東隆寺の管理となる。
享保10年	1725	鳥取城下、帳屋火事。
享保17年	1732	観洞入寂。
享保20年	1735	鳥取、長田火事。石黒火事後に再建された乾向山東隆寺の庫裏から大師堂まで焼失。
元文4年	1739	三代藩主吉泰死去奥谷へ帰葬 宗泰四代藩主相続。
寛保元年	1741	湛洞、隠居。湛純、乾向山東隆寺七代住職に就任し、「慈雲院」と号す。乾向山東隆寺、本堂・大師堂を除き再々建。
延享4年	1747	四代藩主宗泰死去 奥谷帰葬・五代藩主重寛が相続。
宝暦元年	1751	乾向山東隆寺大師堂、再々建される。八代将軍吉宗死去寛 埋葬。
宝暦4年	1754	六代湛洞入寂。滝山に埋葬。
宝暦7年	1757	五代藩主重寛、藩校尚徳館創設。
宝暦11年	1761	九代将軍家重死去。増上寺埋葬。
明和4年	1767	湛純、隠居。徳讓八代乾向山東隆寺住職に就任、「光雲院」と号する。
明和5年	1768	徳讓「光雲院」から「唯識院」へ号を変える。
天明3年	1783	五代藩主重寛死去 奥谷帰葬。六代藩主治道が相続。
天明6年	1786	十代将軍家治死去。寛永寺埋葬。
寛政元年	1789	湛純入寂、滝山埋葬。
寛政8年	1796	大山寺焼失。
寛政9年	1797	徳讓入寂、滝山埋葬。良航、乾向山東隆寺九代住職に就任、「唯識院」と号す。
寛政10年	1798	六代藩主治道死去、奥谷に帰葬。七代藩主齊邦、相続。
享和3年	1803	良航、大山寺山論1件を解決。



年	西 曆	事 項
文化4年	1807	七代藩主齊邦死去、奥谷婦葬。八代藩主齊稷相続。
文化12年	1815	乾向山東隆寺、院室号を「大雲院」に固定する。
文政4年	1821	良航隠居。韶鎮、乾向山東隆寺十代住職就任。
文政5年	1822	齊稷「三つ葉葵紋」正式許可。
文政6年	1823	摩尼寺庫裏再建。
文政8年	1825	良航入寂。滝山埋葬。
文政10年	1827	韶鎮入寂、滝山埋葬。觀讓、乾向山東隆寺十一代住職就任。
天保元年	1830	八代藩主齊稷死去、弘福寺埋葬。九代藩主齊訓、相続。
天保6年	1835	觀讓、大山寺本坊を再建。
天保8年	1837	十一代将軍家斉死去、寛永寺埋葬。
天保9年	1838	乾向山東隆寺大雲院、大師堂・御霊屋焼失。
天保12年	1841	觀讓、大雲院の社領分限帳作成。厨子入り不動明王大師堂安置・古写経断簡寄贈。九代藩主齊訓死去、奥谷婦葬。
天保13年	1842	十代藩主慶行相続・乾向山東隆寺大雲院大師堂、十二天作成。
嘉永元年	1848	十代藩主慶行死去、奥谷埋葬。十一代藩主慶榮相続。
嘉永3年	1850	十一代藩主慶榮、初入国途中で死去、奥谷婦葬。池田慶徳十二代藩主就任。
嘉永4年	1851	觀讓死去、滝山埋葬。光讓、乾向山東隆寺十二代住職就任。
嘉永6年	1853	十二代将軍家慶死去。増上寺埋葬。
安政5年	1858	十三代将軍家定死去。寛永寺埋葬。
万延元年	1860	摩尼寺本堂再建
慶応元年	1865	光讓隠居・奥光範、乾向山東隆寺十三代住職就任。
慶応2年	1866	十四代将軍家茂死去、増上寺埋葬。十五代将軍慶喜相続。
明治元年	1868	光讓死去、滝山埋葬。
明治2年	1869	九月の東照宮祭礼後、別当寺乾向山東隆寺大雲院は観音院へ移転。慶徳、版籍奉還により鳥取藩知事就任。
明治3年	1870	三月、大雲院は靈光院を合併して現在地に移転。
明治4年	1871	廃藩置県により十二代慶徳藩知事 解任東京へ移住。

原案／田尻光照（原文縦書・掲載原稿は事務局にて再構成）



### 便覧3 大雲院末寺一覧表

寺号	由緒	山号	院号	所在地
慈眼寺	寛永9年(1632)中興。	補陀洛山	観音院	因幡国邑美郡鳥取
大雲寺	大雲院5世観洞、正徳4年(1714)隠居以降中興。享保2年(1717)末寺となる。	清涼山	靈光院	因幡国邑美郡鳥取
龍王寺	大雲院5世観洞、正徳4年(1714)隠居以降中興。	竹美山	得壽院	因幡国岩井郡牧谷村
安養寺	承応2年(1653)鐘銘。貞享5年(1688)現在地移転。	無量寿山	善光院	因幡国岩井郡細川村
吉祥寺	慶長2年(1597)再建棟札銘。	安岳山	常智院	因幡国岩井郡岩常村
網代寺	慶安2年(1649)大教房円養再興。元禄13年(1700)までに末寺となる。	古海山	観照院	因幡国岩井郡岩本村
東源寺	寛文4年(1664)大雲院4世観海弟子亮真中興、摩尼寺枝院。天和2年(1682)末寺となる。	醫王山		因幡国岩井郡湯村
座光寺	万治2年(1659)権律師周観再興。元禄年間(1688-1704)中興。	菖蒲山	薬師院	因幡国高草郡菖蒲村
蓮花寺	寛永20年(1643)大雲院前身長寿院栄春弟子周伝中興。	妙台山	法乘院	因幡国気多郡早牛村
弥勒寺	正保3年(1646)中興。	都卒山	本乘院	因幡国気多郡紙屋村
三仏寺	慶雲3年(706)役小角開山。	三徳山	浄土院	伯耆国河村郡三徳
長谷寺	慶長年間(1596-1615)中興。元禄13年(1700)末寺となるカ。	打吹山	泉流院	伯耆国久米郡倉吉
現光寺	延享2年(1745)までに末寺となる。	薬王山		伯耆国久米郡倉吉
大日寺	中興仙旭寛永4年(1627)没。	胎金山 (現/桜山)		伯耆国久米郡桜村
転法輪寺	承応3年(1654)大雲院堅者法印禅海中興以後本寺大雲院法脈。	湯谷山	大教院	伯耆国八橋郡別所村
智積院	寛永10年(1633)寺領4石寄進。智積寺法蔵院と改称。	船上山		伯耆国八橋郡

※この表は「寺院草創原由等書上控全」(箱32-23)・「両国当院末寺名記」(箱6-20)を基に、『鳥取県の地名』(平凡社、1992)などを参照して作成した。

四、便 覧

便覧4 安永3年因幡国伯耆国天台一宗人別改

寺院名	出家人別	道心者人別	俗人別	合 計	
唯識院	9		9	18	
同塔頭4ヶ寺	4		6	10	
観音院(慈眼寺)	7	3	6	16	
靈光院(大雲寺)	4		3	7	
龍王寺	1			1	無住につき留守僧1人
善光院(安養寺)	2		1	3	
吉祥寺				0	無住につき善光院預り
網代寺	4			4	
東源寺				0	無住につき網代寺預り
座光寺	1		1	2	
蓮花寺	2		1	3	
弥勒寺	2		1	3	
清鏡寺	1			1	
円城寺	1			1	
三仏寺正善院	1		1	2	
同輪光院	2			2	
同竜城院				0	無住につき正善院預り
大光寺	1			1	
長谷寺	2		1	3	
現光寺	1		1	2	
大日寺	1			1	
転法輪寺	1			1	
智積院	1			1	
計	48	3	31	82	

※この表は箱6-62を基に作成した。

便覧5 歴代住職一覧表

大雲院						
世代	名前	住職就任		示寂		摘 要
		年	西 暦	年	西 暦	
1	公 侃	慶安3年	1650	元禄3年	1690	淳光院。池田輝澄6男。兼任涼泉院・大山西楽院。
2	栄 春	承応2年	1653	明暦3年	1657	慈眼大師侍者。号大乘坊。
3	広 海	寛文2年	1662	延宝2年	1674	公侃弟子。
4	観 海	延宝3年	1675	享保3年	1718	公侃弟子。元禄元年隠居後摩尼寺称心静院移住。
5	観 洞	元禄2年	1689	享保17年	1732	慈雲院。観海弟子。正徳4年隠居。龍王寺・靈光院・浄国寺建立。摩尼寺律寺開祖。
6	湛 洞	正徳4年	1714	宝暦4年	1754	唯識院。寛保元年隠居。
7	湛 純	寛保元年	1741	寛政元年	1789	慈雲院。湛洞弟子。明和4年隠居。
8	徳 讓	明和4年	1767	寛政9年	1797	光雲院。湛純弟子。明和5年唯識院。
9	良 航	寛政9年	1797	文政8年	1825	唯識院。徳讓弟子。文化12年大雲院常院室号。文政4年隠居。
10	韶 鎮	文政4年	1821	文政10年	1827	良航弟子。
11	観 讓	文政10年	1827	嘉永4年	1851	良航弟子。
12	光 讓	嘉永4年	1851	慶応4年	1868	良航弟子。慶応元年隠居。
13	奥光範	慶応元年	1865	明治10年	1877	光讓弟子。明治9年隠居。
14	不二門智光	明治9年	1876	大正7年	1918	明治44年第244代天台座主。

観音院						
世代	名前	住職就任		示寂		摘 要
		年	西 暦	年	西 暦	
中興	宣 傳	寛永9年	1632	明暦3.11.14	1657	備前国光珍寺3世隆宣弟子。同寺4世住持。
2	豪 辯	明暦3年	1657	延宝2.10.3	1674	宣傳弟子。光珍寺5世住持。
3	豪 宣	延宝2年	1674	宝永5年	1708	豪辯弟子。
4	豪 英	宝永5年	1708	享保3年	1718	豪宣弟子。輪王寺宮より代々住職へ因伯兩州茂木蘭色衣着用許可。
5	豪 提	享保3年	1718	享保10年	1725	豪英弟子。
6	洞 明	享保10年	1725	元文4年	1739	慈雲院観洞弟子。
7	義 潭	元文4年	1739	宝暦3年	1753	美德山禅梁院より転住。寛保3年隠居。
8	湛 山	寛保3年	1743	宝暦10年	1760	唯識院湛洞弟子。成就院より転住。宝暦4年隠居。
9	全 澄	宝暦4年	1754	明和元年	1764	唯識院湛洞弟子。龍王寺より転住。
10	洞 應	明和元年	1764	安永元年	1772	唯識院湛洞弟子。蓮華寺より転住。
11	義 純	安永元年	1772	寛政5年	1793	唯識院湛純弟子。得玄院より転住。義栄より改名。寛政2年隠居。
12	諦 詢	寛政2年	1790	享和元年	1801	唯識院徳讓弟子。成就院より転住。
13	慈 綱	享和元年	1801	天保5年	1834	唯識院徳讓弟子。成就院より転住。文化7年隠居。
14	溪 順	文化7年	1810	文化13年	1816	唯識院徳讓弟子。得玄院より転住。
15	静 澄	文化13年	1816	嘉永7年	1854	唯識院徳讓弟子。法蔵院より転住。文政12年隠居後法蔵院。

四、便 覧

16	業 堅	文政12年	1829	天保12年	1841	大雲院良航弟子。美德山正善院より転住。天保9年隠居。
17	統 謙	天保9年	1838	安政3年	1856	大雲院観讓法弟。得玄院より転住。天保15年江州膳所靈照院転住。後改名光観。
18	観 圓	天保15年	1844	嘉永3年	1850	大雲院観讓弟子。大乘院より転住。嘉永3年隠居。
19	観 實	嘉永3年	1850	安政3年	1856	大雲院観讓弟子。成就院より転住。
20	韶 辯	安政4年	1857			大雲院韶鎮弟子。美德山正善院より転住。明治5年辞職。
21	観 純	明治5年	1872			大雲院観讓弟子。善光院より転住。

摩尼(律)寺						
世代	名前	住職就任		示 寂		摘 要
		年	西 曆	年	西 曆	
中興	栄 春	寛永20年	1643	承応2年	1653	
2	廣 海	承応2年	1653	寛文2年	1662	
3	観 海	寛文2年	1662	元禄16年	1703	
律寺 開祖	観 洞	宝永元年	1704	享保3年	1718	
2	覃 珠	享保4年	1719	享保18年	1733	
3	義 諦	享保18年	1733	延享4年	1747	
4	智 堂	延享4年	1747	寛延2年	1749	
5	泰 巖	寛延2年	1749	宝暦3年	1753	
6	古 雲	宝暦3年	1753	宝暦7年	1757	
7	大 空	宝暦7年	1757	安永5年	1776	
8	密 庵	安永5年	1776	寛政2年	1790	
9	裕 道	寛政2年	1790	文化元年	1804	
10	十 如	文化2年	1805	文化4年	1807	
11	寂 善	文化4年	1807	文化10年	1813	
12	浄 範	文化10年	1813	天保元年	1830	
13	密 雲	天保元年	1830	安政2年	1855	
14	大 願	安政6年	1859	慶応3年	1867	
15	妙 順	慶応3年	1867			

\*この表は『明治10年1月寺院草創原由等書上控全』（箱32-23）を基に作成した。

執筆者一覧 (順不同)

岸 本 覚 (鳥取大学地域学部教授)  
坂 本 敬 司 (元鳥取県史編さん室長)  
伊 藤 康 晴 (鳥取市歴史博物館学芸員)  
原 島 修 (歴史学よろず請負業)  
来見田 博 基 (鳥取県立博物館学芸員)  
佐々木 孝 文 (鳥取市教育委員会文化財専門員)

執筆協力

田 尻 光 照 (宗教法人天台宗大雲院代表役員)  
中 川 仁 喜 (大正大学准教授)

鳥取市文化財調査報告書 35

因幡東照宮別当寺院大雲院資料調査報告書

〔一〕歴史資料編  
第一冊 概説

令和五年三月三十一日発行

編集・発行 鳥取市教育委員会

〒六八〇―八五七一

鳥取県鳥取市幸町七十一番地  
(鳥取市役所本庁舎五階)

印刷 総合印刷出版株式会社



本事業は、文化庁地域活性化のための特色ある文化財（美術工芸品）調査・活用事業国庫補助金の交付を受けて実施されています。

Supported by the Agency for Cultural Affairs, Government of Japan in the fiscal 2018~2023

